令和８年度第１回中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
次　　第

日　時　令和８年７月27日（月）　午前10時
場　所　中野市人権センター　　会議室１

１　開　　会

２　あいさつ

３　自己紹介

４　正副会長の選出

会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　副会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　会議事項

(1)　本審議会委員の役割について　　…　資料１

(2)　中野市における人権政策について　　…　資料２

(3)　第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の策定について
…　資料３

６　そ の 他

７　閉　　会

令和８年度

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会資料

令和８年７月27日（月）午前10時

中野市人権センター

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿

選出区分	委嘱時の所属団体・職名	氏　名	備　考
識見を有する者	飯山人権擁護委員協議会 中野部会	永沢　清生	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
識見を有する者	飯山人権擁護委員協議会 中野部会	山田　正彦	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市民生児童委員協議会 理事	鈴木　嘉則	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市民生児童委員協議会 理事	小山　靖夫	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市あらゆる差別をなくす推進 協議会企業人権教育部会　部会長	羽生田　輝彦	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	部落解放同盟長野県連合会 中野市協議会　会長	芝内　七郎	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	部落解放同盟長野県連合会 中野市協議会　会計	都筑　京子	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市区長会　理事	遠山　勝之	任期　令和７年６月11日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	ふるさと虹の会　会員	長澤　京子	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市身体障がい者福祉協会 会長	矢澤　則夫	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市シニアクラブ連合会 副会長	池田　幸男	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市校長会（高丘小学校校長）	堀内　寛子	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市ＰＴＡ連合会 (延徳小学校PTA会長)	田中　知幸	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日
各種団体の代表	中野市分館協議会　副会長	髙見澤　和夫	任期　令和８年７月１日～ 令和10年６月30日

【資料１】

（１）本審議会委員の役割について

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の概要

１　設置の目的

本審議会は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議することを目的としている。

２　委員の構成等

審議会は、条例に基づき委員 20 名以内で組織し、委員は各種団体の代表、識見を有する者のうちから市長が委嘱している。

任期は２年。（現委員の任期は、令和 10 年６月 30 日まで。）

３　審議会の活動等

市長からの諮問に応じて調査審議するため、審議会を開催する。

４　その他

委員には、市から人権に関する講演会や研修会等への参加を案内している。

事務局は、くらしと文化部人権・男女共同参画課で行っている。

○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成17年４月１日条例第35号

改正

令和４年３月18日条例第12号

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　市民は、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（教育、啓発活動及び相談体制の充実）

第４条　市長は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

２　市長は、国、県及び関係団体との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実を図るものとする。

（実態調査の実施）

第５条　市長は、第１条の目的を達成するための施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

（審議会の設置）

第６条　部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第７条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　各種団体の代表

（２）　識見を有する者

（任期）

第８条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第９条　審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第11条　審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

２　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

（２）中野市における人権政策について

人権のまちづくり事業の概要

１　目　的

中野市の人権擁護施策は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」と「中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画」に基づき、差別のない明るい中野市の実現を図るために推進している。

⑴　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例（平成 17 年４月１日施行）

・すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

⑵　第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（平成 29 年３月策定：平成 29 年度～令和８年度）

・市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念とする。

・人権のまちづくり（人権センターを拠点とした、市民と行政の協働による人権施策の実施）を推進する。

２　主な事業の内容

⑴　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の運営

・「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、本審議会を設置する。

・各団体から委員の推薦をいただき、市長が委嘱する。

・委員は 20 人以内で任期は２年。（現在 14 名）

・次回役員改選は令和８年度。

・人権に関する講演会や研修会等へ積極的に協力している。

⑵　中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部の運営

・「中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程」に基づき、差別撤廃及び人権擁護に関する施策を積極的に推進するため本部を設置する。

・副市長を委員長とし、各部課長を委員及び幹事とする。

・中野市の人権に関わる各種事業を積極的に推進する。

⑶　中野市あらゆる差別をなくす推進協議会の運営

・あらゆる人権問題の早期解決を推進するため、また人権教育の促進を図ることを目的とし、昭和 47 年度に設立した。（前身は中野市部落解放推進協議会）

・会長は中村明文さん、会員数 215（個人 25、団体 122、企業 68）であり、事務局は人権・男女共同参画課が担っている。

・事務局において、会費の徴収等の会計処理や事業推進のための運営を行っている。

・本会には学校人権教育部会、企業人権教育部会、社会人権教育部会があり、学校人権教育部会では、小・中・高校における人権教育研究会や公開授業、人権作文やポスター等の募集、いじめ実態調査等を実施し、社会人権教育部会及び企業人権教育部会では、差別をなくす市民集会、差別をなくす講演会等に積極的に協力している。

・中野市あらゆる差別をなくす推進事業補助金交付要綱に基づき、市から補助金を交付している。

⑷　人権擁護委員

・人権擁護委員は、市長が法務大臣から推薦依頼を受け、市議会の意見を求めて法務大臣へ推薦し、それに基づき法務大臣が委嘱している。
（現在９名）

・任期は３年であり、活動は人権相談、街頭啓発、人権の花運動、人権紙芝居、人権フォーラム、人権に関する研修会への参加等であり、長野地方法務局　飯山支局が事務局を担っている。

・中野市では、人権擁護委員の活動を支援している。

⑸　部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会

・例年、８月に、部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃の「関係法律の整備」「人権政策確立」を求めると同時に、住民参加の「人権のまちづくり」を通じて、真に人権が尊重された地域社会を構築するために開催されており、中野市は本会の開催に共催している。

⑹　差別をなくす市民集会・差別をなくす講演会

・差別のない明るい中野市を築くために開催している。

⑺　各団体への補助金の交付、負担金の負担

・毎年度、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会、部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、中野市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会、飯山人権擁護委員協議会中野部会の活動を支援するため、補助金を交付している。

・平成 22 年度から、認定ＮＰＯ法人長野犯罪被害者支援センターの活動を支援するため、負担金を支出している。

⑻　その他

・中高地区管内の部落解放同盟と行政の連絡調整を図るため、部落解放同盟中高地区協議会役員と市町村担当職員による中高地区行政教育連絡会議を毎月開催している。

・部落解放同盟からの要請に応じ、行政交渉への対応や、総会、旗びらき、全国集会、東日本研究集会、長野県研究集会、中高地区研究集会へ参加している。

【資料２-２】

中野市の差別撤廃及び人権擁護に関する施策

令和７年度　事業実績

令和８年度　事業計画

中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部

（中野市くらしと文化部人権・男女共同参画課）

中野市差別撤廃及び人権擁護に関する施策

目　次

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 1　人権重視の行政
  - (1)　行政に携わる職員の人権感覚の醸成 …… 1
  - (2)　人権に関わり深い特定事業に従事する者に対する人権教育の推進 …… 3
  - (3)　国・県等との連携 …… 3
- 2　学校及び保育所等における人権教育と啓発
  - (1)　学校における人権教育 …… 5
  - (2)　保育所等における人権教育 …… 5
- 3　家庭や地域社会における人権教育と啓発 …… 7
- 4　企業における人権教育と啓発 …… 9

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
- 1　同和問題
  - (1)　人権擁護の確立
    - ・部落差別の解消 …… 11
    - ・人権侵害の救済と擁護 …… 11
  - (2)　教育・啓発の推進
    - ・市民に対する教育・啓発 …… 13
    - ・人権センター事業の充実 …… 15
    - ・学校や保育所等における人権教育の充実 …… 17
  - (3)　健康福祉の増進 …… 19
  - (4)　生活環境の改善 …… 19
- 2　女性の人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 21
  - (2)　教育・啓発の推進
    - ・男女平等実現のための教育の推進 …… 21
    - ・生涯学習の推進 …… 23
  - (3)　社会参画の推進 …… 27
  - (4)　雇用・就労の促進
    - ・労働についての啓発 …… 29
    - ・労働環境の整備 …… 29
  - (5)　健康福祉の増進
    - ・母性保護と健康づくりの充実 …… 31
    - ・子育て・介護機能の充実 …… 33
    - ・生活の安定 …… 33
- 3　高齢者の人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 35
  - (2)　教育・啓発の推進 …… 37
  - (3)　雇用・就労の促進 …… 41
  - (4)　健康福祉の増進 …… 43
  - (5)　生活環境の改善 …… 47
- 4　障がいのある人の人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 49
  - (2)　教育・啓発の推進
    - ・市民に対する教育・啓発 …… 51
    - ・学校等における人権教育 …… 55
  - (3)　社会参画の推進 …… 57
  - (4)　雇用・就労の促進 …… 59
  - (5)　健康福祉の増進 …… 61
  - (6)　生活環境の改善 …… 63
- 5　子どもの人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 65
  - (2)　教育・啓発の推進
    - ・家庭 …… 67
    - ・学校等 …… 67
    - ・地域 …… 67
- 6　外国人の人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 75
  - (2)　教育・啓発の推進 …… 77
  - (3)　社会参画の推進 …… 77
  - (4)　雇用・就労の促進 …… 83
  - (5)　健康福祉の増進 …… 83
- 7　その他の人権
  - (1)　人権擁護の確立 …… 85

所管課等別

庶務課 …… １、11、21、29、35、45、49、65、75、85

健康づくり課 …… 19、31、45、61、81、83、85

福祉課 …… ３、21、33、35、49、51、53、57、59、61、63

高齢者支援課 …… 19、33、35、39、41、43、45、63、85

子育て課 …… 67、71、73

子ども相談室 …… 65、67

保育課 …… １、３、５、17、21、23、25、37、55、65、67、77

市民課 …… 33、49、75、83、85

人権・男女共同参画課 …… １、３、５、７、９、11、13、17、21、23、25、27、35、37、49、51、55、67、69、75、77、79、81、85

人権センター …… ３、５、７、９、11、13、15、17、21、23、25、35、37、39、41、49、53、55、67、69、75、77、79、81

農業振興課 …… 27

商工観光課 …… 29、41、59、81、83

都市建設課 …… 47、63

消防課 …… 27

学校教育課 …… ３、５、17、21、25、39、55、65、71、77、81

生涯学習課 …… ９

公民館 …… ９、27、41、67、81

選挙管理委員会 …… 27

農業委員会 …… 29、33、45、49

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進

1　人権重視の行政

（1）　行政に携わる職員の人権感覚の醸成

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容
◆市行政のすべてにおいて、人権に配慮した行政施策の展開に努めます。 ◆職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。 ◆市民の立場にたった電話応対、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。 ◆職場ごとの自主研修に努めます。 ◆地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。	継	全課	・行政に携わる職員として、常に市民の人権を尊重する姿勢を持って毎日の職務に努めた。
	継	人権・男女共同参画課	・市差別撤廃・人権擁護推進総合計画に基づく各課の令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画の調査や人権に関わる事業の進捗状況の把握・分析を行い、本事業の推進を図った。
	継	人権・男女共同参画課	・市男女共同参画審議会の開催　２回
	継	庶務課	・職員の人権意識を高めるため、人権に関する職員研修を開催した。 開催回数：１回 受講者数：289名 内容：長野県人権フェスティバル2025における人権講演の動画視聴
	継	保育課	・保育士に対する人権教育研修を実施した。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催（みなみ保育園）

実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
職員一人ひとりが日頃から人権について考え、人権意識を高めていくことが必要。	・行政に携わる職員として、常に市民の人権を尊重する姿勢を持って毎日の職務に努める。	差別をしない、させない、許さない社会の形成の一助となる。
令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画の調査を実施した。	・市差別撤廃・人権擁護推進総合計画に基づく各課の令和７年度事業実績及び令和８年度事業計画の調査や人権に関わる事業の進捗状況の把握・分析を行い、本事業の推進を図る。	本調査を通じ、人権に関わる事業の推進に対し、人権感覚の再認識が図られる。
男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で必要な事項を調査審査するため、条例により設置。	・市男女共同参画審議会の開催	市長の諮問に応じて男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で必要な事項の調査審査が行われる。
職員を対象に人権研修を実施している。	・職員の人権意識を高めるために、人権に関する職員研修を行う。 研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。
研修の参加率向上が課題	・保育士に対する人権教育研修を実施する。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催予定	保育士の人権意識の高揚を図る。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進

1　人権重視の行政

（2）　人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対する人権教育の推進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権啓発・教育のあり方に努めます。	継	福祉課	・民生児童委員あてに、人権問題に関する講演会等の周知を行った。	民生児童委員の負担軽減が課題	・民生児童委員あてに、人権問題に関する講演会等の周知を行う。	民生児童委員としての資質の向上
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回 492人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進

1　人権重視の行政

（3）　国・県等との連携

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆国、県、各種団体等と連携を図り、啓発・教育の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。 ◆地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。	継	人権・男女共同参画課 人権センター 学校教育課	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 開催日　８月25日　参加者413人 （うち中野市194人） ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催　12回	・中高地区で連携し、人権教育・啓発活動を実施している。 ・中高地区の連携を活用し、より効果的な教育・啓発を検討する必要がある。	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催	・中高地区内の人権情報や人権教材の共有化が図られる。 ・中高地区内における人権教育・啓発内容の統一が図られる。 ・中高地区内の協力体制の確立と連帯意識の高揚が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
２　学校及び保育所等における人権教育と啓発
（１）　学校における人権教育

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取り組み、一人ひとりが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ◆地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。 ◆学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会を充実させます。	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
２　学校及び保育所等における人権教育と啓発
（２）　保育所等における人権教育

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆保育所等に通う子どもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。 ◆子どもたち一人ひとりが体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気づいたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。（３園）	人権紙芝居は４年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の開催	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
◆保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進します。	継	保育課	・保育士に対する人権教育研修を実施した。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催（たかやしろ保育園）	研修の参加率向上が課題	・保育士に対する人権教育研修を実施する。	
◆保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回 492人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて家庭での人権意識の向上・子どもの権利擁護が図られる。

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。 ◆人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。 ◆県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、ＮＰＯ（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。 ◆障がいがある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の機会を作り、共生意識の醸成に努めます。 ◆地域社会活動への女性の参加が少ない状況であるため、主体的、自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体」 講師　山口　真一 参加者　46人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」を計画し、８月25日に開催した。 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　伏木　久始 参加者　47人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	人権センター	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行した。	・人権意識の高揚が図られている。 ・人権センター事業の周知が図られている。	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行する。	・人権意識の高揚が図られる。 ・人権センター事業の周知が図られる。

	継	人権・男女共同参画課	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及びホームページ掲載により意識啓発を図った。 「交差点」年３回発行 全戸配布		・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図る。 「交差点」年３回発行　全戸配布予定	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	生涯学習課	・情報紙の発行や各種講座を開催し、市民への啓発に努めた。 生涯学習情報の発行　　４回 中野まなびぃ塾の開催　47回　803人	より効果的な啓発を検討する必要がある。	・情報紙の発行や各種講座を開催し、市民への啓発に努める。 ・生涯学習のまちづくりの中での人権教育の充実を図るため、「第３次中野市生涯学習基本構想」を策定する。	人権意識の高揚が図られる。
	継	公民館	・各種団体の育成及び交流の促進を図った。 ・利用団体発表会・作品展、市民書道展を開催した。(中央) ・文化祭（作品展示、芸能発表）を開催した。（北部・西部） ・文化祭（作品展示、音楽祭）を開催した。（豊田）	利用者及び地域の人々の生きがいづくり、交流の一助となった(中央)(北部)（西部）（豊田）	・各種団体の育成及び交流の促進を図る。 利用団体発表会・作品展、市民書道展を開催予定(中央) 文化祭（作品展示、音楽祭）を開催予定（北部・西部） 文化祭（作品展示、音楽祭）を開催予定（豊田）	生きがい作り、人の交流が期待できる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　　参加者917人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権・男女共同参画課 人権センター	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会を８月25日開催した。 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催　12回	・中高地区で連携し、人権教育・啓発活動を実施している。 ・中高地区の連携を活用し、より効果的な教育・啓発を検討する必要がある。	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催	計画の基本理念「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る」ための、人権意識の醸成が図られる。

4　企業における人権教育と啓発

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	 期待される効果
◆市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育の啓発・周知に努めます。 ◆市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。	継	人権・男女共同参画課 人権センター	・市あらゆる差別をなくす推進協議会の協力を得て、各種研修会等の宣伝や参加を図った。 ・「差別をなくす市民集会」「差別をなくす講演会」「人権センターまつり」を開催した。	市内企業に対し人権教育の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会の協力を得て、各種研修会等の宣伝や参加を図る。 ・市民集会、講演会、企業人権教育講演会、人権センターまつりの開催	市内企業に対し人権教育の機会が提供できる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

１　同和問題

（１）人権擁護の確立

・部落差別の解消　　・人権侵害の救済と擁護

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆市の「情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報の保護に関する法律」※に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また、市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年４月から実施しています。 ※第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画31頁中の「個人情報保護条例」は令和５年４月１日廃止のため、ここでは「個人情報の保護に関する法律」としています。 ◆国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。 ◆相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。 ◆各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。 ◆同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立」要求国民運動を促進します。	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止に努めている。	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、イオン中野店、信州中野駅前及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター生活相談員2名による各種相談 相談件数49件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける人権相談の実施 相談件数４件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
	継	人権・男女共同参画課	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

1　同和問題

（2）　教育･啓発の推進

・市民に対する教育･啓発

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の充実とその活性化に努めます。 ◆身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決して行こうと行動する者を育成するため、人権教育講座を充実します。 ◆様々な機会を捉えて人権問題の理解を深め､人権尊重の意識の高揚に努めます。 ◆啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題の理解を深めます。 ◆行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりの検討をしながら、「住みよい地域づくり」「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付31区	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　参加者917人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷へ正義を振りかざす「極端な	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫 参加者　51人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・ポスターをチラシ等に掲載して活用した。	市内小・中・高等学校の児童生徒を対象とした作品を通じ、人権問題への意識高揚と人権教育の一層の推進が図られる。	・ポスターをチラシ等に掲載して活用する。	市内小・中・高等学校の児童生徒を対象とした作品を通じ、人権問題への意識高揚と人権教育の一層の推進を図る。
	継	人権・男女共同参画課 人権センター	・市あらゆる差別をなくす推進協議会を通じて、各種研修会等の宣伝や参加を図った。 ・「差別をなくす市民集会」「差別をなくす講演会」「人権センターまつり」を開催した	市内企業に対し人権教育の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会を通じて、各種研修会等の宣伝や参加を図る。 ・差別をなくす市民集会、差別をなくす講演会、人権センターまつりの開催	市内企業に対し人権教育の機会が提供できる。
	継	人権・男女共同参画課	・部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会へ補助金を交付した。	部落差別解消に対する同団体への活動支援	・部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会へ補助金を交付	部落差別解消に対する活動が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

１　同和問題

（２）　教育・啓発の推進

・人権センター事業の充実

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を行います。 ◆日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。 ◆同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。 ◆子どもの人権意識を醸成するため、「子ども人権教室」を推進します。 ◆同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。	継	人権センター	・人権や福祉に関わる、相談、講座の開設、区等が開催する研修会への支援、市企業人権教育推進協議会と協同による各種事業の推進等を行った。 ・「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・人権や福祉に関わる、相談、講座の開設、区等が開催する研修会への支援、市あらゆる差別をなくす推進協議会と協同による各種事業の推進等の実施。 ・「人権センターまつり」の開催。	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
1　同和問題
（2）　教育・啓発の推進
・学校や保育所等における人権教育の充実

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。 ◆日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図ります。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。 （３園）	人権紙芝居は４年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　492人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
1　同和問題
（3）　健康福祉の増進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆高齢者の社会参加活動や生きがいづくりなどを支援し､幅広い活動の場や機会づくりに努めます。 ◆壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。 ◆介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。 ◆健康教育の充実及び各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。	特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ､必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査、特定健診：６月～11月 肝炎ウイルス検診：６月～11月 前立腺がん検診：６月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周疾患検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 健康まつり事業　延徳地区：10月26日 歩いて健康フェスタ：11月1日 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月30日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査、特定健診（集団）：５月～11月 特定健診(個別医療機関）：６月～３月 肝炎ウイルス検診：５月～11月 前立腺がん検診：５月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周病検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 歩いて健康フェスタ：11月 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月29日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
1　同和問題
（4）　生活環境の改善

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆急速に進む高齢化社会に向けて、市全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。		全課	・特定の事業はなし。		・特定の事業はなし。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（１）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。 ◆教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。 ◆男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。 ◆配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。	継	人権・男女共同参画課	・市男女共同参画推進条例及び第４次男女共同参画計画に基づき、男女のエンパワーメント(自立)への支援、男女平等の意識啓発のため、講座等を開催した。 男女共同参画セミナー 開催数　５回　参加数延86人 男女共同参画推進出前講座 開催数14回　参加数306人 ・啓発広報紙「交差点」の発行３回	社会制度や慣行、しきたりなどによる性別役割分担意識は、依然根強く残っている。意識改革に向け、より効果的な啓発事業が必要。	・市男女共同参画推進条例及び第４次男女共同参画計画に基づき、男女のエンパワーメント(自立)への支援、男女平等の意識啓発のため、講座等を開催する。 男女共同参画セミナー 男女共同参画推進出前講座 啓発広報紙「交差点」の発行（年３回）	各種講座や研修等を通し、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	庶務課	・職員の人権意識を高めるため、人権に関する職員研修を開催した。 開催回数：１回 受講者数：289名 内容：長野県人権フェスティバル2025における人権講演の動画視聴	職員を対象に人権研修を実施している。	・職員の人権意識を高めるために、人権に関する職員研修を行う。 研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	福祉課	・ＤＶをはじめ、女性が抱える様々な悩みを、専門の女性相談員が聴き、共に解決への道を探した。 電話相談453件　面接相談101件　計554件	専門の女性相談員が電話や面接により、女性の様々な悩みの相談を受けている。	・ＤＶをはじめ、女性が抱える様々な悩みを、専門の女性相談員が聴き、共に解決への道を探す。	
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 相談件数49件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 相談件数４件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（２）　教育・啓発の推進
・男女平等実現のための教育の推進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。	継	保育課	・男女平等観に立ち、男児・女児が共に仲良く遊べるよう配慮し保育した。	保育において実施	・男女平等観に立ち、男児・女児が共に仲良く遊べるよう配慮し保育する。	男女平等観の醸成が図られる。
◆学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。	継	学校教育課	・児童、生徒名簿は男女混合の五十音順で作成した。	五十音順にすることで公平性を確保している。	・児童、生徒名簿は男女混合の五十音順で作成する。	業務効率の向上や公平性の確保が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（２）　教育・啓発の推進
・生涯学習の推進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。 ◆生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。 ◆地域における生涯学習の推進と家庭教育事業を充実します。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　492人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体」 講師　山口　真一 参加者　46人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫 参加者　51人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図った。 「交差点」年３回発行　全戸配布	社会制度や慣行、しきたりなどによる性別役割分担意識は、依然根強く残っている。意識改革に向け、より効果的な啓発事業が必要。	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図る。 「交差点」年３回発行　全戸配布予定	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

	継	人権センター	・「人権センターまつり」を計画し、開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人
	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 人権擁護委員による人権紙芝居の実施（３園）
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、イオン中野店、信州中野駅前及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　　参加者917人
	継	人権センター	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行した。 ・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付31区

	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	人権紙芝居は概ね３年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付。	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行する。 ・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。 ◆政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。 ◆地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。	継	人権・男女共同参画課	・審議会、委員会等の女性登用状況を調査した。 30.8%（令和７年４月１日現在） ・年度内に委員等の改選を予定している審議会等に、女性の登用の一層の促進を図った。	前年より女性登用率が低下したため、一層の促進を図る。	・審議会、委員会等の女性登用状況を調査する。 令和７年度目標値　35% ・年度内に委員等の改選を予定している審議会等に、女性の登用の一層の促進を図る。	女性委員が増加することにより、市の政策・方針決定に多用な意見を反映できる。
	継	農業振興課	・啓発活動や農村女性の地域活動への支援を通じ、農村女性の地位向上や社会参加の推進を図った。 ・中野市農村女性活動推進委員会　委員20人 ・北信州農村女性つどいへの参加 参加人数22人 ・長野県農村女性フェスティバルへの参加 参加人数0人	20～30代の若い世代の参加者が少ない。	・啓発活動や農村女性の地域活動への支援を通じ、農村女性の地位向上や社会参加の推進を図る。 ・中野市農村女性活動推進委員会の開催 ・北信州農村女性つどいへの参加 ・長野県農村女性フェスティバルへの参加	農村女性の地位向上や社会参加につながる。
	継	消防課	地域の消防活動において、女性団員の登用を促進した。	女性団員 ・副分団長１名 ・部長１名 ・班長２名 ・全女性団員25名	・地域の消防活動・啓発活動を通じ、地域防災力向上を図るため、女性団員の更なる登用を促進する。	・地域での予防啓発等の活動の他、災害現場での救護活動や避難活動について、女性の特性をいかした活動が期待できる。
	継	公民館	・各種委員の委嘱において、女性委員の登用を促進した。 女性の委嘱者数４人(公民館運営審議会委員４人)	女性委員４人	・各種委員の委嘱における、女性委員の登用を促進する。	
	継	選挙管理委員会	・選挙において、各投票所の投票立会人等へ女性の登用を促進した。 ・参議院議員通常選挙 女性の選任者数　(期日前立会人等23人) ・衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査 女性の選任者数　(期日前立会人等22人)	関係区長へ周知依頼をしているところだが、選任にあたっての内申は少ない。	・選挙において、各投票所の投票立会人等へ女性の登用を促進する。	社会参画の推進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（４）　雇用・就労の促進
・労働についての啓発　・労働環境の整備

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識をたかめるための啓発に努めます。 ◆新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。 ◆雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。 ◆家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。 ◆女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。 ◆職業相談、就業あっせんにより雇用の安定確保に努めます。 ◆各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。	継	庶務課	・「職場におけるハラスメントに関する基本方針」に基づき、相談窓口を設置した。	職員の相談窓口を設置し、ハラスメントの発生防止に努めている。	・ハラスメントの発生などを防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努める。	働きやすい職場環境が整備され、職員の意欲や職場全体の能率向上につながる。
	継	商工観光課	・職業訓練法人中高職業訓練協会への業務委託により、女性のための在宅ワーカー・IT人材育成講座を開講し、女性の就職を支援したとともに雇用促進を図った。 受講者５人		・職業訓練法人中高職業訓練協会への業務委託により、女性を対象とするキャリアコンサルティング及び在宅ワーカー養成講座を開講し、女性の就業を支援するとともに雇用促進を図る。	女性の就業率向上、雇用促進とともに市内企業の人材確保につながる。
	継	農業委員会	・北信農業農村支援センターと連携し、家族経営協定の締結を促進するため、女性農業者の活動推進を図った。	農家の高齢化、後継者不足	・北信農業改良普及センターと連携し、家族経営協定の締結を促進するため、女性農業者の活動推進を図る。	・役割を明確にし、女性の農業経営における位置づけを明確にする。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
2　女性の人権
（5）　健康福祉の増進
・母性保護と健康づくりの充実

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。 ◆健康づくり事業の充実をし意識の高揚を図ります。 ◆スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。	継	健康づくり課	・各種母子保健事業を実施し、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図った。 健康をこどもにつなぐ事業 ～葉酸サプリメント給付事業～　182人 母子保健相談指導事業　1,210人 母子栄養健康づくり事業　育児教室82組 マタニティママ＆パパクラス 75人 妊産婦乳児健康診査事業 （妊婦4,093回　乳児（1か月・10か月）346人　産婦396回） 妊婦・産婦・新生児訪問指導事業 （妊産婦　187人　新生児　9人） 妊婦歯科健康診査事業　75人 なかの子育て応援アプリユーザー数　873人	妊産婦や子育て世帯に対して、教室や保健指導、健診、アプリ等を通して正しい知識の普及啓発や気軽に相談できる体制づくりの充実が必要である。	・各種母子保健事業を実施し、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図る。 健康をこどもにつなぐ事業 ～葉酸サプリメント給付事業～　200人 母子保健相談指導事業　1,380人 母子栄養健康づくり事業　育児教室　110組 マタニティママ＆パパクラス 80人 妊産婦乳児健康診査事業 （妊婦4,390回、乳児（1か月・10か月）460人、産婦400回） 妊婦・産婦・新生児訪問指導事業 （妊産婦　210人　新生児　20人）予定 妊婦歯科健康診査事業　100人 なかの子育て応援アプリユーザー数1,000人	妊産婦や子育て世帯が、正しい知識を得ることができ、不安や心配を気軽に相談できることで、妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができる。
	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査、特定健診：６月～11月 肝炎ウイルス検診：６月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月～11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周疾患検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 健康まつり事業　延徳地区：10月26日 歩いて健康フェスタ：11月1日 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月30日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査、特定健診（集団）：５月～11月 特定健診(個別医療機関）：６月～３月 肝炎ウィルス検診：５月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月～11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周病検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 歩いて健康フェスタ：11月 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月29日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。 ◆障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援に努めます。 ◆母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。 ◆女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。	継	福祉課	・母子父子自立支援員による母子相談事業を実施し、母子父子寡婦家庭の自立促進を図った。 相談件数　750件	生活全般の相談と自立に向けた支援を、多岐にわたり行う必要がある。	・母子父子自立支援員による母子相談事業を実施し、母子父子寡婦家庭の自立促進を図る。	
	継	福祉課	・子ども福祉医療費給付金事業を実施し、子どもの医療費負担を軽減し、福祉の向上を図った。 子ども　5,305人	０歳から18歳までの子どもの医療費を無料化した。	・子ども福祉医療費給付金事業を実施し、子どもの医療費負担を軽減し、福祉の向上を図る。	
	継	福祉課	・児童扶養手当の支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図った。 受給者数　238人	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けている。	・児童扶養手当の支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図る。	
	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。	特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ,必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
	継	市民課	・国民年金制度の周知を行うとともに、年金相談等を行った。 ・市の広報による周知 毎月　11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年	特になし	・市の広報等を活用し、国民年金制度の周知を図るとともに、年金相談等を行う。	・年金の受給漏れを防ぐ
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。 ・令和７年度加入実績（女性）　６人	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
３　高齢者の人権
（１）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容
◆高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。 ◆高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた情報の提供に努めます。 ◆成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センター高齢者支援課が窓口となり相談体制を充実します。	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。
	継	福祉課	・各種相談事業を実施した。（社会福祉協議会へ委託）
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 相談件数49件
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 相談件数４件
	継	高齢者支援課	・個人情報については、個人情報保護法等に基づき適正に管理した。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供した。
	継	高齢者支援課	・地域包括支援センターの窓口で総合相談を実施した。 ・高齢者虐待防止等権利擁護相談、成年後見制度利用相談を実施した。 ・認知症カフェ運営補助

実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
相談窓口の開設と周知を継続する。	・各種相談事業を実施する。（社会福祉協議会へ委託）	
相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
特になし	・個人情報については、個人情報保護法等に基づき適正に管理する。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供する。	
相談件数の増加	・地域包括支援センターにおける総合相談事業の実施。 ・高齢者虐待防止等権利擁護相談、成年後見制度利用相談の実施。 ・認知症カフェ運営補助	相談体制の充実

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
3　高齢者の人権
（2）　教育・啓発の推進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解し、認知症の理解を深め誰もが暮らしやすい地域づくりのため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権啓発・教育に努めます。 ◆高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　492人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体」 講師　山口　真一 参加者　46人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫 参加者　51人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　参加者917人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。

	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人
	継	高齢者支援課	地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催した。
	継	高齢者支援課	・認知症講演会「ぼけますから、よろしくお願いします。」　参加者800人
	継	高齢者支援課	・介護予防情報誌「粋」を発行した。 ２回

	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	サポーター数は増加しているが、今後も継続して講座を開催する。	地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催する。	認知症への理解を深め、当事者・支援者が住み慣れた地域で生活できる。
	認知症への理解の浸透を図る。	・認知症の方への理解を深めるため認知症講演会を実施する。	認知症への理解を深め、当事者・支援者が住み慣れた地域で生活できる。
	高齢者に関する情報提供環境の充実	・介護予防情報誌「粋」の発行。	高齢者自身の生活環境や介護予防に向けた意識の向上が図られる。

	継	人権センター	・シニアクラブを対象にして人権教育研修を実施した。 老人クラブ　３クラブ　51人		高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習機会の提供	・シニアクラブを対象にして人権教育研修を実施する。	高齢者自身の人権意識の向上が図られる。
	継	公民館	・シニア大学等高齢者を対象に心身の健康維持を図る講座を開催した。 11回　参加者749人（中央） 10回　参加者256人（北部） ５回　参加者100人（西部） ３回　参加者 58人（豊田）		高齢者のニーズや意欲に配慮した講座の提供	・高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会を提供する。 11回　（中央） 10回　（北部） ５回　（西部） ３回　（豊田）	・生きがいを見つける。 ・自ら学び交流を深める。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

３　高齢者の人権

（３）　雇用・就労の促進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。 ◆高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。 ◆高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。	継	商工観光課	・高齢者も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催している職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担した。		・高齢者も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催する職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担する。	高齢者の雇用促進
	継	高齢者支援課	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をした。	安定的な事業運営の確保、地域ニーズ及び高齢者ニーズに対応した就業機会の確保と提供	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をする。	高齢者の生きがい就労の場の提供と人手不足等地域の諸課題の解決への貢献
	継	商工観光課	・ハローワーク飯山と連携し、高齢者の雇用促進を図った。 就職者 47人		・ハローワーク飯山と連携し、高齢者の雇用促進を図る。	高齢者の雇用促進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆高齢者一人ひとりができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリェーション活動等について支援します。 ◆豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。 ◆要援護高齢者とその介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。 ◆高齢者が安心して保健福祉サービスを受けられるための、支援体制の強化に努めます。 ◆高齢者の保健福祉に関わる人たちの人権教育に努めます。	継	高齢者支援課	・高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動、地域社会との交流を図るシニアクラブ活動に助成した。 ・70歳以上の高齢者にシルバーいきいき応援券を交付し社会参加の促進を図った。 ・みんなでなっちょ！体操出前講座の実施69回 ・各種一般介護予防教室を開催した。 ・介護支援専門員連絡会・研修会の開催12回	教室や研修会の内容の充実	・高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動、地域社会との交流を図るシニアクラブ活動に助成する。 ・70歳以上の高齢者にシルバーいきいき応援券を交付し社会参加の促進を図る。 ・みんなでなっちょ！体操出前講座の実施 ・一般介護予防教室の開催 ・介護支援専門員研修会の実施	介護予防の促進 介護支援専門員の資質向上
	継	高齢者支援課	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をした。	安定的な事業運営の確保、地域ニーズ及び高齢者ニーズに対応した就業機会の確保と提供	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をする。	高齢者の生きがい就労の場の提供と人手不足等地域の諸課題の解決への貢献
	継	高齢者支援課	・「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策の展開、介護サービス基盤の整備、保険給付を行った。 ・中野市要介護者在宅介護慰労金を支給し、要介護被保険者の日常生活の介護をしている者に、その労をねぎらい激励する。	今後も継続し、計画に基づいた施策の展開や保険給付を行う。	・「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策の展開、介護サービス基盤の整備、保険給付を行う。 ・中野市要介護者在宅介護慰労金を支給し、要介護被保険者の日常生活の介護をしている者に、その労をねぎらい激励する。	
	継	高齢者支援課	・高齢者を対象とした、介護予防や食生活改善の各種講座を実施し、高齢者の健康増進と生活習慣病予防を図った。	関心の無い方に対する意識変容の促し。	・高齢者を対象とした、介護予防や食生活改善の各種講座を実施し、高齢者の健康増進と生活習慣病予防を図る。	高齢者自身の健康増進や介護予防への意識の向上が図られる。

	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査、特定健診：６月～11月 肝炎ウイルス検診：６月～11月 前立腺がん検診：６月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周疾患検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 健康まつり事業　延徳地区：10月26日 歩いて健康フェスタ：11月1日 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月30日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査、特定健診（集団）：５月～11月 特定健診(個別医療機関）：６月～３月 肝炎ウイルス検診：５月～11月 前立腺がん検診：５月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周病検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 歩いて健康フェスタ：11月 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月29日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。
	継	高齢者支援課	・地区老人クラブごとに食生活改善及び介護保険に関する説明会を開催し合わせて保健福祉サービスの啓発活動を行った。 ・介護予防に対する啓発と具体的な知識や技術を普及するための保健指導を行った。 ・疾患・介護予防の観点から保健師等が家庭を訪問し相談、指導を行った。 ・独り暮らし高齢者、要介護等高齢者宅を訪問し必要な保健福祉サービスが受けられるよう調整を図った。		・地区老人クラブごとに食生活改善及び介護保険に関する説明会を開催し合わせて保健福祉サービスの啓発活動を行う。 ・介護予防に対する啓発と具体的な知識や技術を普及するための保健指導を行う。 ・疾患・介護予防の観点から保健師等が家庭を訪問し相談、指導を行う。 ・独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護等高齢者宅を訪問し必要な保健福祉サービスが受けられるよう調整を図る。	
	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。		・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用
	継	庶務課	・認知症高齢者に対し適切に対応することができる職員を養成するために、認知症サポーター養成講座を行った。 開催回数：１回 受講者数：21名	認知症サポーター養成講座を通じて職員の人権意識の高揚を図っている。	・認知症高齢者に対し適切に対応することができる職員を養成するために、認知症サポーター養成講座を行う。 研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
3　高齢者の人権
（5）　生活環境の改善

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績	令和８年度 事業計画	
				現状と課題	計画内容	期待される効果
◆高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。 ◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。 ◆高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。	継	都市建設課	・だれにもやさしい歩道づくりを推進した。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線１号・２号	やさしい歩道づくり整備事業を実施した。	・バリアフリーに配慮した歩道改良を推進する。 市道中野５号線	
	継	都市建設課	・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕を行った。 都市公園修繕24件		・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕等を行う。	
	継	都市建設課	・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行した。 第16条第１項に基づく届出件数０件		・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行する。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（1）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆社会のあらゆる場面において、障がいをもつ人が正しく理解され、また、人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。 ◆補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。 ◆個人情報の保護に努めるとともに、障がいのある人、一人ひとりに必要な情報提供に努めます。 ◆障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。 ◆国の年金制度を基本とする所得保障の充実を求めるとともに、各種手当てなどの充実を図り、経済的自立を支援します。	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を行った。 補装具費給付56件 日常生活用具給付963件	継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を必要に応じ行う。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき管理した。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供した。	継続して実施する	・個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき管理する。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供する。	個人情報の適切な管理により、安心して相談ができる。 必要なサービス導入により、希望する生活が実現できる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	福祉課	・障がい者への各種相談に応じるとともに、各種施策を実施し支援した。 委託相談件数　延べ871件	相談があった際には、各種サービスの情報提供や利用に向けて調整を行った。	・障がい者への各種相談に応じるとともに、各種施策を実施し支援する。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・各種障がい者施策を実施し、障がい者の自立援助を図った。 訓練等給付　303人	サービスの利用の際には、サービス量が過不足ないよう支給決定をしていく必要がある。	・各種障がい者施策を実施し、障がい者の自立援助を図る。	暮らし、仕事の自立（経済的自立）・社会参加や生活の充実
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 相談件数49件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 相談件数４件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
	継	市民課	・国民年金制度の周知を行うとともに、年金相談等を行った。 ・市の広報による周知 毎月　11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年	特になし	・市の広報等を活用し、国民年金制度の周知を図るとともに、年金相談等を行う。	・病気やけがで働くことが困難な場合、障害年金を請求することで金銭的な援助が受けられる。
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（2）　教育・啓発の推進
・市民に対する教育・啓発

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆地域福祉ネットワークづくりを活発にし､ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護思想の高揚に努めます。 ◆障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。	継	福祉課	・ボランティア団体の育成を図った。 ・小地域ネットワークづくりを推進した。 （社会福祉協議会へ委託）	まるっとなかのフェスの開催など、人権意識高揚のため多様な人々との出会いを提供	・ボランティア団体の育成を図る。 ・小地域ネットワークづくりを推進する。 （社会福祉協議会へ委託）	まるっとなかのフェスの開催など、多様な人々と関わることで、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫 参加者　51人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　　参加者917人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。

	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付 31区	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	福祉課	・ふれあい講座を開催した。	健康増進と生きがいづくりの推進が図ったが、交流や仲間づくりなど課題はある。	・ふれあい講座を開催する。	障がい者の自立生活の支援や健康増進と生きがいづくりの推進を図る。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（2）　教育・啓発の推進
・学校等における人権教育

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。 ◆社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 ・人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。（３園）	人権紙芝居は4年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　492人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	学校教育課	・総合的な学習の時間を利用し、人権福祉活動として福祉施設等と交流を行った。	障がい者に対する正しい理解を深めるため実施した。	・総合的な学習の時間を利用し、人権福祉活動として福祉施設等と交流を行う。	障がい者に対する正しい理解を深め、豊かな人間性を育むことができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（3）　社会参画の推進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タクシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。 ◆障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。 ◆補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。 ◆福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに､各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。	継	福祉課	・社会福祉施設通所者送迎タクシーの運行を民間会社に委託した。	利用者数の減少	・社会福祉施設通所者送迎タクシーの運行を民間会社に委託する。	社会参加の促進
	継	福祉課	・ボランティア団体の育成を図った。 ・小地域ネットワークづくりを推進した。 （社会福祉協議会へ委託）	継続して実施する	・ボランティア団体の育成を図る。 ・小地域ネットワークづくりを推進する。 （社会福祉協議会へ委託）	
	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を行った。 補装具費給付56件 日常生活用具給付963件	継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を必要に応じ行う。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・福祉の各種イベントを通じ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図った。 ・ふれあい講座を開催した。	周知・啓発を含め、継続して実施する	・福祉の各種イベントを通じ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る。 ・ふれあい講座を開催する。	障がいに対する正しい理解の促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（4）　雇用・就労の促進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。 ◆障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。 ◆一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。 ◆障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。	継	福祉課	・特別支援学校及び職業安定所等と連携し、学校卒業後の就職などの進路相談に努めた。	卒業後の進路として、適切な情報提供、サービスの利用につなげた	・特別支援学校及び職業安定所等と連携し、学校卒業後の就職などの進路相談に努める。（支援センター、就業・生活支援センターとの連携）	学校や家庭から職場へ切れ目のない支援で障がい者の就業や定着が図られる。
	継	商工観光課	・パソコン操作に係る職業訓練を職業訓練法人中高職業訓練協会への委託により実施した。 ２コース実施		・パソコン操作に係る職業訓練を職業訓練法人中高職業訓練協会への委託により実施する。	障がい者の雇用促進
	継	福祉課	・心身障がい者共同作業訓練施設「竹馬」、中野市社会就労センターなど、障がい者の働く場の確保に努めた。	個々の障がい特性に合わせた活動・作業を行っている	・心身障害者共同作業訓練施設「竹馬」、中野市社会就労センターなど、障がい者の働く場の確保に努める。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進
	継	商工観光課	・ハローワーク飯山と連携し、中高年齢者等雇用促進奨励金の周知等を通じて障がい者の雇用促進に努めた。		・ハローワーク飯山と連携し、中高年齢者等雇用促進奨励金の周知等を通じて障がい者の雇用促進を図る。	障がい者の雇用促進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。 ◆福祉諸施策の充実により､障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。 ◆保健､医療､福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査、特定健診：６月～11月 肝炎ウイルス検診：６月～11月 前立腺がん検診：６月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周疾患検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 健康まつり事業　延徳地区：10月26日 歩いて健康フェスタ：11月1日 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月30日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、インフルエンザワクチンの実施	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査、特定健診（集団）：５月～11月 特定健診(個別医療機関）：６月～３月 肝炎ウイルス検診：５月～11月 前立腺がん検診：５月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月～11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周病検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 歩いて健康フェスタ：11月 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月29日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、インフルエンザワクチンの実施	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。
	継	健康づくり課	・精神障がいへの理解を図り個別の相談に応じる各種事業を実施した。 心の健康相談事業　７回	精神障がい、心の病気についての理解や相談窓口への周知啓発が必要である。	・心の健康相談事業、心の健康講演会などの事業を通して精神障がいへの理解を図り個別の相談に応じる場とする。 心の健康相談事業　12回	精神障がい及び心の病気に関する理解促進
	継	福祉課	・障がい者福祉諸施策の実施により、障がいを持つ人の自立と社会参加の促進及び介護者支援の充実を図った。 障がい児・者在宅福祉事業 介護用品給付事業延べ利用件数　371件	・医療的ケアのある障がい児・者の福祉資源の確保が課題 ・医療的ケアのある障がい児の通学・社会参加が課題	・障がい者福祉諸施策の実施により、障がいを持つ人の自立と社会参加の促進及び介護者支援の充実を図る。	誰もが勉強したり、仕事したり、社会参加できる地域づくり
	継	福祉課	・個別ケースの支援会議への参加により他機関と連携することで、障がい者への支援を図った。	各種会議を通して障がい者の状況を共有し、連携を図っていく	・個別ケースの支援会議への参加により他機関と連携することで、障がい者への支援を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進

	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付、通院費助成事業等を実施し、社会参加の促進を図った。 補装具費給付56件 日常生活用具給付963件 通院費等助成事業93人		継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付、通院費助成事業等を実施し、社会参加の促進を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進
	継	高齢者支援課	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図った。		関係機関との連携を図り、過不足ない支援を行う必要がある	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進
	継	福祉課	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図った。 委託相談件数　延べ871件		関係機関との連携を図り、過不足ない支援を行う必要がある	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

4　障がいのある人の人権

（6）　生活環境の改善

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、国道や県道についても、関係機関に整備を促します。 ◆身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。 ◆障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、ＰＲに努めます。 ◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、福祉タクシーの充実や重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。	継	都市建設課	・だれにもやさしい歩道づくりを推進した。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線１号・２号	やさしい歩道づくり整備事業を実施した。	・障がいのある人に配慮した歩道改良を推進する。　市道中野５号線	
	継	都市建設課	・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕を行った。 都市公園修繕24件		・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕等を行う。	
	継	都市建設課	・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行した。 第16条第１項に基づく届出件数０件		・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行する。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
５　子どもの人権
（１）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆児童（子ども）の権利条約の理念と精神に学び、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに人権啓発と教育に努めます。 ◆子どもに関する人権問題については、子どもの立場で、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、行政、地域社会が一体となった取組みに努めます。 ◆子どもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成ができるように努めます。	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	子ども相談室	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応した。（面接　電話） ・個別相談を行った。 ・中野市子どもサポート連絡協議会を開催した。 ・虐待防止の啓発を行った。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行った。	児童虐待等の対応に対し、更なる関係機関同士の連携が重要となっている。	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応する。（面接　電話） ・個別相談を行う。 ・中野市子どもサポート連絡協議会を開催する。 ・虐待防止の啓発を行う。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行う。	中野市子どもサポート連絡協議会を定期的に開催することで、児童虐待に関する関係機関のより一層の連携強化が図られる。
	継	保育課	・日々の保育の中で、異年齢児との関わりをとおして思いやりの気持ちを育んだ。	保育において実施	・日々の保育の中で、異年齢児との関わりをとおして思いやりの気持ちを育む。	体験学習による思いやりの醸成が図られる。
	継	学校教育課	・「思いやる心」を育む教育の推進に取り組んだ。 全小学校	豊かな人間性、多様性を尊重しあえる児童育成のため実施した。	・「思いやる心」を育む教育の推進に取り組む。 全小学校予定	豊かな人間性、多様性を尊重しあえる児童育成。
	新	学校教育課	・CAP(子どもへの暴力防止）プログラムの実施 全小学校１年生・全中学校１年生または２年生及びその保護者 全小中学校教職員	学校、家庭、地域、行政が一体となって、児童・生徒（子ども）の人権を守る環境づくりのため実施した。	・CAP(子どもへの暴力防止）プログラムの実施 全小学校１年生・全中学校１年生または２年生及びその保護者 全小中学校教職員	・児童・生徒（子ども）の安心・安全の確保 ・学校、家庭、地域、行政が一体となって、児童・生徒（子ども）の人権を守る環境づくり

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆子ども相談室では、子どもに関する相談や子どもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、専用携帯電話「子ども電話相談3191」を設置し、子どもに関するあらゆる緊急時や時間外等の相談に応じます。 ◆「子育て支援講座」の開設や「家庭のしつけテキスト」など資料の活用を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。 ◆子どもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには､家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、ＰＴＡ、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。 ◆人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童(子ども)の権利に関する条約」の趣旨･内容を教職員等に対し周知徹底し、その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。 ◆様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、子どもが社会性を身につけ、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。	継	子ども相談室	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応した。（面接　電話） ・個別相談を行った。 ・虐待防止の啓発を行った。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行った。	個々の相談や啓発活動を通して、人権に対する意識を広めている。	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応する。（面接　電話） ・個別相談を行う。 ・虐待防止の啓発を行う。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行う。	個々の相談や啓発活動を通して、人権に対する意識を広められる。
	継	子育て課	・子育て支援センター及び子育て支援拠点施設において、子育て中の保護者に対し各種講座を開催するとともに子育て相談に応じた。 助産師講座　３回開催 救急救命講座　３回開催 子育て相談　各施設で随時実施	各施設において定期的に開催している。	・子育て支援センター及び子育て支援拠点施設において、子育て中の保護者に対し各種講座を開催するとともに子育てに関する相談に応じる。	子育て中の保護者に対する意識の啓発及び個々の相談に応じることで子どもの人権擁護が図られる。
	継	公民館	・子育て講座、教室の充実を図った。 家庭教育学級　　９回（中央） 11回（西部） ・子ども育成講座　９回（中央） ４回（西部）	子育て、子ども支援について学び合いコミュニケーションをとれる場を提供。	・子育て講座、教室の充実を図る。 家庭教育学級開催する。（中央）（西部） ・子ども育成講座を開催する。（中央）（西部）	子育てしやす社会づくりの推進 育児中の親同士の情報交換の場の提供
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　492人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体」 講師　山口　真一 参加者　46人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫　参加者　51人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	新	人権・男女共同参画課		人権尊重思想を育み、情操をより豊かなものにする。	人権擁護委員と連携して「人権の花運動」を実施する。 ３小学校	児童が協力、感謝することの大切さ、生命の尊さを実感する中で人権尊重思想が育まれる。

◆カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の力量を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。 ◆「中間教室」や「心の教室」を設置し、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。 ◆保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。 ◆学校等の教職員における関係者に対し、子どもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。 ◆子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。 ◆子どもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、子どもの意見が反映できるように努めます。	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　　参加者917人
	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付　31区
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ15回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回

	中高地区４市町村の協力により開催している。	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人		ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	子育て課	・放課後児童健全育成事業の実施施設において、子どもの権利条約を掲示した。		掲示により人権意識の啓発を行う。	・放課後児童健全育成事業の実施施設において、子どもの権利条約を掲示する。	掲示により人権意識の醸成が図られる。
	継	子育て課	・子ども地域活動促進事業を推進し、補助を行った。 事業実施団体数65団体		将来にわたり地域で子どもを育てる環境づくりを推進している。	・子ども地域活動促進事業の補助を行う。	青少年の健全育成事業の実施により、子ども達に人権意識が備わる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。		人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	学校教育課	・県からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置され、児童、生徒、保護者を支援した。 ・教育支援員を配置し、児童、生徒、保護者を支援した。		心のケア、社会的スキルの向上のため支援している。	・県にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置要望をし、児童、生徒、保護者を支援する。 ・教育支援員を配置し、児童、生徒、保護者を支援する。	安心して学びやすい環境、コミュニケーション能力の向上が図られる。
	継	学校教育課	・市子どもサポート連絡協議会に参加をして、情報交換や連携を図った。		子どもたちの健全な育成の支援、様々な問題に対処するための連携を強化するために参加した。	・市子どもサポート連絡協議会に参加をして、情報交換や連携を図る。	連携により、迅速で適切な支援が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回		学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	子育て課	・育成会活動、子どもの地域活動を通じて、家庭、学校、行政、地域社会が一体となり子育て環境整備に取り組んだ。 ・小学生リーダー研修会 開催地区の負担が大きいことから実施を見送った。		リーダーの養成を主眼とし子ども会等集団活動の促進を図っている。 開催地区や学校の負担軽減が課題。	・育成会活動、子どもの地域活動を通じて、家庭、学校、行政、地域社会が一体となり子育て環境整備に取り組む。	青少年の健全育成事業の実施により、子ども達に人権意識が備わる。
	継	子育て課	・育成会、少年育成委員会の活動を通じて、児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めた。 啓発活動　70回		問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図っている。	・育成会、少年育成委員会の活動を通じて、児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努める。	問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図る。

	継	子育て課	・北信総合病院の助産師を講師に招き、中学生を対象とした子育て理解講座を開催した。 開催講座数12回		相手を大切に思う心情や将来の生き方を学んでいる。	・中学生を対象とした子育て理解講座を開催する。	中学生が自分の体の成長やこれからの生き方について学ぶことができる。
	継	子育て課	・青少年の健全育成のため、放課後子ども教室推進事業を行った。 ぽっぷ教室　７小学校　114回		児童が放課後の時間を有意義に過ごす場を提供している。	・青少年の健全育成のため、放課後子ども教室推進事業を７小学校で行う。	大人のスタッフや・異学年とのかかわりを通して豊かな情操を育むことができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

６　外国人の人権

（１）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。 ◆外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。 ◆人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。 ◆関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。	継	人権センター	・在住外国人の人権問題の相談窓口を開設した。 相談件数　０件	国際理解のための機会を提供している。	・在住外国人の相談窓口を開設するとともに交流事業も実施する。 相談事業	交流活動を通じ、国際理解の普及が図られる。
	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止に努めている。	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	相談窓口の開設と広聴事業「私の提言」を実施している。	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市政に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	市民課	・パンフレットにより国民年金制度の周知を図るとともに、住居地届出の際に加入、適用相談を行った。 ・市の広報による周知 毎月　11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年	特になし	・パンフレットにより国民年金制度の周知を図るとともに、住居地届出の際に加入、適用相談を行う。	・日本国内への転入手続きに合せて国民年金に加入することで将来の年金受給資格が得られる。

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容
◆日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。 ◆市民や市内就業者を海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。 ◆日常生活を支援するため、日本語教室等の学習機会を充実します。 ◆関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。 ◆市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。 ◆交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。 ◆学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。 ◆国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。 ◆外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。 ◆地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 ・人権紙芝居を実施した。　（３園）
	継	保育課 人権センター	・人権教育講座等を通じて教育、啓発を図る計画をした。 10回　492人
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数3,330人
	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付31区

実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
人権紙芝居は４年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組む。 ・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。

	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月６日 異文化交流会（料理教室） 講師　封　書勤 講演会「ふつうという思い込みに気づく」 講師　　伏木　久始 参加者　47人
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：そば打ち教室、クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等（延べ17回） 豊田：絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ24回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　９回 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操　６回 姿勢改善ストレッチ　６回
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を開催した。 開催日　11月8日 演題　「インターネット上の誹謗中傷～正義を振りかざす「極端な人」の正体」
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　３月８日 演題　「身近な思いやり、その延長が人権」 講師　菊地　幸夫 参加者　51人
	継	人権・男女共同参画課	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月25日 演題「進化するAIと新たな平和・人権課題」 講師　北口　末広 参加者　413人（うち中野市194人）

	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：編み物教室、折り紙教室等 豊田：切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。

	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数42回　参加者917人
	継	商工観光課	・外国出身者との交流機会の促進を図るため、市民の行う国際交流事業に対し、中野市国際交流推進事業補助金の交付をする。 国際交流推進事業0件
	継	公民館	・市内にお住いの外国出身者のための日本語教室（昼間教室及び夜間教室）を開催した。 昼間教室　52回開催　参加人数 282人 夜間教室　24回開催　参加人数 218人
	継	健康づくり課	・母子健康手帳、予防接種問診表は外国人用のものを用いて保健事業を行った。
	継	人権センター	・県国際交流員を講師に招き異文化交流会として料理教室を開催した。（人権センター）
	継	学校教育課	・市内小中学校へ外国語指導講師を配置し、授業内外で児童生徒が外国人とのコミュニケーションを図る場を設けた。

	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付。	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	外国人登録者数が増え、生活面でも国際化が進んでいるため、日常や市民レベルでの交流を推進し、国際性あふれた都市づくりを進める必要がある。	・外国出身者との交流機会の促進を図るため、市民の行う国際交流事業に対し、中野市国際交流推進事業補助金を交付する。	市民の国際交流を深め、将来を担う人材育成及び地域コミュニティを推進する。
	ボランティアが市内在住在勤の外国の方に日常会話や読み書きの指導をしている。	・市内にお住いの外国出身者のための日本語教室（昼間教室及び夜間教室）を開催する。 昼間教室　51回開催予定 夜間教室　24回開催予定	地域社会や職場等でコミュニケーションがとりやすくなる。
	外国人の妊産婦や子育て世帯への支援の充実が必要である。	・母子健康手帳、予防接種問診表等は外国人用を準備し、外国人の対応を行う。	国際交流を楽しみながらいろいろな国の文化を学ぶことができる。
	・多文化に触れる機会を提供。 ・日本で暮らす他国の方との交流。	・県国際交流員を講師に招き異文化交流会を開催する。（人権センター）	国際交流を楽しみながらいろいろな国の文化を学ぶことができる。
	異文化理解を促進し、国際的な視野を広げるため実施している。	・市内小中学校へ外国語指導講師を配置し、授業内外で児童生徒が外国人とのコミュニケーションを図る場を設ける。	異文化理解を促進し、国際的な視野を広げることができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（4）　雇用・就労の促進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。 ◆就職時の様々な障がいの解消に向けて職業相談所等と連携し、雇用促進に努めます。	継	商工観光課	・ ハローワーク飯山と連携し、外国人の雇用促進に努めた。 ・外国人も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催している職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担した。		・ ハローワーク飯山と連携し、外国人の雇用促進に努める。 ・外国人も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催する職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担する。	外国人の雇用促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（5）　健康福祉の増進

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
~~◆国民健康保険の加入促進及び国民年金の制度について周知徹底し受給権を確保するなど、生活実態を把握したうえで的確な施策を推進します。~~ ◆外国人が確実に年金を受給できるよう年金制度の周知を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。	継	市民課	・パンフレット等により、制度の周知と加入促進を図った。 ・市の広報による周知 11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年	特になし	・パンフレット等により、制度の周知と加入促進を図る。	・生活実態にあわせ、保険料の免除猶予の申請を行うことで、将来の年金受給資格が得られる。
◆国民健康保険に加入する外国人が、健（検）診を受けることで疾病の早期発見・早期治療につながることを日ごろから意識し、健康づくりへの関心を高める施策を推進します。	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査、特定健診：６月～11月 肝炎ウイルス検診：６月～11月 前立腺がん検診：６月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周疾患検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 健康まつり事業　延徳地区：10月26日 歩いて健康フェスタ：11月1日 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月30日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査、特定健診（集団）：５月～11月 特定健診(個別医療機関）：６月～３月 肝炎ウィルス検診：５月～11月 前立腺がん検診：５月～11月 胃がん検診：７月～10月 子宮がん検診：５月11月 結核・肺がん検診：５月 結核・肺がん検診（リフト・ストレッチャー）：９月 結核・肺がん検診（デイサービス）：11月 乳がん検診：５月～１月 大腸がん：７月～11月 歯周病検診：４月～２月 集団健康教育：通年　健康相談：通年 歩いて健康フェスタ：11月 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業：通年 栄養改善事業：通年 減塩運動普及事業：通年 健康づくりポイント事業：4月1日～1月31日 健康づくり応援事業：4月1日～1月29日 予防接種事業：高齢者肺炎球菌ワクチン、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチン、 インフルエンザワクチンの実施	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。		特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

7　その他の人権

（1）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和７年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和８年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては、見直しするよう啓発に努めます。 ◆ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます ◆市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。	継	健康づくり課	・正しい知識の普及啓発を図った。 　ポスターを掲示する等、一般住民にPRした。	ポスター掲示等しながら啓発を継続していく必要がある。	・正しい知識の普及啓発を図る。 　ポスターを掲示する等、一般住民にPRする。	正しい知識の普及啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・正しい理解の啓発を図るため、啓発物の配布等で市民にPRした。 ・犯罪被害者を支援する長野犯罪被害者支援センターの活動を支援した。	・人権擁護委員と連携し、啓発活動を実施している。 ・長野犯罪被害者支援センターへ負担金交付	・啓発物の配布等により市民にPR ・長野犯罪被害者支援センターの活動支援 ・市犯罪被害者等支援条例及び市犯罪被害者等支援基本計画に基づき支援を図る。	・正しい知識の普及啓発が図られる。 ・犯罪被害者の支援が図られる。
	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止に努めている。	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	個人や法人等の情報の保護、市民の基本的人権侵害の防止が図られる。
	継	市民課	・「住民票の写し等の不正取得にかかる本人通知制度」を実施し、市民の権利・利益の保護に努めた。	・本市が実施中の告知型本人通知制度に加え、登録型本人通知制度の導入について検討中。	・「住民票の写し等の不正取得にかかる本人通知制度」の運用を継続し、不正取得による権利と利益の侵害を防止する。	・不正取得の再発防止、不正取得の抑止が図られる。

人権のまちづくりをめざして
第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画　骨子（案）

１　計画策定の趣旨

市民一人一人の人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにするとともに、長期的展望に立った総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくしていくための「道しるべ」として「中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」を平成18年度（2006年度）に策定し、以後、平成28年度（2016年度）に計画の見直しを行いながら施策を推進してきました。

しかしながら、国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって人権課題の多様化や複雑化をはじめ、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在しています。

そこで、社会情勢の変化やこれまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、「第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画」を策定します。

２　計画の性格と位置づけ

本計画は、今までの人権行政や人権教育のすべての分野で進めていた成果や課題を明らかにするとともに、あらゆる差別の撤廃に向けて、同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、こども、外国人等の人権にも配慮した諸施策を効果的、効率的に推進することを基本とした総合計画です。

なお、本計画は「第３次中野市総合計画」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」、「長野県人権政策推進基本方針」との整合性を持たせ推進するものです。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 18 年度（2036 年度）の 10 年間です。

なお、今後の社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

４　基本理念

市民一人一人が、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、**「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」**ことを基本理念とします。

５　基本的視点

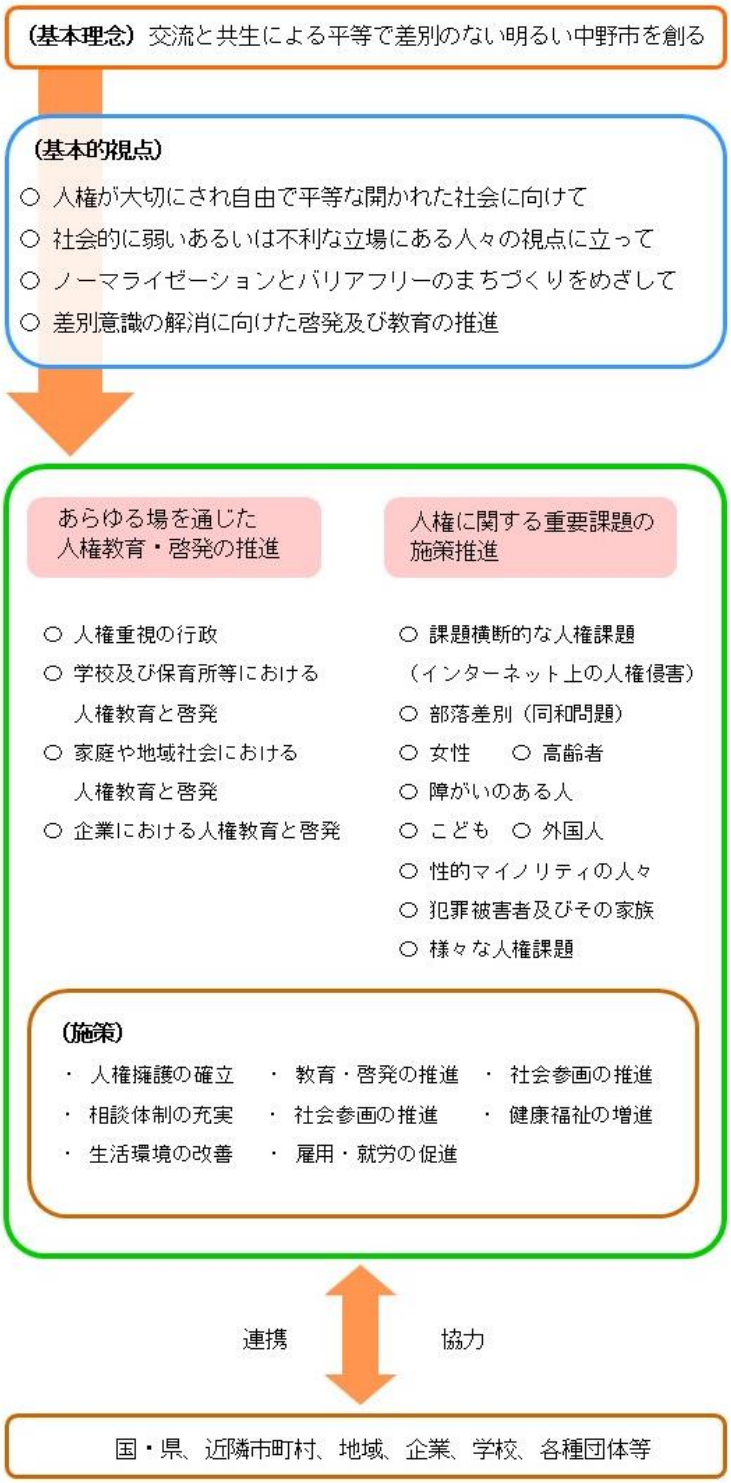
（１）人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて
（２）社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って
（３）ノーマライゼーションとバリアフリーのまちづくりをめざして
（４）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

６　基本目標

「人権尊重都市宣言」のもと、市民一人一人がお互いの人権を重んじ「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちの実現」をめざすことをこの計画の基本目標とします。

７　計画の体系

中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の体系



８　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（１）人権重視の行政

①　行政に携わる職員の人権感覚の醸成

◆　行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策の展開に努めます。

◆　職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。

◆　市民の立場にたった電話応対、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。

◆　職場ごとの自主研修に努めます。

◆　地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。

②　人権に関わりの深い特定職業に従事する者に人権教育の推進

◆　より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権教育・啓発のあり方に努めます。

③　国・県等との連携

◆　国・県、各種団体等と連携を図り、教育・啓発の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。

◆　地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。

（２）学校及び保育所等における人権教育と啓発

①　学校における人権教育

◆　同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取組み、一人一人が安心して生活できる環境づくりに努めます。

◆　地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。

◆　学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会等の充実を図ります。

②　保育所等における人権教育

◆　保育所等に通うこどもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。

◆　こどもたち一人一人が体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気づいたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。

◆　保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進

します。

◆　保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、こどもの権利の擁護に努めます。

（３）家庭や地域社会における人権教育と啓発

◆　人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。

◆　人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。

◆　県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、ＮＰＯ（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。

◆　障がいのある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の機会をつくり、共生意識の醸成に努めます。

◆　地域社会活動への女性の参画が少ない状況にあるため、主体的、自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。

（４）企業における人権教育と啓発

◆　市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市あらゆる差別をなくす推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育と啓発・周知に努めます。

◆　市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市あらゆる差別をなくす推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。

９　人権に関する重要課題の施策推進計画

（１）課題横断的な人権課題（インターネット上の人権侵害）

①教育・啓発の推進

◆　インターネット上の人権侵害の「被害者」にも「加害者」にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発の推進に努めます。

②相談体制の充実

◆　法務局等の関係機関と連携し、様々な問題等について安心して相談できる体制の充実を図ります。

（２）部落差別（同和問題）

①人権擁護の確立

①－１部落差別の解消

◆　「中野市情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「中野市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成 27 年(2015 年) ４月から実施しています。

◆　国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。

①－２人権侵害の救済と擁護

◆ 相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。

◆　各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。

◆　同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立要求国民運動」を促進します。

②教育・啓発の推進

②－１　市民に対する教育・啓発

◆　行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の充実とその活性化に努めます。

◆　身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決して行こうと行動する者を育成するため、人権教育講座を推進します。

◆　様々な機会を捉えて人権問題への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。

◆　啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題に対する理解を深めます。

◆　行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住みよい地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。

②－２人権センター事業の充実

◆　生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を進めます。

◆　日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に

密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。

◆　同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。

◆　こどもの人権意識を醸成するため、「こども人権教室」を推進します。

◆　同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。

②－３学校や保育所等における人権教育の充実

◆　幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。

◆　日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図る。

③健康福祉の増進

◆　高齢者の社会参加活動や生きがいづくりなどを支援し、幅広い活動の場や機会づくりに努めます。

◆　壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。

◆　介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。

◆　健康教室の充実により、各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。

④生活環境の改善

◆　急速に進む高齢化社会に向け、市全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。

（３）女性

①人権擁護の確立（男女平等の意識改革）

◆　女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。

◆　教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。

◆　男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。

◆　配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

②教育・啓発の推進

②－１男女平等実現のための教育推進

◆　幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。

◆　学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。

②－２生涯学習の推進

◆　各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。

◆　生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。

◆　地域における生涯学習の推進と家庭教育学習を充実します。

③社会参画の推進（地域社会活動への参画）

◆　女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。

◆　政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。

◆　地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。

④雇用・就労の促進

④－１労働についての啓発

◆　男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識を高めるための啓発に努めます。

◆　新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。

④－２労働環境の整備

◆　雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。

◆　家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。

◆　女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。

◆　職業相談、就職あっせんにより雇用の安定確保に努めます。

◆　各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。

⑤健康福祉の増進

⑤－１母性保護と健康づくりの充実

◆　母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。

◆　健康づくりに係る意識の高揚を図り、健康診査事業を充実します。

◆　スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。

⑤－２子育て・介護機能の充実

◆　乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。

◆　障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充

実や介護保険サービスによる生活支援の充実に努めます。

⑤－３生活の安定

◆　母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。

◆　女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取組みに努めます。

（４）高齢者

①人権擁護の確立

◆　高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。

◆　高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人一人のニーズに応じた情報の提供に努めます。

◆　成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センターが窓口となり、相談体制を充実します。

②教育・啓発の推進

◆　高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。

◆　高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。

③雇用・就労の促進

◆　高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。

◆　高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。

◆　高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。

④健康福祉の増進

◆　高齢者一人一人ができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリェーション活動等について支援します。

◆　豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。

◆　要援護高齢者とその介護者の負担を軽減するために「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。

◆　高齢者が安心して福祉サービスを受けられる支援体制の強化に努めます。

◆　高齢者の福祉にかかわる人たちへの人権教育に努めます。

⑤生活環境の改善

◆　高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。

◆　交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。

◆　高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。

（５）障がいのある人

①人権擁護の確立

◆　社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。

◆　補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。

◆　個人情報の保護に努めるとともに障がいのある人、一人一人に必要な情報提供に努めます。

◆　障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。

◆　国の年金制度を基本とする所得保障の充実を求めるとともに、各種手当てなどの充実を図り、経済的自立を支援します。

②教育・啓発の推進

②－１市民に対する教育・啓発

◆　地域福祉ネットワークづくりを活発にし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護の思想の啓発に努めます。

◆　障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。

②－２学校等における人権教育

◆　学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。

◆　社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。

③社会参画の推進

◆　社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タ

クシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。

◆　障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。

◆　補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。

◆　福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに、各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。

④雇用・就労の促進

◆　職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。

◆　障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励・援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。

◆　一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。

◆　障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。

⑤健康福祉の増進

◆　各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。

◆　福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。

◆　保健、医療、福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。

⑥生活環境の改善

◆　障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、関係機関に整備を促します。

◆　身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。

◆　障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、ＰＲに努めます。

◆　交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を

求めるとともに、福祉タクシーの充実や重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。

（６）こども

①人権擁護の確立

◆　児童（こども）の権利条約の理念と精神を尊重し、こどもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。

◆　こどもに関する人権問題については、こどもの立場で、市民一人一人が家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組みに努めます。

◆　こどもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成に努めます。

②教育・啓発の推進

②－１家庭

◆　子ども相談室では、こどもに関する相談やこどもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、「子ども相談」専用電話を設置し、こどもに関するあらゆる相談に応じます。

◆　子育て講座等の開催を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。

◆　こどもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには、家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、ＰＴＡ、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。

②－２学校等

◆　人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童（こども）の権利に関する条約」の趣旨・内容を教職員等に対し周知徹底し、その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。

◆　様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、こどもが社会性を身につけ、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。

◆　カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の指導力を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。

◆　「中間教室」や「心の教室」を設置し、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。

◆　保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡

協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。

◆　学校等の教職員における関係者に対し、こどもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。

②－３地域

◆　こどもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。

◆　こどもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、こどもの意見が反映できるように努めます。

（７）外国人

①人権擁護の確立

◆　外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。

◆　外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。

◆　人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。

◆　関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。

②教育・啓発の推進

◆　日常生活をより住み良くするため、行政サービスや生活ルール等についてやさしい日本語・多言語での情報提供に努めます。

◆　市民や市内就業者の海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。

◆　日常生活を支援するため、日本語や文化・習慣の違いを学ぶ機会や場の提供に努めます。

◆　関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。

◆　市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。

◆　交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。

◆　学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。

◆　多様性を認め合い、尊重する異文化理解と多文化共生意識を醸成

するため、情報発信や啓発活動に努めます。

③社会参画の推進

◆　国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。

◆　外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。

◆　地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。

④雇用・就労の促進

◆　外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。

◆　就職時の様々な障がいの解消に向けて職業安定所等と連携し、雇用促進に努めます。

⑤健康福祉の増進

◆　外国人が確実に年金を受給できるよう年金制度の周知を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。

◆　国民健康保険に加入する外国人が、健（検）診を受けることで疾病の早期発見・早期治療につながることを日ごろから意識し、健康づくりへの関心を高める施策を推進します。

（８）性的マイノリティの人々

①人権擁護の確立

◆　長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等の提供に努めます。

◆　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進を図ります。

②教育・啓発の推進

◆　多様性が尊重される包摂的な共生社会の実現に向け、正しい知識と理解を深めるため、教育・啓発を推進します。

（９）犯罪被害者及びその家族

①人権擁護の確立

◆　犯罪被害者等への情報提供、相談カウンセリング制度、犯罪被害者給付制度など犯罪被害者のための相談窓口等を周知するとともに、県犯罪被害者支援センター等と連携して啓発活動を推進します。

◆　見舞金の給付などの支援を行うことで、被害者等が受けた被害の早期回復と軽減並びに生活の再建を図ります。

②教育・啓発の推進

◆　犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めるための教育・啓発等を図

ります。

（10）様々な人権課題

①人権擁護の確立

◆　地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては見直し、啓発に努めます。

◆　ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。

◆　市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。

②教育・啓発の推進

◆　人権侵害の「被害者」にも「加害者」にもならないよう、それぞれの人権課題の実情を踏まえ、あらゆる手段や機会を通じた教育・啓発が必要です。

【資料４】

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	（１）人権重視の行政	①行政に携わる職員の人権感覚の醸成	◆行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策の展開に努めます。	全課、庶務課、保育課、人権・男女共同参画課
			◆職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。	
			◆市民の立場にたった電話応対、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。	
			◆職場ごとの自主研修に努めます。	
			◆地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。	
		②人権に関わりの深い特定職業に従事する者に人権教育の推進	◆より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権教育・啓発のあり方に努めます。	福祉課、保育課、人権センター
		③国・県等との連携	◆国・県、各種団体等と連携を図り、教育・啓発の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。	人権・男女共同参画課、人権センター、学校教育課
			◆地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。	
	（２）学校及び保育所等における人権教育と啓発	①学校における人権教育	◆同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取組み、一人一人が安心して生活できる環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課、人権センター、学校教育課
			◆地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。	
			◆学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会等の充実を図ります。	
		②保育所等における人権教育	◆保育所等に通うこどもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。	保育課、人権・男女共同参画課、人権センター
			◆こどもたち一人一人が体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気づいたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。	
			◆保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進します。	
			◆保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、こどもの権利の擁護に努めます。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
１　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	（３）家庭や地域社会における人権教育と啓発		◆人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。	人権・男女共同参画課、人権センター、生涯学習課、公民館
			◆人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。	
			◆県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、　　ＮＰＯ（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。	
			◆障がいのある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の　機会をつくり、共生意識の醸成に努めます。	
			◆地域社会活動への女性の参画が少ない状況にあるため、主体的、　自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。	
	（４）企業における人権教育と啓発		◆市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市あらゆる差別をなくす推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育と啓発・周知に努めます。	人権・男女共同参画課、人権センター
			◆市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市あらゆる差別をなくす推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。	

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（１）課題横断的な人権課題（インターネット上の人権侵害）	①教育・啓発の推進	◆インターネット上の人権侵害の「被害者」にも「加害者」にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発の推進に努めます。	人権・男女共同参画課、人権センター
		②相談体制の充実	◆法務局等の関係機関と連携し、様々な問題等について安心して　相談できる体制の充実を図ります。	人権・男女共同参画課、人権センター
	（２）部落差別（同和問題）	①人権擁護の確立	①－１部落差別の解消 ◆「中野市情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報の保護に関する法律」及び「中野市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年(2015年)４月から実施しています。	庶務課、人権・男女共同参画課、人権センター
			①－１部落差別の解消 ◆国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（２）部落差別（同和問題	①人権擁護の確立	①－２人権侵害の救済と擁護 ◆相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。	庶務課、 人権・男女共同参画課、 人権センター
			①－２人権侵害の救済と擁護 ◆　各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。	
			①－２人権侵害の救済と擁護 ◆　同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立要求国民運動」を促進します。	
		②教育・啓発の推進	②－１　市民に対する教育・啓発 ◆行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の　充実とその活性化に努めます。	人権・男女共同参画課、 人権センター
			②－１　市民に対する教育・啓発 ◆身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決して行こうと行動する者を育成するため、人権教育講座を推進します。	
			②－１　市民に対する教育・啓発 ◆　様々な機会を捉えて人権問題への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。	
			②－１　市民に対する教育・啓発 ◆啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題に対する理解を深めます。	
			②－１　市民に対する教育・啓発 ◆行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住みよい地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。	
			②－２人権センター事業の充実 ◆生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を進めます。	人権センター
			②－２人権センター事業の充実 ◆日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。	
			②－２人権センター事業の充実 ◆　同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。	
			②－２人権センター事業の充実 ◆こどもの人権意識を醸成するため、「こども人権教室」を推進します。	
			②－２人権センター事業の充実 ◆同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。	
			②－３学校や保育所等における人権教育の充実 ◆幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。	保育課、 人権・男女共同参画課、 人権センター、 学校教育課
			②－３学校や保育所等における人権教育の充実 ◆日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図る。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（２）部落差別（同和問題	③健康福祉の増進	◆高齢者の社会参加活動や生きがいづくりなどを支援し､幅広い活動の場や機会づくりに努めます。	健康づくり課、 高齢者支援課
			◆壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。	
			◆介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。	
			◆健康教室の充実により、各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。	
		④生活環境の改善	◆急速に進む高齢化社会に向け、市全体として高齢者等が生活し　やすい住環境づくりに努めます。	全課
	（３）女性	①人権擁護の確立（男女平等の意識改革）	◆女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。	庶務課、福祉課、 人権・男女共同参画課、 人権センター
			◆教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。	
			◆男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。	
			◆配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。	
		②教育・啓発の推進	②－１男女平等実現のための教育推進 ◆幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。	保育課、学校教育課
			②－１男女平等実現のための教育推進 ◆学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。	
			②－２生涯学習の推進 ◆各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。	保育課、 人権・男女共同参画課、 人権センター、 学校教育課
			②－２生涯学習の推進 ◆生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。	
			②－２生涯学習の推進 ◆地域における生涯学習の推進と家庭教育学習を充実します。	
		③社会参画の推進	◆女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。	人権・男女共同参画課、 農業振興課、消防課、 公民館、選挙管理委員会、 農業委員会
			◆政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。	
			◆地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。	
		④雇用・就労の促進	④－１労働についての啓発 ◆男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識を高めるための啓発に努めます。	庶務課、商工観光課、 農業委員会
			④－１労働についての啓発 ◆新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（３）女性	④雇用・就労の促進	④－２労働環境の整備 ◆雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。	庶務課、商工観光課、農業委員会
			④－２労働環境の整備 ◆家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。	
			④－２労働環境の整備 ◆女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。	
			④－２労働環境の整備 ◆職業相談、就職あっせんにより雇用の安定確保に努めます。	
			④－２労働環境の整備 ◆各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。	
		⑤健康福祉の増進	⑤－１母性保護と健康づくりの充実 ◆母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます	健康づくり課
			⑤－１母性保護と健康づくりの充実 ◆健康づくりに係る意識の高揚を図り、健康診査事業を充実します。	
			⑤－１母性保護と健康づくりの充実 ◆スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。	
			⑤－２子育て・介護機能の充実 ◆乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。	福祉課、高齢者支援課、市民課、農業委員会
			⑤－２子育て・介護機能の充実 ◆障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援の充実に努めます。	
			⑤－３生活の安定 ◆母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。	
			⑤－３生活の安定 ◆女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取組みに努めます。	
	（４）高齢者	①人権擁護の確立	◆高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。	庶務課、福祉課、高齢者支援課、人権センター
			◆高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人一人のニーズに応じた情報の提供に努めます。	
			◆成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センターが窓口となり、相談体制を充実します。	
		②教育・啓発の推進	◆高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。	高齢者支援課、保育課、人権・男女共同参画課、人権センター、学校教育課、公民館
			◆高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（４）高齢者	③雇用・就労の促進	◆高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。	高齢者支援課、商工観光課
			◆高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。	
			◆高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。	
		④健康福祉の増進	◆高齢者一人一人ができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリエーション活動等について支援します。	庶務課 健康づくり課、 高齢者支援課、 農業委員会
			◆豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。	
			◆要援護高齢者とその介護者の負担を軽減するために「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。	
			◆高齢者が安心して福祉サービスを受けられる支援体制の強化に努めます。	
			◆高齢者の福祉にかかわる人たちへの人権教育に努めます。	
		⑤生活環境の改善	◆高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。	都市建設課
			◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。	
			◆高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。	
	（５）障がい者のある人	①人権擁護の確立	◆社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。	庶務課、福祉課、市民課、人権・男女共同参画課、人権センター、農業委員会
			◆補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。	
			◆個人情報の保護に努めるとともに障がいのある人、一人一人に必要な情報提供に努めます。	
			◆障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。	
			◆国の年金制度を基本とする所得保障の充実を求めるとともに、各種手当てなどの充実を図り、経済的自立を支援します。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（５）障がい者のある人	②教育・啓発の推進	②－１市民に対する教育・啓発 ◆地域福祉ネットワークづくりを活発にし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護の思想の啓発に努めます。	福祉課、 人権・男女共同参画課、 人権センター
			②－１市民に対する教育・啓発 ◆障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。	
			②－２学校等における人権教育 ◆学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。	保育課、 人権・男女共同参画、 人権センター、 学校教育課
			②－２学校等における人権教育 ◆社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。	
		③社会参画の推進	◆社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タクシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。	福祉課
			◆障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。	
			◆補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。	
			◆福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに、各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。	
		④雇用・就労の促進	◆職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。	福祉課、商工観光課
			◆障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励・援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。	
			◆一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。	
			◆障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。	
		⑤健康福祉の増進	◆各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。	健康づくり課、 福祉課、 高齢者支援課
			◆福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。	
			◆保健、医療、福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。	

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（５）障がい者のある人	⑥生活環境の改善	◆障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、関係機関に整備を促します。	都市建設課
			◆身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。	
			◆障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、ＰＲに努めます。	
			◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、福祉タクシーの充実や重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。	
	（６）こども	①人権擁護の確立	◆児童（こども）の権利条約の理念と精神を尊重し、こどもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。	庶務課、子ども相談室、保育課、学校教育課
			◆こどもに関する人権問題については、こどもの立場で、市民一人一人が家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組みに努めます	
			◆こどもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成に努めます。	
		②教育・啓発の推進	②－１家庭 ◆子ども相談室では、こどもに関する相談やこどもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、「子ども相談」専用電話を設置し、こどもに関するあらゆる相談に応じます。	子育て課、子ども相談室、保育課、 人権・男女共同参画課、 人権センター、 学校教育課、公民館
			②－１家庭 ◆子育て講座等の開催を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。	
			②－１家庭 ◆こどもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには､家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、ＰＴＡ、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。	

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（６）こども	②教育・啓発の推進	②－２学校等 ◆人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童(こども)の権利に関する条約」の趣旨･内容を教職員等に対し周知徹底し、その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。	子育て課、子ども相談室、保育課、 人権・男女共同参画課、人権センター、 学校教育課、公民館
			②－２学校等 ◆様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、こどもが社会性を身につけ、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。	
			②－２学校等 ◆カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の指導力を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。	
			②－２学校等 ◆「中間教室」や「心の教室」を設置し、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。	
			②－２学校等 ◆保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。	
			②－２学校等 ◆学校等の教職員における関係者に対し、こどもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。	
			②－３地域 ◆こどもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。	
			②－３地域 ◆こどもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、こどもの意見が反映できるように努めます。	
	（７）外国人	①人権擁護の確立	◆外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。	庶務課、市民課、 人権・男女共同参画課、 人権センター
			◆外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。	
			◆人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。	
			◆関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。	

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
２　人権に関する重要課題の施策推進計画	（７）外国人	②教育・啓発の推進	◆日常生活をより住み良くするため、行政サービスや生活ルール等についてやさしい日本語・多言語での情報提供に努めます。	保育課、 人権・男女共同参画課、 人権センター、 商工観光課、 学校教育課
			◆市民や市内就業者の海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。	
			◆日常生活を支援するため、日本語や文化・習慣の違いを学ぶ機会や場の提供に努めます。	
			◆関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。	
			◆市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。	
			◆交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。	
			◆学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。	
			◆多様性を認め合い、尊重する異文化理解と多文化共生意識を醸成するため、情報発信や啓発活動に努めます。	
		③社会参画の推進	◆国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。	
			◆外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。	
			◆地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。	
		④雇用・就労の促進	◆外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。	商工観光課
			◆就職時の様々な障がいの解消に向けて職業安定所等と連携し、雇用促進に努めます。	
		⑤健康福祉の増進	◆外国人が確実に年金を受給できるよう年金制度の周知を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。	高齢者支援課、 健康づくり課、市民課
			◆国民健康保険に加入する外国人が、健（検）診を受けることで疾病の早期発見・早期治療につながることを日ごろから意識し、健康づくりへの関心を高める施策を推進します。	
	（８）性的マイノリティの人々	①人権擁護の確立	◆長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等の提供に努めます。	危機管理課、都市建設課、 人権・男女共同参画課、 人権センター
			◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進を図ります。	
		②教育・啓発の促進	◆多様性が尊重される包摂的な共生社会の実現に向け、正しい知識と理解を深めるため、教育・啓発を推進します。	人権・男女共同参画課、 人権センター
	（９）犯罪被害者及びその家族	①人権擁護の確立	◆犯罪被害者等への情報提供、相談カウンセリング制度、犯罪被害者給付制度など犯罪被害者のための相談窓口等を周知するとともに、県犯罪被害者支援センター等と連携して啓発活動を推進します。	健康づくり課、福祉課、 高齢者支援課、 子育て課、子ども相談室、 生活環境課、市民課、 人権・男女共同参画課、 人権センター、 商工観光課、都市建設課、 学校教育課
			◆見舞金の給付などの支援を行うことで、被害者等が受けた被害の早期回復と軽減並びに生活の再建を図ります。	
		②教育・啓発の推進	◆犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めるための教育・啓発等を図ります。	人権・男女共同参画課、 人権センター

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の施策体系　事業担当課一覧（案）

赤文字…第３次計画に追加、新規
青文字…第２次計画から変更
緑文字…基本計画と整合性を図るもの

第１分類	第２分類	第３分類	施策	担当課等
2　人権に関する重要課題の施策推進計画	（10）様々な人権課題	①人権擁護の確立	◆地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては見直し、啓発に努めます。	庶務課、健康づくり課、市民課、人権・男女共同参画課、人権センター
			◆ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。	
			◆市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。	
		②教育・啓発の推進	◆人権侵害の「被害者」にも「加害者」にもならないよう、それぞれの人権課題の実情を踏まえ、あらゆる手段や機会を通じた教育・啓発が必要です。	人権・男女共同参画課、人権センター

【資料５】

第３次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画　策定スケジュール（予定）

日付	作業計画	備考
令和７年度		
7.8.22～9.22	中高地区人権に係る住民意識調査	対象者3,000人（うち中野市2,044人） ・中高地区４市町村で実施 ・考察のみ業務委託
7.8.9.1～11.26	調査票の回収、回答の入力	
7.11.26～8.3.10	回答結果の分析、調査報告書の作成	
8.3.31	中高地区人権に係る住民意識調査報告書をホームページで公開	
令和８年度		
8.5.14	総合調整会議での案件	・策定計画について（スケジュール）
8.7.23	第１回中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会	・計画の骨子案の検討
8.7.27	第１回中野市あらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	・計画の骨子案の検討
8.8月～9月	第１回中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会（書面）	・計画の骨子案について事業及び内容の見直し（事業入力シートの作成依頼）
8.9月～	事業入力シートの内容確認及び計画（素案）の作成	・事務局
8.10月頃	第２回中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会	・計画（素案）の検討
8.11月頃	第２回中野市あらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	・計画（素案）の検討
8.12月～9.1月	パブリックコメント	
9.1月頃	パブリックコメントの内容確認	・事務局
9.1月頃	第２回中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会（書面）	・計画（案）の検討
9.1月頃	第３回中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会	・中野市あらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会への計画（案）の諮問
9.2月上旬	第３回中野市あらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（諮問）	・中野市への計画（案）の答申の作成
9.2月下旬	答申	・中野市あらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会会長
9.3月	第３次中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画の策定	
9.3月	公表	
令和９年度		
9.4月	市公式ホームページで公開	・第３次中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画策定について ・パブリックコメントの結果について
9.5月	広報なかの５月号　人権啓発広報「心をひらく」発行	・第３次中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画策定について ・パブリックコメントの結果について

人権のまちづくりをめざして

第２次中野市差別撤廃
・
人権擁護推進総合計画



中野市



差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちをめざして

人権とは、社会において、幸福な生活を営むために必要な、人間としての固有の権利で誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり、保障されるべき権利です。

世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」とし、さらに日本国憲法は「基本的人権の尊重と法の下の平等」を保障しています。

しかし、世界ではいまだに終結しない紛争やテロがあり、また、日本では、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などに対する偏見や差別があり、私たちの生活を暮らしにくくしています。

このため本市では、平成 17 年に市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市をめざすこととし「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定いたしました。そして、条例の目的を達成するため、人権に係る住民意識調査を行うなど、第 1 次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を策定いたしました。

今回この計画は 10 年の期間が満了することから見直しを行い、あらゆる差別撤廃に向けて、社会的に弱い立場の方や不利な立場にある方の視点にも立って「人権擁護の確立」、「教育・啓発の推進」、「社会参画の推進」等々に関し、長期的展望の新たな計画を策定し、諸施策を推進していくものであります。

推進にあたっては、行政と市民が一体となって「人権のまちづくり」に取り組み、一人ひとりがお互いの人権を重んじ、「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生の社会の実現」をめざしていきたいと存じます。どうか、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に計画策定にあたりご協力いただきました、多くの皆さんに感謝申し上げ、ごあいさつといたします。

平成 29 年 3 月

中野市長　池田　　茂

第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画

目　次

はじめに

１　計画の趣旨 ……1
２　計画の性格 ……1
３　計画の期間……2
４　計画推進のための体制 ……2

第１章　計画の基本方向

第１節　基本理念 ……4
第２節　基本的視点 ……4
第３節　基本目標 ……6
第４節　人権のまちづくりの方向 ……6

第２章　人権問題をめぐる情勢

第１節　世界、国・県の動向 ……9
第２節　本市の人権行政の経過と課題 ……10
第３節　様々な人権問題の現状
１　同和問題 ……11
２　女性の人権 ……12
３　高齢者の人権 ……13
４　障がいのある人の人権 ……14
５　子どもの人権 ……16
６　外国人の人権 ……18
７　その他の人権 ……19

第３章　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

第１節　人権重視の行政 ……23
第２節　学校及び保育所等における人権教育と啓発……25
第３節　家庭や地域社会における人権教育と啓発 ……27
第４節　企業における人権教育と啓発……28

第４章 人権に関する重要課題の施策推進計画

第１節　同和問題 ……30
第２節　女性の人権 ……37
第３節　高齢者の人権 ……44
第４節　障がいのある人の人権 ……48
第５節　子どもの人権 ……53
第６節　外国人の人権 ……57
第７節　その他の人権 ……61

(資 料)

１　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例及び
　　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿 ……64
２　中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程 ……67
３　中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の策定に伴う経過 ……70
４　中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画について（諮問）及び（答申）書 …71

はじめに

1 計画の趣旨

本市では、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的に、平成17年（2005年）４月に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定しました。

この条例の目的を達成させるため、市民一人ひとりの人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにするとともに、長期的展望に立った総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくしていくための「道しるべ」として第１次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を平成18年度（2004年度）に策定し推進してきました。

しかし、計画策定から 10 年が経過する中、人権課題の多様化や複雑化をはじめ、少子高齢化や社会経済情勢等の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。

そこで、平成 28 年度（2016 年度）に計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、見直しを行い、次期総合計画を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、今までの人権行政や人権教育のすべての分野で進めていた成果や課題を明らかにするとともに、あらゆる差別の撤廃に向けて、同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権にも配慮した諸施策を効果的、効率的に推進することを基本とした総合計画です。

なお、本計画は「中野市総合計画」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「長野県人権政策推進基本方針★1」との整合性を持たせ推進するものです。

★１長野県人権政策基本方針　平成22年（2010年）２月策定、長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した長野県人権教育・啓発推進指針」平成15年（2003年）に代わるものです。

３ 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）とし、国、県等の動向を注視しながら必要に応じて見直しを行うものとします。

４ 計画推進のための体制

あらゆる差別をなくす施策に取り組むため、庁内のすべての部局で各種施策を推進しており、必要な推進体制の整備・充実を図っています。

（1） 推進体制等の充実

① 推進本部

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」第２条の市の責務では、差別のない明るい中野市の実現を図るため、必要な施策を積極的に推進することとしております。また、行政のすべての分野でこの取組が必要であることから、「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を通じて、この総合計画の推進に取り組んでいくこととします。

② 審議会

あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、平成 17 年（2005 年）に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会」を設置しました。今後、この計画を推進するにあたっては、市民の代表である審議会委員の意見、要望等を聞きながら施策を進めていきます。

（2）関係機関等との連携体制の強化

この計画を効果的に推進するためには、国、県等関係機関や企業、関係団体及び区行政等と連携を密にして進める必要があります。

そのためには様々な機会を通じ、この計画の趣旨等を周知するとともに、公的機関や企業、団体等の協力を得ながら各種の取組を推進します。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の「長野県人権政策推進基本方針」及び「第２次中野市総合計画　基本構想・前期基本計画」との整合性を持たせ推進していきます。

第 1 章

計画の基本方向

第１節　基本理念
第２節　基本的視点
第３節　基本目標
第４節　人権のまちづくりの方向

第1節　基本理念

日本国憲法は「すべての国民が、基本的人権を享有し、法の下の平等」を保障し、また、世界人権宣言★2は「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」としています。さらに、「人権のないところには平和は存在しない。今や人権尊重が平和の基礎である。」ということが世界中の共通認識になってきています。しかし、今なお、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別や偏見が根強く存在しており、国民一人ひとりの人権意識の高揚が求められています。

このことから、市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、**「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」**ことを基本理念とします。

★2　**世界人権宣言**　昭和23年（1948年）12月　国連総会採択
世界の各国国民の人権を守り、差別の撤廃を定めた歴史上初めての世界的普遍性をもつ国際人権文書。
（第1条：すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。）

第2節　基本的視点

（1）　人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて

私たちの社会を見ると、近年、さまざまな人権問題が生じています。社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても、各人の権利が強く認識されるようになってきています。

このようなことから、新たな視点に立って日常生活のあらゆる場を通じ、人権尊重の意識の高揚を図り、「人権」を普遍的なものとして広げていく必要があります。

また、国際的な人権尊重の潮流や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「長野県人権政策推進基本方針」を踏まえ、部落差別等、あらゆる差別をなくしていくことが重要であり、「誰もが同じ社会の構成員であり、自由で平等である。」、「人の権利は最大限尊重される。」と言う社会意識を市民に定着させていく必要があります。

（2）　社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って

現代社会には、同和問題、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権問題があります。このような人権問題の根底には、古くからの因習や慣習、偏った固定観念や偏見、世間体や家柄を重視する考え、男女の役割分担意識等、幾重にも

重なり合って現存しています。
　これらを解消するには、差別意識や過去の差別的な制度や取扱いが積み重ねられた結果であるとの認識から、社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って、様々な不合理に気づき、その解消が図れる社会をめざして取り組む必要があります。

（３）ノーマライゼーション★3とバリアフリー★4のまちづくりをめざして

　高齢者や障がいのある人々にとって暮らしやすい社会をつくっていくことは、すべての市民にとっても暮らしやすい社会をつくっていくにほかなりません。高齢者や障がいのある人等が安心して地域で暮らすためにも、こうした皆さんの視点に立ったゆとりと潤いのあるまちづくりが課題です。
　そのためには、市民が利用する公共施設や交通機関等は、障がいのある人もない人も区別なく、誰もが社会を構成する一員として利用できるよう、整備する必要があります。また、ハード面のみではなく、そこに暮らす社会的に弱い立場にある人々の人権をも大切にし、地域のなかで共に生活が送れるような体制づくりが必要です。

★3　ノーマライゼーション
「障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく住み慣れた家庭や地域でお互いに尊重しあいながら、普通の生活ができるようにする。」という考え方。

★4　バリアフリー
公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のこと。障がい者が社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを除去すること。

（４）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

　私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。人権の問題は、市民一人ひとりが人権意識を高め、相手の立場を尊重する意識、態度のかん養が大切です。
　このため、行政はもちろんのこと、地域や民間団体等においても、この計画に沿った取組を展開し、人権教育を広く市民の皆さんに浸透させていく必要があります。
　また、障がいのある人等に対する差別や偏見をなくすためにも、心のバリア（障壁）を取り除く教育や啓発への取組が必要です。

第3節　基本目標

「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念としていることから、市民一人ひとりがお互いの人権を重んじ「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちの実現」をめざすことをこの計画の基本目標とします。

第4節　人権のまちづくりの方向

（1） 人権のまちづくりの推進

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」の「第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。」を達成するためには、行政すべての分野で市民の人権意識の高揚に努め、また、市民は人権擁護に関する施策に協力するとともに、お互いの人権を尊重し、自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努めていくことが求められています。

また、真の住民自治を実現していくためには、住民意思の施策への反映や民間活動との連携・協力を図っていくことが必要であり、住民参加の「まちづくり」が望まれています。

そこで、「人権」と「まちづくり」を結び付けるものが、この計画であると位置づけ、市民と行政が一体となって、「人権のまちづくり」を進めていくことが重要といえます。

（2） 市民参加の「人権のまちづくり」への取組

本市を取り巻く情勢は、政治・経済の状況変化、少子・高齢社会、高度情報化の進展また多様な広がりを見せる個性の時代等といわれており、どれもが行政のみでは、対応できるものではありません。

これからは、行政はもちろんのこと市議会、企業、市民等、それぞれの立場で、お互いにどんな協働が出来るか話し合い、人権のまちづくりを進めていくことが求められています。

「人権のまちづくり」を進めるにあたり、同和地区★5 の人をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、社会的に弱いあるいは不利な立場におかれている人たちと市民が関わりをもって、その輪を家庭や地域へと広めていく取組が必要です。

（3） 人権センター★6を拠点として

人権センターは人権のまちづくりの拠点として、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための、総合機能を持たせたセンターと位置づけ、各種施策を進めていきます。

具体的には、あらゆる分野の人権問題に対応できる地域コミュニティーセンターとし、体制の充実を図り、日常生活・慣習のなかで、人権のあり方を考え、学び、より豊かで生きがいのある生活を追及するための人権啓発活動を推進していくことがきわめて重要といえます。

★5 同和地区（被差別部落）
歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域。

★6 人権センター
人権に関する教育・啓発について、調査、研究、情報収集・提供、人権に関する相談及び交流事業を実施し、もって基本的人権の擁護に資することを目的に設立された機関。

第２章

人権問題をめぐる情勢

第１節　世界、国・県の動向
第２節　本市の人権行政の経過と課題
第３節　様々な人権問題の現状

第１節　世界、国・県の動向

《世界の動向》

世界では、今日の国際的な人権尊重の潮流として、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験したその反省から、昭和23年（1948年）12月、第３回国連総会において、「世界人権宣言」が採択され、国連においては様々な取組がなされてきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。21世紀を、平和と人権が守られる世紀にしたいという、人々の願いが込められています。しかし、21世紀になった現在でも世界では紛争やテロがあとを絶たず、さらに環境破壊等、人類の安全をおびやかす問題も出てきており、人権の重要性は、ますます高まってきています。

そして、平成７年（1995年）からの「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では「人権教育のための世界計画★7」を宣言、平成17年（2005年）から活動実施し、現在は「人権教育のための世界計画の第三段階（2015-2019）行動計画」を進めています。

★７　**人権教育のための世界計画**平成 16 年（2004年）12 月採択・平成 17 年（2005 年） 1 月開始宣言
人権教育のための国連 10 年の終了に伴い、その成果及び不十分な点並びに人権教育の分野における将来の国連の活動について宣言。（日本は共同提案国）

《国、県の動向》

平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。この法律は、人権教育・啓発の理念や、国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、人権教育・啓発のより一層の推進を図ることを目的とした法律です。

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連10年」国内行動計画等を踏まえた「人権教育・啓発に関する基本計画★8」を平成14年（2002年）に策定しました。この基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

また、県においても、この基本計画を基として、「県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として捉え、互いの人権を尊重する意識や態度を身に付け、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動することにより差別のない明るい社会を実現する」ことを基本目標とした、「長野県人権教育・啓発指針」を平成 15 年（2003 年）に策定しました。その後、「人権教育及び人権啓発に関する法律」の基本理念に基づき、地方公共団体の責務としてその地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策として平成 22 年（2010年） ２月に「長野県人権政策推進基本方針」を策定しています。

★８　**人権教育・啓発に関する基本計画　平成 14 年 （2002 年） ３月発行**
「人権教育及び人権啓発に関する法律」の基本理念に基づき、国の責務として人権教育及び人権啓発に関する施策を策定。平成 23 年（2011年） ４月に 、閣議決定により、その一部変更）

第2節　本市の人権行政の経過と課題

本市の人権行政の取組は、同和問題を中心に差別解消に向け取組がはじまりました。昭和39年（1964年）には県下に先駆けて、市内の高社中学校で「同和教育」がはじめられ話題となったところです。

その後､国の「同和対策審議会答申」が示され、以降制定された「同和対策事業特別措置法」により、行政の責務として各種の同和対策事業に取組んできました。

このようななかで、区長会、各種団体、企業、学校、議会等、多くの皆さんが会員となり「部落解放推進協議会」（現・あらゆる差別をなくす推進協議会）が設置され、差別をなくすための各種集会を中心に人権啓発がはじめられ、現在も取組まれています。

そして、50年以上にわたり同和対策・同和教育に取組んできたことにより、実態的差別は大きく改善され、また市民の意識も以前に比べ高揚してきています。しかし、現在も差別は潜在化・陰湿化して存在している現状があり、さらに人権意識の高揚と相談事業の充実を図っていくことが望まれています。

このようなことから「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」が制定され、庁内に「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を設置し「条例」の目的を達成するため、総合的、計画的に施策を推進することとしました。

女性問題については「中野市男女共同参画計画」により、「男は仕事､女は家庭」という固定的性別役割分担意識や社会通念、慣習及び地域社会における不平等などの解消をめざして、男女共同参画に関する施策を総合的に展開していくことが望まれています。

また、人権課題も同和問題や女性問題のほか、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別撤廃や人権問題へと広がり、これまで以上に行政全体の中で各種人権施策に取組んでいくことが必要です。

今後、様々な人権問題に取り組むためには、行政はもちろんですが、市民の責務として、市民自らが差別や差別を助長する行為はしないよう努め、差別のない住みよい中野市にしていこうとする気運を盛り上げるとともに、新たな視点に立った｢人権のまちづくり｣に取組むため、今回、本計画の計画期間終了にあたり、本計画期間の10年間における意識の変遷を確認するために、平成27年度（2015年度）に10年前と同様に「人権に係る住民意識調査」と「同和地区住民生活実態調査」を実施し、計画の見直し策定の基礎資料としています。

第3節　様々な人権問題の現状

1　同和問題

《経　　緯》

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚問題をはじめ、日常生活のうえでいろいろな差別を受けるという、重大な人権問題です。

近年の同和問題への取組は、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」が、今日までの対策の基礎になり、同和問題の解決を図るうえで、この答申が果たした歴史的意義はきわめて大きいところです。

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）３月には特別対策も終了し、必要な事業は一般対策へ移行されました。

しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることとし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにした、「部落差別の解消の推進に関する法律★9」が平成28年（2016年）12月に制定されました。

《現　　状》

これまでの特別対策により、住宅や道路の改善をはじめとする生活基盤等、様々な面で大きく改善されてきました。しかし、結婚問題等を中心に依然として心理的な差別意識がいまだ根深く存在しています。また、差別発言などの人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応は、まだ十分ではないといわれており、依然として存在する差別意識の解消や、人権侵害による被害の救済措置等に問題があるところです。

同和地区においては、若い世代が差別意識、就職や結婚のため、地区外に転出する傾向がみられ、全国的にも高齢化の比率が高くなっています。また、住宅や道路等の生活環境については改善が進み、あまり格差が見られなくなりました。

現在は、人権侵害等を含めた生活相談の充実が求められています。

★9 **部落差別の解消の推進に関する法律**

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

２ 女性の人権

《経　　緯》

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」＜平成19年（2007年）改正＞等によって男女平等の原則が確立されています。また、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約★10」を批准し、男性も女性も共に参画する社会をめざして、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

さらに、ドメスティック・バイオレンス★11 やセクシュアル・ハラスメント★12、売・買春、性犯罪等の「女性に対する暴力」の深刻化から、平成12年（2000年）＜平成25年（2013年）改正＞に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成13年（2001年）＜平成20年（2008年）改正＞に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

最近では、法的制度も進み、育児休業制度の充実や介護休業制度の導入等、様々な面での制度等の見直しが進められています。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律★13」が施行されました。

《現　　状》

男女共同参画社会の実現をめざして、法律や制度の整備が進められてきました。しかし、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が残っており、女性の人権が尊重されているとはいいがたい状況にあります。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵すもので、被害を受けた女性や社会に対してあらゆる面で深刻な影響を及ぼします。

しかし、この問題は、女性が被害を訴えにくいことから問題が潜在化する傾向があり、相談体制の充実と、周囲の人の理解と協力が重要です。これと同時に、一人ひとりが自

らのライフスタイルを見つめ直し、性別にとらわれずに多様な人生を選択できる社会を実現することが求められています。

★10　女子差別撤廃条約 昭和60年（1985年）批准

女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な国際条約。

★11 ドメスティック・バイオレンス（D・V）

配偶者、恋人、その他親密な関係にある者による身体的、経済的若しくは性的な危害若しくは苦痛又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。

★12 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

★13　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

3　高齢者の人権

《経　　緯》

わが国における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、平成27年（2015年）には、４人に１人が高齢者となりました。さらに、平成72年（2060年）には、2.5人に１人が高齢者という超高齢社会の到来が予測されています。これは世界に類をみない急速な高齢化です。

そこで、昭和61年（1986年）に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきました。さらに、平成７年（1995年）には「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づいて平成24年（2012年）に、国の高齢社会対策の指針である「高齢社会対策大綱★14」が閣議決定されました。

この大綱では、高齢者を犯罪や人権侵害等から保護するため、各種施策を進めるとともに、体制の整備を図ることと記され、特に、介護を要する高齢者に対する家族や施設における虐待は、人権啓発、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて、予防・救済に努めることとしています。

例えば、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者の支援等に関する法律」は、高齢者を守る施策の一つです。

《現　　状》

高齢者の社会参加

今後、さらなる超高齢社会を迎えるにあたり、家庭や地域社会で高齢者との日常的な交流を促進するとともに、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを進めることが求められています。

介護の状況

健康づくりや介護予防に努めても、高齢化の進行により寝たきりや認知症等の要介護高齢者は、今後も一層増加することが見込まれます。介護の重度化や長期化、家族の介護力の低下等に伴い、介護に係る問題が複雑化・深刻化し、介護保険サービスの充実と適切なサービスの提供が求められています。

介護を要する高齢者の保護

介護を要する高齢者に対し、介護者が肉体的・心理的に虐待を加えるなど高齢者の人権問題が、大きな社会問題として取り上げられています。そのことから、高齢者の財産管理や契約詐欺等の問題を含めた、人権相談の充実が求められています。

★14　高齢社会対策大綱（平成 24 年閣議決定）

昭和61年（1986年）６月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策を行ってきた。さらに、平成７年（1995 年）12 月に「高齢社会対策基本法」が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱を基本として、現在も大綱の見直しを行いながら様々な取組が行われている。

4　障がいのある人の人権

《経　　緯》

「日本国憲法」に規定された基本的人権、生存権等の権利の理念をもとに、社会福祉関係の法律が制定され、そのなかで各種の障がいのある人のための施策が行われてきました。

しかし、これまでの各種法律は、障がいの特性や種類ごとに定められており、別々な取り扱いがされていたため、障がいのある人の基本的な事項を定めた法律の制定が求められ、昭和45年（1970年）、議員立法による「心身障害者対策基本法」が制定されました。この法律は、心身障がい者対策に関する国や地方自治体等の責務が明らかにされたものの、「心身障がい者の発生、予防」を始めに置き、「訓練」、「保護」そして同一線上に「収容」、「厚生」という古い福祉観をもつもので、国際的にも全く時代遅れのものでした。そして、昭和56年（1981年）、国連が決議した「国際障害者年」を受けて、翌年（1982年）「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。

時代遅れとなった「心身障害者対策基本法」は、平成５年（1993年）「障害者基本法」に改められ、国、地方公共団体等の責務、基本理念、施策の基本となる事項等を定めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進することが明記され、実態に即して広範囲な施策を対象にできるものとなりました。

その後、「障害者対策に関する新長期計画（全員参加の社会づくりをめざして）」や「障害者プラン（ノーマライゼーション７か年戦略）」が策定され、平成 14 年（2002年）には、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施５か年計画」が策定されました。そして、国際的な動向とも歩調をあわせながら、平成17年（2005年）に「障害者自立支援法」の施行後、平成25年（2013年）から「障害者自立支援法」は、障がい者の定義に難病等を追加し、名称変更した「障害者総合支援法★15」が施行されています。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の権利や尊厳をおびやかすものとし，障がい者の自立及び社会参加の促進のために，障がい者虐待の防止がきわめて重要であることなどを規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」★16（いわゆる「障害者虐待防止法」）を平成24年（2012年）10月に施行しています。

そして、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年（2013年）６月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」★17（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年（2016年）４月から施行されています。

《現　　状》

障がいのある人に対する施策は、「障害者総合支援法」及び個々の法律により展開されていますが、障がいそのものに様々な種類があり、そしてその障がいの程度も様々で、なかには重複障がいの方もおり、障がいに応じて地域や家庭で普通の生活が送れるような条件を整える必要があります。

近年、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れが大きく変化するとともに、ノーマライゼーションやバリアフリーという言葉が日常生活に浸透してきています。また、障がいのある人の個性の一部として、積極的に捉えようとする考え方が広がりつつあります。こうした考え方は、障がいのある人の人権保障を前進させるものとして大切です。

しかし、実際の社会には、様々なバリア（障壁）があり、自立と社会参加が阻まれている事例があります。また、暴行・虐待、性的ないたずら、賃金や預金の搾取、不要な契約への勧誘等の人権侵害により、被害をこうむることもあります。障がいのある人たちの権利が保障された社会実現のためには、ノーマライゼーションの考え方を取り入れ、様々なバリアを取り除いていく必要があります。

こうした問題に対しては、障がいのある人の人権の重要性について、正しい認識と理解を深めるための啓発活動や人権相談の充実が求められています。

★15　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者及び障がい児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

★16　「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

★17　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

5　子どもの人権

《経　　緯》

国連では、世界中で深刻になっている子どもの危機的状況を解決するため、昭和 34 年（1959 年）に「子どもの権利宣言」を採択しました。そして、この宣言を実質的なものとするため、平成元年（1989年）に「子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める」ことをめざして「児童（子ども）の権利に関する条約★18」が採択されました。これを受けてわが国では、平成６年（1994年）４月に批准しました。この条約は「子どもは保護の対象であるだけでなく権利行使の主体である」との認識に立ち、子どもの最善の利益を優先するという精神で貫かれています。

条約の批准を契機として文部省（文部科学省）では、子どもの停学・退学等に際しては子どもの意見を聞くようにとの通知を出し、法務省では、子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」（子ども人権オンブズマン）制度を創設するとともに、平成９年度（1997年度）から全国的な啓発活動が実施されています。

しかし、子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待等に見られるように深刻な状況にあります。特に児童虐待の問題においては、痛ましい事件が多発しており、平成 12 年（2000年）には「児童虐待の防止等に関する法律」＜平成19年（2007年）改正＞が施行され、いじめに関しても重大な事件が起きたことから、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法★19」が施行されました。

また、長野県では子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例★20」が平成28年（2016年）７月に施行されました。

《現　　状》

高度情報化、国際化、少子化、高齢化等の社会の変化は、子どもの生活に大きな影響を与えています。それぞれの変化が子どもの未来を大きく広げ、個性や能力を育む可能性をもっていますが、その一方で、子どもに係る様々な問題と課題を生みだしています。

学校においては、いじめ、不登校、差別事象等の人権問題が発生しています。また、学歴を重視する社会のなかで、競争が助長され仲間づくりが難しくなっています。

家庭においては、子育てや子どもとの関わりに悩みや不安をもつ家族が増加しています。子どもへの虐待という問題も見られ、家族一人ひとりの人権が尊重される家庭づくりが求められおり、各家庭における教育を支えるため、幅広い支援体制を作ることが必要です。

地域においては、しきたりや因習、慣習のなかにも差別意識を温存させているものがいまだに見られます。このことは、子どもにも個性や違いを認めにくくするなど影響を及ぼしており、地域における人権学習の場を一層充実させることが求められています。

子どもは権利行使の主体であるという認識を学校、家庭、地域のなかで確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人ひとりの子どもの豊かな自己実現を図る教育を推進していくことが望まれています。

また、昨今の子供の貧困問題がクローズアップされていることをから「子どもの貧困対策の推進に関する法律」★21が平成26年（2014年）1月に施行され、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないための対策が必要です。

★18　児童（子ども）の権利に関する条約

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。平成元年（1989年）11月に国連総会において採択され、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。その中には、子どもの「情報へのアクセス権」、「性的搾取からの保護」などが含まれている。

★19　いじめ防止対策推進法　平成25年（2013年）９月施行

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。

★20　長野県子どもを性被害から守るための条例 平成28年（2016年）７月施行

子どもを性被害から守り、その尊厳を保持し、健やかな成長を支援することを目的として、これまで青少年育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の伝統と特性を生かしつつ、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例。

★21「子どもの貧困対策の推進に関する法律」平成26年（2014年）1月施行

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

６　外国人の人権

《経　　緯》

在日外国人に対する社会的・民族的差別は、先の大戦前から続いていました。さらに昭和27年（1952年）に「サンフランシスコ平和条約」の発効により在日朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失して外国籍となった以降は、戦後に整備された社会保障制度を適用されず、人間の尊厳と民族的諸権利を否定する社会的差別にも苦しめられてきました。

しかし、昭和54年（1979年）に「国際人権規約」の批准、昭和57年（1982年）には「難民の地位に関する条約・議定書」を採択するなど、こうして現れてきた国際人権保障の潮流が、外国人差別問題へと関心が高まり、「指紋押捺の撤廃」等各種運動の盛り上りがみられました。こうしたなかで、いままでの外国人法制の見直しが迫られ、「国民年金法」、「児童手当三法」から国籍条項を削除、特別永住資格者に対する「指紋押捺の撤廃」等、各種の制度が改正されてきました。

また、国際人権保障の潮流が顕在化したあたりから、日本における外国人問題の比重は次第に在日朝鮮人等の問題から、新規に入国する外国人問題へと移行してきたといわれています。日本の労働市場は、国際経済・貿易の変動により、多くの外国人労働者を受入れるようになってきました。しかし、「出入国管理及び難民認定法★22」（以下「入管法」という。）が改正されず、多くの「不法」就労者が出たため、平成元年（1989年）「入管法」が改正され、労働力不足への対応策として日系二世・三世等の優先的入国・在留を認めることになりました。

このようななか、入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、市区町村等が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まりました。

そこで外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の対象に加え、外国人住民の利便の増進や市区町村等の行政の合理化を図るための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成24年（2012年）７月に施行されました。

本法律の施行により、外国人住民に対して住民票が作成され、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）及び住民基本台帳カード（住基カード）についても運用が開始されました。

《現　　状》

外国人は、日本社会の多様性はますます顕著になっているなかで、抱える問題も複雑化してきています。

また、日本人の持つ根強い意識のなかで、外国人は、異質な存在とみなされ、なかなか日本の社会は受入れない状況も見受けられます。ことばの障がいによる仲間はずし、賃貸住宅への入居制限、雇用拒否等多くのことが指摘されているところです。

また最近ではヘイトスピーチ★23と呼ばれる特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現や言動を行う問題があり、国ではヘイトスピーチを抑止するために「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」★24（平成28年（2016年）６月）が施行されました。

日本社会が多様化している今日、様々な文化、風習をもつこれらの外国人と日本人が住民として共に生きる、開かれた地域社会を構築するため「共生の心」を醸成していくことが求められています。

★22　出入国管理及び難民認定法

本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

★23　ヘイトスピーチ

人種、出身国、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動。

★24　「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

7　その他の人権

《経　　緯》

わが国の人権に関する問題として、先に述べた同和問題をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人の人権問題のほかに、ハンセン病患者★25、ＨＩＶ感染者、アイヌの人々、インターネット、難病患者等の人権問題が存在しています。

ハンセン病患者に関しては、天から罰せられた「天刑病（てんけいびょう）」等とされ長く差別されてきましたが、平成８年（1996年）４月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、援護の継続、社会復帰の支援等が行われることになりました。

ＨＩＶ感染者に関する人権問題は、21世紀の日本における人権保障の行方を左右する大きな人権問題といわれています。平成４年（1992年）に改正された「エイズ問題総合対策大綱」では、エイズに対する正しい知識の普及、医療・相談体制の充実、二次感染防止対策の強化等が重点対策として揚げられ、これらの推進にあたっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を行うこととされています。

アイヌ民族の問題として､平成９年（1997年）、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化振興法」が成立しました。この法律は、国内に異なる民族が存在することを認めた初の法律です。

一方、高度情報化社会が急速に進展し、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）★26やインターネットの掲示板等への誹謗中傷等の書き込みによる人権侵害が発生しています。

この他、難病による人権問題や身近な問題として、慣行や因習からくる差別や偏見が見受けられます。

《現　　状》

ハンセン病についても、過去の誤った認識から感染症の不治の病として社会から誤解や偏見を招いており、回復者の社会復帰を未だに困難にしています。

ＨＩＶ感染症★27はヒト免疫不全ウィルスの感染による難病でありますが、感染経路が限られているため、正しい知識があれば感染することなく共存できるといわれています。しかし、エイズに対しての認識不足から患者・感染者に対する偏見や差別が存在しています。

アイヌの人々は、「アイヌ民族」であることを理由として、結婚や就職などで差別を受け、経済的にも零細な状況にありました。国や北海道では、各種のウタリ福祉対策★28を実施されていましたが、現在は「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第３次)」（平成28年度（2016年度）～32年度（2020年度））に基づき、（１）生活の安定、（２）教育の充実、（３）雇用の安定、（４）産業の振興、（５）民間団体の活動の促進を基本的方向とする施策を推進しています。

インターネットの掲示板等での人権侵害には、法的な対応や業界の自主規制による対応が進んでいますが、大切なことは、使う側の私たち一人ひとりの人権意識の大切さにあります。

この他、原因が不明で治療法が確立されていない特定疾患等の難病患者については、長期療養を余儀なくされるなど、社会生活の基盤が脅かされることも少なくありません。また、慣行や因習により他の地域から転入した者に対しての、よそ者扱いされるなどの差別意識も見受けられます。

このように様々な人権問題がありますが、あらゆる差別をなくし、明るい中野市を築いていくためには、人権教育・啓発と人権相談の充実が求められています。

この他の人権問題には、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、ＬＧＢＴ★29、ホームレスの人々、北朝鮮による拉致問題、中国帰国者等があります。

★25　ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症。

★26　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。

★27　ＨＩＶ感染症（AIDS）

ヒト免疫不全ウイルス（human immunodeficiency virus；HIV）に感染し、発症した時点で後天性免疫不全症候群（acquired immunodeficiency syndrome, AIDS, エイズ）と診断される。

★28　ウタリ福祉対策（平成13年度（2001年度）終了）

「ウタリ」というのは、アイヌ語で「親戚」、「一族」、「仲間」、「同胞」、「人々」などの意味で、アイヌの人達の民族の誇りと尊厳が尊重される地域社会を実現するための、アイヌ民族文化を含めた総合的施策。

現在は「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第３次）」（平成 28 年度（2016 年度）～32 年度（2020 度））に基づき、（１）生活の安定、（２）教育の充実、（３）雇用の安定、（４）産業の振興、（５）民間団体の活動の促進を基本的方向とする施策を推進している。

★29　ＬＧＢＴ

どの性を好きになるかを示す「性的指向」のレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、男性か女性かなどの自己認識を示す「性自認」のトランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）などの性的少数者を限定的に表す言葉。



第３章

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

差別のない明るい社会を築くことは、全市民の共通の願いです。しかし、私たちの身の回りには様々な差別や偏見が存在しています。その差別や偏見は、現われ方や問題によりそれぞれ異なっていますが、「人権が侵害される」という点では共通しています。市民一人ひとりの人権を尊重していくためには、お互いの心のなかにある差別意識と「人権問題」を重ねあわせ、自らの問題として差別の痛みに共感し、差別や偏見をなくしていくことが重要です。

そのためには、これまでの同和問題の解決に向けての各種の取組や手法等を参考として、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等の人権問題へと広げていき、行政をはじめ、家庭、学校、職場、地域等、あらゆる場において人権教育・啓発を推進していく必要があります。

第１節　人権重視の行政
第２節　学校及び保育所等における人権教育と啓発
第３節　家庭や地域社会における人権教育と啓発
第４節　企業における人権教育と啓発

第1節　人権重視の行政

1　行政に携わる職員の人権感覚の醸成

【現状と課題】

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」の制定により、さらに行政のあらゆる分野において、人権を重視した施策が求められています。

行政に携わる市職員は、公平で公正な行政施策を推進する義務があります。また、人権に配慮した行政施策を推進していくには、職員一人ひとりが人権感覚をさらに身に付ける必要があります。これまで本市では、それぞれの職務に応じ、きめ細かな人権感覚を身に付けるため、同和教育をはじめ、各種の職員研修を実施してきました。今後は、これまで実施してきた職員研修の経験や手法を参考に、新たな感性で人権教育を進めていくことが望まれています。

行政に携わる全ての職員は、常に市民の側に立ち基本的人権を尊重し、市民の権利を守り、部落差別をはじめ、あらゆる差別をしない、させない、許さない社会の形成に努める必要があります。

【施　　策】

◆　市行政の全てにおいて､人権に配慮した行政施策の展開に努めます。

◆　職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。

◆　市民の立場にたった電話応対、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。

◆　職場ごとの自主研修に努めます。

◆　地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。

2　人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対する人権教育の推進

【現状と課題】

地域において福祉活動等に従事する民生委員・児童委員、ホームヘルパー、あるいは福祉施設等に勤務する職員等においては、高齢者や障がいのある人をはじめ、様々

な人々の生活相談や身体介護等に直接携わっています。よって、人間の尊厳と個人のプライバシー保護、秘密保持等の重要性を常に認識し、人権意識に根ざした行動が求められます。

このため、これらに従事する者の人権意識の普及高揚を図るため福祉事務所等と連携し、人権教育・啓発を促進していく必要があります。

【施　　策】

◆　より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権教育・啓発のあり方に努めます。

3　国･県等との連携

【現状と課題】

国においては「人権教育・啓発に関する基本計画」を、県においては「長野県人権政策推進基本方針」をそれぞれ策定し、各種の取組がされています。

また、中高地区の町村においても差別撤廃に関する条例が制定され、それぞれ独自で条例の目的の達成に向けた総合計画を策定しています。本計画は、これらの計画との整合を図りながら策定してきたところであり、この計画を効果的に推進していくためには、国、県及び近隣市町村と連携し、情報交換、協力体制を図りながら推進する必要があります。

【施　　策】

◆　国・県、各種団体等と連携を図り、教育・啓発の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。

◆　地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。

第2節　学校及び保育所等における人権教育と啓発

1　学校における人権教育

【現状と課題】

本市では、各学校において学校人権教育年間計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、全教育活動を通した人権感覚の育成、人権問題の正しい理解に努めてきました。また、人間としての尊厳と、基本的人権が保障される民主的な社会を実現するため、あらゆる差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、とかく知識にかたよりがちな人権教育から一歩踏み込んで、体験・調査を重視した教育と啓発に取り組んできました。

学校教育における人権教育は、児童生徒一人ひとりの人権感覚をみがき、同和問題をはじめあらゆる差別をなくす実践力を身に付けた人間を育てる教育です。そのためには、すべての教職員は人権尊重の精神にのっとり、疎外されがちな児童生徒の側に立って、一人ひとりを理解し、共に生きる仲間づくりを通して差別をなくす教育と啓発活動を推進する必要があります。

また、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、系統的な指導を進めるために、幼保・小・中・高、家庭、地域、行政の一層の連携が必要です。

さらに、学校における人権教育の成果や問題点を家庭や地域へ発信し、家庭内で話し合う機会、地域で取り組む機会を作りだすなど、一層の相互関係を図っていく必要があります。

【施　　策】

◆　同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取り組み、一人ひとりが安心して生活できる環境づくりに努めます。

◆　地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。

◆　学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会を充実させます。

２　保育所等における人権教育

【現状と課題】

保育所等における人権教育と啓発は、毎年、テーマを設け、代表１箇所を指定し公開保育を実施し、統一した人権教育と啓発が進められるよう努めてきました。また、保育所等個々においては、保護者を対象にした人権教育研修会を実施し、家庭のなかでも幼少からの豊かな心・人権感覚の育成に配慮がなされるよう取り組んできました。

差別意識は幼少の頃から形成され、その後の人生に大きな影響を及ぼすといわれていることから、引き続き人権教育研修会を実施するなかで、さらに創意工夫した取組が必要です。また、幼児期における人権感覚の育成を図るためにも、異年齢児との関わりなど、不特定多数の子どもの遊びを通じた交流を体験することにより、お互いに助け合う心や思いやりのある心が育まれることから、さらに異年齢児保育の充実に努める必要があります。

【施　　策】

◆　保育所等に通う子どもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。

◆　子どもたち一人ひとりが体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気付いたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。

◆　保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進します。

◆　保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。

第3節　家庭や地域社会における人権教育と啓発

【現状と課題】

市民が広い視野に立ち、様々な学習機会を通じて人権問題を正しく理解するとともに、人権問題を自らの問題として受けとめながら、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことが重要です。

そのためには誰もが人権問題について深い理解と認識を持ちながら、自ら人権意識を高め、人権尊重の態度を培い、さらにそれを行動に結び付けていくことが大切です。

本市では、あらゆる人権問題の早期解決に向け、各区や各分館を通じて懇談会や研修会を実施し、家庭や地域における人権教育・啓発に努めてきたところであり、また、公民館活動等でも、生涯学習の一環として講座や研修会等を開催し、市民の人権感覚の向上に努めてきました。

今後も、これまでの取組や人権教育が築いてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育を家庭や地域社会に、身近な問題としてつなげていくことが必要です。しかし一方で、従来の学習内容は、ややもすれば行政の「押しつけ型」学習が多く、自らの問題としての受けとめが薄いものとなっています。

今日の市民の生活様式や一人ひとりの意識の状況は多様であり、また、「人権」についての理解や問題に対する学習ニーズも絶えず変化しています。このようなことから行政の「押しつけ型」学習から脱却し、自ら参加し、お互いに語り合い、認め合い、発見できるような、体験による「参加型」学習へとつなげていくことが必要です。

【施　　策】

◆　人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。

◆　人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。

◆　県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、ＮＰＯ（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。

◆　障がいのある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の機会を作り、共生意識の醸成に努めます。

◆　地域社会活動への女性の参画が少ない状況にあるため、主体的、自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。

第4節　企業における人権教育と啓発

【現状と課題】

企業の社会に対する影響はますます大きくなっています。そのため、企業は社会を構成する一員として、人権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任」という考え方が求められています。

例えば、消費者に対しては、人権に配慮した商品開発や接客を行うとともに、顧客データなどを保護し、プライバシーを守ることです。また、従業員に対しては、労働時間の効率化によるゆとりある生活、人事評価での公平性や機会均等の保障、さまざまなハラスメントの防止徹底による働きやすい職場づくりが挙げられます。

また、社会情勢の変化等により、雇用情勢も厳しくなっているなかで、企業を取り巻く人権問題は重要なことから、企業における人権教育と啓発の積極的な取組を行います。

【施　　策】

◆　市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育の啓発・周知に努めます。

◆　市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。



第４章

人権に関する重要課題の施策推進計画

第１節　同和問題
第２節　女性の人権
第３節　高齢者の人権
第４節　障がいのある人の人権
第５節　子どもの人権
第６節　外国人の人権
第７節　その他の人権

第１節　同和問題

１　人権擁護の確立

（１）部落差別の解消

【現状と課題】

平成27年度（2015年度）に実施した、同和地区住民生活実態調査（以下「地区調査」という。）のなかで、「被差別経験・差別現場遭遇の有無は」の問いに対し、「差別を受けた」が 39.0%、「差別は受けないが差別に出会った」が 10.3%となっています。
また、同時に実施した、人権に係る住民意識調査（以下「意識調査」という。）のなかでも、「現在の同和地区の人たちに対する結婚差別はあるか」の問いに対し、48.7%の人が「ある」、「たまにある」と答えており、部落差別が現存することを認知している状況がうかがえます。

これらの調査から部落差別の現実は、なお未解決であることが明らかになり、今後も同和問題の解決に向け、また、人権擁護の確立を図るために、個人情報の保護に努めるとともに、市民や企業等への啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

Q　被差別経験・差別現場遭遇の有無について

項　目	平成 27 年	平成 17 年
差別を受けた	39.0%	46.8 %
差別は受けないが差別に出会った	10.3	16.4
特にない	39.0	29.8
無回答（不明）	11.7	7.0

資料：同和地区住民生活実態調査

Q　現在の同和地区の人たちに対する結婚差別について

項　目	平成 27 年	平成 17 年
反対されることがある	16.3%	26.9 %
たまに反対されることがある	32.4	29.9
反対されることはない	10.1	10.4
わからない	36.1	26.7
無回答（不明）	5.1	6.1

資料：人権に係る住民意識調査

【施　　策】

◆　市の「情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年（2015年）４月から実施しています。

◆　国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。

（1）　人権侵害の救済と擁護

【現状と課題】

部落差別をなくすため、家庭、学校、企業、地域、各種団体等の領域で懇談会や講演会、研修会等を積極的に取り組んだ結果、市民の差別意識は一定程度解消されてきました。

しかしながら、まだ差別意識は市民のなかに根深く存在しており、その実態は陰湿化し、差別事象そのものは見えにくくなっています。「地区調査」のなかの「最も印象に残る被差別経験・差別遭遇の場所・機会等は」の問いに対し、「日常生活の中で」、「結婚の際」、「職場で」と結果がでています。

また、「差別・出会った差別で最も印象に残っている差別は、いつ頃か」との問いには 20 年以上前が最も多かったが、前回調査以降の 10 年以内に差別を受けた経験があると回答もあり、部落差別がいまだにある結果がでています。

しかし、「最も印象に残る被差別経験・差別遭遇した時の対応は」の問いに対し、「特に対処しなかった」、「相手に抗議した」、「家族に相談した」、「友人に相談した」と答えた人が多く、行政や人権擁護委員等への相談は少ない状況がうかがえます。

これらの実態を考えるとき、差別や人権侵害を未然に防止することが最も重要ですが、現実に発生した差別や人権侵害は真摯に受けとめ、被害者を救済するとともに、相談体制の充実を図ることや人権擁護体制の確立の必要があります。

Q　最も印象に残る被差別経験・差別遭遇の場所・機会等について

項　目	平成 27 年	平成 17 年
結婚の際	25.0%	25.1%
学校の教育現場で	12.5	19.4
日常生活の中で	35.4	15.7
職場で	22.7	7.4
その他	2.1	3.7
無回答	2.1	28.7

資料：同和地区生活実態調査

Q　最も印象に残る被差別経験・差別遭遇した時の対応について

項　目	平成 27 年	平成 17 年
相手に抗議した	15.8%	21.3%
家族に相談した	15.8	19.7
相手を説得した	11.6	14.5
友人に相談した	15.8	13.3
運動団体に連絡・相談した	14.7	7.5
行政･人権擁護委員に連絡･相談した	0.0	1.2
特に対処しなかった	17.9	15.0
その他	1.0	2.3
無回答	7.4	5.2

【施　　策】

◆　相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。

◆　各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。

◆　同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立要求国民運動★30」を促進します。

★30　部落解放･人権政策確立要求国民運動

「部落解放基本法」制定要求国民運動から、「部落解放・人権政策確立」要求運動に発展させ、これまで特別措置法に依存した部落解放運動から、高齢者や女性、障がい者、外国人などさまざまな人権団体と協力し、あらゆる差別撤廃を求めて幅広い運動を進めるというもの。

2　教育･啓発の推進

（1）　市民に対する教育･啓発

【現状と課題】

同和問題に対する人権教育・啓発については、市、教育委員会等において、正しい理解と認識を深めるため、各種の取組を推進してきました。

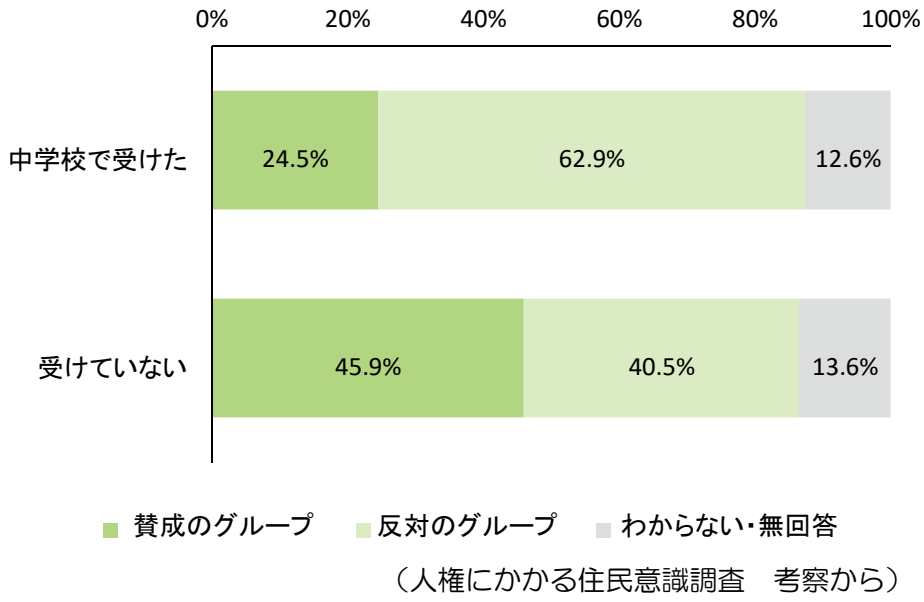
その具体的な取組としては、各区を対象にした「区・分館人権教育懇談会」の開催をはじめ、高齢者、各種団体、企業、行政機関等を対象に、おのおの特色ある研修会を開催するなど、差別意識の解消に努めてきました。また、地域住民との交流を図る事業等、

同和問題の解決に向け取り組んできました。このように、これまでの各種の取組によって、市民の人権意識はある程度高まってきています。

しかし、部落問題については、家族からであったりいろいろなところから間違って知り「寝た子」を起こしていることになっており、結局は「寝た子を起こすな」論については「どこで同和問題を学習したか」で小・中学校での学習経験がある人ほど「寝た子をおこすな」論に否定的であり、正しい知識が必要であることがわかります。

このことから、差別や人権侵害の現実に目を向け、新鮮で魅力ある懇談会や研修会づくりをしていく必要があります。また、「部落差別」は現実に存在していることを正しく認識する必要があり、市民各層に浸透した地域ぐるみの人権教育・啓発を一層推進し、広く人権尊重の機運を高めていく必要があります。

同和問題の学習経験と「寝た子を起こすな論」



（人権にかかる住民意識調査　考察から）

【施　　策】

◆　行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の充実とその活性化に努めます。

◆　身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決していこうと行動する者を育成するため、人権教育講座を推進します。

◆　様々な機会を捉えて人権問題への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。

◆　啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題に対する理解を深めます。

◆　行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりを検討しながら、「住みよい地域づくり」、「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。

（２）人権センター事業の充実

【現状と課題】

人権センターでは、同和地区や近隣地域住民の交流の拠り所として運営してきましたが、平成９年（1997年）４月から制度が特定事業から社会福祉法による一般対策に移行され、広く周辺地域を含め、地域全体のなかで福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した施設として、専任の館長と指導職員を配置し事業を進めてきました。

今後、生活上の各種相談事業をはじめ、周辺地域を含めた交流事業や社会福祉等に関する総合的な事業と、人権問題に対する理解を深めるための活動を積極的に取り組んでいく必要があります。また、人権センター集会所の活用については、地域の自主的・組織的な人権教育・啓発の場として、活用していく必要があります。

【施　　策】

◆　生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を進めます。

◆　日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。

◆　同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。

◆　子どもの人権意識を醸成するため、「子ども人権教室」を推進します。

◆　同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。

（３）学校や保育所等における人権教育の充実

【現状と課題】

学校や保育所等における人権教育は、幼保、小、中、高一貫の人権教育を年間計画に基づき連携しながら、全教育活動を通して人権感覚の育成、人権問題の正しい理解に努めてきました。また、小・中学校や保育所等の保護者、教職員、保育士等を対象にした研修会、懇談会を実施し、学校や保育所等の人権教育と連携し、幼少からの豊かな感性

と人権感覚の育成に努めてきました。
しかし、自分の差別意識に気づいたり、差別に憤りを感じ、差別をなくしていこうとする感覚や意欲がまだ十分とはいえない状況にあります。
人権教育の推進にあたっては、教職員の果たす役割は重要であり、校長や園長をはじめ、教職員一人ひとりが、児童生徒の実態を踏まえ、学校や保育所等における人権教育の課題を明確にし、その解決にあたることが求められています。さらに、今後もＰＴＡや育成会等とも連携し、学校や保育所等、家庭及び地域における連携を深めていく必要があります。

【施　　策】

◆　幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。

◆　日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図ります。

３　健康福祉の増進

【現状と課題】
「地区調査」によると 18 歳以上の「年齢層」を見ると、60 歳以上の者が 48.5％と大変多く高齢化が進んでいます。また、単身世帯や一世代世帯が多く、子どもが同居していない世帯も 62.0％と多い状況であります。
そのようなことから、「充実してほしい福祉サービス」では、「介護施設の拡充」、「外出や通院などの介助（ガイドヘルパー制度）の充実」、「誰でも気軽に集まれる場所づくり（デイサービス含む)」などの要望が多くなっています。
このようなことから今後さらに要介護者の増加が見込まれる高齢者に対しての生きがいづくりや健康づくりの推進が必要です。

【施　　策】

◆　高齢者の社会参加活動や生きがいづくりなどを支援し､幅広い活動の場や機会づくりに努めます。

◆　壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。

◆　介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。

◆　健康教室の充実により、各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。

4　生活環境の改善

【現状と課題】

同和地区の環境改善は、昭和44年（1969年）以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、平成14年（2002年）３月には特別対策も終了しました。

今後は必要に応じて、施策を実施します。

【施　　策】

◆　急速に進む高齢化社会に向け、市全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。



第2節　女性の人権

1　人権擁護の確立

男女平等への意識改革

【現状と課題】

平成27年（2015年）に行った「男女共同参画推進に関する市民意識調査」のなかで、「男は仕事、女は家庭」と性別役割分担意識に肯定的な人は、男性35.3%、女性29.2%であり、減少傾向にあります。

しかし、男女の地位について「平等になっていると思いますか」の問いに対し、「不平等（男性の方が優遇されている）」と感じている回答が、「慣習やしきたり」及び「地域社会」に多く見られます。この不平等感に対して、市民一人ひとりが解決への主体的な取組を行うことが重要となっています。

女性を性的関心の対象として見ることや、男性優位という意識が、セクシュアル･ハラスメントや女性への暴力、売・買春等をもたらし、女性の人権を著しく傷つけることとなっています。また、逆に最近では男性がセクシュアル･ハラスメント等の被害者となるなど、新たな問題として浮かび上がってきています。

真に平和で民主的な社会を築くためには、市民一人ひとりが自分の一生を充実したものとすることができる学習の場と学ぶ体制の整備、そして学んだことを実践する社会的環境が整えられなければなりません。そのためには、男女にかかわらずすべての人が、各々の個性と自主性を伸ばし、互いに一人の人間として尊重し合う意識、考え方を身に付ける必要があります。

男女がお互いに人権を尊重し共に生きるために、正しい知識を身に付ける教育や指導の充実を図るとともに、人権尊重に関する学習機会の充実に努める必要があります。

Q「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか

項　　目	女　性		男　性	
	平成27年	平成17年	平成27年	平成17年
賛　成	5.5 %	5.8 %	6.4 %	1.8 %
どちらかといえば賛成	23.7	32.0	28.9	34.9
どちらかといえば反対	46.5	41.6	42.2	34.3
反　対	23.5	19.0	22.0	17.1
無回答	0.8	1.6	0.5	1.9

Q　男女の地位が平等になっていると思いますか

項　目	家庭では		職場では		地域社会では		慣習やしきたり		制度や法律の上では	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平等	45.0%	55.2%	24.7%	30.7%	13.4%	27.9%	7.5%	11.2%	28.4%	37.3%
不平等	42.1	36.8	51.9	52.2	69.6	57.8	80.1	49.5	47.5	22.9

資料：男女共同参画推進に関する市民意識調査（平成27年）

【施　　策】

◆　女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。

◆　教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。

◆　男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。

◆　配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

２　教育･啓発の推進

（１）男女平等実現のための教育の推進

【現状と課題】

男女が共に生きる男女共同参画社会を作るには、男女が本質的に平等であるということをすべての市民が認識し、家庭教育をはじめ学校教育、社会教育を通じ幼児期から一貫して取り組む必要があります。

【施　　策】

◆　幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。

◆　学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。

（２）生涯学習の推進

【現状と課題】

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取組が進められていますが、「男は強く、女は優しく」とか「男のくせに、女のくせに」となにげなく使っている言葉が、幼児期のしつけや人間形成に大きく影響を与え、大人になっても男性が女性を差別したり、女性は男性の影で行動するという考え方がまだまだあります。

男女同じように、人として平等に尊重される考え方や生き方がしっかりと根づくよう、家庭や地域等の教育、学習活動を積極的に進める必要があります。

【施　　策】

◆　各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。

◆　生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。

◆　地域における生涯学習の推進と家庭教育学習を充実します。

３　社会参画の推進

地域社会活動への参画

【現状と課題】

近年、女性の意識が向上し、家庭以外の仕事や余暇活動、ボランティア活動等多様な形で自己実現を図ろうと様々な分野で社会参画が進んでいます。そして、区や組の役員、行政の審議会や委員会の委員にもっと多くの女性を登用することは、多くの市民が望んでいるところです。しかし、地区役員や行政の審議会委員等への女性の登用は、いまだ少ないのが現状です。

このため、審議会や委員会等それぞれの組織ごとに、女性登用の目標設定を行うなどの取組が必要であり、登用にあたっては重複することのないよう、幅広い人材の登用に配慮する必要があります。

また、それと同時に女性自身も社会のあらゆる分野でその責任を果たし、積極的・自主的に参画していく力をつけていかなくてはなりません。

中野市の審議会等における女性の登用状況

項　目	調査審議会数	委 員 数	内女性委員数	比　　率
平成26年	52	609人	166人	27.3%
平成27年	51	604	179	29.6
平成28年	52	613	186	30.3

※　調査の対象は、法により規定されている審議会等　　（長野県女性の公職参画状況調査）

【施　　策】

◆　女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。

◆　政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。

◆　地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。

４　雇用･就労の促進

（１）労働についての啓発

【現状と課題】

女性の社会進出に対する周囲の意識は変化しているものの、能力を持ちながらも家庭の事情によって就業困難となる女性が依然として存在しています。

結婚や出産を機に、いったん仕事を辞め、数年後にまた復帰するという女性の典型的な就労パターンを認める意見が半数近くを占めています。

しかし、就労することは、女性にとっても自分の能力を発揮する場であり、社会を支え、収入を得るという役割もあります。また、再就職における就業形態では正規雇用よりパート比率の増加が顕著となっている現実があります。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の施行により、雇用における男女平等の実現に一定の前進はみられますが、就職、昇進、管理職への登用等において、格差が解消されたとはいえない現状があります。

働きたい女性が能力を発揮しつつ、いきいきと働いていくためには、社会全体において格差解消に向け取り組む必要があります。

Q　女性が職業を持つことについてどう思いますか

項　　目	女性	男性
職業を持たなくてよい	0.4%	0.3%
結婚するまでは職業を持つ方がよい	1.6	1.8
子どもができるまでは職業を持つ方がよい	4.7	7.4
子どもができたらやめ、子育てが一段落したら再び職業を持つ方がよい	50.1	45.3
子どもができても、ずっと職業を持ち続けた方がよい	41.4	44.8
無回答	1.8	0.5

資料：男女共同参画推進に関する市民意識調査（平成27年）

【施　　策】

◆　男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識を高めるための啓発に努めます。

◆　新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。

（２）労働環境の整備

【現状と課題】

働く女性にとって、労働と家事・育児等が重なり合い、過重労働をきたすという問題もありますが、男女で家庭責任を分担していくという社会の意識改革を進め、働く女性の労働条件を改善していく施策が必要です。

【施　　策】

◆　雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。

◆　家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。

◆　女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。

◆　職業相談、就職あっせんにより雇用の安定確保に努めます。

◆　各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。

５　健康福祉の増進

（１）母性保護と健康づくりの充実

【現状と課題】

健康であることは、男女を問わず人として生き、仕事に従事し、文化的な生活を営むうえで基本的な条件です。特に、母性の尊重と、女性の生涯を通じての健康の維持増進が、重要な課題であります。

したがって、妊娠・出産から育児・保育と続く母子保健の観点から、家族計画等も含め、母性についての正しい認識を男女双方に深めるなど、母性保護についての意識づくりが重要です。一方では働く女性が増加し、かつ既婚女性の就業率が高くなっているなかで、職業を継続しつつ出産する女性が増えており、母性保護の充実・強化が必要です。

【施　　策】

◆　母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。

◆　健康づくり事業の充実をし意識の高揚を図ります。

◆　スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。

（２）子育て・介護機能の充実

【現状と課題】

近年、社会・経済情勢の変化によって核家族化・少子化が進行するとともに、共働き家庭、単身世帯の増加等、家族の構造が変わり、また、家族の地域での孤立化、連帯の欠如等もあって、従来、家庭機能とされていた子育て、高齢者の介護等も変わってきています。

こうした家族や家庭の問題の多くは女性に委ねられており、女性の社会参画を困難にする要因にもなっています。したがって女性が家庭以外の場で自己実現を図るためにも、子育てや介護等の支援事業を充実する必要があります。

【施　　策】

◆　乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。

◆　障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援の充実に努めます。

（３）　生活の安定

【現状と課題】

日常生活を支える基本的な場として家庭が存在しますが、その家庭生活の安定のためには、家族を構成する一人ひとりが支え合うことが重要です。特に、女性が職業を持つことをはじめ、様々な社会参加をしようとするとき、今なお、多くの障がいにぶつかります。例えば、女性の本務は家事・育児等の家庭内の役割で、仕事を持つことや社会活動は二次的なものであるという考え方がいまだに根強いため、女性は家庭責任と仕事の両立に苦労する状況に置かれています。

したがって、男女すべての人々が豊かな充実した人生を送れるよう、家庭における男女共同責任を進める一方、家庭機能を補完するための社会的環境の整備、母子・寡婦家庭の自立促進のための社会的援助等、多様な福祉ニーズに即したきめ細かな施策が必要になっています。

【施　　策】

◆　母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。

◆　女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取組に努めます。



第3節　高齢者の人権

1　人権擁護の確立

【現状と課題】

本市では、すべての高齢者が住みなれた地域で生涯を通じて豊かな生活が送れるように「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、施策の推進を図っているところです。

しかし、高齢者の人権に関わる問題として、要援護高齢者への虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等のほか、高齢者への誤った固定観念等により高齢者の社会参加を阻害する事象等も見受けられます。

また、「意識調査」でも、「高齢者の人権問題について」の問いに対し、差別や偏見があることがうかがえます。

このため高齢者が安心して快適な生活を送るためには、各種福祉サービスの充実とともに、高齢者虐待や悪徳商法等の人権侵害から保護するための体制づくりが重要です。

また高齢者は、長年にわたり社会の進展に寄与するとともに、豊富な知識と経験を有する者として敬愛され、長年住み慣れた地域で生きがいをもち心豊かな生活が送れる家庭環境や地域社会を作る必要があります。

Q　高齢者の人権問題について　（上段：平成 27 年　下段：平成 17 年）

項　　目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
高齢者は尊敬され、敬われなければならない	28.5%	34.9 %	27.7%	4.7%	1.7%	2.5%
	29.1	37.5	23.5	3.9	1.9	4.1
年老いたら子どもに従う方がよい	7.7	25.7	43.3	13.1	8.4	1.7
	15.5	26.2	34.2	10.7	10.2	3.2
高齢者が孤独死する社会を作っているのは私たち自身の問題である	23.0	36.9	29.2	5.2	2.7	3.0
	23.8	32.7	26.9	6.1	5.6	4.9
高齢者が何時までも元気で働くことは若い人の職を奪うことになる	2.5	7.9	32.7	27.2	27.5	2.2
	4.4	9.5	27.6	21.1	34.0	3.4
一定年齢の高齢者に年金や医療等の無料給付を行うのは当然である	45.3	34.9	12.4	4.0	1.5	2.0
	26.9	29.9	27.4	7.3	5.1	3.4

資料：人権に係る住民意識調査

【施　　策】

◆　高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。

◆ 高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた情報の提供に努めます。

◆　成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センターが窓口となり、相談体制を充実します。

2　教育･啓発の推進

【現状と課題】

高齢者が置かれている様々な状況の背景が社会的に正しく理解されておらず、偏見や否定的な考え方があり不当な差別や人権侵害につながる恐れがあります。

自分自身の問題として、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者の人権について一人ひとりが果たす役割を認識し、高齢者が地域社会で孤立することなく共生できる社会が望まれます。

このため、高齢者の正しい理解と思いやりの心を育てるため、広報・啓発活動をなお一層推進する必要があります。

【施　　策】

◆　高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。

◆　高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。

3　雇用･就労の促進

【現状と課題】

高齢化が進行するなか、高齢者に対する就労は不安定な状態に置かれており、今後も今まで以上に就労保障を進める必要があります。

また､高齢者の就労の推進は､基本的人権を保障するための重要な施策であることを認識することが求められています。このため市としても国、県、職業安定所、シルバー人材センター、企業等との協力のもとに推進する必要があります。

【施　　策】

◆　高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。

◆　高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。

◆　高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。

4　健康福祉の増進

【現状と課題】

高齢者人口の割合は一層高まり、急速に高齢化が進んでいます。すべての高齢者が健康で、生きがいをもち、安心して生涯を過ごせるような社会の構築が望まれていることから、本市においても平成27年度（2015年度）から29年度（2017年度）までの「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の福祉の充実を図るための施策を明らかにしました。

しかし、近年、高齢者の増加に伴う要援護高齢者の増加、介護の重度化や長期化、家族介護力の低下等、介護に係る問題が複雑化・深刻化してきており、今後もその傾向がさらに強まると予想されます。

障がいや病気をもった高齢者が、介護等のサービスを受けるにあたって家族や介護者の都合だけを優先して、当事者の希望や意思が尊重されていない状況もみられます。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう平成12年（2000年）４月にスタートとした介護保険制度は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後ますます重要視される高齢者福祉を進めるためには、今まで以上に人権を尊重する施策を推進する必要があります。

【施　　策】

◆　高齢者一人ひとりができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリエーション活動等について支援します。

◆　豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。

◆　要援護高齢者とその介護者の負担を軽減するために「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。

◆　高齢者が安心して福祉サービスを受けられる支援体制の強化に努めます。

◆　高齢者の福祉に関わる人たちへの人権教育に努めます。

5　生活環境の改善

【現状と課題】

高齢者が安心して行動し、社会参加できるまちづくりを推進するため、「長野県福祉のまちづくり条例」や「中野市障がい者計画」により公共施設等の改修を図り、やさしいまちづくり事業を計画的に推進してきました。しかし、高齢者が地域のなかで普通に社会生活を行うためには、まだまだ改善が必要です。

今後これらの視点に立って事業を進めていくことが求められており、だれでもが地域社会への参画がしやすいような環境整備する必要があります。

【施　　策】

◆　高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。

◆　交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。

◆　高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザイン★31やバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。

★31　ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境、障がい、年齢、性別等、人が持つそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてするデザインのこと。

第４節　障がいのある人の人権

１　人権擁護の確立

【現状と課題】

本市では、平成26年（2014年）３月に「中野市障がい者計画」を策定し、障がいのある人に対する支援施策の推進を図っているところでありますが、地域社会には、まだまだ差別意識や偏見が根強く存在しています。

また、「意識調査」でも、「障がい者の人権問題について」の問いに対し、障がいのある人に対し結婚問題等に差別意識や偏見等があることがうかがえます。

このような差別意識や偏見をなくし、障がいのある人の人権が守られる社会を築くためには、住民への啓発活動により意識の向上を図るほか、施策の充実等により障がいのある人の地位の向上を図る必要があります。

Q　障がい者の人権問題について　（上段：平成 27 年　下段：平成 17 年）

項　　目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
障がい者が利用しやすくなるように、公共施設は改造すべきだ	22.8%	43.8%	24.0%	4.7%	2.5%	2.2%
	28.2	41.3	21.8	3.4	2.4	2.9
障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、罰則を与えるべきだ	5.9	18.8	46.8	16.6	8.9	3.0
	11.7	17.5	45.7	12.4	9.5	3.2
障がい者と結婚するには、まだまだ様々な問題がある	28.7	49.8	14.9	3.2	0.5	3.0
	34.7	41.7	14.3	3.9	2.2	3.2
障がい者が暮らしやすい社会こそ健常者も暮らしやすい	36.9	32.2	21.8	4.0	3.2	2.0
	43.6	37.6	12.9	1.5	1.2	3.2
住居の近くに障がい者施設ができることには反対だ	1.2	2.2	22.5	24.5	47.3	2.2
	0.5	1.9	19.7	20.9	53.6	3.4

資料：人権に係る住民意識調査

【施　　策】

◆　社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。

◆　補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。

◆　個人情報の保護に努めるとともに障がいのある人、一人ひとりに必要な情報提供に努めます。

◆　障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。

◆　国の年金制度を基本とする所得保障の充実を求めるとともに、各種手当てなどの充実を図り、経済的自立を支援します。

2　教育･啓発の推進

（1） 市民に対する教育･啓発

【現状と課題】

市民の多くは、障がいのある人に対し「気の毒」、「かわいそう」、「関わりたくない」といったイメージで捉える傾向にあり、自分の問題として捉えられていない状況が見られます。また、障がいのある人に、どのように接したらよいのか分からない人も見受けられます。

そこで、障がいのある人に対する理解や認識を深めると同時に、障がいのある人もない人も区別のない共生社会の実現に向け意識の醸成を図る必要があります。

【施　　策】

◆　地域福祉ネットワークづくりを活発にし､ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護の思想の啓発に努めます。

◆　障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。

（2） 学校等における人権教育

【現状と課題】

障がいのある人への正しい理解と偏見をなくすため、日ごろ、学校や保育所等での生活のなかでノーマライゼーションの啓発に努めています。

今後もさらに児童生徒等一人ひとりの人権感覚をみがき、あらゆる差別をなくす行動

力を身に付けた人間を育てる教育が必要です。
　また、障がいのある児童生徒等に対する教育は、子どもの可能性を最大限伸ばし、社会的適応力や将来の自立心を養うため、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援をする必要があります。

【施　　策】

◆　学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。

◆　社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。

３　社会参画の推進

【現状と課題】
　「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」をめざし、「中野市障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーションの理念にそって、障がい者施策を進めてきたところです。
　障がいのある人が地域社会と積極的にかかわりを持ち、地域に溶け込んで社会参加ができるようになるためには、公共施設のバリアフリー化をはじめ、福祉タクシーの充実、市内公共バスなどの改善により、障がいのある人の外出時の利便を図るとともに、社会活動が気軽にできるように、講座やイベント等のソフト面での施策の配慮、充実をする必要があります。

【施　　策】

◆　社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タクシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。

◆　障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。

◆　補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。

◆　福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに、各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。

４　雇用･就労の促進

【現状と課題】

事業所等のなかには、車いすで移動できる構造になっていないため就労の機会が少なく、障がいのある人の就労環境が整っていない状況があります。

障がいのある人の安定した生活基盤を作り、その社会的自立を促進するためには、雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場を確保する必要があります。

【施　　策】

◆　職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。

◆　障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励･援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。

◆　一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。

◆　障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。

５　健康福祉の増進

【現状と課題】

脳卒中をはじめ、生活習慣病や交通事故等の不慮の事故により障がいを負うケースが増えています。

障がいの重度化、障がいのある人の高齢化が進行するなか、障がいのある人それぞれの特性に応じた、きめの細かい対応が必要となっています。また、精神障がいをはじめとした医療の分野にかかわりの深い障がいのある人に対しては、保健、医療及び福祉の連携により、適切な対応を図る必要があります。

【施　　策】

◆　各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。

◆　福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。

◆　保健、医療、福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。

６　生活環境の改善

【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、本市では「やさしいまちづくり事業」による公共施設の改修や道路整備にあわせ、歩道の拡幅や盲人用誘導ブロックの敷設等を行ってきました。

しかし、障がいのある人が移動するうえで、必要な歩道空間の確保や安心して歩ける歩車道の整備が十分ではないのが現状です。

そのため、地域社会で障がいのある人が自立できる環境づくりに努め、すべての人たちが住みやすいまちとなるよう、生活環境を整備する必要があります。

【施　　策】

◆　障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、関係機関に整備を促します。

◆　身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。

◆　障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、ＰＲに努めます。

◆　交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、福祉タクシーや重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。

第5節　子どもの人権

1　人権擁護の確立

【現状と課題】

私たちをとりまく環境は、政治や経済において将来への不安を感じる一方で、高度情報化、少子高齢化及び核家族化等の進行により社会環境もめまぐるしく変化しています。

このような状況のなかで、家庭や地域、友だちとのふれあいの機会が減少し、他人を「思いやる心」など人権感覚を育むための環境が減少しています。このことが、家庭や子どもを取り巻く環境にも大きく影響してきています。

次世代を担う子どもが、心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであります。子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然のものとして取り扱われる傾向にありましたが、子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解することが重要です。

平成６年（1994年）４月に日本が批准した「児童（子ども）の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から、自分の意見を表明する権利を確保する「権利行使の主体」として位置づけられ、子どもの基本的人権の尊重が求められています。

このため一人の人間として、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会を作る必要があります。

【施　　策】

◆　児童（子ども）の権利条約の理念と精神を尊重し、子どもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。

◆　子どもに関する人権問題については、子どもの立場で、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組に努めます。

◆　子どもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成に努めます。

２　教育･啓発の推進

（1） 家庭

【現状と課題】

核家族化､少子化が進むなかで、子育てに不安をもつ親、また虐待や子育ての放棄など子育てに不安のある親が増えています。また、他人との交流の機会の少ない環境で育った子どもは、人とのかかわりから学ぶ思いやりや忍耐力、自分や他人を大切にするバランス感覚が育ちにくくなっています。さらに豊かな物質文明のなかで､ほしい物が簡単に手に入り､感謝する､我慢する､物を大切にするなどの心が育ちにくくなっています。

公園等屋外で、異なった年齢の子どもが集団で遊ぶことが少なくなり、家の中で一人で過ごすことが多く、人や自然等と関わる体験が少ないため、実体験で得る知恵がとぼしく､人の命や物の大切さが実感できにくくなっています。

加えて、価値観の多様化から、家庭や世代によって価値観が異なり、他人の子どもを叱るなどがしにくい地域社会になってきています。

子どもが心身ともに健やかに成長するために、子どもに対しどのように接し、どのような環境づくりが必要か問い直す必要があります。また、子どもに対する親の理想像を押し付けるのではなく、あくまでも一個人であることの認識に立ち、子どもとしての権利や自由を尊重し、一人ひとりの個性を伸ばし育てていく必要があります。

【施　　策】

◆　子ども相談室では、子どもに関する相談や子どもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、専用携帯電話「子ども電話相談 3191」を設置し、子どもに関するあらゆる緊急時や時間外等の相談に応じます。

◆　「子育て支援講座」の開設や「家庭のしつけテキスト」など資料の活用を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。

◆　子どもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには､家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、ＰＴＡ、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。

（2） 学校等

【現状と課題】

児童・生徒は明るく健やかに育成される必要があります。学校等においては、人権教育を通じて仲間づくりの大切さや障がいのある人等への思いやりについて学習していますが、残念ながら、いじめなど学校生活上の問題が発生しています。

このため教職員は、児童生徒との信頼関係を築くとともに、地域社会と連携して、子どもの立場に立った学校運営や開かれた学校づくりに努め､児童生徒の教育を受ける権利を保障するための多様な方法を検討する必要があります。

また、学校等における子どもへの体罰は法的にも禁止され、重大な人権侵害であり、関係者に対し研修等を通じて十分周知するとともに、関係者の人権意識を高める必要があります。

【施　　策】

◆　人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童（子ども）の権利に関する条約」の趣旨･内容を教職員等に対し周知徹底し､その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。

◆　様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、子どもが社会性を身に付け、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。

◆　カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の指導力を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。

◆　「中間教室」や「心の教室」を設置し､「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。

◆　保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。

◆　学校等の教職員における関係者に対し、子どもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。

（3） 地域

【現状と課題】

近年、共働き世帯の増加、核家族、家庭や地域の子育て機能の低下、子ども同士のふれあいの機会減少等、子どもが住む地域や環境が大きく変化してきています。

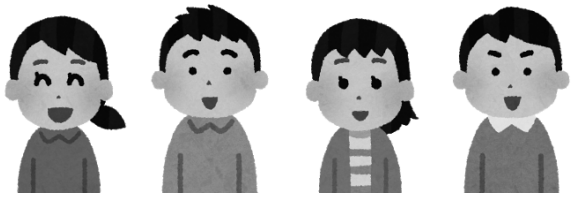
子どもは家のなかで過ごすことが多く、体を使って汗を流し遊ぶ姿や、異なった年齢の子ども同士が公園や野原で遊んでいる姿があまり見られなくなっています。また、地域の子どもは地域が育てるという意識が希薄になってきています。

このため、地域で暮らす私たち大人一人ひとりの問題として捉え、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考えていこうという機運を高めていく必要があります。

【施　　策】

◆　子どもが健やかに成長できる社会環境を作るために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。

◆　子どもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、子どもの意見が反映できるように努めます。



第6節　外国人の人権

1　人権擁護の確立

【現状と課題】

本市においても近年、職場・学校等の場面で日常的に外国人と接する機会が多くなってきています。

日本人の多くは従来、外国人に接する機会が少なく、また、言語や生活習慣の違いから外国人に対する身構えや、よそ者意識等があり、外国人にとっては差別を受けやすい立場にあります。

住宅を借りたり購入しようとしても、外国人だという理由だけで敬遠されるなどの事態が起きており、外国人が社会的差別を受けている事実を認識する必要があります。外国人の権利を守り、安心して生活ができるよう、相談支援体制の整備を図る必要があります。

外国人の推移　（各年４月１日現在　単位:人）

項目	平成19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総数	595	620	651	663	695	678	643	611	585	602

（市民課　外国人登録より）

【施　　策】

◆　外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。

◆　外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。

◆　人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。

◆　関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。

2　教育･啓発の推進

【現状と課題】

日本の文化や言葉の違いから日常生活のうえで、戸惑いや不安を抱いている外国人も少なからず見受けられます。

日本における日常生活に関する制度や仕組みなどを、外国人に知らせる必要がありますが、言葉が理解できないことにより、市民とのトラブルが起きる可能性もあります。

また、「意識調査」でも、「外国人の人権問題について」の問いに対し、外国人が日本

の文化にとけこむべきだとの意見に肯定的な意見が多くあることがうかがえます。
このため、外国人との文化の違いや習慣を正しく理解し、人権意識を高めるため、啓発・情報提供を計画的に推進する必要があります。

Q　外国人の人権問題について

（上段：平成27年　下段：平成17年）

項　　目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
定住外国人は、もっと日本の文化にとけこむ努力をするべきだ	12.4%	31.4%	42.3%	5.9%	5.7%	2.3%
	17.5	28.4	37.7	5.3	5.8	5.3
外国人は、仕事をする上で、待遇が悪くても仕方がない	0.5	6.4	25.7	34.2	30.4	2.8
	1.9	6.1	28.6	29.5	28.6	5.3
外国人が日本で働くのは、日本人の職を奪うことになり賛成できない	1.2	9.2	31.9	26.0	29.0	2.7
	3.9	10.0	33.7	20.9	26.2	5.3
外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ	22.0	30.7	36.4	4.2	4.2	2.5
	26.5	27.2	33.4	4.6	3.4	4.9

資料：人権に係る住民意識調査

【施　　策】

◆　日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。

◆　市民や市内就業者の海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。

◆　日常生活を支援するため、日本語教室等の学習機会を充実します。

◆　関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。

◆　市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。

◆　交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。

◆　学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。

3　社会参画の推進

【現状と課題】

本市においては国際交流事業として、市内在住の外国人に市民祭の参加を呼びかけたり、国際交流のつどいを開催するなど、市民との相互理解を深めています。

しかし、外国人の行政における各種委員や、地域社会の役員等は、まだまだ少数です。

基本的人権が尊重され、地域において共に参画することによって外国人の意見が反映される社会の実現のため、社会参加の促進を図る必要があります。

【施　　策】

◆　国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。

◆　外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。

◆　地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。

4　雇用･就労の促進

【現状と課題】

外国人の働く職場や職種は限られており、労働条件においても恵まれない状況にあります。

働く権利や職業選択の自由を保障するため、就労に関する的確な情報提供と相談活動を充実する必要があります。

【施　　策】

◆　外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。

◆　就職時の様々な障がいの解消に向けて職業安定所等と連携し、雇用促進に努めます。

５　健康福祉の増進

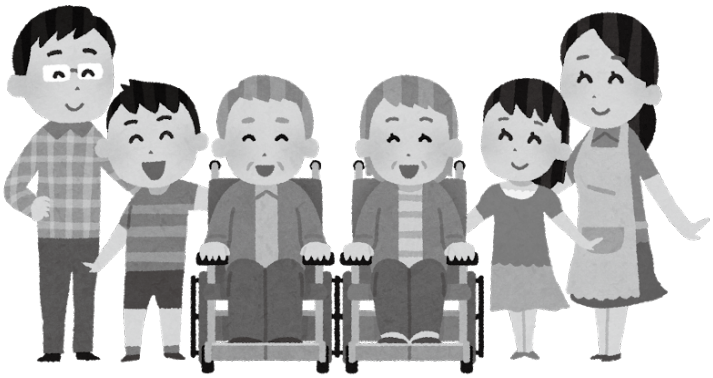
【現状と課題】

国民健康保険に加入する場合は、３ヶ月を超えて滞在する者を対象にしていますが、対象者のなかでも未加入者が多く、医療費の不払いなどのトラブルが起きています。また、国民年金は原則、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人が加入することになっていますが、年金受給のためには加入期間が長期になるため、大多数の人に理解が得られていないのが現状です。

生活安定のため、保険及び年金への加入促進を図る必要があります。

【施　　策】

◆　国民健康保険の加入促進及び国民年金の制度について周知徹底し受給権を確保するなど、生活実態を把握したうえで的確な施策を推進します。



第７節　その他の人権

１　人権擁護の確立

【現状と課題】

身近な市民生活のなかにも、人権に関わる問題があります。地域社会には古くからの慣行や因習がありますが、そのなかには合理性や科学的根拠がなく、差別につながるものや差別的なものが見受けられます。また、他地域から転入した者に対して、よそ者扱いするなどの差別意識も見受けられます。このような地域社会における慣行や因習、あるいは考え方に対し、差別につながるようなものは見直ししていく必要があります。

また、「意識調査」でも、「ＨＩＶ／エイズ、ハンセン病などの人権問題について」の問いに対し、ハンセン病やＨＩＶ感染者、刑期を終えて社会復帰した人に差別意識や偏見等がまだ根強く残っていることがうかがえます。

さらに、高度情報化社会の急速な進展に伴い、あらゆる分野で情報化が進み、個人の情報が本人の知らないうちに収集され利用されたり、インターネット上で個人のプライバシーが侵害されている状況が見られ、対応策を求める意識が高くなっています。今後は、このような状況を踏まえ、業界の自主規制による対策や私たち使う側の人権意識が大切となります。

Ｑ　ＨＩＶ／エイズ、ハンセン病などの人権問題について

（上段：平成 27 年　下段：平成 17 年）

項　　目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明
友人が HIV に感染していることが分かっても、今までどおり付き合える	22.3%	30.2%	35.4%	6.4%	3.2%	2.5%
	18.2	26.9	40.5	6.8	3.2	4.4
ハンセン病回復者が社会復帰できない現状がある	13.9	33.2	44.8	3.7	0.7	3.7
	23.3	29.4	36.0	1.9	2.4	7.0
求められれば、カルテの情報は患者本人に開示されるべきだ	39.9	30.2	23.3	2.0	0.7	3.9
	47.8	26.5	15.8	1.9	2.7	5.3
インターネットによる人権侵害は、対応策が必要である	56.7	25.5	11.9	1.2	1.2	3.5
	62.4	18.4	10.7	1.2	1.5	5.8
刑余者と、一緒に仕事をすることには抵抗がある	8.4	25.5	40.3	13.1	9.2	3.5
	8.7	21.6	41.8	13.3	10.7	3.9

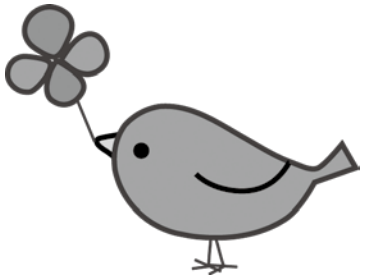
資料：人権に係る住民意識調査

【施　　策】

◆　地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては見直し、啓発に努めます。

◆　ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。

◆　市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。



資　料

１　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例及び中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

（平成 17 年中野市条例第 35 号）

（目的）

第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　市民は、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第４条　市長は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

（実態調査の実施）

第５条　市長は、第１条の目的を達成するための施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

（審議会の設置）

第６条　部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第７条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１） 各種団体の代表

（２） 識見を有する者

（任期）

第８条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第９条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

２ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第11条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

２ 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員委嘱者名簿

（任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日）

（敬称略）

役　職	氏　　名	委嘱時の所属団体・職名
会長	佐　野　　茂	前　人権擁護委員
	田　中　　潔	市民生児童委員協議会副会長
	飛　岡　　昇	市民生児童委員協議会理事
	小　林　喜世子	人権擁護委員　中野市人権問題対策委員
	宮　沢　和　三	人権擁護委員　中野市人権問題対策委員
	中　沢　洋　一	市企業人権教育推進協議会会長
	芝　内　七　郎	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会会長
	都　筑　京　子	部落解放同盟長野県連合会中野市協議会会計
	滝　澤　君　雄	市区長会会長
	関　　きよ子	ふるさと虹の会委員
	浦　野　紀　夫	市身体障がい者福祉協会会長
	滝　沢　　忠	市老人クラブ連合会会長
	鎌　野　登美子	市校長会（豊井小学校校長）
	湯 本　誠一郎	中野市ＰＴＡ連合会(平岡小学校PTA会長)
	佐　藤　幹　夫	市分館協議会副会長

２ 中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程

（平成 17 年中野市訓令第7号）

（設置）

第１条　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例（平成17年中野市条例第35号。以下「条例」という。）第２条の規定により差別撤廃及び人権擁護に関する施策（以下「施策」という。）を積極的に推進するため、中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　施策推進の総合計画に関すること。

（２）　条例第４条に規定する教育及び啓発活動に関すること。

（３）　条例第５条に規定する実態調査に関すること。

（４）　その他施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　本部は、委員会及び幹事会をもって構成する。

２　委員会の委員は、別表第１の職にある者をもって充てる。

３　幹事会の幹事は、別表第２の職にある者をもって充てる。

（委員会）

第４条　委員会は、所掌事務に関する総合的に基本方針及び推進方策を協議する。

２　委員会に委員長を置き、副市長をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（幹事会）

第５条　幹事会は、所掌事務に関する調査、研究及び委員会の会務の執行に必要な事項を処理する。

２　幹事会に幹事長を置き、くらしと文化部長をもって充てる。

３　幹事長は、会務を総理する。

４　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（事務局）

第６条　本部の事務を処理するため、事務局を置く。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月20日訓令第５号）

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月５日訓令第10号）

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日訓令第５号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月30日訓令第２号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月２日訓令第３号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日訓令第１号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日訓令第１号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年11月29日訓令第５号）

この規程は、平成28年12月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

職名	職名
総務部長	建設水道部長
健康福祉部長	消防部長
福祉事務所長	豊田支所長

子ども部長	会計管理者
くらしと文化部長	教育次長
経済部長	議会事務局長

別表第２（第３条関係）

職名	職名
庶務課長	豊田人権センター館長
危機管理課長	農政課長
政策情報課長	売れる農業推進室長
財政課長	営業推進課長
税務課長	道路河川課長
地域振興課長	新幹線対策室長
健康づくり課長	都市計画課長
福祉課長	上下水道課長
高齢者支援課長	消防課長
福祉事務所次長	会計課長
子育て課長	学校教育課長
子ども相談室長	生涯学習課長
保育課長	南部学校給食センター所長
環境課長	中央公民館長
文化スポーツ振興課長	図書館長
市民課長	議会事務局次長
市民協働推進室長	農業委員会事務局長
人権・男女共同参画課長	選挙管理委員会書記長
人権センター館長	監査委員事務局長

３ 第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画策定に伴う経過

年 月 日	策 定 経 過
(平成 27 年) 8月 28 日から 9月 18 日まで	○「人権に係る住民意識調査」実施
10 月 1 日から 11 月 1 日まで	○「同和地区住民生活実態調査」実施
(平成 28 年) 7月 21 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
8月 18 日から 8 月 31 日まで	○関係各課による総合計画案の見直し
11 月 1 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会(第1回目)
11 月 14 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会(第1回目)
12 月1日から 1 月 6 日まで	○パブリックコメント募集
(平成 29 年) 2月 24 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部幹事会(第2回目)
3月 15 日	○中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部委員会(第2回目)
3月 16 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(諮問)
3月中旬	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(審査)
3月 23 日	○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会(答申)
	○第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画の公表
	○概要版の全戸配布

４ 中野市差別撤廃･人権擁護推進総合計画の（諮問）及び（答申）書

28　第 6056 号
平成 29 年　3 月 16 日

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会　長　　佐　野　　茂　　様

中野市長　　池　田　　茂

第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について（諮問）

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例第６条の規定に基づき、第２次中野市差別撤廃・人権擁護総合計画について貴審議会に意見を求めます。

平成 29 年３月 23 日

中野市長　　池　田　　茂　　様

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会
会　長　　佐　野　　茂

第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について（答申）

平成 29 年　3 月 16 日付 28 第 6056 号により諮問された、第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

記

原案は適当である。

人権のまちづくりをめざして
第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画

平成 29 年 3 月発行

発　行　　中野市
編　集　　中野市くらしと文化部　人権・男女共同参画課
〒 383-8614 中野市三好町一丁目 3 番 19 号
TEL 0269－22－2111
FAX 0269－26－0349
表　紙　　平成 28 年度人権に関するポスター募集入選作品
南宮中学校　中村　日香里さん

計画推進のための体制

あらゆる差別をなくす施策に取り組むため、庁内のすべての部局で各種施策を推進し、必要な推進体制の整備・充実を図ります。

推進体制等の充実

1 推進本部

「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」第２条の市の責務では、差別のない明るい中野市の実現を図るため、必要な施策を積極的に推進することとしており、行政のすべての分野でこの取組が必要であることから、「差別撤廃及び人権擁護施策推進本部」を設置し、人権施策の推進に取り組みます。

2 審議会

あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、平成17年（2005年）に「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会」を設置しました。今後、この計画を推進するにあたっては、市民の代表である審議会委員の意見、要望等を聞きながら施策を進めて参ります。

関係機関等との連携体制の強化

この計画を効果的に推進するためには、国、県等関係機関や企業、関係団体及び区行政等と連携を密にして進める必要があります。

そのためには様々な機会を通じ、この計画の趣旨等を周知するとともに、公的機関や企業、団体等の協力を得ながら各種の取組を推進します。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や県の「長野県人権政策推進基本方針」及び「第２次中野市総合計画」に沿って推進して参ります。

人権に関係する相談窓口一覧

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

相 談 名	日　　時	相談所 ・ 問い合わせ先
人権に関する相談	毎週　月～金曜日 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）	**人権センター　　☎26-2287** **豊田人権センター　☎38-3522** ・日常生活の中の、人権に関する相談 ・人権擁護委員など相談窓口の紹介
女性相談	（電話）毎週　月～金 8:30～17:15 （面接）毎週　月～金 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）	人権センター内　☎23-4810 ・家庭内のもめごと 不和 離婚 職場の人間関係配偶者の暴力ストーカーなどの悩みの相談に応じます。 ※面接相談は予約が必要となります。
子ども電話相談3191（いじめ専用電話）	毎週　月～金曜日 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）	子ども相談室　☎23-3191 ・すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、のびのびと明るく幸せな生活ができるように、18歳までの子どもの問題についてご相談に応じます。
心配ごと相談	毎週　月～金曜日 13:00～16:30 （祝日、年末年始を除く）	福祉ふれあいセンター　☎26-3111 ・日常生活の中の、さまざまな心配ごとの相談

ダイジェスト版

人権のまちづくりをめざして

第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画



中野市

人権のまちづくりをめざして

第2次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画概要

計画の趣旨

市民一人ひとりの人権が保障されるまちづくりの目標と課題を明らかにするとともに、長期的展望に立った総合施策の展開方向を示し、あらゆる差別をなくすための「道しるべ」として第１次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画を平成18年度（2004年度）に策定し推進してきました。

しかし、計画策定から10年が経過する中、人権課題の多様化や複雑化をはじめ、少子高齢化や社会経済情勢等の変化に伴い、新たな課題も生じています。

そこで、平成28年度（2016年度）に計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、見直しを行い、本総合計画を定めるものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）とし、国、県等の動向を注視しながら 必要に応じて見直しを行うものとします。

基本理念

市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念とします。

基本的視点

①人権が大切にされ、自由で平等な開かれた社会に向けて
②社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の視点に立って
③ノーマライゼーションとバリアフリーのまちづくりをめざして
④ 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進



基本目標

市民一人ひとりがお互いの人権を重んじ「差別のない、あたたかな思いやりの心と、お互いが支えあう共生のまちの実現」をめざすことをこの計画の基本目標とします。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進のための施策

①人権重視の行政

- 行政のあらゆる分野において、人権に配慮した施策の展開に努めます。
- 地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立に努めます。

②学校及び保育所等における人権教育と啓発

- 学校では家庭と一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会を充実させます。
- 保育所等では保護者や祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。

③家庭や地域社会における人権教育と啓発

- 人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。

④企業における人権教育と啓発

- 市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。

人権に関する重要課題の施策推進計画

同和問題

- 国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の充実を図り、施策を推進します。
- 幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。
- 様々な機会を捉えて部落差別解消への理解を深め、人権尊重の意識の高揚に努めます。

女性の人権



- 女性の人権についての認識と理解を深めるため各種講座や、研修会等を開催するほか、市民への啓発活動に努めます。
- 配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。

高齢者の人権



- それぞれの高齢者の状況を正しく理解するため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権教育・啓発に努めます。
- 地域福祉ネットワークづくりをし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権感覚の育成に努めます。

障がいのある人の人権



- 社会のあらゆる場面において、障がいのある人の人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発活動に努めます。
- 地域福祉ネットワークづくりをし、ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権感覚の育成に努めます。

子どもの人権



- 児童（子ども）の権利条約の理念と精神を尊重し、子どもの人格とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに、人権教育と啓発に努めます。
- 子どもの目線での、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、地域社会が一体となった取組に努めます。

外国人の人権



- 日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。
- 国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。

その他の人権



- 地域社会における慣行や因習、考え方が差別につながることのないように啓発に努めます。
- ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます。

中高地区
人権に係る住民意識調査
報告書

令和８年３月

中　野　市
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村

目次

■調査概要 1

Ａ　人権や差別についての考え方・知識について
問１　差別をなくすための諸意見への考え 4
問２　一般的な「差別」というものに対する考え※ 10
問３　人権に関する法令や宣言の認知度※ 26
問４　差別に関する相対する意見への近さ※ 42
Ｂ　人権問題に対する様々な課題について
問５　子どもの結婚相手への同意※ 45
問６　子どもの人権問題※ 54
問７　女性の人権問題※ 60
問８　高齢者の人権問題※ 67
問９　障がい者の人権問題※ 73
問10　外国人の人権問※ 80
問11　ハンセン病や感染症患者等に関する人権問題※ 86
問12　ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の人権問題 92
問13　犯罪被害者やその家族の人権問題 99
問14　インターネット上の人権問題 105
Ｃ　人権問題や差別への対応について
問15　人権が侵害されるようなことがあったときの対応※ 112
問15-１　相談する相手※ 113
問16　知り合いで差別問題解消や人権擁護の取組を行っている人の有無※ 115
問16-１　取組を行っている人の属性※ 116
Ｄ　同和問題（部落問題）に関する学習経験について
問17　学校での同和問題についての学習経験※ 118
問17-１　学習を受けたことへの感想※ 119
問18　地域や職場での同和問題についての学習や研修への参加※ 120
問18-１　最も印象に残っている研修会の内容※ 123
問18-２　どのような研修会であれば参加できるか 124
Ｅ　同和問題（部落問題）の認知や意識について
問19　差別を受けている地区や住民があることの認知度※ 126
問19-１　初めて知ったきっかけ※ 127
問20　「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ※ 128
問21　「同和地区」の人に対する差別的な発言があったときの対応※ 136
問22　部落差別（同和問題）に関する人権侵害や問題 138
問23　部落差別は将来なくすことができるか 146
問24　「同和地区はこわい」という話を聞いたことの有無※ 148
問24-１　こわいという話は誰から聞いたか※ 149
問24-２　話を聞いたときの感想※ 150
問24-３　内容（自由記載）　（項目別） 152
問25　同和地区の人との結婚でもめたり、反対されたこと※ 152
問26　同和地区居住者との付き合いの有無※ 153
問26-1　付き合いの具体的内容※ 154
Ｆ　あなた自身のことについて
問27　回答者の属性※ 157
Ｇ　自由意見
問28　人権問題や差別に関する自由意見　（項目別） 163

■2025年「中高地区人権に係る住民意識調査」の考察（奥田均） 169
■調査票 201

※は前回調査（2015 年８月）との比較を記載

中高地区人権に係る住民意識調査の概要

1　調査の目的

「中高地区人権に係る住民意識調査」（以下、「本調査」）は、長野県中高地区４市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村）において、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、住民の人権問題や人権についての考え方及び中高地区としての地区特性を把握することを目的とする。

2　実施主体

長野県中高地区４市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村）

3　調査対象

令和７年８月１日現在、長野県中高地区４市町村に在住する 18 歳以上の男女各 1,500 人、合計 3,000 人

4　抽出方法

住民基本台帳から男女別・年齢別に無作為抽出

年齢＼性別		抽出数 男（人）	抽出数 女（人）	抽出数 合　計
18歳～19歳	中野市	28	28	56
	山ノ内町	8	8	16
	木島平村	5	5	10
	野沢温泉村	3	3	6
20歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
30歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
40歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
50歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
60歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
70歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
80歳以上	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
市町村計	中野市	1,022	1,022	2,044
	山ノ内町	288	288	576
	木島平村	117	117	234
	野沢温泉村	73	73	146
中高地区合計		1,500	1,500	3,000

5　調査方法

郵送配布・郵送またはｗｅｂ回答

6　調査期間

令和７年８月 22 日～９月 22 日

7　調査項目

⑴　人権や差別についての考え方・イメージ・知識について

⑵　人権問題に対する様々な課題について

⑶　人権問題や差別への対応について

⑷　同和問題（部落問題）に関する学習経験について

⑸　同和問題（部落問題）の認知や意識について

⑹　回答者の属性

⑺　自由意見

8　調査票の集計

電子計算機による集計

9　調査結果の見方

⑴　比率はすべて百分率で表し、小数点以下第２位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が 100％にならないことがある。

⑵　複数回答が可能な設問については、比率の合計が 100％を超えることがある。

⑶　「前回調査」とは、2015（平成 27）年に実施した「中高地区人権に係る住民意識調査」をさす。

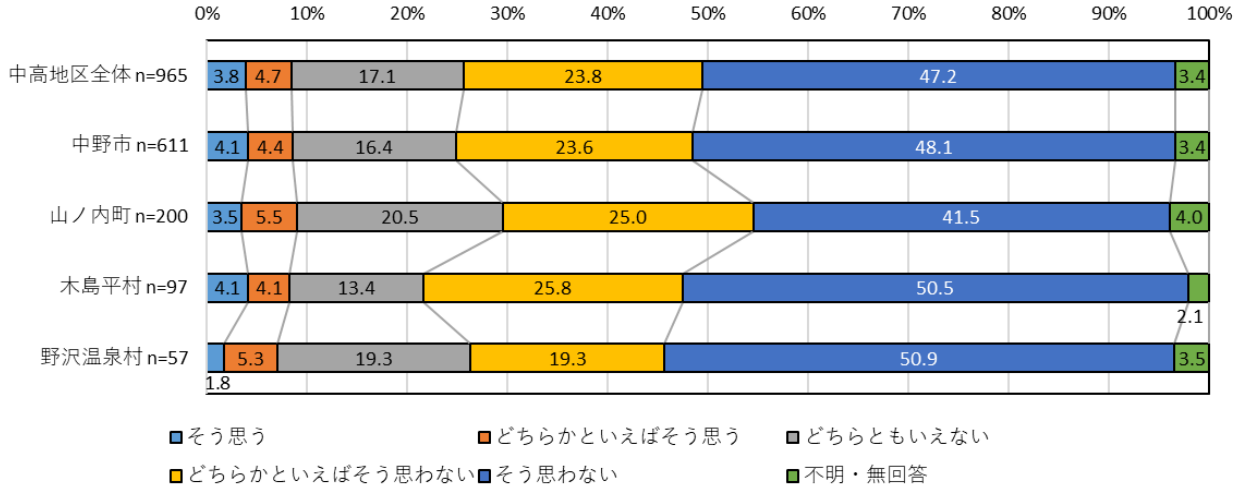
調 査 結 果

Ａ　人権や差別についての考え方・知識について

問１　次のような意見があります。あなたはどう思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に、例にならって○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
例：法律で禁止すれば、自然に差別はなくなる	1	2	③	4	5
（1）外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（2）障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（3）HIV陽性者やハンセン病回復者（及びその家族）に対する差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（4）部落差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5

（１）外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる



【中高地区全体】

・外国人差別は、そっとしておけば自然になくなるについてみると、「そう思わない」が 47.2%（455 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.8%（230 人）、「どちらともいえない」が 17.1%（165 人）の順となっている。

・“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 71.0%（685 人）、“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 8.5%（82 人）と“思わない”が７割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 48.1%（294 人）で最も高く、次いで「どちらかと

いえばそう思わない」が 23.6%（144 人）、「どちらともいえない」が 16.4%（100 人）の順となっている。

・“思う”が 8.5%（52 人）、“思わない”が 71.7%（438 人）と思わない”が“思う”の約 8.4 倍で、その差は 63.2 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 41.5%（83 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 25.0%（50 人）、「どちらともいえない」が 20.5%（41 人）の順となっている。

・“思う”が 9.0%（18 人）、“思わない”が 66.5%（133 人）と思わない”が“思う”の約 7.4 倍で、その差は 57.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 50.5%（49 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 25.8%（25 人）、「どちらともいえない」が 13.4%（13 人）の順となっている。

・“思う”が 8.2%（８人）、“思わない”が 76.3%（74 人）と思わない”が“思う”の約 9.3 倍で、その差は 68.1 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

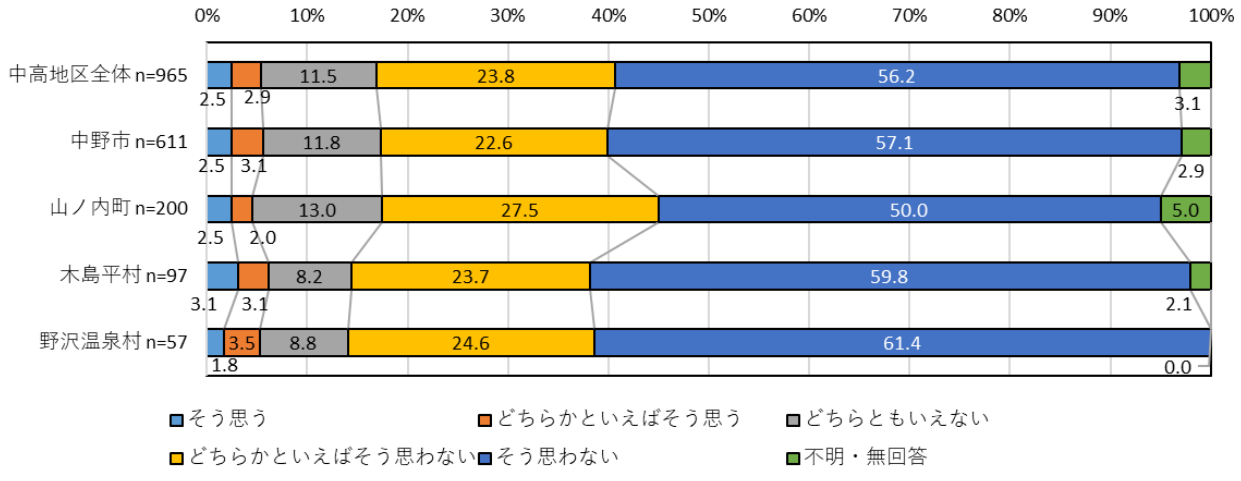
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」「どちらともいえない」が同率で 19.3%（11 人）となっている。

・“思う”が 7.1%（４人）、“思わない”が 70.2%（40 人）と思わない”が“思う”の 10 倍で、その差は 63.2 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 76.3%（74 人）、次いで『中野市』で 71.7%（438 人）、『野沢温泉村』で 70.2%（40 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 9.0%（18 人）、次いで『中野市』で 8.5%（52 人）、『木島平村』で 8.2%（８人）の順となっている。

（２）障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなる



【中高地区全体】

・障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなるについてみると、「そう思わない」が 56.2%（542 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.8%（230 人）、「どちらともいえない」が 11.5%（111 人）の順となっている。

・“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 80.0%（772 人）、“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 5.4%（52 人）と“思わない”が８割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 57.1%（349 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 22.6%（138 人）、「どちらともいえない」が 11.8%（72 人）の順となっている。

・“思う”が 5.6%（34 人）、“思わない”が 79.7%（487 人）と“思わない”が“思う”の約 14.3 倍で、その差は 74.1 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 50.0%（100 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 27.5%（55 人）、「どちらともいえない」が 13.0%（26 人）の順となっている。

・“思う”が 4.5%（９人）、“思わない”が 77.5%（155 人）と“思わない”が“思う”の約 17.2 倍で、その差は 73.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 59.8%（58 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.7%（23 人）、「どちらともいえない」が 8.2%（８人）の順となっている。

・“思う”が 6.2%（６人）、“思わない”が 83.5%（81 人）と“思わない”が“思う”の約 13.5 倍で、その差は 77.3 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

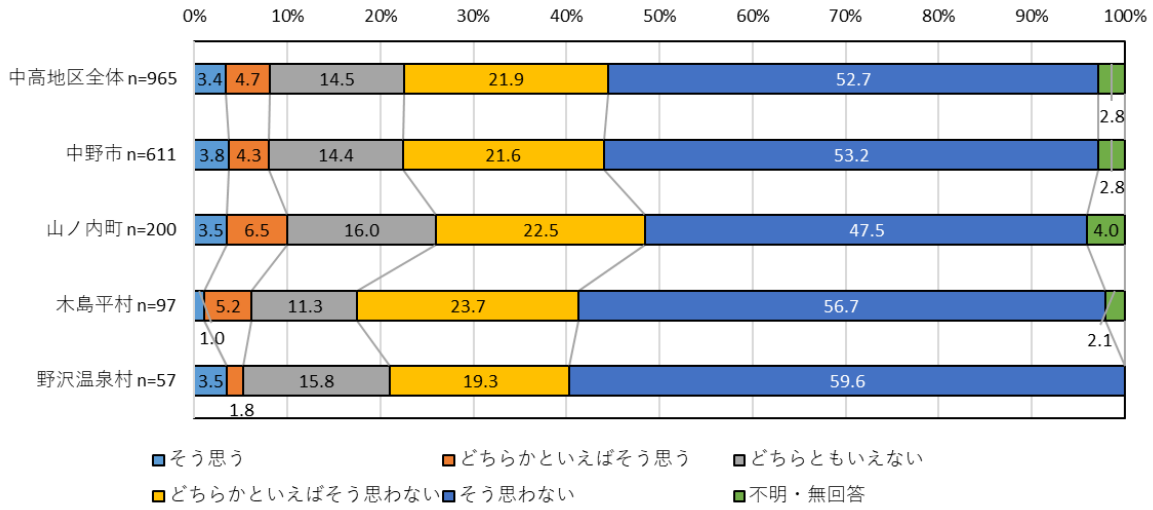
・野沢温泉村においては「そう思わない」が 61.4%（35 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 24.6%（14 人）、「どちらともいえない」が 8.8%（５人）の順となっている。

・“思う”が 5.3%（３人）、“思わない”が 86.0%（49 人）と“思わない”が“思う”の約 16.3 倍で、その差は 80.7 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 86.0%（49 人）、次いで『木島平村』で 83.5%（81 人）、『中野市』で 79.7%（487 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 6.2%（６人）、次いで『中野市』で 5.6%（34 人）、『野沢温泉村』で 5.3%（３人）の順となっている。

（３）ＨＩＶ陽性者やハンセン病回復者（及びその家族）に対する差別は、そっとしておけば自然になくなる



【中高地区全体】

・ＨＩＶ陽性者やハンセン病回復者（及びその家族）に対する差別は、そっとしておけば自然になくなるについてみると、「そう思わない」が 52.7%（509 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 21.9%（211 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（140 人）の順となっている。

・“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 74.6%（720 人）、“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 8.1%（78 人）と“思わない”が７割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 53.2%（325 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 21.6%（132 人）、「どちらともいえない」が 14.4%（88 人）の順となっている。

・“思う”が 8.0%（49 人）、“思わない”が 74.8%（457 人）と思わない”が“思う”の約 9.3 倍で、その差は 66.8 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「思わない」が 47.5%（95 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 22.5%（45 人）、「どちらともいえない」が 16.0%（32 人）の順となっている。

・“思う”が 10.0%（20 人）、“思わない”が 70.0%（140 人）と思わない”が“思う”の７倍で、その差は 60.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「思わない」が 56.7%（55 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.7%（23 人）、「どちらともいえない」が 11.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 6.2%（６人）、“思わない”が 80.4%（78 人）と思わない”が“思う”の 13 倍で、その差は 74.2 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

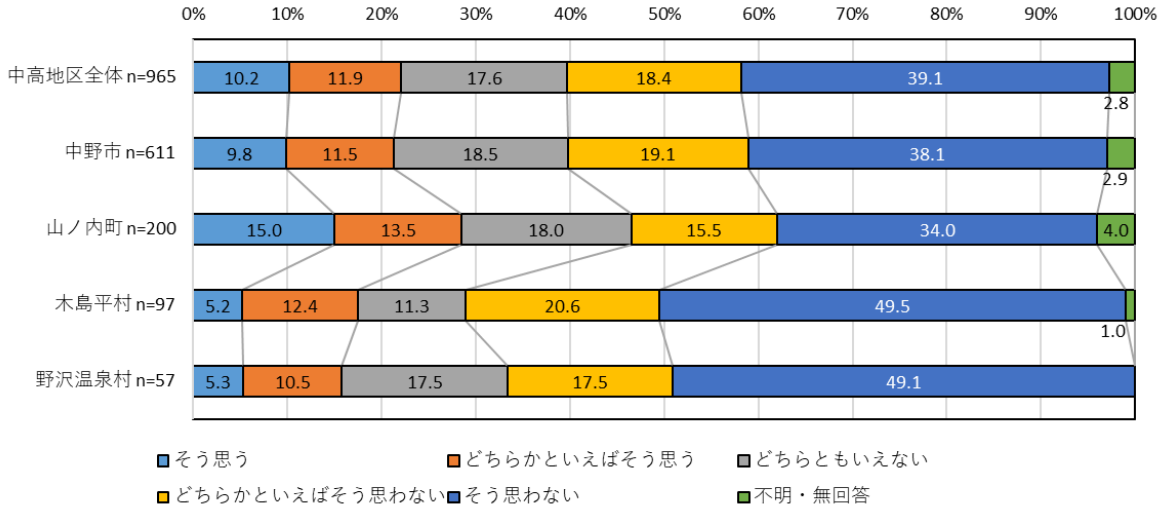
・野沢温泉村においては、「思わない」が 59.6%（34 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.3%（11 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 5.3%（３人）、“思わない”が 78.9%（45 人）と思わない”が“思う”の 15 倍で、その差は 73.6 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 80.4%（78 人）、次いで『野沢温泉村』で 78.9%（45 人）、『中野市』で 74.8%（457 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 10.0%（20 人）、次いで『中野市』で 8.0%（49 人）、『木島平村』で 6.2%（６人）の順となっている。

（４）部落差別は、そっとしておけば自然になくなる



【中高地区全体】

・部落差別は、そっとしておけば自然になくなるについてみると、「そう思わない」が 39.1%（377 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 18.4%（178 人）、「どちらともいえない」が 17.6%（170 人）の順となっている。

・“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 57.5%（555 人）、“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 22.1%（213 人）と“思わない”が５割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 38.1%（233 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.1%（117 人）、「どちらともいえない」が 18.5%（113 人）の

順となっている。

・“思う”が 21.3%（130 人）、“思わない”が 57.3%（350 人）と思わない”が“思う”の約 2.7 倍で、その差は 36.0 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 34.0%（68 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 18.0%（36 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 15.5%（31 人）、の順となっている。

・“思う”が 28.5%（57 人）、“思わない”が 49.5%（99 人）と思わない”が“思う”の約 1.7 倍で、その差は 21.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 49.5%（48 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 20.6%（20 人）、「どちらかといえばそう思う」が 12.4%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 17.5%（17 人）、“思わない”が 70.1%（68 人）と思わない”が“思う”の４倍で、その差は 52.6 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

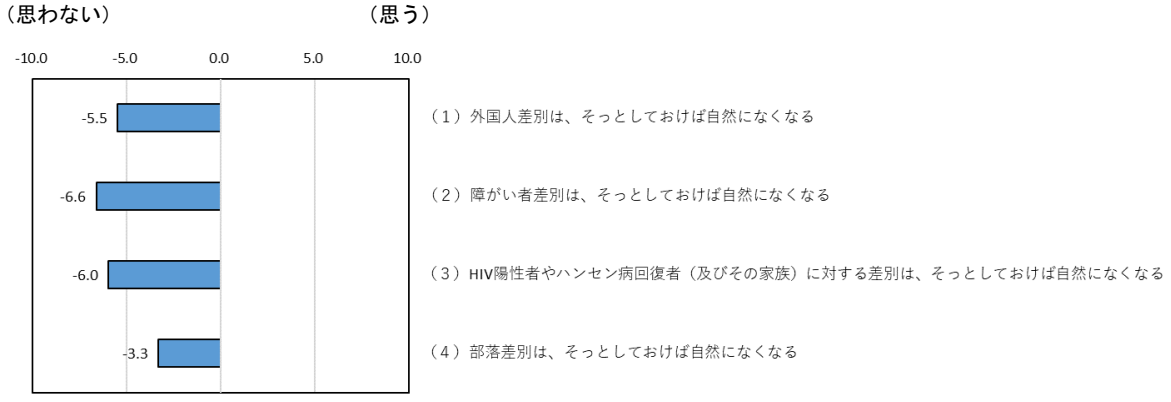
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 49.1%（28 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」、「どちらともいえない」が同率で 17.5%（10 人）の順となっている。

・“思う”が 15.8%（９人）、“思わない”が 66.7%（38 人）と思わない”が“思う”の約 4.2 倍で、その差は 50.9 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 70.1%（68 人）、次いで『野沢温泉村』で 66.7%（38 人）、『中野市』で 57.3%（350 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 28.5%（57 人）、次いで『中野市』で 21.3%（130 人）、『木島平村』で 17.5%（17 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなる」でマイナス 6.6 と最も低く、次いで「ＨＩＶ陽性者やハンセン病回復者（及びその家族）に対する差別は、そっとしておけば自然になくなる」でマイナス 6.0、「外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる」でマイナス 5.5 の順となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点

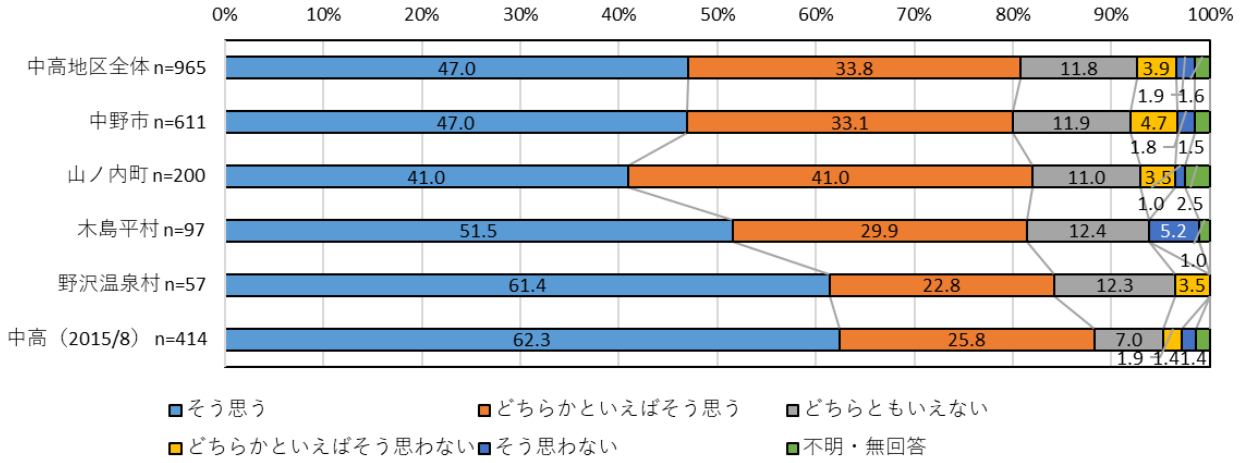
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点

・どちらともいえない…… ０点

問２　あなたは、「差別」というものについて、どのようなお考えをお持ちですか。次の（１）～（10）のすべてについて、あなたのお考えに一番近い番号に○をしてください。

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
(2) 差別は世の中に必要なこともある	1	2	3	4	5
(3) あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因は、差別される人の側に問題がある	1	2	3	4	5
(5) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理である	1	2	3	4	5
(7) 差別される人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
(8) 思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できる	1	2	3	4	5
(9) 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(10) 差別の原因は、差別をする人の側に問題がある	1	2	3	4	5

（１）差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである



【中高地区全体】

・差別は人間として最も恥ずべき行為の一つであるについてみると、「そう思う」が 47.0%（454 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.8%（326 人）、「どちらともいえない」が 11.8%（114 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 80.8%（780 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 5.8%（56 人）と“思う”が８割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 7.3 ポイント（80.8-88.1）低くなっており、一方“思わない”が 2.5 ポイント（5.8-3.3）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 47.0%（287 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.1%（202 人）、「どちらともいえない」が 11.9%（73 人）の順となっている。

・“思う”が 80.0%（489 人）、“思わない”が 6.5%（40 人）と“思う”が“思わない”の約 12.3 倍で、その差は 73.5 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が同率で 41.0%（82 人）、次いで「どちらともいえない」が 11.0%（22 人）の順となっている。

・“思う”が 82.0%（164 人）、“思わない”が 4.5%（９人）と“思う”が“思わない”の約 18.2 倍で、その差は 77.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 51.5%（50 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 29.9%（29 人）、「どちらともいえない」が 12.4%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 81.4%（79 人）、“思わない”が 5.2%（５人）と“思う”が“思わない”の約 15.8 倍で、その差は 76.2 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

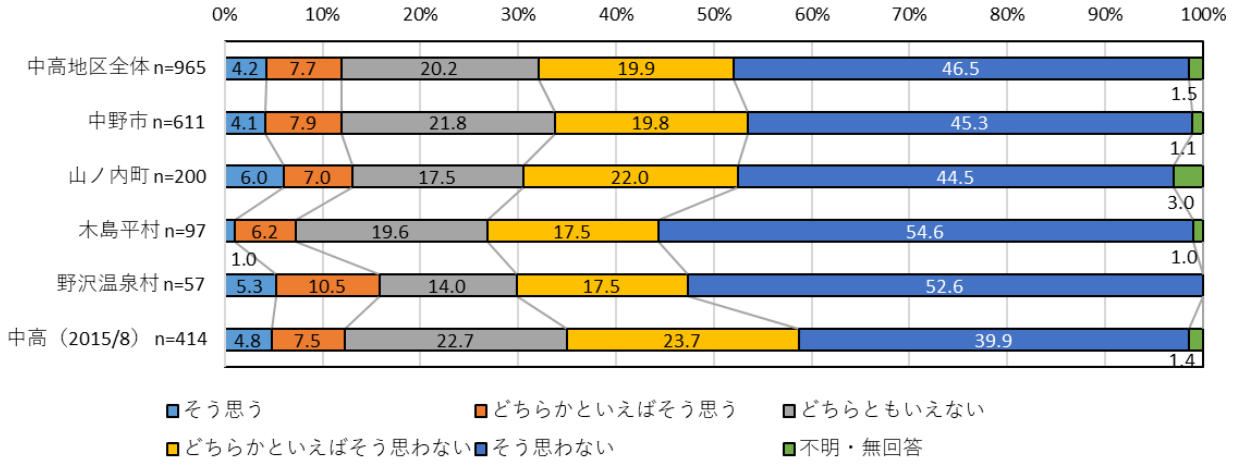
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 61.4%（35 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 22.8%（13 人）、「どちらともいえない」が 12.3%（７人）の順となっている。

・“思う”が 84.2%（48 人）、“思わない”が 3.5%（2 人）と“思う”が“思わない”の約 24 倍で、その差は 80.7 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 84.2%（48 人）、次いで『山ノ内町』で 82.0%（164 人）、『木島平村』で 81.4%（79 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『中野市』で 6.5%（40 人）、次いで『木島平村』で 5.2%（５人）、『山ノ内町』で 4.5%（９人）の順となっている。

（２）差別は世の中に必要なこともある



【中高地区全体】

・差別は世の中に必要なこともあるについてみると、「そう思わない」が 46.5%（449 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 20.2%（195 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 19.9%（192 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 11.9%（115 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 66.4%（641 人）と“思わない”が６割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.4 ポイント（11.9-12.3）低くなっており、一方“思わない”が 2.8 ポイント（66.4-63.6）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 45.3%（277 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 21.8%（133 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 19.8%（121 人）の順となっている。

・“思う”が 11.9%（73 人）、“思わない”が 65.1%（398 人）と“思わない”が“思う”の約 5.5 倍で、その差は 53.2 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 44.5%（89 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 22.0%（44 人）、「どちらともいえない」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 13.0%（26 人）、“思わない”が 66.5%（133 人）と“思わない”が“思う”の約 5.1 倍で、その差は 53.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 54.6%（53 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 19.6%（19 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 7.2%（7 人）、“思わない”が 72.2%（70 人）と“思わない”が“思う”の 10 倍で、その差は 65.0 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

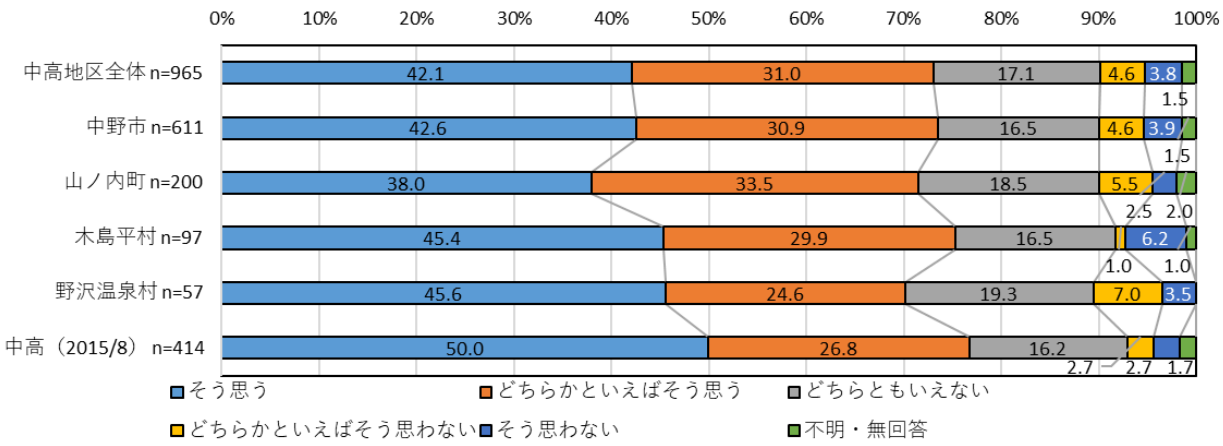
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 52.6%（30 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（10 人）、「どちらともいえない」が 14.0%（8 人）の順となっている。

・“思う”が 15.8%（9 人）、“思わない”が 70.2%（40 人）と“思わない”が“思う”の約 4.4 倍で、その差は 54.4 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・4 市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 72.2%（70 人）、次いで『野沢温泉村』で 70.2%（40 人）、『山ノ内町』で 66.5%（133 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 15.8%（9 人）、次いで『山ノ内町』で 13.0%（26 人）、『中野市』で 11.9%（73 人）の順となっている。

（3）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある



【中高地区全体】

・あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要があるについてみると、「そう思う」が 42.1%（406 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.0%（299 人）、「どちらともいえない」が 17.1%（165 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 73.1%（705 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 8.4%（81 人）と“思う”が 7 割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 3.7 ポイント（73.1-76.8）低くなっており、一方“思わない”が 3.0 ポイント（8.4-5.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 42.6%（260 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.9%（189 人）、「どちらともいえない」が 16.5%（101 人）の順となっている。

・“思う”が 73.5%（449 人）、“思わない”が 8.5%（52 人）と思わない”が“思う”の約 8.6 倍で、その差は 65.0 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 38.0%（76 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.5%（67 人）、「どちらともいえない」が 18.5%（37 人）の順となっている。

・“思う”が 71.5%（143 人）、“思わない”が 8.0%（16 人）と思わない”が“思う”の約 8.9 倍で、その差は 63.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 45.4%（44 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 29.9%（29 人）、「どちらともいえない」が 16.5%（16 人）の順となっている。

・“思う”が 75.3%（73 人）、“思わない”が 7.2%（７人）と思わない”が“思う”の約 10.4 倍で、その差は 68.1 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては「そう思う」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.6%（14 人）、「どちらともいえない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

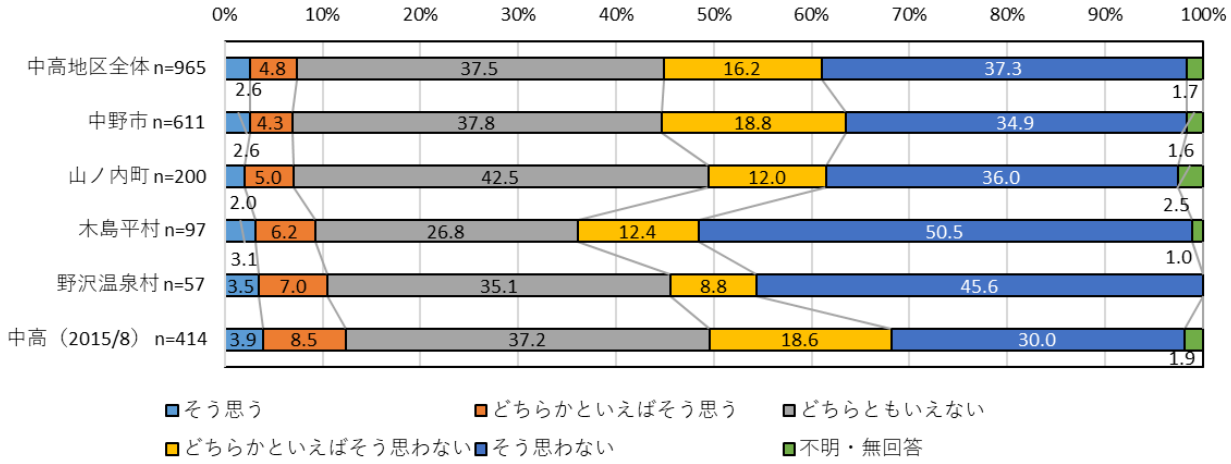
・“思う”が 70.2%（40 人）、“思わない”が 10.5%（６人）と思わない”が“思う”の約 6.7 倍で、その差は 59.7 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 75.3%（73 人）、次いで『中野市』で 73.5%（449 人）、『山ノ内町』で 71.5%（143 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 10.5%（６人）、次いで『中野市』で 8.5%（52 人）、『山ノ内町』で 8.0%（16 人）の順

となっている。

（４）差別の原因は、差別される人の側に問題がある



【中高地区全体】

・差別の原因は、差別される人の側に問題があるについてみると、「どちらともいえない」が 37.5%（362 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 37.3%（360 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 16.2%（156 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 7.4%（71 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 53.5%（516 人）と“思わない”が 5 割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 5.0 ポイント（7.4-12.4）低くなっており、一方“思わない”が 4.9 ポイント（53.5-48.6）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 37.8%（231 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 34.9%（213 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 18.8%（115 人）の順となっている。

・“思う”が 6.9%（42 人）、“思わない”が 53.7%（328 人）と思わない”が“思う”の約 7.8 倍で、その差は 46.8 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 42.5%（85 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 36.0%（72 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 12.0%（24 人）の順となっている。

・“思う”が 7.0%（14 人）、“思わない”が 48.0%（96 人）と思わない”が“思う”の約 6.9 倍で、その差は 41.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 50.5%（49 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 26.8%（26 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 12.4%（12 人）の

順となっている。

・“思う”が 9.3%（９人）、“思わない”が 62.9%（61 人）と思わない”が“思う”の約 6.8 倍で、その差は 53.6 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

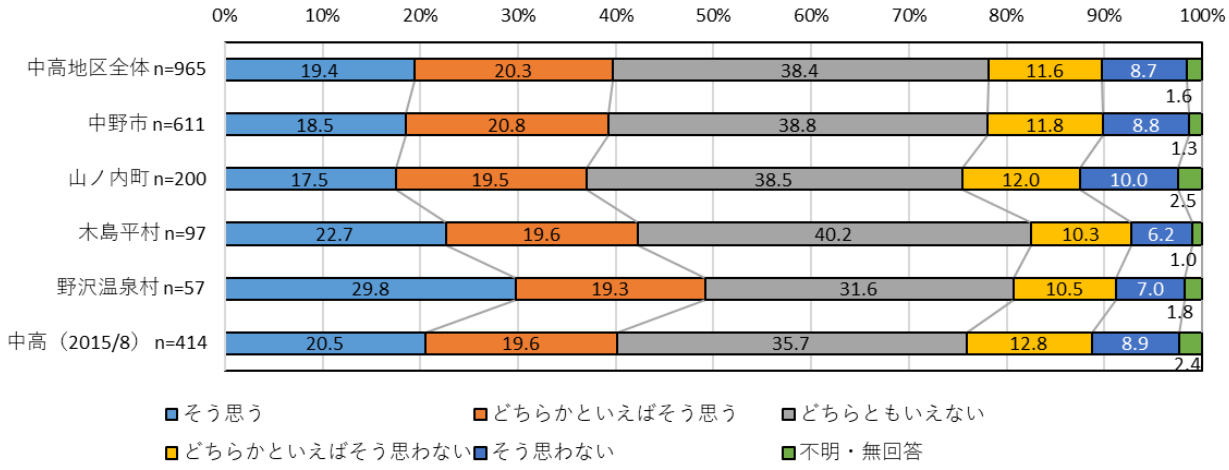
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 35.1%（20 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 8.8%（５人）の順となっている。

・“思う”が 10.5%（６人）、“思わない”が 54.4%（31 人）と思わない”が“思う”の約 5.2 倍で、その差は 43.9 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 62.9%（61 人）、次いで『野沢温泉村』で 54.4%（31 人）、『中野市』で 53.7%（328 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 10.5%（６人）、次いで『木島平村』で 9.3%（９人）、『山ノ内町』で 7.0%（14 人）の順となっている。

（５）差別は法律で禁止する必要がある



【中高地区全体】

・差別は法律で禁止する必要があるについてみると、「どちらともいえない」が 38.4%（371 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 20.3%（196 人）、「そう思う」が 19.4%（187 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 39.7%（383 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 20.3%（196 人）と“思う”が“思わない”の約２倍で、その差は 19.4 ポイントなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.4 ポイント（39.7-40.1）低くなっており、一方“思わない”も 1.4 ポイント（20.3-21.7）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 38.8%（237 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 20.8%（127 人）、「そう思う」が 18.5%（113 人）の順となっている。

・“思う”が 39.3%（240 人）、“思わない”が 20.6%（126 人）と“思う”が“思わない”の約 1.9 倍で、その差は 18.7 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 38.5%（77 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.5%（39 人）、「そう思う」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 37.0%（74 人）、“思わない”が 22.0%（44 人）と“思う”が“思わない”の約 1.7 倍で、その差は 15.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 40.2%（39 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 22.7%（22 人）、「どちらかといえばそう思う」が 19.6%（19 人）の順となっている。

・“思う”が 42.3%（41 人）、“思わない”が 16.5%（16 人）と“思う”が“思わない”の約 2.6 倍で、その差は 25.8 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

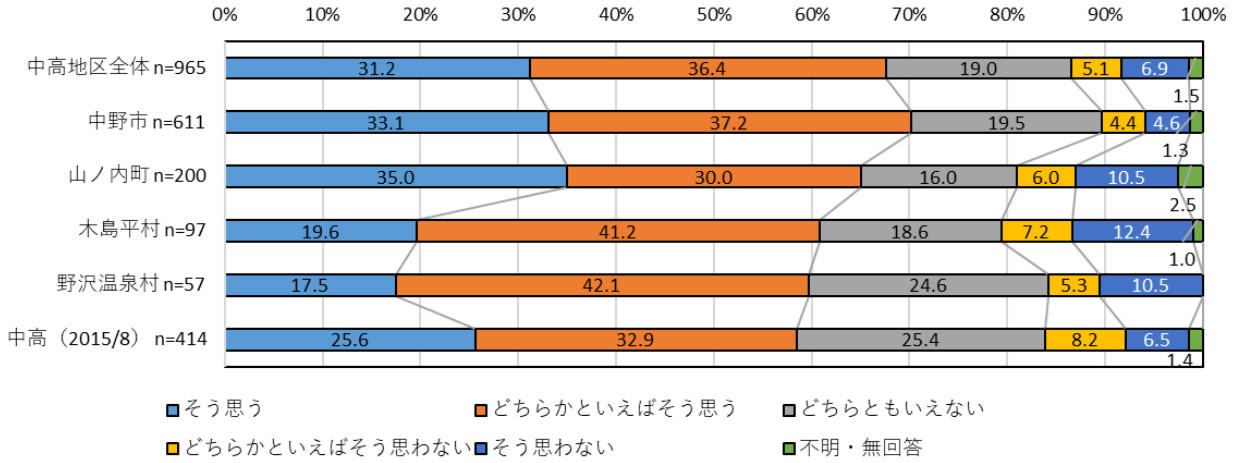
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 31.6%（18 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 29.8%（17 人）、「どちらかといえばそう思う」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 49.1%（28 人）、“思わない”が 17.5%（10 人）と“思う”が“思わない”の 2.8 倍で、その差は 31.6 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 49.1%（28 人）、次いで『木島平村』で 42.3%（41 人）、『中野市』で 39.3%（240 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 22.0%（44 人）、次いで『中野市』で 20.6%（126 人）、『野沢温泉村』で 17.5%（10 人）の順となっている。

（６）どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理である



【中高地区全体】

・どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理であるについてみると、「どちらかといえばそう思う」が 36.4%（351 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 31.2%（301 人）、「どちらともいえない」が 19.0%（183 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 67.6%（652 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 12.0%（116 人）と“思う”が６割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 9.1 ポイント（67.6-58.5）高くなっており、一方“思わない”が 2.2 ポイント（12.0-14.2）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらかといえばそう思う」が 37.2%（227 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 33.1%（202 人）、「どちらともいえない」が 19.5%（119 人）の順となっている。

・“思う”が 70.2%（429 人）、“思わない”が 9.0%（55 人）と“思う”が“思わない”の 7.8 倍で、その差は 61.2 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 35.0%（70 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.0%（60 人）、「どちらともいえない」が 16.0%（32 人）の順となっている。

・“思う”が 65.0%（130 人）、“思わない”が 16.5%（33 人）と“思う”が“思わない”の約 3.9 倍で、その差は 48.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばそう思う」が 41.2%（40 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 19.6%（19 人）、「どちらともいえない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

・“思う”が 60.8%（59 人）、“思わない”が 19.6%（19 人）と“思う”が“思わない”の

約 3.1 倍で、その差は 41.2 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

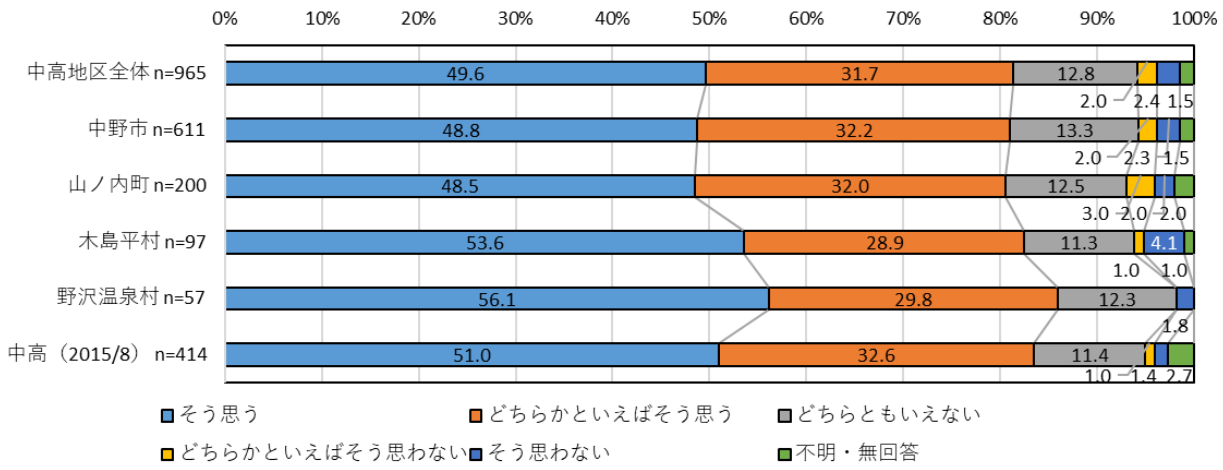
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」が 42.1%（24 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.6%（14 人）、「そう思う」が 17.5%（10 人）の順となっている。

・“思う”が 59.6%（34 人）、“思わない”が 15.8%（９人）と“思う”が“思わない”の約 3.8 倍で、その差は 43.8 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『中野市』で 70.2%（429 人）、次いで『山ノ内町』で 65.0%（130 人）、『木島平村』で 60.8%（59 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 19.6%（19 人）、次いで『野沢温泉村』で 15.8%（９人）、『山ノ内町』で 16.5%（33 人）の順となっている。

（７）差別される人の話をきちんと聴く必要がある



【中高地区全体】

・差別される人の話をきちんと聴く必要があるについてみると、「そう思う」が 49.6%（479 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.7%（306 人）、「どちらともいえない」が 12.8%（124 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 81.3%（785 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 4.4%（42 人）と“思う”が８割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 2.3 ポイント（81.3-83.6）低くなっており、一方“思わない”が 2.0 ポイント（4.4-2.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 48.8%（298 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.2%（197 人）、「どちらともいえない」が 13.3%（81 人）の順となって

いる。

・“思う”が 81.0%（495 人）、“思わない”が 4.3%（26 人）と“思う”が “思わない”の 19 倍で、その差は 76.7 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 48.5%（97 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.0%（64 人）、「どちらともいえない」が 12.5%（25 人）の順となっている。

・“思う”が 80.5%（161 人）、“思わない”が 5.0%（10 人）と“思う”が “思わない”の 16.1 倍で、その差は 75.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 53.6%（52 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.9%（28 人）、「どちらともいえない」が 11.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 82.5%（80 人）、“思わない”が 5.1%（５人）と“思う”が “思わない”の 16 倍で、その差は 77.3 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

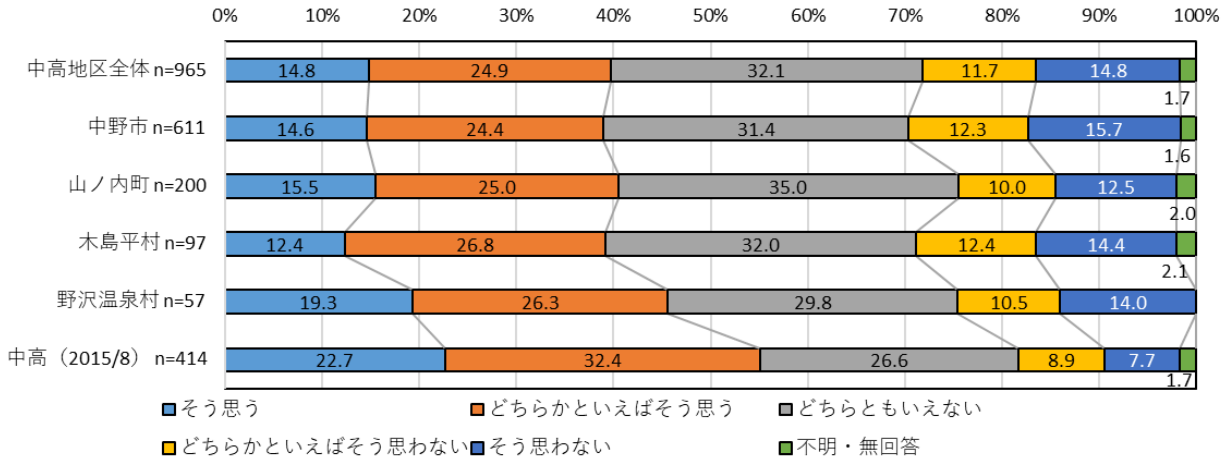
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 56.1%（32 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 29.8%（17 人）、「どちらともいえない」が 12.3%（７人）の順となっている。

・“思う”が 86.0%（49 人）、“思わない”が 1.8%（１人）と“思う”が “思わない”の 49 倍で、その差は 84.2 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 86.0%（49 人）、次いで『木島平村』で 82.5%（80 人）、『中野市』で 81.0%（495 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 5.2%（５人）、次いで『山ノ内町』で 5.0%（10 人）、『中野市』で 4.3%（26 人）の順となっている。

（８）思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できる



【中高地区全体】

・思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できるについてみると、「どちらともいえない」が 32.1%（310 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.9%（240 人）、「そう思う」「そう思わない」が同率で 14.8%（143 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 39.7%（383 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 26.5%（256 人）と“思う”が“思わない”の約 1.5 倍で、その差は 13.2 ポイントとなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 15.4 ポイント（39.7-55.1）低くなっており、一方“思わない”が 9.9 ポイント（26.5-16.6）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 31.4%（192 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.4%（149 人）、「そう思わない」が 15.7%（96 人）の順となっている。

・“思う”が 39.0%（238 人）、“思わない”が 28.0%（171 人）と“思う”が“思わない”の約 1.4 倍で、その差は 11.0 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 35.0%（70 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.0%（50 人）、「そう思う」が 15.5%（31 人）の順となっている。

・“思う”が 40.5%（81 人）、“思わない”が 22.5%（45 人）と“思う”が“思わない”の 1.8 倍で、その差は 18.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 32.0%（31 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.8%（26 人）、「そう思わない」が 14.4%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 39.2%（38 人）、“思わない”が 26.8%（26 人）と“思う”が“思わない”の約 1.5 倍で、その差は 12.4 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 29.8%（17 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.3%（15 人）、「そう思う」が 19.3%（11 人）の順となっている。

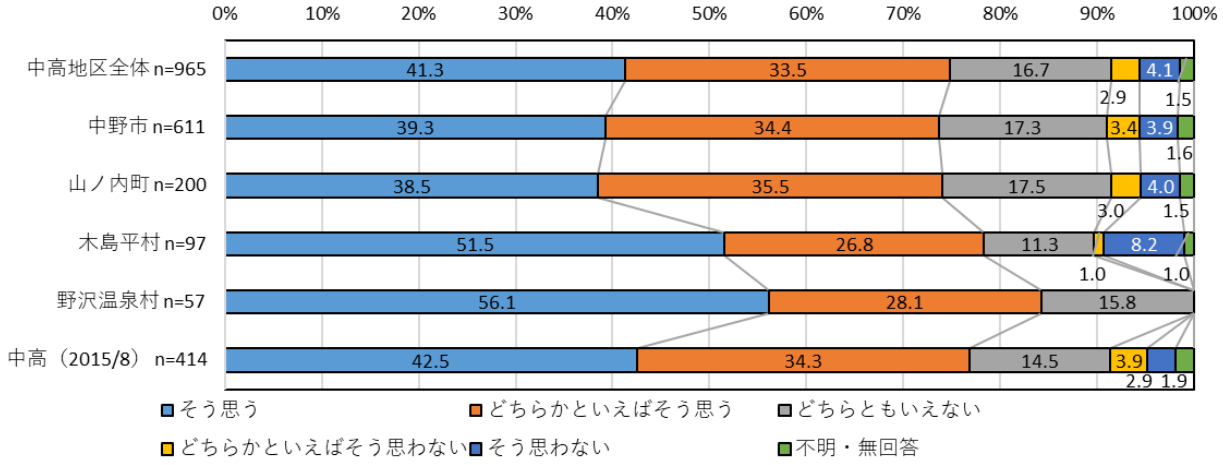
・“思う”が 45.6%（26 人）、“思わない”が 24.6%（14 人）と“思う”が“思わない”の約 1.9 倍で、その差は 21.0 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 45.6%（26 人）、次いで『山ノ内町』で 40.5%（81 人）、『木島平村』で 39.2%（38 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『中野市』で 28.0%（171 人）、次いで『木島平村』で 26.8%（26 人）、『野沢温泉村』で 24.6%（14 人）の順

となっている。

（９）差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である



【中高地区全体】

・差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要であるについてみると、「そう思う」が 41.3%（399 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.5%（323 人）、「どちらともいえない」が 16.7%（161 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 74.8%（722 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 7.0%（68 人）と“思う”が７割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が２ポイント（74.8-76.8）低くなっており、一方“思わない”が 0.2 ポイント（7.0-6.8）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 39.3%（240 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.4%（210 人）、「どちらともいえない」が 17.3%（106 人）の順となっている。

・“思う”が 73.6%（450 人）、“思わない”が 7.4%（45 人）と“思う”が“思わない”の 10 倍で、その差は 66.2 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 38.5%（77 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 35.5%（71 人）、「どちらともいえない」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 74.0%（148 人）、“思わない”が 7.0%（14 人）と“思う”が“思わない”の約 10.6 倍で、その差は 67.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 51.5%（50 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.8%（26 人）、「どちらともいえない」が 11.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 78.4%（76 人）、“思わない”が 9.3%（９人）と“思う”が“思わない”の約 8.4 倍で、その差は 69.1 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

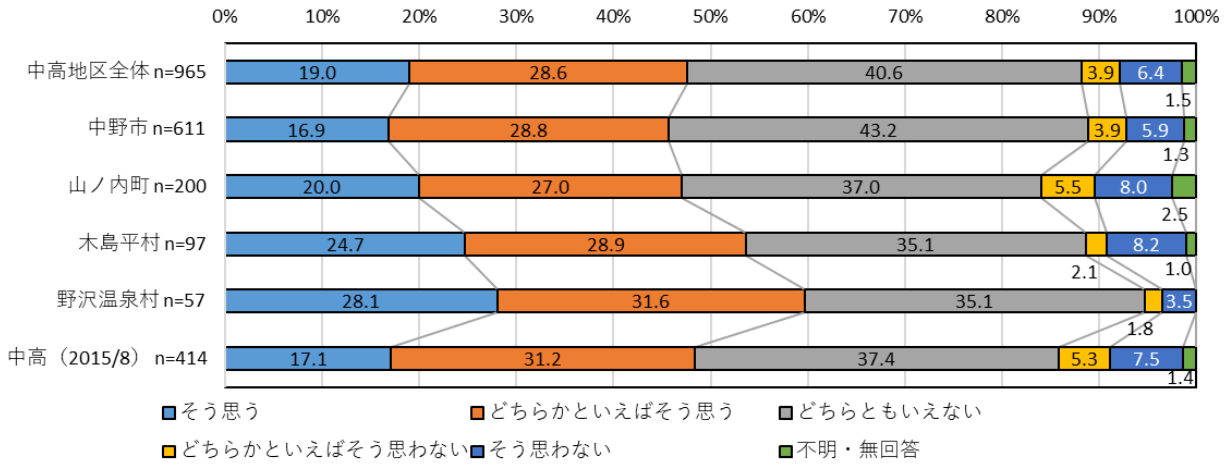
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 56.1%（32 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.1%（16 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 84.2%（48 人）、“思わない”が 0.0%（０人）で、その差は 84.2 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 84.2%（48 人）、次いで『木島平村』で 78.4%（76 人）、『山ノ内町』で 74.0%（148 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 9.3%（９人）、次いで『中野市』で 7.4%（45 人）、『山ノ内町』で 7.0%（14 人）の順となっている。

（10）差別の原因は、差別をする人の側に問題がある



【中高地区全体】

・差別の原因は、差別をする人の側に問題があるについてみると、「どちらともいえない」が 40.6%（392 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.6%（276 人）、「そう思う」が 19.0%（183 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 47.6%（459 人）、“思わない”（「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」）が 10.4%（100 人）と“思う”が“思わない”の約 4.6 倍で、その差は 37.2 ポイントとなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.7 ポイント（47.6-48.3）低くなっており、一方“思わない”も 2.4 ポイント（10.4-12.8）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 43.2%（264 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.8%（176 人）、「そう思う」が 16.9%（103 人）の順となっている。

・“思う”が 45.7%（279 人）、“思わない”が 9.8%（60 人）と“思う”が“思わない”の約 4.7 倍で、その差は 35.9 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 37.0%（74 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.0%（54 人）、「そう思う」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“思う”が 47.0%（94 人）、“思わない”が 13.5%（27 人）と“思う”が“思わない”の約 3.5 倍で、その差は 33.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 35.1%（34 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.9%（28 人）、「そう思う」が 24.7%（24 人）の順となっている。

・“思う”が 53.6%（52 人）、“思わない”が 10.3%（10 人）と“思う”が“思わない”の 5.2 倍で、その差は 43.3 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

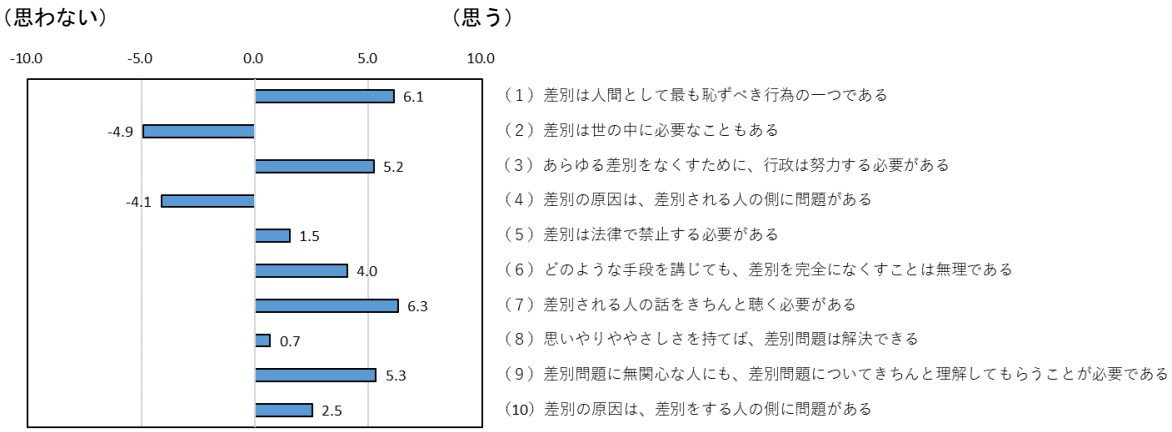
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 35.1%（20 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.6%（18 人）、「そう思う」が 28.1%（16 人）の順となっている。

・“思う”が 59.6%（34 人）、“思わない”が 5.3%（３人）と“思う”が“思わない”の約 11.3 倍で、その差は 54.3 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 59.6%（34 人）、次いで『木島平村』で 53.6%（52 人）、『山ノ内町』で 47.0%（94 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 13.5%（27 人）、次いで『木島平村』で 10.3%（10 人）、『中野市』で 9.8%（60 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「差別は世の中に必要なこともある」でマイナス 4.9、「差別の原因は、差別される人の側に問題がある」でマイナス 4.1 となっている。一方、“思う”について「差別される人の話をきちんと聴く必要がある」で 6.3 と最も高く、次いで「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」で 6.1、「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」で 5.3 の順となっている。

〈比較の方法〉

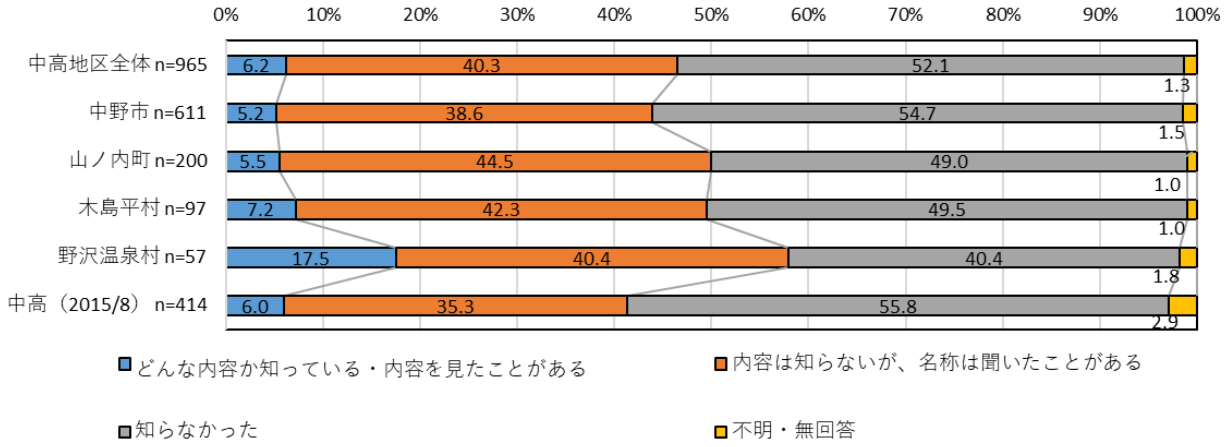
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点
・どちらともいえない…… ０点

問３　あなたは、次の人権に関する法令や宣言等があることをどの程度ご存じですか。次の（１）～（14）のすべてについて、該当する番号に○をしてください。（それぞれ○は１つ）

	1 どんな内容か知っている・内容を見たことがある	2 内容は知らないが、名称は聞いたことがある	3 知らなかった
(1) あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例	1	2	3
(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	1	2	3
(3) 個人情報保護法	1	2	3
(4) 同和対策審議会答申	1	2	3
(5) 世界人権宣言	1	2	3
(6) いじめ防止対策推進法	1	2	3
(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
(8) LGBT理解増進法	1	2	3
(9) アイヌ施策推進法	1	2	3
(10) 障害者差別解消法	1	2	3
(11) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(12) 部落差別解消推進法	1	2	3
(13) 高齢者の虐待防止法	1	2	3
(14) ハンセン病問題基本法	1	2	3

（１）あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例



【中高地区全体】

・あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例についてみると、「知らなかった」が 52.1%（503 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 40.3%（389 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 6.2%（60 人）の順となっており、「知らなかった」が５割以上、「どんな内容か知っている」が１割にも満たない。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 0.2 ポイント（6.2-6.0）高くなっ

ており、一方「知らなかった」が 3.7 ポイント（52.1-55.8）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「知らなかった」が 54.7%（334 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 38.6%（236 人）、「どんな内容か知っている」が 5.2%（32 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 49.0%（98 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 44.5%（89 人）、「どんな内容か知っている」が 5.5%（11 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「知らなかった」が 49.5%（48 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.3%（41 人）、「どんな内容か知っている」が 7.2%（７人）の順となっている。

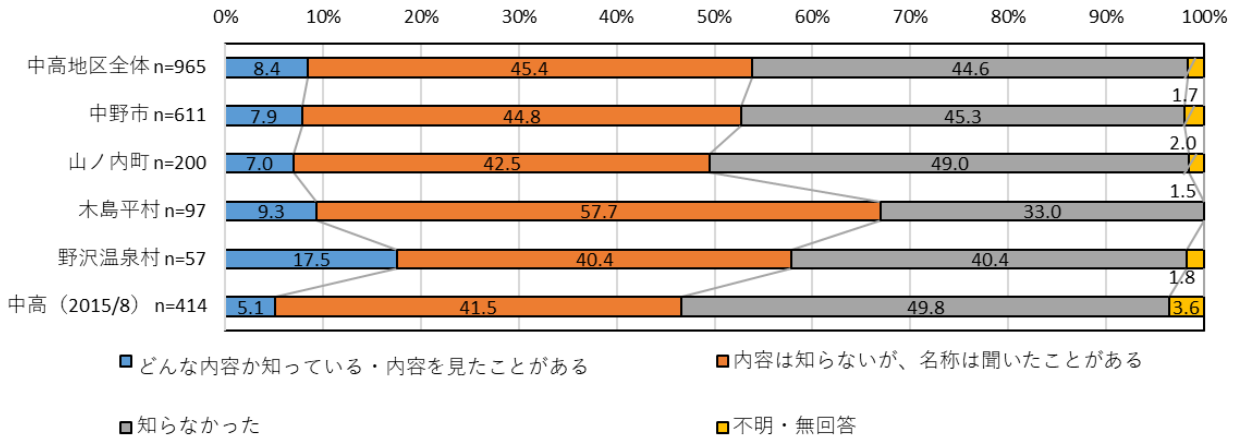
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が同率で 40.4%（23 人）、次いで「どんな内容か知っている」が 17.5%（10 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で「知らなかった」、『野沢温泉村』で「知らなかった」「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「知らなかった」が最も高いのは『中野市』で 54.7%（334 人）、次いで『木島平村』で 49.5%（48 人）、『山ノ内町』で 49.0%（98 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『野沢温泉村』で 17.5%（10 人）、次いで『木島平村』で 7.2%（７人）、『山ノ内町』で 5.5%（11 人）の順となっている。

（２）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律



【中高地区全体】

・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律についてみると、「内容は知らないが、名称は聞

いたことがある」が 45.4%（438 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 44.6%（430 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 8.4%（81 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割にも満たない。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 3.3 ポイント（8.4-5.1）高くなっており、一方「知らなかった」が 5.2 ポイント（44.6-49.8）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「知らなかった」が 45.3%（277 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 44.8%（274 人）、「どんな内容か知っている」が 7.9%（48 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 49.0%（98 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.5%（85 人）、「どんな内容か知っている」が 7.0%（14 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.7%（56 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 33.0%（32 人）、「どんな内容か知っている」が 9.3%（９人）の順となっている。

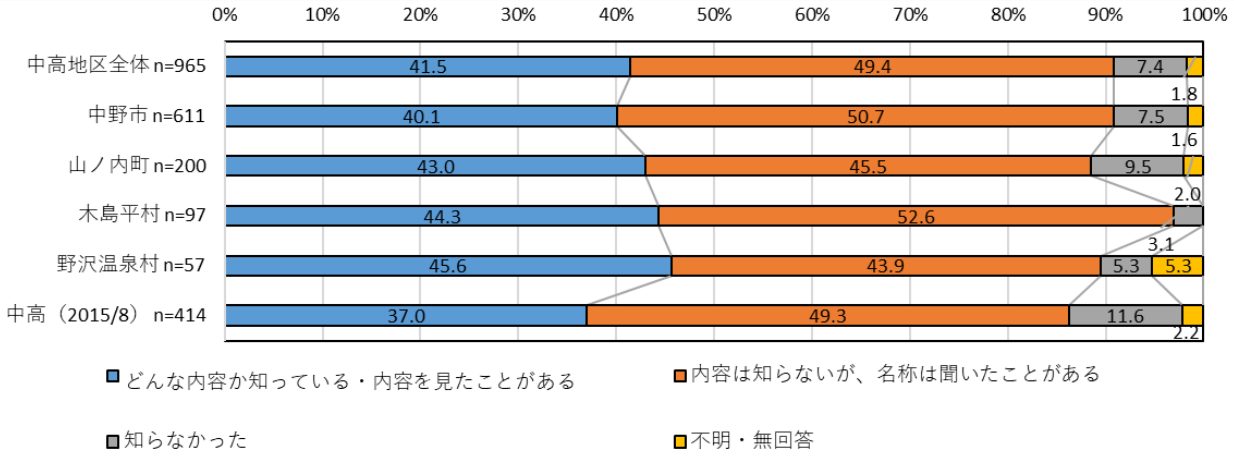
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が同率で 40.4%（23 人）で、次いで「どんな内容か知っている」が 17.5%（10 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』で「知らなかった」、『木島平村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 49.0%（98 人）、次いで『中野市』で 45.3%（277 人）、『野沢温泉村』で 40.4%（23 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『野沢温泉村』で 17.5%（10 人）、次いで『木島平村』で 9.3%（９人）、『中野市』で 7.9%（48 人）の順となっている。

（３）個人情報保護法



【中高地区全体】

・個人情報保護法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 49.4%（477 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 41.5%（400 人）、「知らなかった」が 7.4%（71 人）の順となっており、「どんな内容か知っている」が４割以上、「知らなかった」が１割にも満たない。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 4.5 ポイント（41.5-37.0）高くなっており、一方「知らなかった」が 4.2 ポイント（7.4-11.6）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 50.7%（310 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 40.1%（245 人）、「知らなかった」が 7.5%（46 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.5%（91 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 43.0%（86 人）、「知らなかった」が 9.5%（19 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 52.6%（51 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 44.3%（43 人）、「知らなかった」が 3.1%（３人）の順となっている。

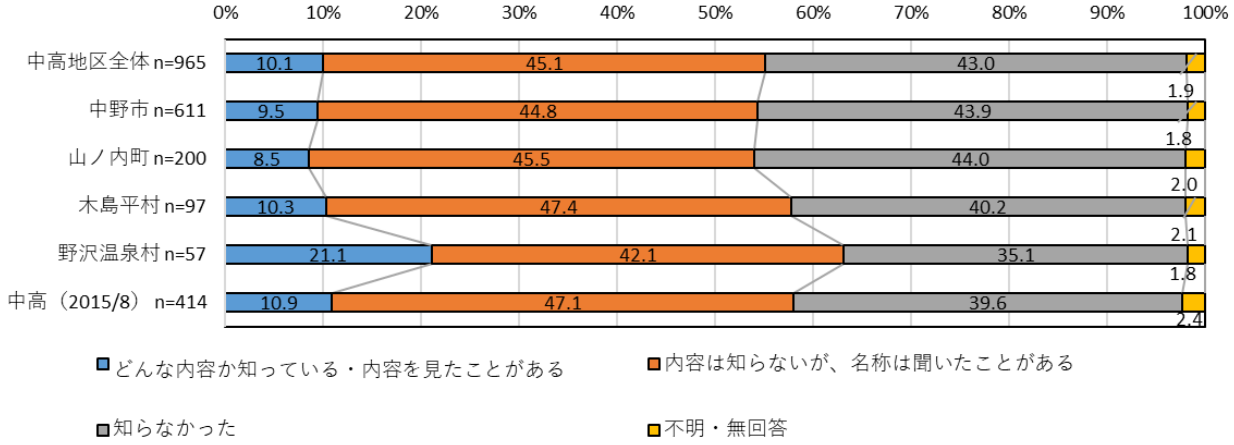
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どんな内容か知っている」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 43.9%（25 人）、「知らなかった」が 5.3%（３人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」、『野沢温泉村』で「どんな内容か知っている」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 52.6%（51 人）、次いで『中野市』で 50.7%（310 人）、『山ノ内町』で 45.5%（91 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 9.5%（19 人）、次いで『中野市』で 7.5%（46 人）、『野沢温泉村』で 5.3%（３人）の順となっている。

（４）同和対策審議会答申



【中高地区全体】

・同和対策審議会答申についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.1%（435 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 43.0%（415 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 10.1%（97 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 0.8 ポイント（10.1-10.9）低くなっており、一方「知らなかった」が 3.4 ポイント（43.0-39.6）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 44.8%（274 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 43.9%（268 人）、「どんな内容か知っている」が 9.5%（58 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.5%（91 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 44.0%（88 人）、「どんな内容か知っている」が 8.5%（17 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 47.4%（46 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 40.2%（39 人）、「どんな内容か知っている」が 10.3%（10 人）の順となっている。

【野沢温泉村】

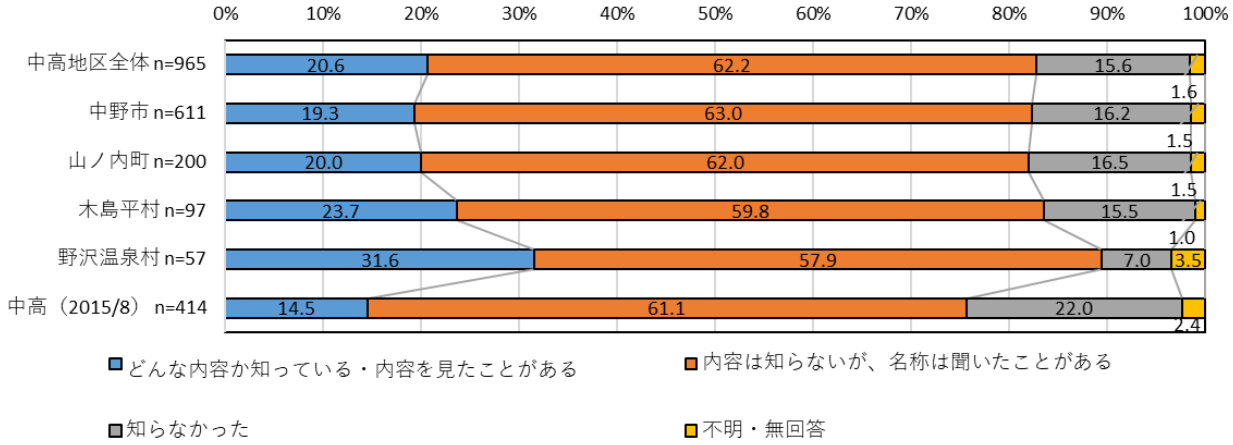
・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.1%（24 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 35.1%（20 人）、「どんな内容か知っている」が 21.1%（12 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 47.4%（46 人）、次いで『山ノ内町』で 45.5%（91 人）、『中野市』で 44.8%（274

人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 44.0%（88 人）、次いで『中野市』で 43.9%（268 人）、『木島平村』で 40.2%（39 人）の順となっている。

（５）世界人権宣言



【中高地区全体】

・世界人権宣言についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 62.2%（600 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 20.6%（199 人）、「知らなかった」が 15.6%（151 人）の順となっており、「どんな内容か知っている」が２割以上、「知らなかった」が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 6.1 ポイント（20.6-14.5）高くなっており、一方「知らなかった」が 6.4 ポイント（15.6-22.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 63.0%（385 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 19.3%（118 人）、「知らなかった」が 16.2%（99 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 62.0%（124 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 20.0%（40 人）、「知らなかった」が 16.5%（33 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 59.8%（58 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 23.7%（23 人）、「知らなかった」が 15.5%（15 人）の順となっている。

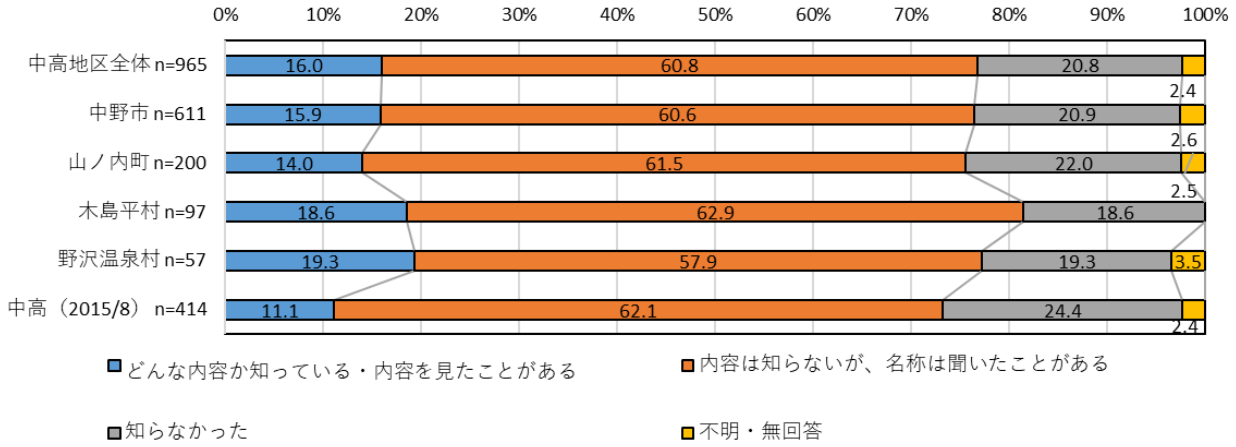
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.9%（33 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 31.6%（18 人）、「知らなかった」が 7.0%（４人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『中野市』で 63.0%（385 人）、次いで『山ノ内町』で 62.0%（124 人）、『木島平村』で 59.8%（58 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 16.5%（33 人）、次いで『中野市』で 16.2%（99 人）、『木島平村』で 15.5%（15 人）の順となっている。

（６）いじめ防止対策推進法



【中高地区全体】

・いじめ防止対策推進法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 60.8%（587 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 20.8%（201 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 16.0%（154 人）の順となっており、「知らなかった」が２割以上、「どんな内容か知っている」が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 5.9 ポイント（16.0-11.1）高くなっており、一方「知らなかった」が 3.6 ポイント（20.8-24.4）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 60.6%（370 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 20.9%（128 人）、「どんな内容か知っている」が 15.9%（97 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 61.5%（123 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 22.0%（44 人）、「どんな内容か知っている」が 14.0%（28 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 62.9%（61 人）で最も高く、次いで「知らなかった」「どんな内容か知っている」が同率で 18.6%（18 人）の順となっている。

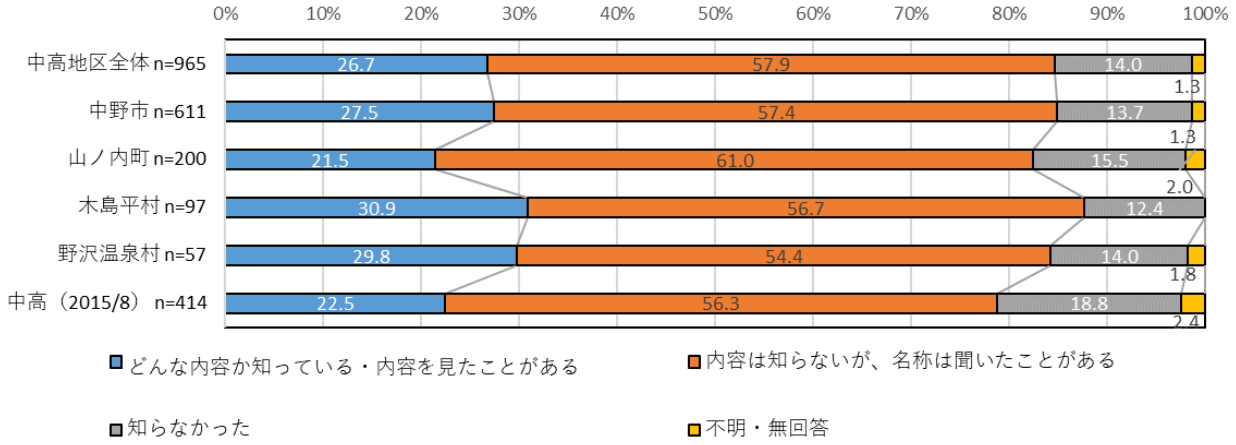
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.9%（33 人）で最も高く、次いで「知らなかった」「どんな内容か知っている」が同率で 19.3%（11 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 62.9%（61 人）、次いで『山ノ内町』で 61.5%（123 人）、『中野市』で 60.6%（370 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 22.0%（44 人）、次いで『中野市』で 20.9%（128 人）、『野沢温泉村』で 19.3%（11 人）の順となっている。

（７）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）



【中高地区全体】

・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.9%（559 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 26.7%（258 人）、「知らなかった」が 14.0%（135 人）の順となっており、「どんな内容か知っている」が２割以上、「知らなかった」が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 4.2 ポイント（26.7-22.5）高くなっており、一方「知らなかった」が 4.8 ポイント（14.0-18.8）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.4%（351 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 27.5%（168 人）、「知らなかった」が 13.7%（84 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 61.0%（122 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 21.5%（43 人）、「知らなかった」が

15.5%（31 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 56.7%（55 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 30.9%（30 人）、「知らなかった」が 12.4%（12 人）の順となっている。

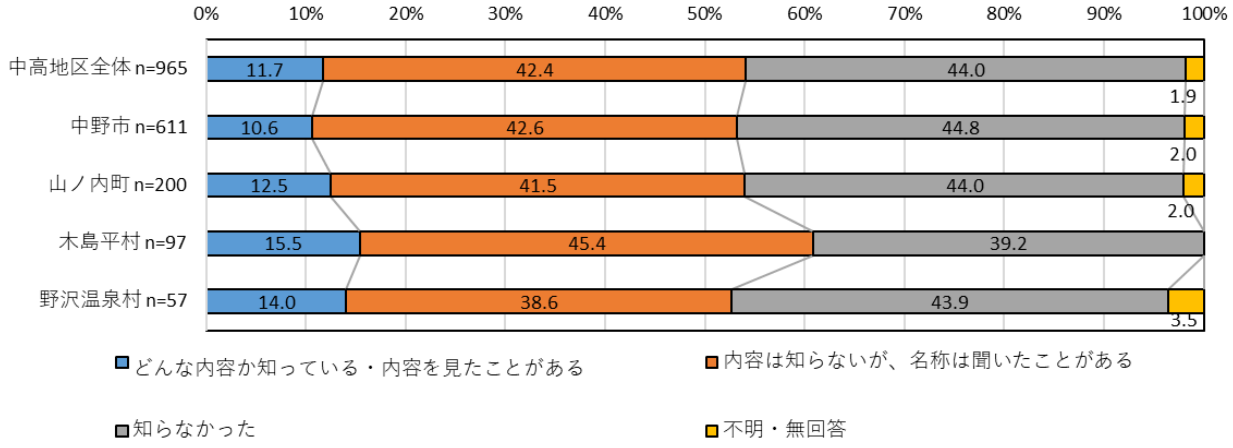
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 54.4%（31 人）で最も高く、次いで「どんな内容か知っている」が 29.8%（17 人）、「知らなかった」が 14.0%（８人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『山ノ内町』で 61.0%（122 人）、次いで『中野市』で 57.4%（351 人）、『木島平村』で 56.7%（55 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 15.5%（31 人）、次いで『野沢温泉村』で 14.0%（８人）、『中野市』で 13.7%（84 人）の順となっている。

（８）ＬＧＢＴ理解増進法



【中高地区全体】

・ＬＧＢＴ理解増進法についてみると、「知らなかった」が 44.0%（425 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.4%（409 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 11.7%（113 人）、の順となっており、「どんな内容か知っている」が１割以上、「知らなかった」が４割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「知らなかった」が 44.8%（274 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.6%（260 人）、「どんな内容か知っている」が 10.6%（65 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 44.0%（88 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 41.5%（83 人）、「どんな内容か知っている」が 12.5%（25 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.4%（44 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 39.2%（38 人）、「どんな内容か知っている」が 15.5%（15 人）の順となっている。

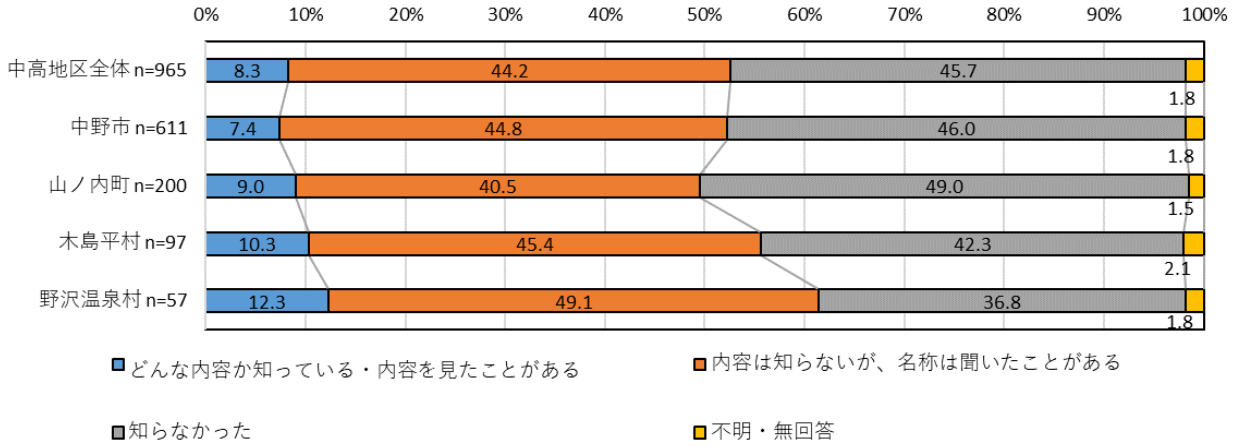
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」が 43.9%（25 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 38.6%（22 人）、「どんな内容か知っている」が 14.0%（８人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『野沢温泉村』で「知らなかった」、『木島平村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「知らなかった」が最も高いのは『中野市』で 44.8%（274 人）、次いで『山ノ内町』で 44.0%（88 人）、『野沢温泉村』で 43.9%（25 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『木島平村』で 15.5%（15 人）、次いで『野沢温泉村』で 14.0%（８人）、『山ノ内町』で 12.5%（25 人）の順となっている。

（９）アイヌ施策推進法



【中高地区全体】

・アイヌ施策推進法についてみると、「知らなかった」が 45.7%（441 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 44.2%（427 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 8.3%（80 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割にも満たない。

【中野市】

・中野市においては、「知らなかった」が 46.0%（281 人）で最も高く、次いで「内容は知ら

ないが、名称は聞いたことがある」が 44.8%（274 人）、「どんな内容か知っている」が 7.4%（45 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 49.0%（98 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 40.5%（81 人）、「どんな内容か知っている」が 9.0%（18 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.4%（44 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 42.3%（41 人）、「どんな内容か知っている」が 10.3%（10 人）の順となっている。

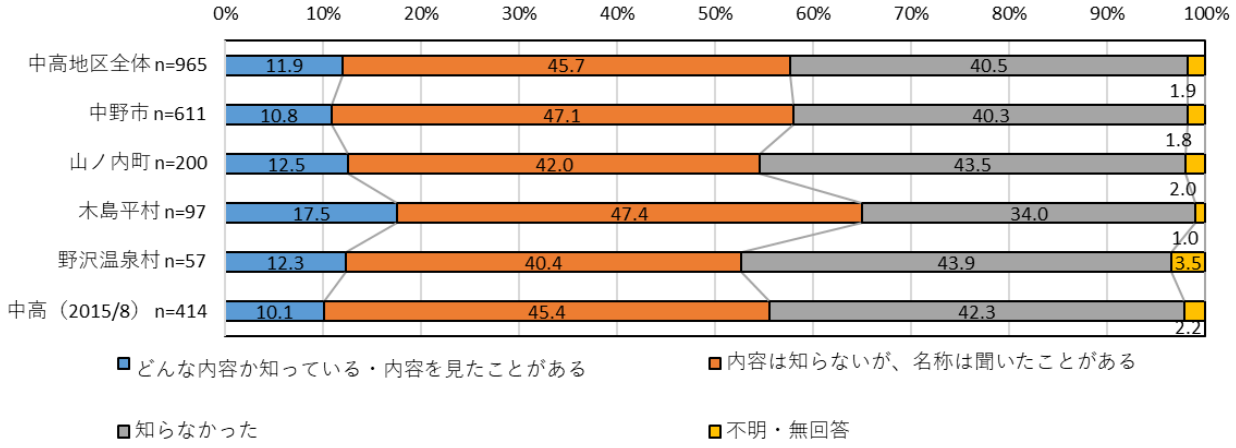
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 49.1%（28 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 36.8%（21 人）、「どんな内容か知っている」が 12.3%（７人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』で「知らなかった」、『木島平村』『野沢温泉村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 49.0%（98 人）、次いで『中野市』で 46.0%（281 人）、『木島平村』で 42.3%（41 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『野沢温泉村』で 12.3%（７人）、次いで『木島平村』で 10.3%（10 人）、『山ノ内町』で 9.0%（18 人）の順となっている。

（10）障害者差別解消法



【中高地区全体】

・障害者差別解消法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.7%（441 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 40.5%（391 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 11.9%（115 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「どんな内容か知っている」が 1.8 ポイント（11.9-10.1）高くなっており、一方「知らなかった」が 1.8 ポイント（40.5-42.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 47.1%（288 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 40.3%（246 人）、「どんな内容か知っている」が 10.8%（66 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 43.5%（87 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 42.0%（84 人）、「どんな内容か知っている」が 12.5%（25 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 47.4%（46 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 34.0%（33 人）、「どんな内容か知っている」が 17.5%（17 人）の順となっている。

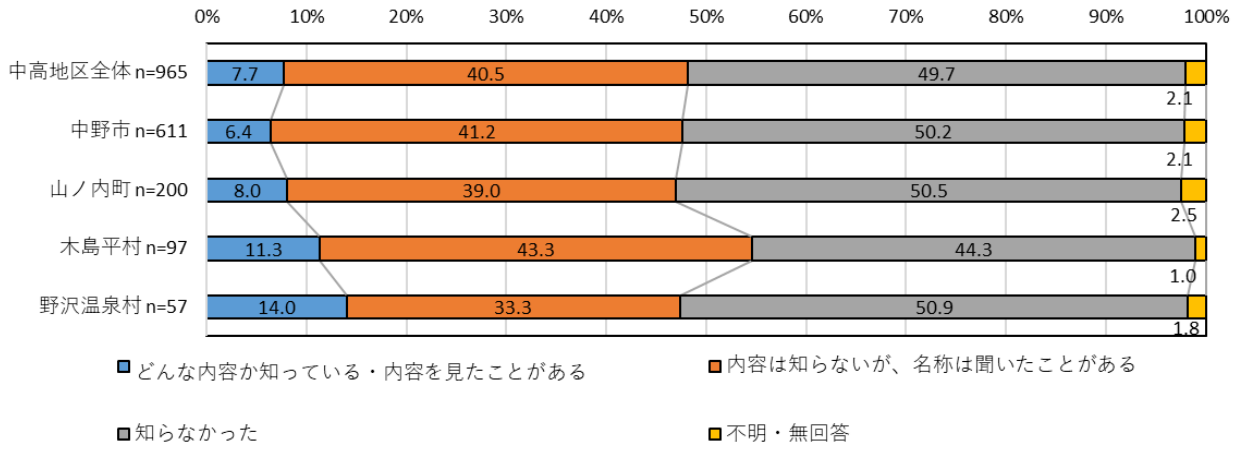
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」が 43.9%（25 人）で最も高く、次いでが「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」40.4%（23 人）、「どんな内容か知っている」が 12.3%（７人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『木島平村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」、『山ノ内町』『野沢温泉村』で「知らなかった」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 47.4%（46 人）、次いで『中野市』で 47.1%（288 人）、『山ノ内町』で 42.0%（84 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『木島平村』で 17.5%（17 人）、次いで『山ノ内町』で 12.5%（25 人）、『野沢温泉村』で 12.3%（７人）の順となっている。

（11）ヘイトスピーチ解消法



【中高地区全体】

・ヘイトスピーチ解消法についてみると、「知らなかった」が 49.7%（480 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 40.5%（391 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 7.7%（74 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割にも満たない。

【中野市】

・中野市においては、「知らなかった」が 50.2%（307 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 41.2%（252 人）、「どんな内容か知っている」が 6.4%（39 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知らなかった」が 50.5%（101 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 39.0%（78 人）、「どんな内容か知っている」が 8.0%（16 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「知らなかった」が 44.3%（43 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 43.3%（42 人）、「どんな内容か知っている」が 11.3%（11 人）の順となっている。

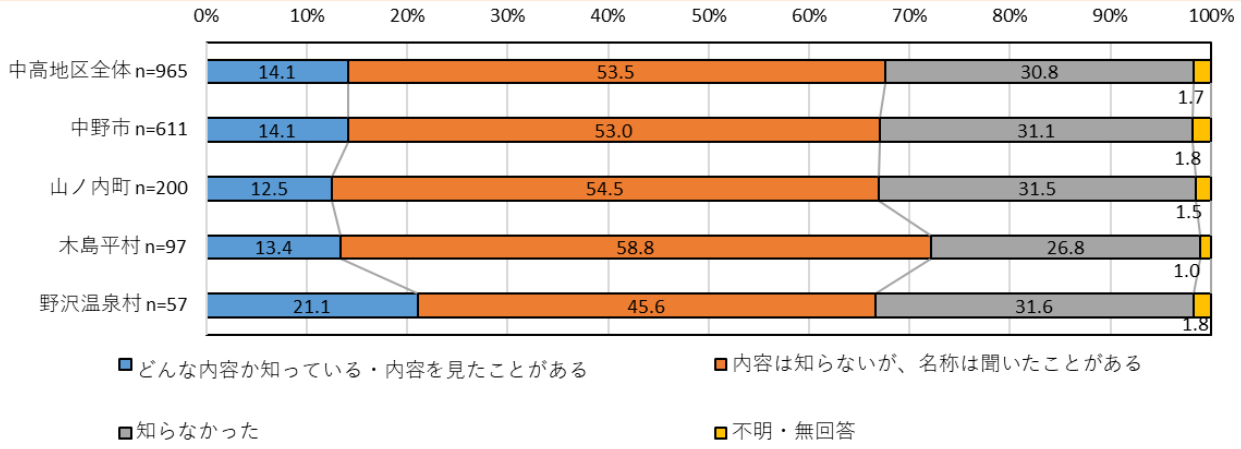
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 33.3%（19 人）、「どんな内容か知っている」が 14.0%（８人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「知らなかった」が高くなっており、「知らなかった」が最も高いのは『野沢温泉村』で 50.9%（29 人）、次いで『山ノ内町』で 50.5%（101 人）、『中野市』で 50.2%（307 人）の順となっている。一方、「知っている」が最も高いのは『野沢温泉村』で 14.0%（８人）、次いで『木島平村』で 11.3%（11 人）、『山ノ内町』で 8.0%（16 人）の順となっている。

（12）部落差別解消推進法



【中高地区全体】

・部落差別解消推進法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 53.5%（516 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 30.8%（297 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 14.1%（136 人）の順となっており、「知らなかった」が３割以上、「どんな内容か知っている」は１割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 53.0%（324 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 31.1%（190 人）、「どんな内容か知っている」が 14.1%（86 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 54.5%（109 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 31.5%（63 人）、「どんな内容か知っている」が 12.5%（25 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 58.8%（57 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 26.8%（26 人）、「どんな内容か知っている」が 13.4%（13 人）の順となっている。

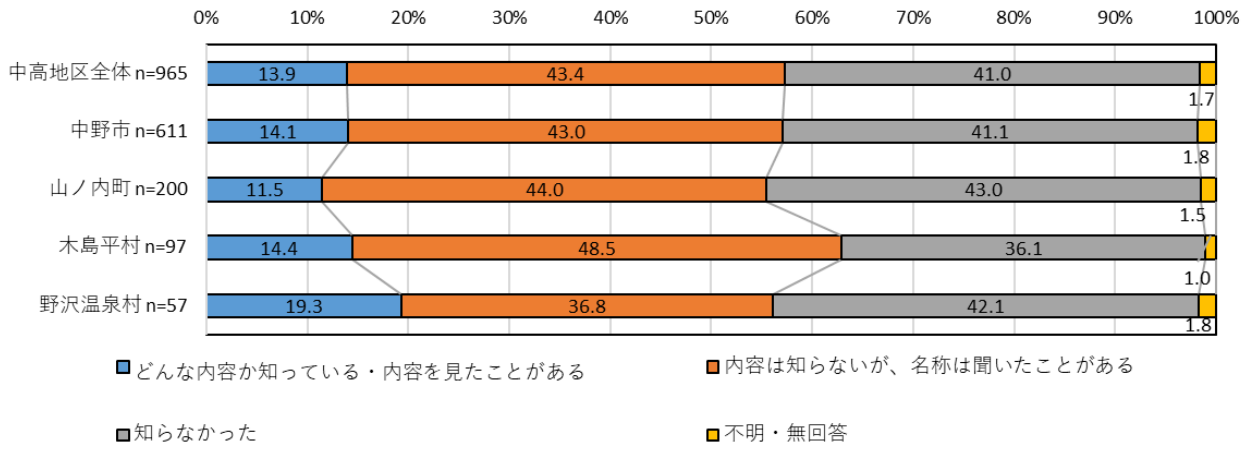
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 31.6%（18 人）、「どんな内容か知っている」が 21.1%（12 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 58.8%（57 人）、次いで『山ノ内町』で 54.5%（109 人）、『中野市』で 53.0%（324 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『野沢温泉村』で 31.6%（18 人）、次いで『山ノ内町』で 31.5%（63 人）、『中野市』で 31.1%（190 人）の順となっている。

（13）高齢者の虐待防止法



【中高地区全体】

・高齢者の虐待防止法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 43.4%（419 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 41.0%（396 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 13.9%（134 人）の順となっており、「知らなかった」が４割以上、「どんな内容か知っている」が１割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 43.0%（263 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 41.1%（251 人）、「どんな内容か知っている」が 14.1%（86 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 44.0%（88 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 43.0%（86 人）、「どんな内容か知っている」が 11.5%（23 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 48.5%（47 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 36.1%（35 人）、「どんな内容か知っている」が 14.4%（14 人）の順となっている。

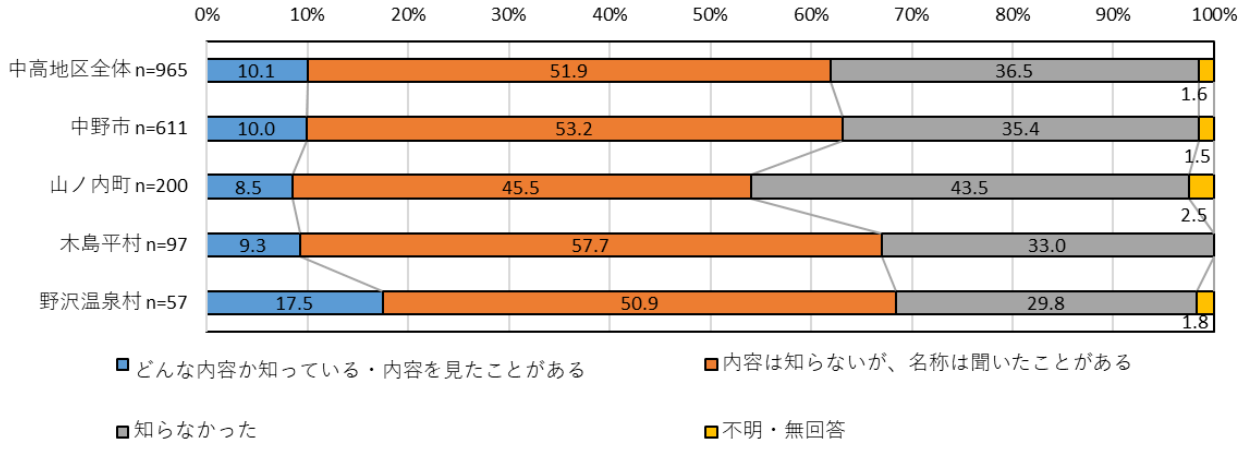
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知らなかった」が 42.1%（24 人）で最も高く、次いで「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 36.8%（21 人）、「どんな内容か知っている」が 19.3%（11 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」、『野沢温泉村』で「知らなかった」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 48.5%（47 人）、次いで『山ノ内町』で 44.0%（88 人）、『中野市』で 43.0%（263 人）の順となっている。一方、「どんな内容か知っている」が最も高いのは『野沢温泉村』で 19.3%（11 人）、次いで『木島平村』で 14.4%（14 人）、『中野市』で 14.1%（86 人）の順となっている。

（14）ハンセン病問題基本法



【中高地区全体】

・ハンセン病問題基本法についてみると、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 51.9%（501 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 36.5%（352 人）、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」が 10.1%（97 人）の順となっており、「知らなかった」が３割以上、「どんな内容か知っている」が１割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 53.2%（325 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 35.4%（216 人）、「どんな内容か知っている」が 10.0%（61 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 45.5%（91 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 43.5%（87 人）、「どんな内容か知っている」が 8.5%（17 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 57.7%（56 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 33.0%（32 人）、「どんな内容か知っている」が 9.3%（９人）の順となっている。

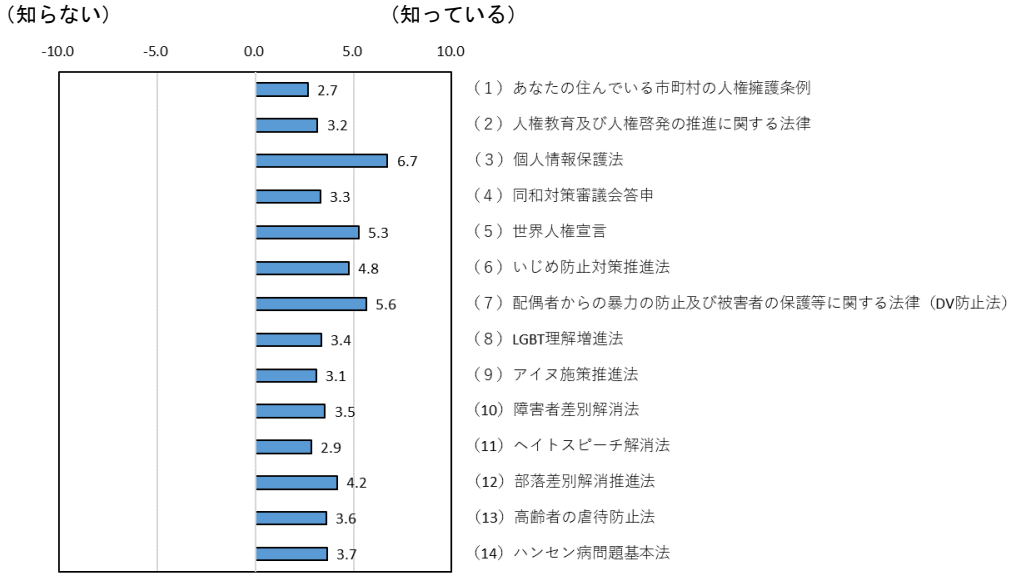
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「知らなかった」が 29.8%（17 人）、「どんな内容か知っている」が 17.5%（10 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が高くなっており、「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」が最も高いのは『木島平村』で 57.7%（56 人）、次いで『野沢温泉村』で 50.9%（29 人）、『中野市』で 53.2%（325 人）の順となっている。一方、「知らなかった」が最も高いのは『山ノ内町』で 43.5%（87 人）、次いで『中野市』で 35.4%（216 人）、『木島平村』で 33.0%（32 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“知っている”について「個人情報保護法」で 6.7 と最も高く、次いで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」で 5.6、「世界人権宣言」で 5.3 の順となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・どんな内容か知っている・内容を見たことがある…… 10点

・内容は知らないが、名称は聞いたことがある…… ５点

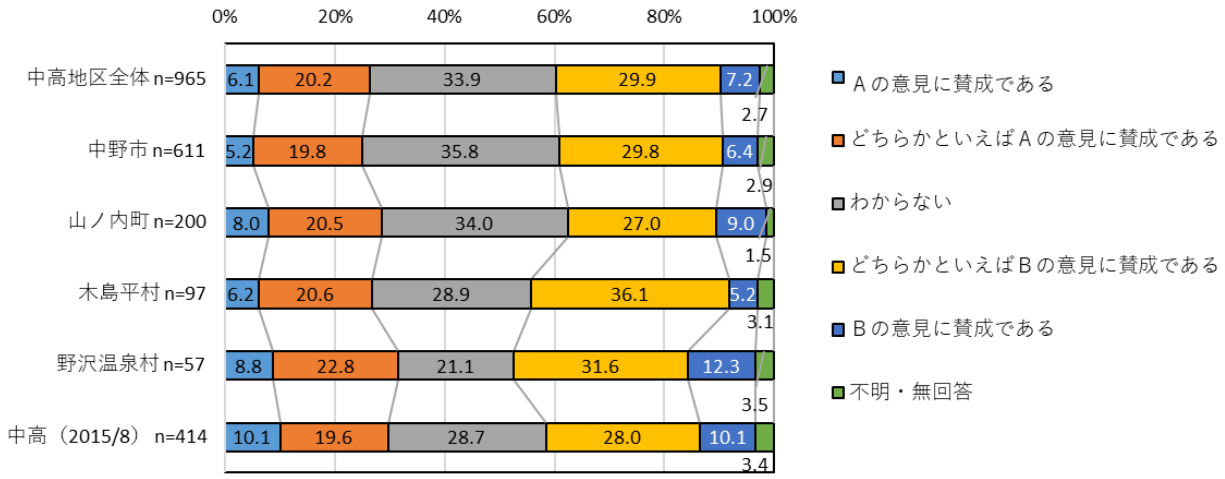
・知らなかった…… －10点

問４　差別について、Ａ、Ｂ二人の意見が次のように分かれました。

Aの意見：今日では差別は許されない状況にあり、差別をする人がやがて孤立してしまう。
Bの意見：世間ではまだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

→あなたは次のＡとＢのどちらの意見に近いですか。（○は１つ）

1　Aの意見に賛成である
2　どちらかといえばAの意見に賛成である
3　わからない
4　どちらかといえばBの意見に賛成である
5　Bの意見に賛成である



【中高地区全体】

・差別に関する相対する意見への近さについてみると、「わからない」が 33.9%（327 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばＢの意見に賛成である」が 29.9%（289 人）、「どちらかといえばＡの意見に賛成である」が 20.2%（195 人）の順となっている。

・“Ａへの賛成意見”（「Ａの意見に賛成である」+「どちらかといえばＡの意見に賛成である」）が 26.3%（254 人）、“Ｂの意見への賛成意見”（「Ｂの意見に賛成である」+「どちらかといえばＢの意見に賛成である」）が 37.1%（358 人）となっており、“Ｂへの賛成意見”が 10.8 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“Ａへの賛成意見”が 3.4 ポイント（26.3-29.7）低くなっており、一方“Ｂへの賛成意見”も 1.7 ポイント（37.1-38.8）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「わからない」が 35.8%（219 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばＢの意見に賛成である」が 29.8%（182 人）、「どちらかといえばＡの意見に賛成である」が 19.8%（121 人）の順となっている。

・“Ａへの賛成意見”が 25.0%（153 人）、“Ｂへの賛成意見”が 36.2%（221 人）となっており、“Ｂへの賛成意見”が 11.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「わからない」が 34.0%（68 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばＢの意見に賛成である」が 27.0%（54 人）、「どちらかといえばＡの意見に賛成である」が 20.5%（41 人）の順となっている。

・“Ａへの賛成意見”が 28.5%（57 人）、“Ｂへの賛成意見”が 36.0%（72 人）となっており、“Ｂへの賛成意見”が 7.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばＢの意見に賛成である」が 36.1%（35 人）で最も高く、次いで「わからない」が 28.9%（28 人）、「どちらかといえばＡの意見に賛成である」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“Ａへの賛成意見”が 26.8%（26 人）、“Ｂへの賛成意見”が 41.2%（40 人）となっており、

“Ｂへの賛成意見”が 14.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらかといえばＢの意見に賛成である」が 31.6％（18 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばＡの意見に賛成である」が 22.8％（13 人）、「わからない」が 21.1％（12 人）の順となっている。

・“Ａへの賛成意見”が 31.6％（18 人）、“Ｂへの賛成意見”が 43.9％（25 人）となっており、“Ｂへの賛成意見”が 12.3%ポイント高くなっている。

【市町村比較】

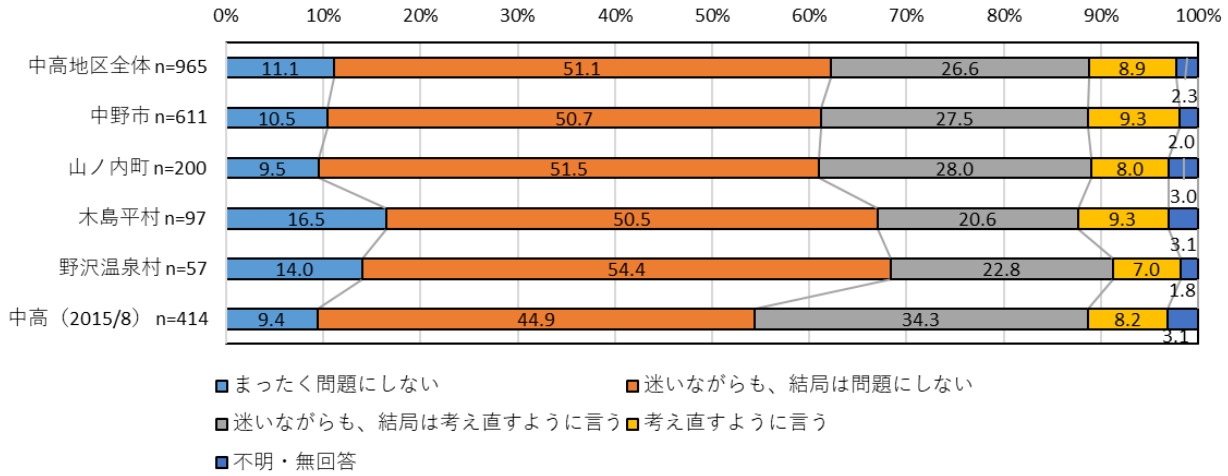
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“Ｂへの賛成意見”が高くなっており、“Ｂへの賛成意見”が最も高いのは『野沢温泉村』で 43.9％（25 人）、次いで『木島平村』で 41.2％（40 人）、『中野市』で 36.2％（221 人）の順となっている。一方、“Ａへの賛成意見”が最も高いのは『野沢温泉村』で 31.6％（18 人）、次いで『山ノ内町』で 28.5％（57 人）、『木島平村』で 26.8％（26 人）の順となっている。

Ｂ　人権問題に対する様々な課題について

問５　あなたのお子さんが恋愛をし、結婚を考えている相手またはパートナーとして考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか。次の（１）～（６）のすべてについて、あてはまる番号に○をしてください（お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください）。（それぞれに○は１つ）

	1 まったく問題にしない	2 迷いながらも、結局は問題にしない	3 迷いながらも、結局は考え直すように言う	4 考え直すように言う
（1）障がい者	1	2	3	4
（2）外国人	1	2	3	4
（3）同和地区出身者	1	2	3	4
（4）ハンセン病回復者の家族	1	2	3	4
（5）HIV陽性者	1	2	3	4
（6）LGBTQ等の性的少数者	1	2	3	4

（１）障がい者



【中高地区全体】

・障がい者についてみると、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 51.1%（493 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 26.6%（257 人）、「まったく問題にしない」が 11.1%（107 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 62.2%（600 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 35.5%（343 人）となっており、“問題にしない”が６割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“問題にしない”が 7.9 ポイント（62.2-54.3）高くなっており、一方“考え直す”が 7.0 ポイント（35.5-42.5）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 50.7%（310 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 27.5%（168 人）、「まったく問題

にしない」が 10.5%（64 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 61.2%（374 人）、“考え直す”が 36.8%（225 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 24.4 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 51.5%（103 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 28.0%（56 人）、「まったく問題にしない」が 9.5%（19 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 61.0%（122 人）、“考え直す”が 36.0%（72 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 25.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 50.5%（49 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 20.6%（20 人）、「まったく問題にしない」が 16.5%（16 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 67.0%（65 人）、“考え直す”が 29.9%（29 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 37.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

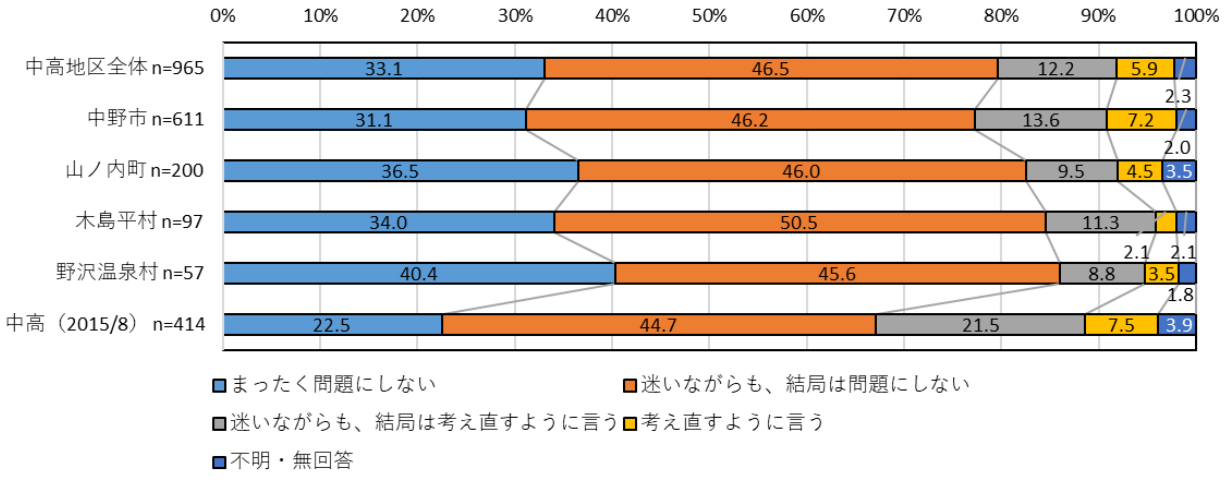
・野沢温泉村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 54.4%（31 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 22.8%（13 人）、「まったく問題にしない」が 14.0%（８人）の順となっている。

・“問題にしない”が 68.4%（39 人）、“考え直す”29.8%（17 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 38.6 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“問題にしない”が高くなっており、“問題にしない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 68.4%（39 人）、次いで『木島平村』で 67.0%（65 人）、『中野市』で 61.2%（374 人）の順となっている。一方、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 36.8%（225 人）、次いで『山ノ内町』で 36.0%（72 人）、『木島平村』で 29.9%（29 人）の順となっている。

（２）外国人



【中高地区全体】

・外国人についてみると、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 46.5%（449 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 33.1%（319 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 12.2%（118 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 79.6%（768 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 18.1%（175 人）となっており、“問題にしない”が７割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“問題にしない”が 12.4 ポイント（79.6-67.2）高くなっており、一方“考え直す”が 10.2 ポイント（18.8-29.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 46.2%（282 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 31.1%（190 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 13.6%（83 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 77.3%（472 人）、“考え直す”が 20.8%（127 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 56.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 46.0%（92 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 36.5%（73 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 9.5%（19 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 82.5%（165 人）、“考え直す”が 14.0%（28 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 68.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 50.5%（49 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 34.0%（33 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 11.3%（11 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 84.5%（82 人）、“考え直す”が 13.4%（13 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 71.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 40.4%（23 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 8.8%（５人）の順となっている。

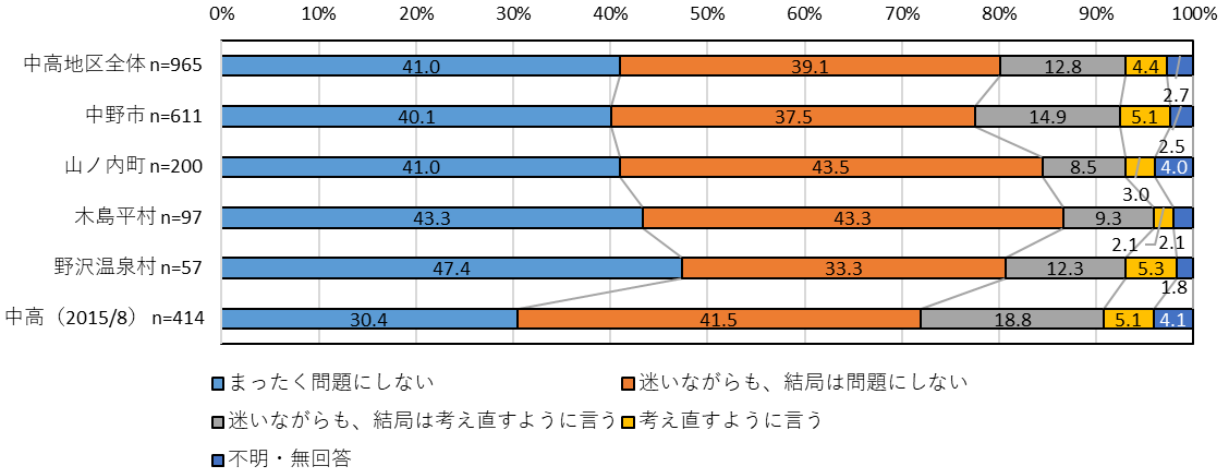
・“問題にしない”が 86.0%（49 人）、“考え直す”が 12.3%（７人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 73.7 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“問題にしない”が高くなっており、“問題にしない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 86.0%（49 人）、次いで『木島平村』で 84.5%（82 人）、『山ノ内町』で 82.5%（165 人）の順となっている。一方、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 20.8%（127 人）、次いで『山ノ内町』で 14.0%（28 人）、『木島平村』で

13.4%（13 人）の順となっている。

（３）同和地区出身者



【中高地区全体】

・同和地区出身者についてみると、「まったく問題にしない」が 41.0%（396 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は問題にしない」が 39.1%（377 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 12.8%（124 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 80.1%（773 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 17.2%（166 人）となっており、“問題にしない”が８割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“問題にしない”が 8.2 ポイント（80.1-71.9）高くなっており、一方“考え直す”が 6.7 ポイント（17.2-23.9）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「まったく問題にしない」が 40.1%（245 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は問題にしない」が 37.5%（229 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 14.9%（91 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 77.6%（474 人）、“考え直す”が 20.0%（122 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 57.6 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 43.5%（87 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 41.0%（82 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 8.5%（17 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 84.5%（169 人）、“考え直す”が 11.5%（23 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 73.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「まったく問題にしない」「迷いながらも、結局は問題にしない」が同率で 43.3%（42 人）で、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 9.3%（９

人）の順となっている。

・“問題にしない”が 86.6%（84 人）、“考え直す”が 11.3%（11 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 75.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

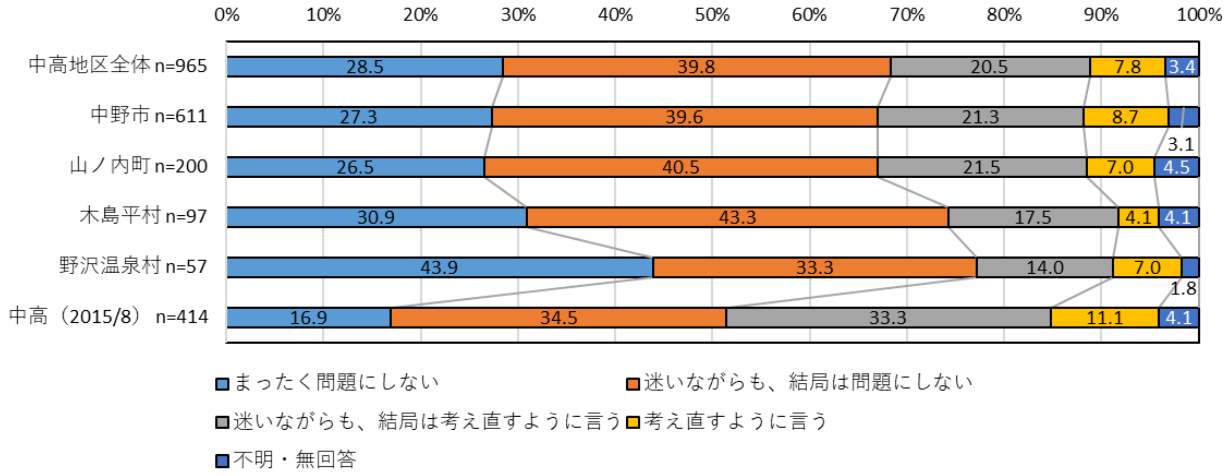
・野沢温泉村においては、「まったく問題にしない」が 47.4%（27 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は問題にしない」が 33.3%（19 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 12.3%（７人）の順となっている。

・“問題にしない”が 80.7%（46 人）、“考え直す”が 17.5%（10 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 63.2 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“問題にしない”が高くなっており、“問題にしない”が最も高いのは『木島平村』で 86.6%（84 人）、次いで『山ノ内町』で 84.5%（169 人）、『野沢温泉村』で 80.7%（46 人）の順となっている。一方、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 20.0%（122 人）、次いで『野沢温泉村』で 17.5%（10 人）、『山ノ内町』で 11.5%（23 人）の順となっている。

（４）ハンセン病回復者の家族



【中高地区全体】

・ハンセン病回復者の家族についてみると、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 39.8%（384 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 28.5%（275 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 20.5%（198 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 68.3%（659 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 28.3%（273 人）となっており、“問題にしない”が６割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“問題にしない”が 16.9 ポイント（68.3-51.4）高くなっており、一方“考え直す”が 16.1 ポイント（28.3-44.4）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 39.6%（242 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 27.3%（167 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 21.3%（130 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 66.9%（409 人）、“考え直す”が 30.0%（183 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 36.9 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 40.5%（81 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 26.5%（53 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 21.5%（43 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 67.0%（134 人）、“考え直す”が 28.5%（57 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 38.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 43.3%（42 人）で最も高く、次いで「まったく問題にしない」が 30.9%（30 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 74.2%（72 人）、“考え直す”が 21.6%（21 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 52.6 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

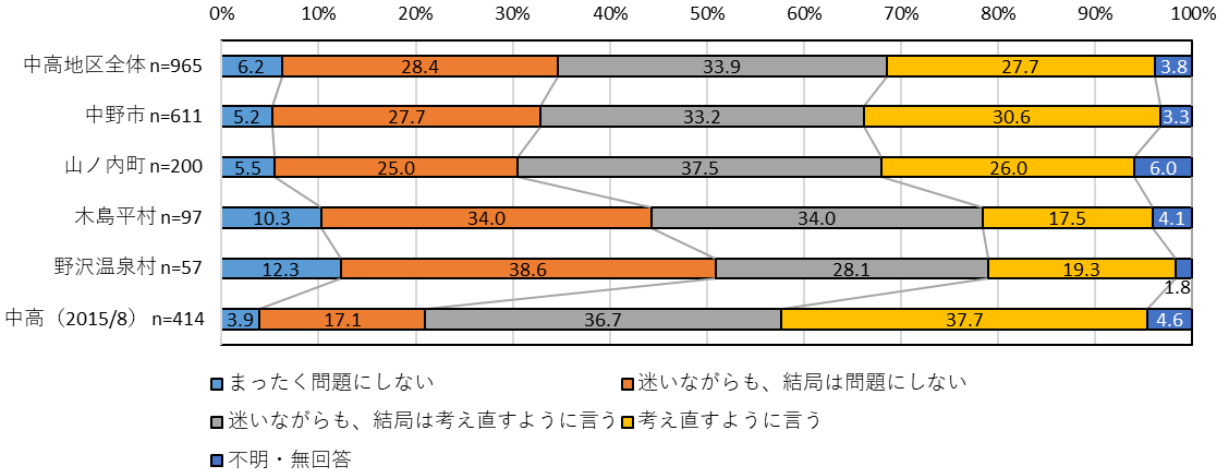
・野沢温泉村においては、「まったく問題にしない」が 43.9%（25 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は問題にしない」が 33.3%（19 人）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 14.0%（８人）の順となっている。

・“問題にしない”が 77.2%（44 人）、“考え直す”が 21.1%（12 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 56.1 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“問題にしない”が高くなっており、“問題にしない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 77.2%（44 人）、次いで『木島平村』で 74.2%（72 人）、『山ノ内町』で 67.0%（134 人）の順となっている。一方、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 30.0%（183 人）、次いで『山ノ内町』で 28.5%（57 人）、『木島平村』で 21.6%（21 人）の順となっている。

（５）ＨＩＶ陽性者



【中高地区全体】

・ＨＩＶ陽性者についてみると、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 33.9%（327 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は問題にしない」が 28.4%（274 人）、「考え直すように言う」が 27.7%（267 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 34.6%（334 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 61.6%（594 人）となっており、“考え直す”が６割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“問題にしない”が 32.5 ポイント（34.6-21.0）高くなっており、一方“考え直す”が 12.8 ポイント（61.6-74.4）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 33.2%（203 人）で最も高く、次いで「考え直すように言う」が 30.6%（187 人）、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 27.7%（169 人）、の順となっている。

・“問題にしない”が 32.9%（201 人）、“考え直す”が 63.8%（390 人）と“問題にしない”が“考え直す”の差は 30.9 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 37.5%（75 人）で最も高く、次いで「考え直すように言う」が 26.0%（52 人）、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 25.0%（50 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 30.5%（61 人）、“考え直す”が 63.5%（127 人）と“問題にしない”が“考え直す”の差は 33.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」「迷いながらも、結局は問題にしない」が同率で 34.0%（33 人）で、次いで「考え直すように言う」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 44.3%（43 人）、“考え直す”が 51.5%（50 人）と“問題にしない”が

“考え直す” の差は 7.2 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

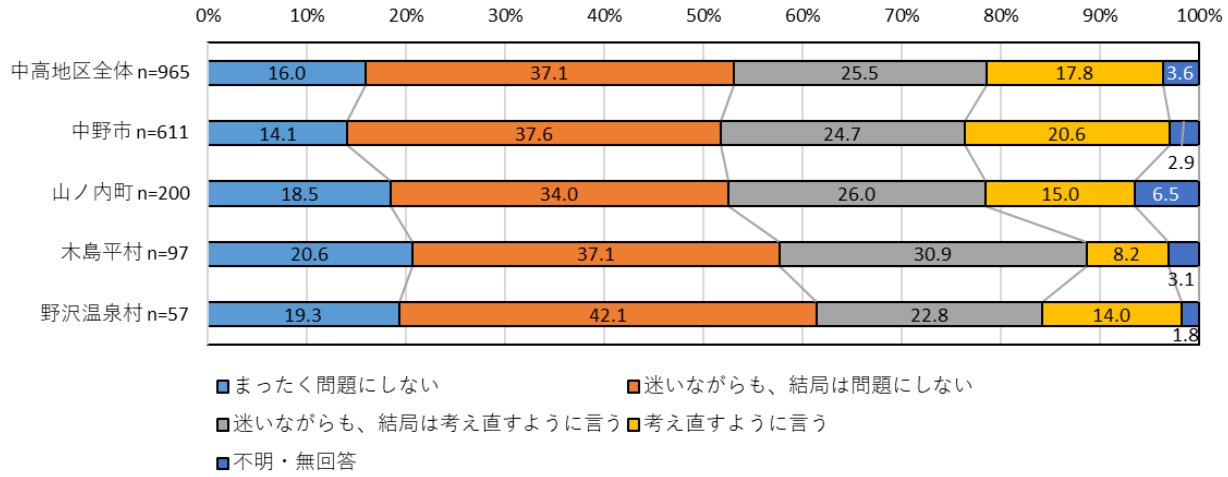
・野沢温泉村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 38.6%（22 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 28.1%（16 人）、「考え直すように言う」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 50.9%（29 人）、“考え直す”が 47.4%（27 人）と“問題にしない”が“考え直す” の差は 3.5 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で“考え直す”、『野沢温泉村』で“問題にしない”が高くなっており、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 63.8%（390 人）、次いで『山ノ内町』で 63.5%（127 人）、『木島平村』で 51.5%（50 人）の順となっている。一方、“問題にしない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 50.9%（29 人）、次いで『木島平村』で 44.3%（43 人）、『中野市』で 32.9%（201 人）の順となっている。

（６）ＬＧＢＴＱ等の性的少数者



【中高地区全体】

・ＬＧＢＴＱ等の性的少数者についてみると、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 37.1%（358 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 25.5%（246 人）、「考え直すように言う」が 17.8%（172 人）の順となっている。

・“問題にしない”（「まったく問題にしない」+「迷いながらも、結局は問題にしない」）が 53.1%（512 人）、“考え直す”（「迷いながらも、結局は考え直すように言う」+「考え直すように言う」）が 43.3%（418 人）となっており、“問題にしない”が５割以上となっている。

【中野市】

・中野市においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 37.6%（230 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 24.7%（151 人）、「考え直すように言う」が 20.6%（126 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 51.7%（316 人）、“考え直す”が 45.3%（277 人）と“問題にしない”

が“考え直す”に比べ 6.4 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 34.0%（68 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 26.0%（52 人）、「まったく問題にしない」が 18.5%（37 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 52.5%（105 人）、“考え直す”が 41.0%（82 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 11.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 37.1%（36 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 30.9%（30 人）、「まったく問題にしない」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 57.7%（56 人）、“考え直す”が 39.2%（38 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 18.5 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

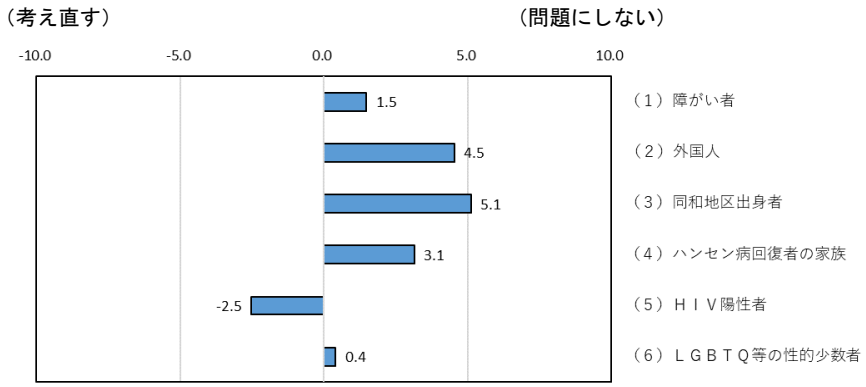
・野沢温泉村においては、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 42.1%（24 人）で最も高く、次いで「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 22.8%（13 人）、「まったく問題にしない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“問題にしない”が 61.4%（35 人）、“考え直す”が 36.8%（21 人）と“問題にしない”が“考え直す”に比べ 24.6 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“問題にしない”が高くなっており、“問題にしない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 61.4%（35 人）、次いで『木島平村』で 57.7%（56 人）、『山ノ内町』で 52.5%（105 人）の順となっている。一方、“考え直す”が最も高いのは『中野市』で 45.3%（277 人）、次いで『山ノ内町』で 41.0%（82 人）、『木島平村』で 39.2%（38 人）の順となっている。

【設問間較】



・“考え直す”について「ＨＩＶ陽性者」でマイナス 2.5 となっている。一方、“問題にしない”について「同和地区出身者」で 5.1 と最も高く、次いで「外国人」で 4.5、「ハンセン

病回復者の家族」で 3.1 の順となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

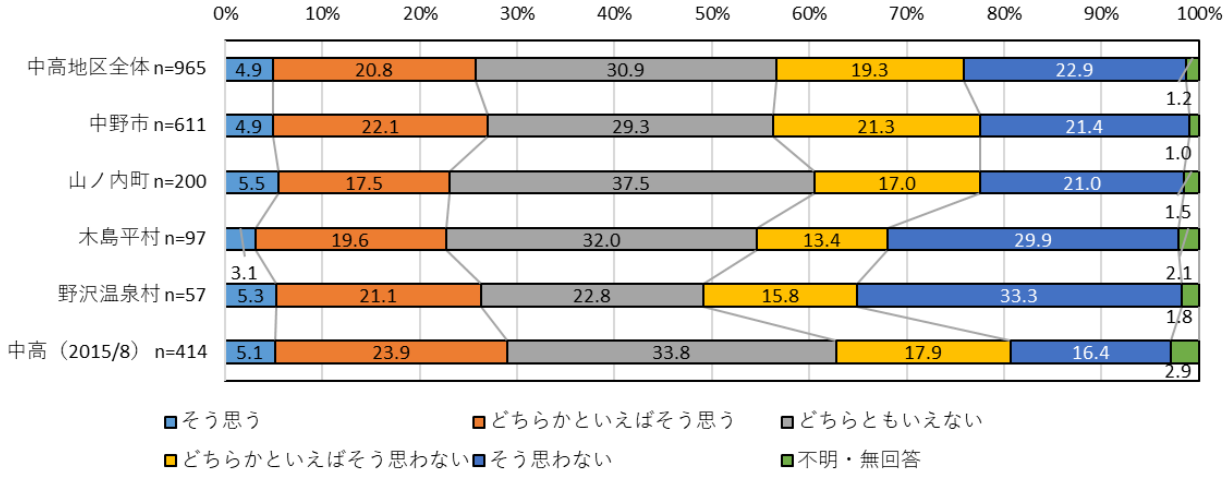
・まったく問題にしない…… 10 点　・考え直すように言う…… －10 点

・迷いながらも、結局は問題にしない…５点　・迷いながらも、結局は考え直すように言う…－５点

問６　あなたは、子どもの人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である	1	2	3	4	5
(2) 親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ない	1	2	3	4	5
(3) 学校での教育的な体罰は、やむを得ない	1	2	3	4	5
(4) 犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ	1	2	3	4	5

（１）子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である



【中高地区全体】

・子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然であるについてみると、「どちらともいえない」が 30.9％（298 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 22.9％（221 人）、「どちらかといえばそう思う」が 20.8％（201 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 25.7％（248 人）、“思わない”（「ど

ちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 42.2%（407 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 16.5 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 3.3 ポイント（25.7-29.0）低くなっており、一方“思わない”が 7.9 ポイント（42.2-34.3）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 29.3%（179 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 22.1%（135 人）、「そう思わない」が 21.4%（131 人）の順となっている。

・“思う”が 27.0%（165 人）、“思わない”が 42.7%（261 人）と“思わない”が“思う”に比べ 15.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 37.5%（75 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 21.0%（42 人）、「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 23.0%（46 人）、“思わない”が 38.0%（76 人）と“思わない”が“思う”に比べ 15.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 32.0%（31 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 29.9%（29 人）、「どちらかといえばそう思う」が 19.6%（19 人）の順となっている。

・“思う”が 22.7%（22 人）、“思わない”が 43.3%（42 人）と“思わない”が“思う”に比べ 20.6 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

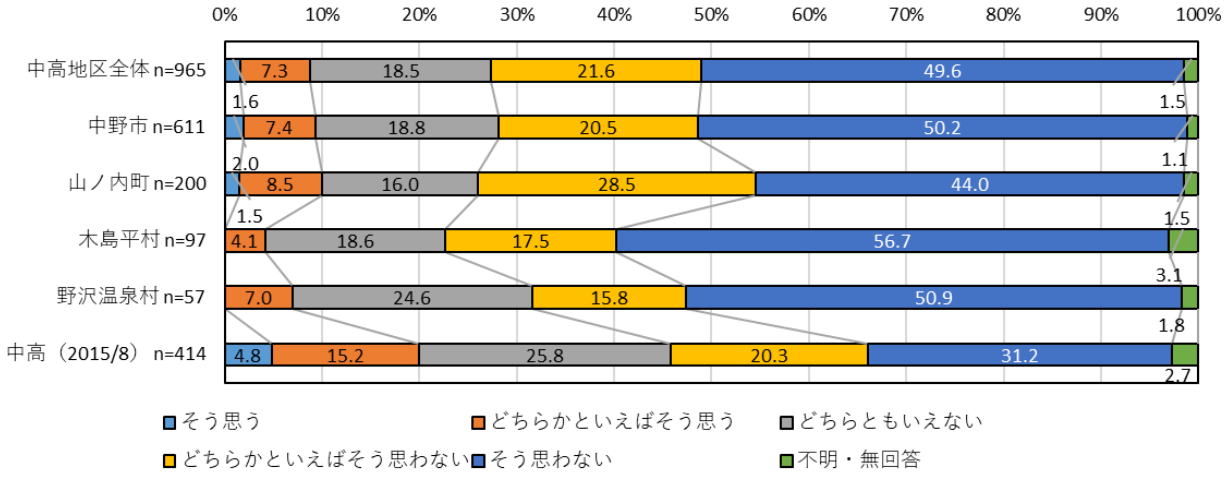
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 33.3%（19 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 22.8%（13 人）、「どちらかといえばそう思う」が 21.1%（12 人）、の順となっている。

・“思う”が 26.3%（15 人）、“思わない”49.1%（28 人）と“思わない”が“思う”に比べ 22.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 49.1%（28 人）、次いで『木島平村』で 43.3%（42 人）、『中野市』で 42.7%（261 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『中野市』で 27.0%（165 人）、次いで『野沢温泉村』で 26.3%（15 人）、『山ノ内町』で 23.0%（46 人）の順となっている。

（２）親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ない



【中高地区全体】

・親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ないについてみると、「そう思わない」が 49.6%（479 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 21.6%（208 人）、「どちらともいえない」が 18.5%（179 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 8.8%（85 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 71.2%（687 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 62.4 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 11.2 ポイント（8.8-20.0）低くなっており、一方“思わない”が 19.7 ポイント（71.2-51.5）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 50.2%（307 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 20.5%（125 人）、「どちらともいえない」が 18.8%（115 人）の順となっている。

・“思う”が 9.3%（57 人）、“思わない”70.7%（432 人）と“思わない”が“思う”に比べ 61.3 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 44.0%（88 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 28.5%（57 人）、「どちらともいえない」が 16.0%（32 人）の順となっている。

・“思う”が 10.0%（20 人）、“思わない”72.5%（145 人）と“思わない”が“思う”に比べ 62.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 56.7%（55 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 18.6%（18 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 4.1%（４人）、“思わない”74.2%（72 人）と“思わない”が“思う”に比べ 70.1

ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

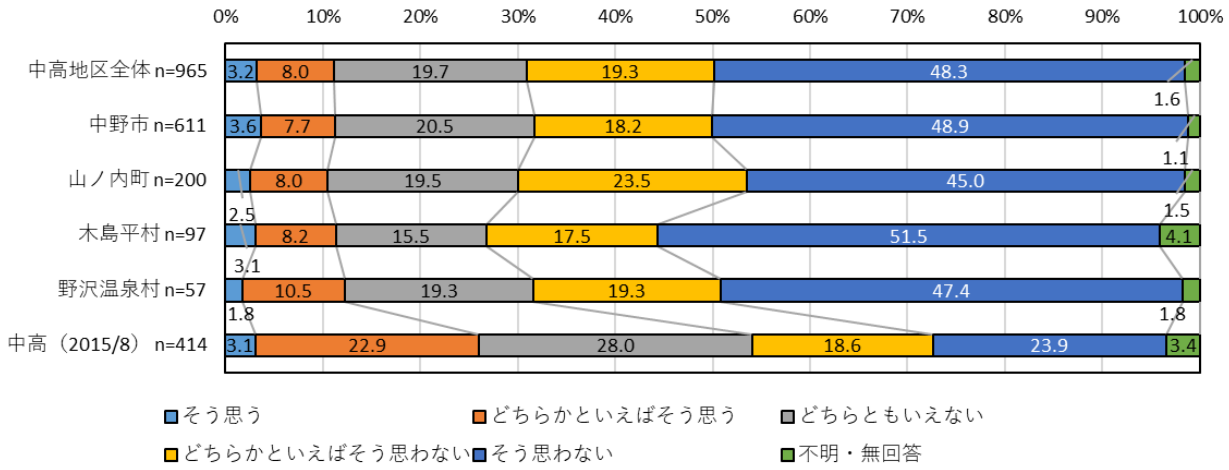
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.6%（14 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 7.0%（４人）、“思わない”66.7%（38 人）と“思わない”が“思う”に比べ 59.7 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 74.2%（72 人）、次いで『山ノ内町』で 72.5%（145 人）、『中野市』で 70.7%（432 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 10.0%（20 人）、次いで『中野市』で 9.3%（57 人）、『野沢温泉村』で 7.0%（４人）の順となっている。

（３）学校での教育的な体罰は、やむを得ない



【中高地区全体】

・学校での教育的な体罰は、やむを得ないについてみると、「そう思わない」が 48.3%（466 人）で最も高く、次いで「どちらかともいえない」が 19.7%（190 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 19.3%（186 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 11.2%（108 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 67.6%（652 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 56.4 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 14.8 ポイント（11.2-26.0）低くなっており、一方“思わない”が 25.1 ポイント（67.6-42.5）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 48.9%（299 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 20.5%（125 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 18.2%（111 人）の

順となっている。

・“思う”が 11.3%（69 人）、“思わない”が 67.1%（410 人）と“思わない”が“思う”に比べ 55.8 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 45.0%（90 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.5%（47 人）、「どちらともいえない」が 19.5%（39 人）の順となっている。

・“思う”が 10.5%（21 人）、“思わない”が 68.5%（137 人）と“思わない”が“思う”に比べ 58.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 51.5%（50 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（17 人）、「どちらともいえない」が 15.5%（15 人）の順となっている。

・“思う”が 11.3%（11 人）、“思わない”が 69.1%（67 人）と“思わない”が“思う”に比べ 57.8 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

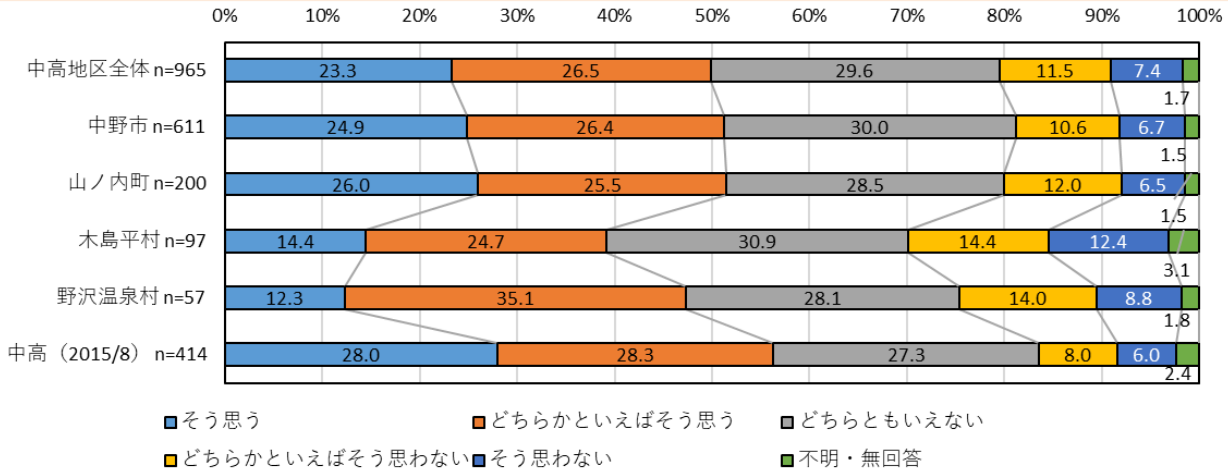
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 47.4%（27 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」が同率で 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 12.3%（７人）、“思わない”が 66.7%（38 人）と“思わない”が“思う”に比べ 54.4 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 69.1%（67 人）、次いで『山ノ内町』で 68.5%（137 人）、『中野市』で 67.1%（410 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 12.3%（７人）、次いで『木島平村』で 11.3%（11 人）、『中野市』で 11.3%（69 人）の順となっている。

（４）犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ



【中高地区全体】

・犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだについてみると、「どちらともいえない」が 29.6%（286 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.5%（256 人）、「そう思う」が 23.3%（225 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 49.8%（481 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 18.9%（182 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 30.9 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 6.5 ポイント（49.8-56.3）低くなっており、一方“思わない”が 4.9 ポイント（18.9-14.0）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 30.0%（183 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.4%（161 人）、「そう思う」が 24.9%（152 人）の順となっている。

・“思う”が 51.2%（313 人）、“思わない”が 17.3%（106 人）と“思う”が“思わない”に比べ 33.9 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 28.5%（57 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 26.0%（52 人）、「どちらかといえばそう思う」が 25.5%（51 人）の順となっている。

・“思う”が 51.5%（103 人）、“思わない”が 18.5%（37 人）と“思う”が“思わない”に比べ 33.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 30.9%（30 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.7%（24 人）、「そう思う」「どちらかといえばそう思わない」が同率で 14.4%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 39.2%（38 人）、“思わない”が 26.8%（26 人）と“思う”が“思わない”に比べ 12.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」が 35.1%（20 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.1%（16 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 14.0%（８人）の順となっている。

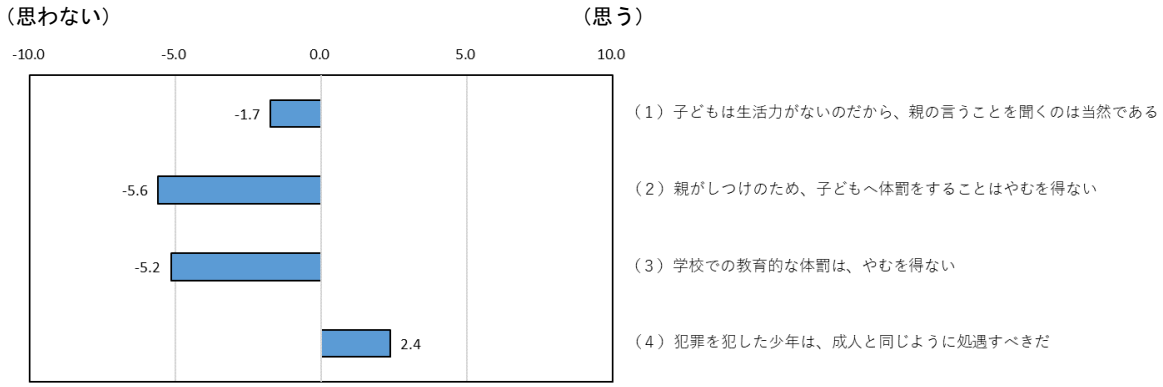
・“思う”が 47.4%（27 人）、“思わない”が 22.8%（13 人）と“思う”が“思わない”に比べ 24.6 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 51.5%（103 人）、次いで『中野市』で 51.2%（313 人）、『野沢温泉村』で 47.4%（27 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 26.8%（26 人）、次いで『野沢温泉村』で 22.8%（13 人）、『山ノ内町』で 18.5%（37 人）

の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「親がしつけのために、子どもへ体罰をすることはやむをえない」でマイナス 5.6 と最も低く、次いで「学校での教育的な体罰は、やむを得ない」でマイナス 5.2、「子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である」でマイナス 1.7 の順となっている。一方、「犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ」で 2.4 となっている。

〈比較の方法〉

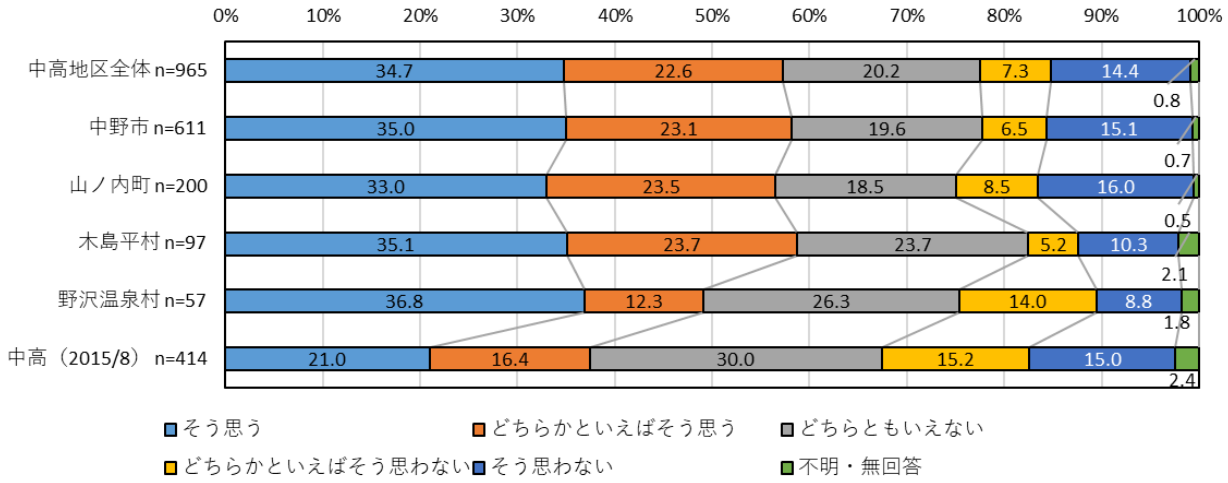
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点
・どちらともいえない…… ０点

問７　あなたは女性の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよい	1	2	3	4	5
(2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は今もある	1	2	3	4	5
(3) 地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい	1	2	3	4	5
(4) 女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある	1	2	3	4	5

（1）夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよい



【中高地区全体】

・夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよいについてみると、「そう思う」が 34.7%（335 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 22.6%（218 人）、「どちらともいえない」が 20.2%（195 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 57.3%（553 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 21.7%（209 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 35.6 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 19.9 ポイント（57.3-37.4）高くなっており、一方“思わない”が 8.5 ポイント（21.7-30.2）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 35.0%（214 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 23.1%（141 人）、「どちらともいえない」が 19.6%（120 人）の順となっている。

・“思う”が 58.1%（355 人）、“思わない”が 21.6%（132 人）と“思う”が“思わない”に比べ 36.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 33.0%（66 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 23.5%（47 人）、「どちらともいえない」が 18.5%（37 人）の順となっている。

・“思う”が 56.5%（113 人）、“思わない”が 24.5%（49 人）と“思う”が“思わない”に比べ 32.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 35.1%（34 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」が同率で 23.7%（23 人）の順となっている。

・“思う”が 58.8%（57 人）、“思わない”が 15.5%（15 人）と思う”が“思わない”に比べ 43.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

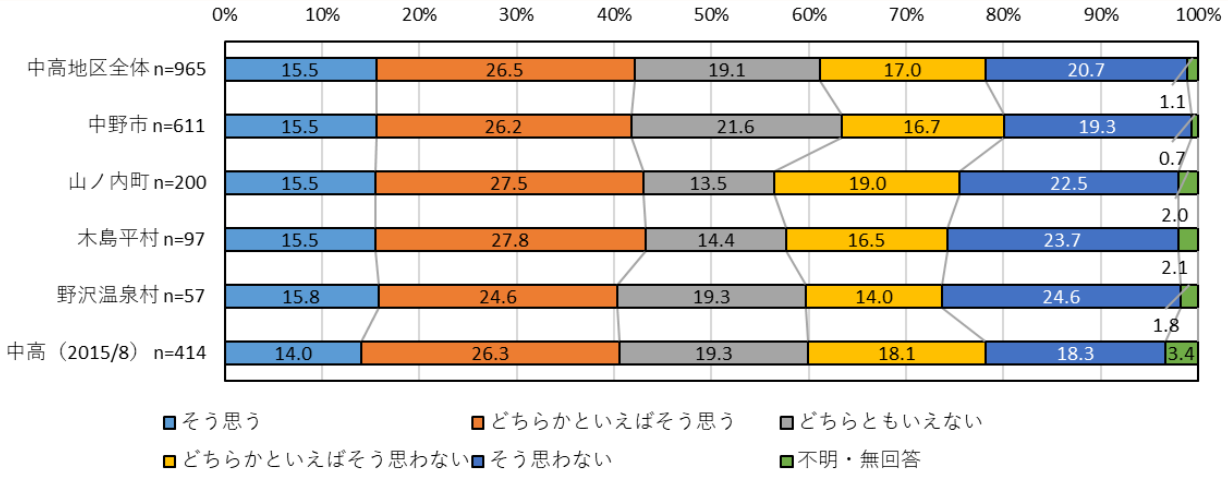
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 36.8%（21 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 26.3%（15 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 14.0%（８人）の順となっている。

・“思う”が 49.1%（28 人）、“思わない”が 22.8%（13 人）と“思う”が“思わない”に比べ 26.3 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 58.8%（57 人）、次いで『中野市』で 58.1%（355 人）、『山ノ内町』で 56.5%（113 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 24.5%（49 人）、次いで『野沢温泉村』で 22.8%（13 人）、『中野市』で 21.6%（132 人）の順となっている。

（２）「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は今もある



【中高地区全体】

・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は今もあるについてみると、「どちらかといえばそう思う」が 26.5%（256 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 20.7%（200 人）、「どちらともいえない」が 19.1%（184 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 42.1%（406 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 37.7%（364 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 4.4 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 1.8 ポイント（42.1-40.3）高くなっており、一方“思わない”も 1.3 ポイント（37.7-36.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらかといえばそう思う」が 26.2%（160 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 21.6%（132 人）、「そう思わない」が 19.3%（118 人）の順となっている。

・“思う”が 41.7%（255 人）、“思わない”が 36.0%（220 人）と“思う”が“思わない”に比べ 5.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばそう思う」が 27.5%（55 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 22.5%（45 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 19.0%（38 人）の順となっている。

・“思う”が 43.0%（86 人）、“思わない”が 41.5%（83 人）と“思う”が“思わない”に比べ 1.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばそう思う」が 27.8%（27 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 23.7%（23 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 16.5%（16 人）の順となっている。

・“思う”が 43.3%（42 人）、“思わない”が 40.2%（39 人）と“思う”が“思わない”に比べ 3.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

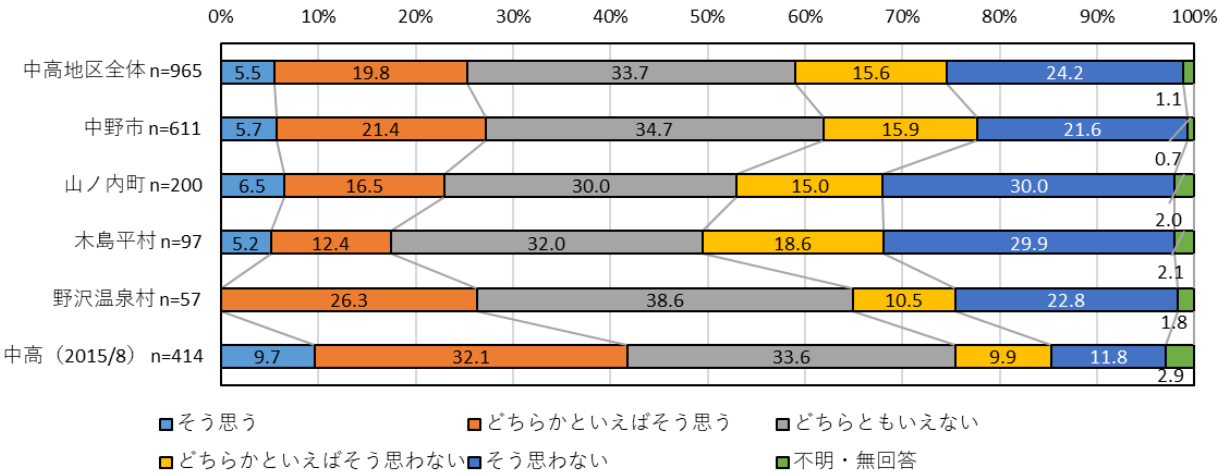
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」「そう思わない」が同率で 24.6%（14 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 40.4%（23 人）、“思わない”が 38.6%（22 人）と“思う”が“思わない”に比べ 1.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 43.3%（42 人）、次いで『山ノ内町』で 43.0%（86 人）、『中野市』で 41.7%（255 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 41.5%（83 人）、次いで『木島平村』で 40.2%（39 人）、『野沢温泉村』で 38.6%（22 人）の順となっている。

（３）地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい



【中高地区全体】

・地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよいについてみると、「どちらともいえない」が 33.7%（325 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 24.2%（234 人）、「どちらかといえばそう思う」が 19.8%（191 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 25.3%（244 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 39.9%（385 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 14.6 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 16.5 ポイント（25.3-41.8）低くなっており、一方“思わない”が 18.2 ポイント（39.9-21.7）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 34.7%（212 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 21.6%（132 人）、「どちらかといえばそう思う」が 21.4%（131 人）の順となっている。

・“思う”が 27.2%（166 人）、“思わない”が 37.5%（229 人）と“思わない”が“思う”に比べ 10.3 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」「そう思わない」が同率で 30.0%（60 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 16.5%（33 人）の順となっている。

・“思う”が 23.0%（46 人）、“思わない”が 45.0%（90 人）と“思わない”が“思う”に比べ 22.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 32.0%（31 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 29.9%（29 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

・“思う”が 17.5%（17 人）、“思わない”が 48.5%（47 人）と“思わない”が“思う”に比べ 31.0 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

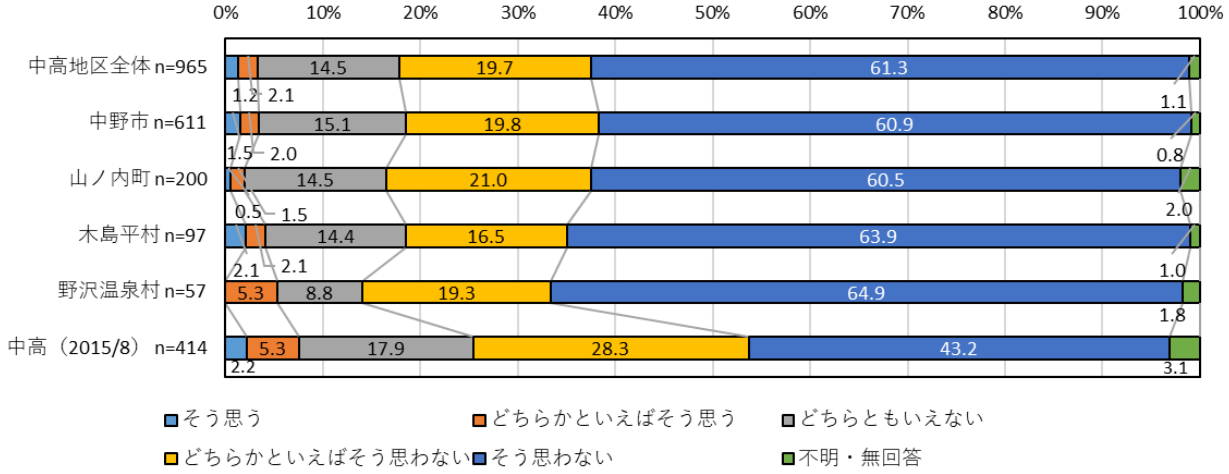
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 38.6%（22 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.3%（15 人）、「そう思わない」が 22.8%（13 人）の順となっている。

・“思う”が 26.3%（15 人）、“思わない”が 33.3%（19 人）と“思わない”が“思う”に比べ 7.0 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 48.5%（47 人）、次いで『山ノ内町』で 45.0%（90 人）、『中野市』で 37.5%（229 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『中野市』で 27.2%（166 人）、次いで『野沢温泉村』で 26.3%（15 人）、『山ノ内町』で 23.0%（46 人）の順となっている。

（４）女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある



【中高地区全体】

・女性が責任ある役職に就くことには抵抗があるについてみると、「そう思わない」が 61.3%（592 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.7%（190 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（140 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 3.3%（32 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 81.0%（782 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 77.7 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 4.2 ポイント（3.3-7.5）低くなっており、一方“思わない”が 9.5 ポイント（81.0-71.5）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 60.9%（372 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.8%（121 人）、「どちらともいえない」が 15.1%（92 人）の順となっている。

・“思う”が 3.4%（21 人）、“思わない”が 80.7%（493 人）と“思わない”が“思う”に比べ 77.3 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 60.5%（121 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 21.0%（42 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（29 人）の順となっている。

・“思う”が 2.0%（４人）、“思わない”が 81.5%（163 人）と“思わない”が“思う”に比べ 79.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 63.9%（62 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 16.5%（16 人）、「どちらともいえない」が 14.4%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 4.1%（４人）、“思わない”が 80.4%（78 人）と“思わない”が“思う”に比べ

76.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

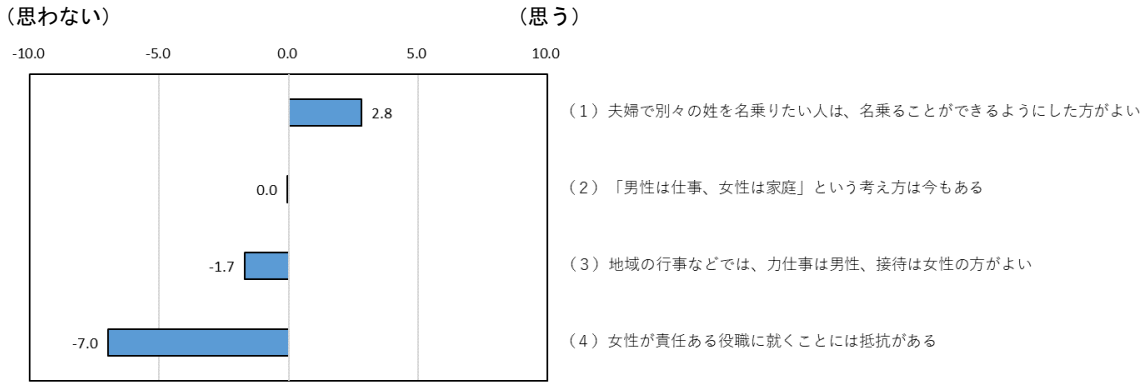
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 64.9%（37 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.3%（11 人）、「どちらともいえない」が 8.8%（５人）の順となっている。

・“思う”が 5.3%（３人）、“思わない”が 84.2%（48 人）と“思わない”が“思う”に比べ 78.9 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 84.2%（48 人）、次いで『山ノ内町』で 81.5%（163 人）、『中野市』で 80.7%（493 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 5.3%（３人）、次いで『木島平村』で 4.1%（４人）、『中野市』で 3.4%（21 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について、「女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある」でマイナス 7.0 と最も低く、次いで「地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい」でマイナス 1.7 となっている。一方、“思う”について「夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよい」で 2.8 となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点

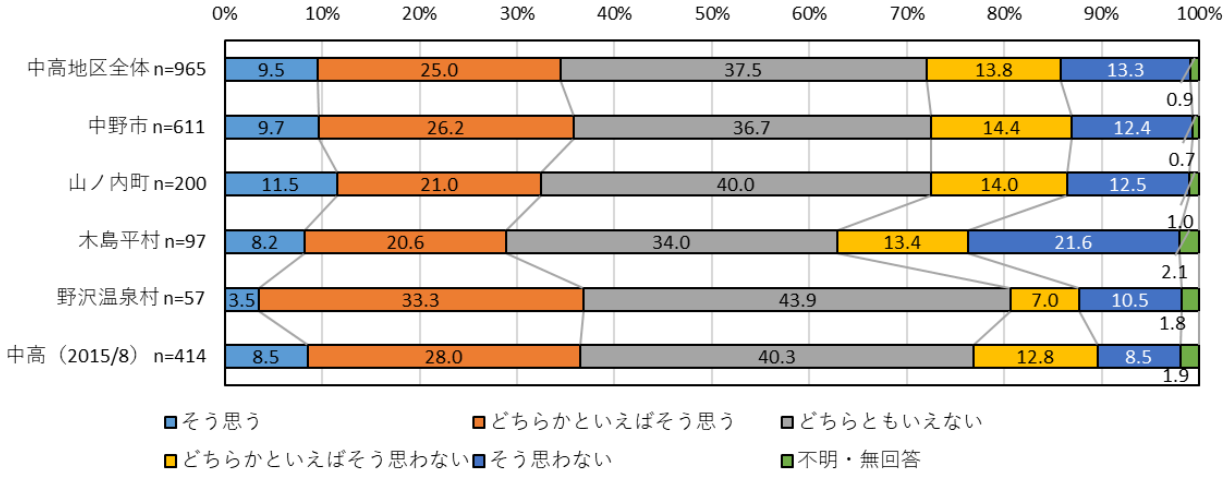
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点

・どちらともいえない…… ０点

問８　あなたは、高齢者の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 年老いたら、子どもに従う方がよい	1	2	3	4	5
(2) 高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題である	1	2	3	4	5
(3) 一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである	1	2	3	4	5
(4) 特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪い	1	2	3	4	5

（１）年老いたら、子どもに従う方がよい



【中高地区全体】

・年老いたら、子どもに従う方がよいについてみると、「どちらともいえない」が 37.5%（362 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.0%（241 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 13.8%（133 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 34.5%（333 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 27.0%（261 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 7.5 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 2.0 ポイント（34.5-36.5）低くなっており、一方“思わない”が 5.8 ポイント（27.1-21.3）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 36.7%（224 人）で最も高く、次いで「どち

らかといえばそう思う」が 26.2%（160 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 14.4%（88 人）の順となっている。

・“思う”が 35.8%（219 人）、“思わない”が 26.8%（164 人）と“思う”が“思わない”に比べ 9.0 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 40.0%（80 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 21.0%（42 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 14.0%（28 人）の順となっている。

・“思う”が 32.5%（65 人）、“思わない”が 26.5%（53 人）と“思う”が“思わない”に比べ 6.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 34.0%（33 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 21.6%（21 人）、「どちらかといえばそう思う」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“思う”が 28.9%（28 人）、“思わない”が 35.1%（34 人）と“思わない”が“思う”に比べ 6.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

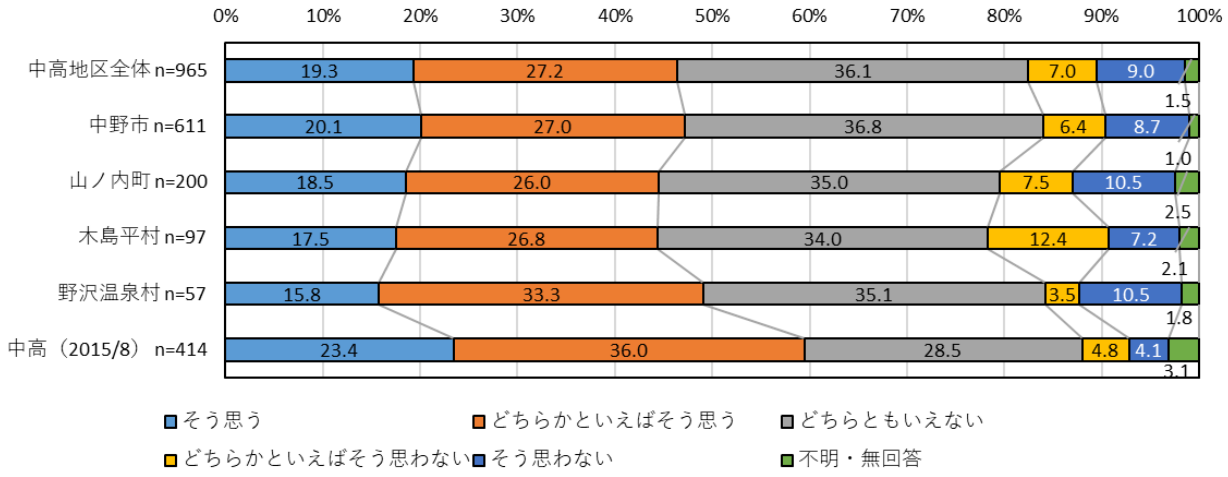
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 43.9%（25 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.3%（19 人）、「そう思わない」が 10.5%（６人）の順となっている。

・“思う”が 36.8%（21 人）、“思わない”が 17.5%（10 人）と“思う”が“思わない”に比べ 19.3 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『野沢温泉村』で“思う”、『木島平村』で“思わない”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 36.8%（21 人）、次いで『中野市』で 35.8%（219 人）、『山ノ内町』で 32.5%（65 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 35.1%（34 人）、次いで『中野市』で 26.8%（164 人）、『山ノ内町』で 26.5%（53 人）の順となっている。

（２）高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題である



【中高地区全体】

・高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題であるについてみると、「どちらともいえない」が 36.1%（348 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.2%（262 人）、「そう思う」が 19.3%（186 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 46.4%（448 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 16.1%（155 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 30.3 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 13.0 ポイント（46.4-59.4）低くなっており、一方“思わない”が 7.2 ポイント（16.1-8.9）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 36.8%（225 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.0%（165 人）、「そう思う」が 20.1%（123 人）の順となっている。

・“思う”が 47.1%（288 人）、“思わない”が 15.1%（92 人）と“思う”が“思わない”に比べ 32.0 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 35.0%（70 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.0%（52 人）、「そう思う」が 18.5%（37 人）の順となっている。

・“思う”が 44.5%（89 人）、“思わない”が 18.0%（36 人）と“思う”が“思わない”に比べ 26.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 34.0%（33 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.8%（26 人）、「そう思う」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 44.3%（43 人）、“思わない”が 19.6%（19 人）と“思う”が“思わない”に比べ 24.7 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 35.1%（20 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.3%（19 人）、「そう思う」が 15.8%（９人）の順となっている。

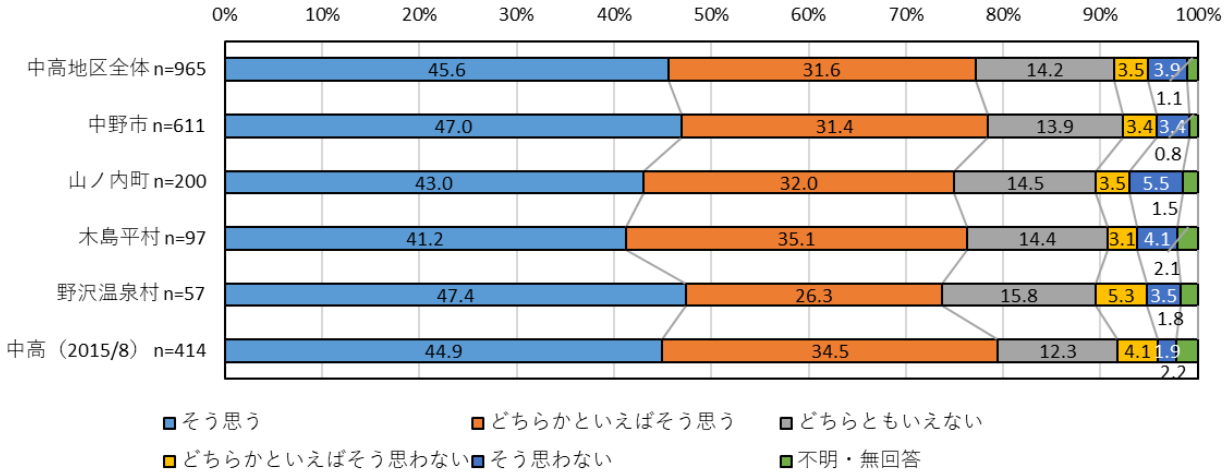
・“思う”が 49.1%（28 人）、“思わない”が 14.0%（８人）と“思う”が“思わない”に比べ 35.1 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 49.1%（28 人）、次いで『中野市』で 47.1%（288 人）、『山ノ内町』で 44.5%（89 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 19.6%（19 人）、次いで『山ノ内町』で 18.0%（36 人）、『中野市』で 15.1%（92 人）の順

となっている。

（３）一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである



【中高地区全体】

・一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことであるについてみると、「そう思う」が 45.6%（440 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.6%（305 人）、「どちらともいえない」が 14.2%（137 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 77.2%（745 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 7.5%（72 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 69.7 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 2.2 ポイント（77.2-79.4）低くなっており、一方“思わない”が 1.5 ポイント（7.5-6.0）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 47.0%（287 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.4%（192 人）、「どちらともいえない」が 13.9%（85 人）の順となっている。

・“思う”が 78.4%（479 人）、“思わない”が 6.9%（42 人）と“思う”が“思わない”に比べ 71.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 43.0%（86 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.0%（64 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（29 人）の順となっている。

・“思う”が 75.0%（150 人）、“思わない”が 9.0%（18 人）と“思う”が“思わない”に比べ 66.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 41.2%（40 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 35.1%（34 人）、「どちらともいえない」が 14.4%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 76.3%（74 人）、“思わない”が 7.2%（７人）と“思う”が“思わない”に比べ 69.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

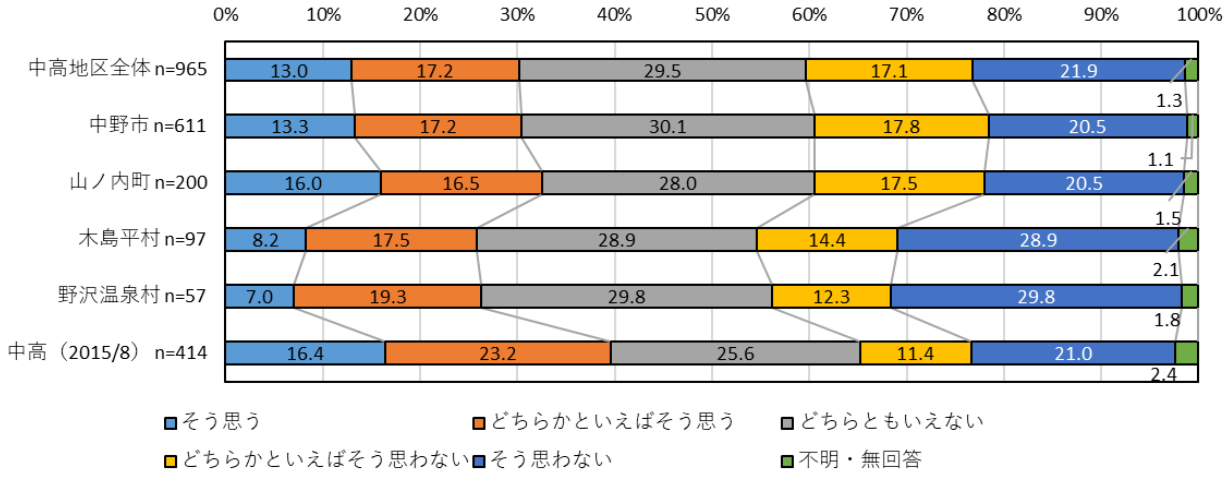
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 47.4%（27 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.3%（15 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 73.7%（42 人）、“思わない”が 8.8%（５人）と“思う”が“思わない”に比べ 64.9 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『中野市』で 78.4%（479 人）、次いで『木島平村』で 76.3%（74 人）、『山ノ内町』で 75.0%（150 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 9.0%（18 人）、次いで『野沢温泉村』で 8.8%（５人）、『木島平村』で 7.2%（７人）の順となっている。

（４）特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪い



【中高地区全体】

・特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪いについてみると、「どちらともいえない」が 29.5%（285 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 21.9%（211 人）、「どちらかといえばそう思う」が 17.2%（166 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 30.2%（291 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 39.0%（376 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 8.8 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 9.4 ポイント（30.2-39.6）低くなっており、一方“思わない”が 6.6 ポイント（39.0-32.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 30.1%（184 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 20.5%（125 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 17.8%（109 人）の順となっている。

・“思う”が 30.4%（186 人）、“思わない”が 38.3%（234 人）と“思わない”が“思う”に比べ 7.9 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 28.0%（56 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 20.5%（41 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 32.5%（65 人）、“思わない”が 38.0%（76 人）と“思わない”が“思う”に比べ 5.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」「そう思わない」が同率で 28.9%（28 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 25.8%（25 人）、“思わない”が 43.3%（42 人）と“思わない”が“思う”に比べ 17.5 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

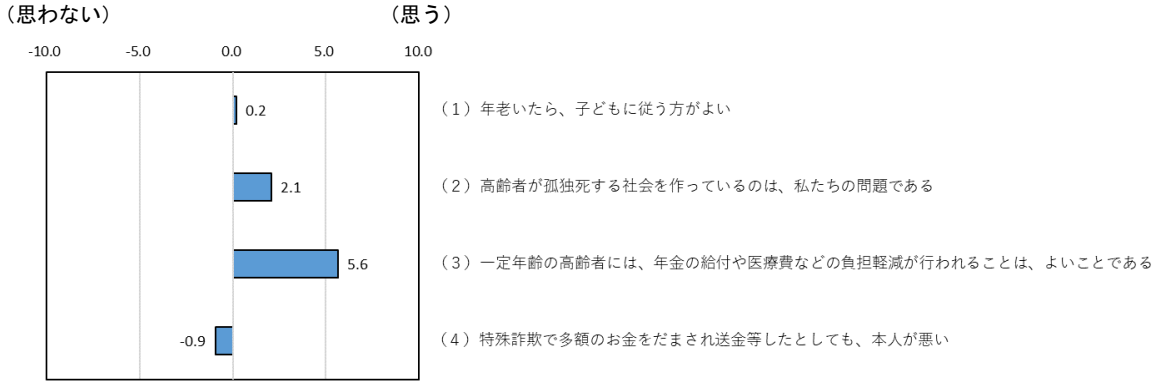
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」「そう思わない」が同率で 29.8%（17 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.3%（11 人）、の順となっている。

・“思う”が 26.3%（15 人）、“思わない”が 42.1%（24 人）と“思わない”が“思う”に比べ 15.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 43.3%（42 人）、次いで『野沢温泉村』で 42.1%（24 人）、『中野市』で 38.3%（234 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 32.5%（65 人）、次いで『中野市』で 30.4%（186 人）、『野沢温泉村』で 26.3%（15 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪い」でマイナス 0.9 となっている。一方、“思う”について「一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである」で 5.6 と最も高く、次いで「高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題である」で 2.1 の順となっている。

〈比較の方法〉

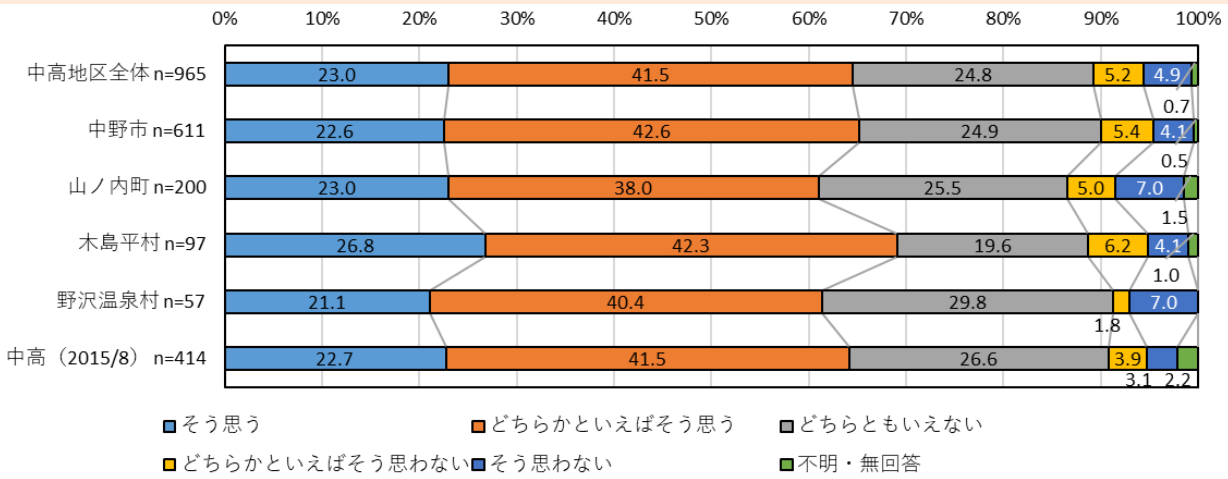
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

- そう思う…… 10点
- どちらかといえばそう思う… ５点
- どちらともいえない…… ０点
- そう思わない…… －10点
- どちらかといえばそう思わない… －５点

問９　あなたは、障がい者の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだ	1	2	3	4	5
(2) 障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ	1	2	3	4	5
(3) 障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい	1	2	3	4	5
(4) 自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だ	1	2	3	4	5

（１）障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだ



【中高地区全体】

・障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだについてみると、「どちらかといえばそう思う」が 41.5%（400 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.8%（239 人）、「そう思う」が 23.0%（222 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 64.5%（622 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 10.1%（97 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 54.4 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.3 ポイント（64.5-64.2）高くなっており、一方“思わない”も 3.1 ポイント（10.1-7.0）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらかといえばそう思う」が 42.6%（260 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.9%（152 人）、「そう思う」が 22.6%（138 人）の順となっている。

・“思う”が 65.1%（398 人）、“思わない”が 9.5%（58 人）と“思う”が“思わない”に比べ 55.6 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばそう思う」が 38.0%（76 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 25.5%（51 人）、「そう思う」が 23.0%（46 人）の順となっている。

・“思う”が 61.0%（122 人）、“思わない”が 12.0%（24 人）と“思う”が“思わない”に比べ 49.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばそう思う」が 42.3%（41 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 26.8%（26 人）、「どちらともいえない」が 19.6%（19 人）の順となっている。

・“思う”が 69.1%（67 人）、“思わない”が 10.3%（10 人）と“思う”が“思わない”に比べ 58.8 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」が 40.4%（23 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.8%（17 人）、「そう思う」が 21.1%（12 人）の順となっている。

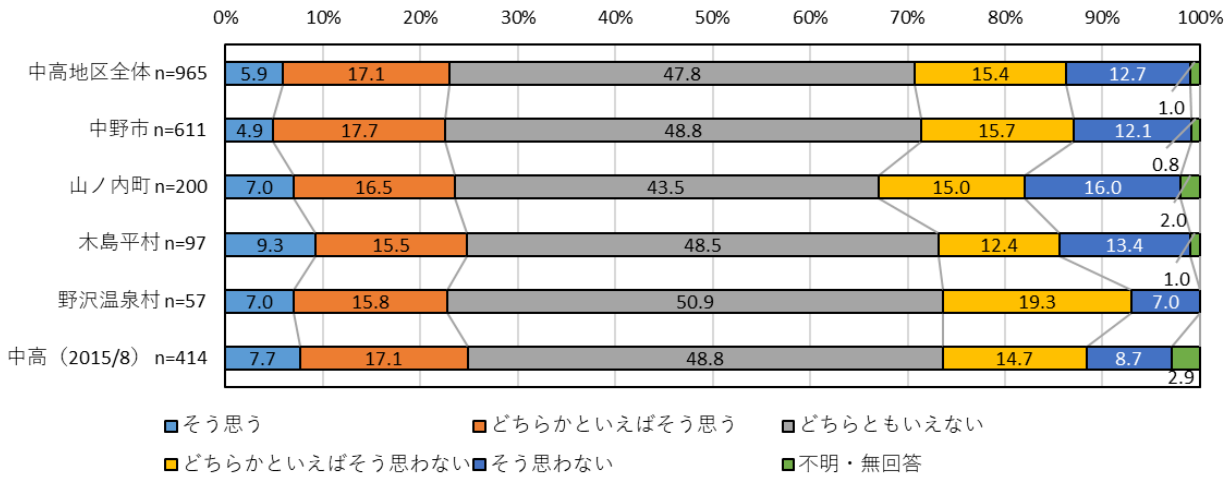
・“思う”が 61.4%（35 人）、“思わない”が 8.8%（５人）と“思う”が“思わない”に比べ 52.6 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 69.1%（67 人）、次いで『中野市』で 65.1%（398 人）、『野沢温泉村』で 61.4%（35 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 12.0%（24 人）、次いで『木島平村』で 10.3%（10 人）、『中野市』で 9.5%（58 人）の順

となっている。

（２）障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ



【中高地区全体】

・障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだについてみると、「どちらともいえない」が 47.8%（461 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 17.1%（165 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 15.4%（149 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 23.0%（222 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 28.1%（272 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 5.1 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 1.8 ポイント（23.0-24.8）低くなっており、一方“思わない”が 4.7 ポイント（28.1-23.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 48.8%（298 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 17.7%（108 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 15.7%（96 人）の順となっている。

・“思う”が 22.6%（138 人）、“思わない”が 27.8%（170 人）と“思わない”が“思う”に比べ 5.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 43.5%（87 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 16.5%（33 人）、「そう思わない」が 16.0%（32 人）の順となっている。

・“思う”が 23.5%（47 人）、“思わない”が 31.0%（62 人）と“思わない”が“思う”に比べ 7.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 48.5%（47 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 15.5%（15 人）、「そう思わない」が 13.4%（13 人）の順と

なっている。

・“思う”が 24.7%（24 人）、“思わない”が 25.8%（25 人）と“思わない”が“思う”に比べ 1.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

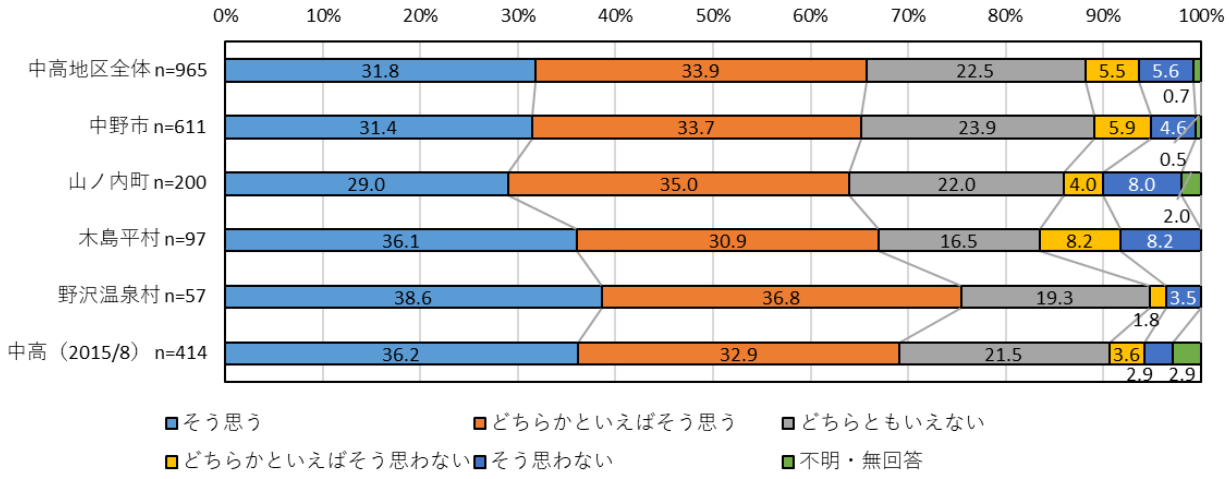
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.3%（11 人）、「どちらかといえばそう思う」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 22.8%（13 人）、“思わない”が 26.3%（15 人）と“思わない”が“思う”に比べ 3.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 31.0%（62 人）、次いで『中野市』で 27.8%（170 人）、『野沢温泉村』で 26.3%（15 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 24.7%（24 人）、次いで『山ノ内町』で 23.5%（47 人）、『野沢温泉村』で 22.8%（13 人）の順となっている。

（３）障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい



【中高地区全体】

・障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすいについてみると、「どちらかといえばそう思う」が 33.9%（327 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 31.8%（307 人）、「どちらともいえない」が 22.5%（217 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 65.7%（634 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 11.1%（107 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 54.6 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 3.4 ポイント（65.7-69.1）低くなっており、一方“思わない”が 4.6 ポイント（11.1-6.5）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらかといえばそう思う」が 33.7%（206 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 31.4%（192 人）、「どちらともいえない」が 23.9%（146 人）の順となっている。

・“思う”が 65.1%（398 人）、“思わない”が 10.5%（64 人）と“思う”が“思わない”に比べ 54.6 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばそう思う」が 35.0%（70 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 29.0%（58 人）、「どちらともいえない」が 22.0%（44 人）の順となっている。

・“思う”が 64.0%（128 人）、“思わない”が 12.0%（24 人）と“思う”が“思わない”に比べポ 52.0 イント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 36.1%（35 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.9%（30 人）、「どちらともいえない」が 16.5%（16 人）の順となっている。

・“思う”が 67.0%（65 人）、“思わない”が 16.5%（16 人）と“思う”が“思わない”に比べ 50.5 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

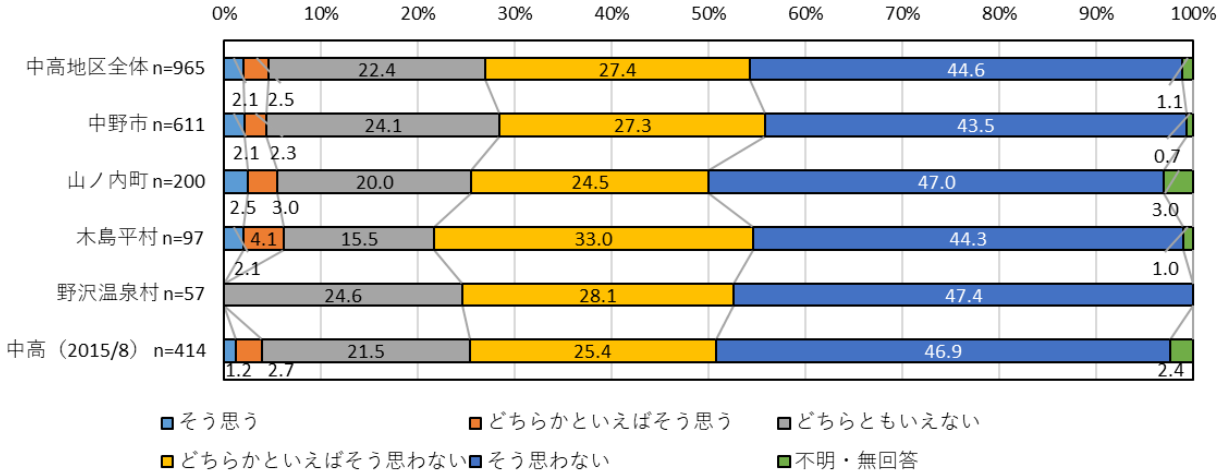
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 38.6%（22 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 36.8%（21 人）、「どちらともいえない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 75.4%（43 人）、“思わない”が 5.3%（３人）と“思う”が“思わない”に比べ 70.1 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 75.4%（43 人）、次いで『木島平村』で 67.0%（65 人）、『中野市』で 65.1%（398 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 16.5%（16 人）、次いで『山ノ内町』で 12.0%（24 人）、『中野市』で 10.5%（64 人）の順となっている。

（４）自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だ



【中高地区全体】

・自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だについてみると、「そう思わない」が 44.6%（430 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 27.4%（264 人）、「どちらともいえない」が 22.4%（216 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 4.6%（44 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 71.9%（694 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 67.3 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.7 ポイント（4.6-3.9）高くなっており、一方“思わない”が 0.4 ポイント（71.9-72.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 43.5%（266 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 27.3%（167 人）、「どちらともいえない」が 24.1%（147 人）の順となっている。

・“思う”が 4.4%（27 人）、“思わない”が 70.9%（433 人）と“思わない”が“思う”に比べ 66.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 47.0%（94 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 24.5%（49 人）、「どちらともいえない」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“思う”が 5.5%（11 人）、“思わない”が 71.5%（143 人）と“思わない”が“思う”に比べポ 66.0 イント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 44.3%（43 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 33.0%（32 人）、「どちらともいえない」が 15.5%（15 人）の順となっている。

・“思う”が 6.2%（６人）、“思わない”が 77.3%（75 人）と“思わない”が“思う”に比べ

71.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

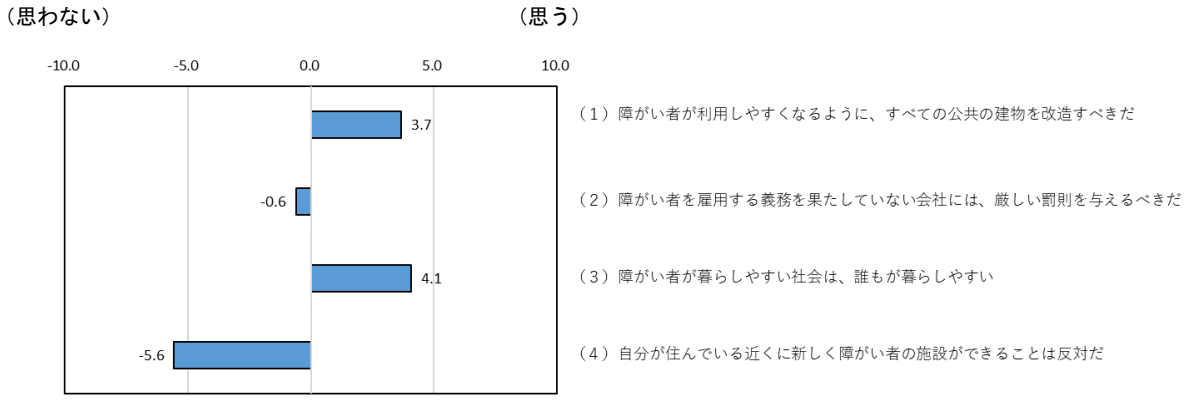
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 47.4%（27 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 28.1%（16 人）、「どちらともいえない」が 24.6%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 0.0%（０人）、“思わない”が 75.5%（43 人）と“思わない”が“思う”に比べ 75.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 77.3%（75 人）、次いで『野沢温泉村』で 75.5%（43 人）、『山ノ内町』で 71.5%（143 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 6.2%（６人）、次いで『山ノ内町』で 5.5%（11 人）、『中野市』で 4.4%（27 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だ」でマイナス 5.6 となっている。一方、“思う”について「障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい」で 4.1、「障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだ」で 3.7 となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点

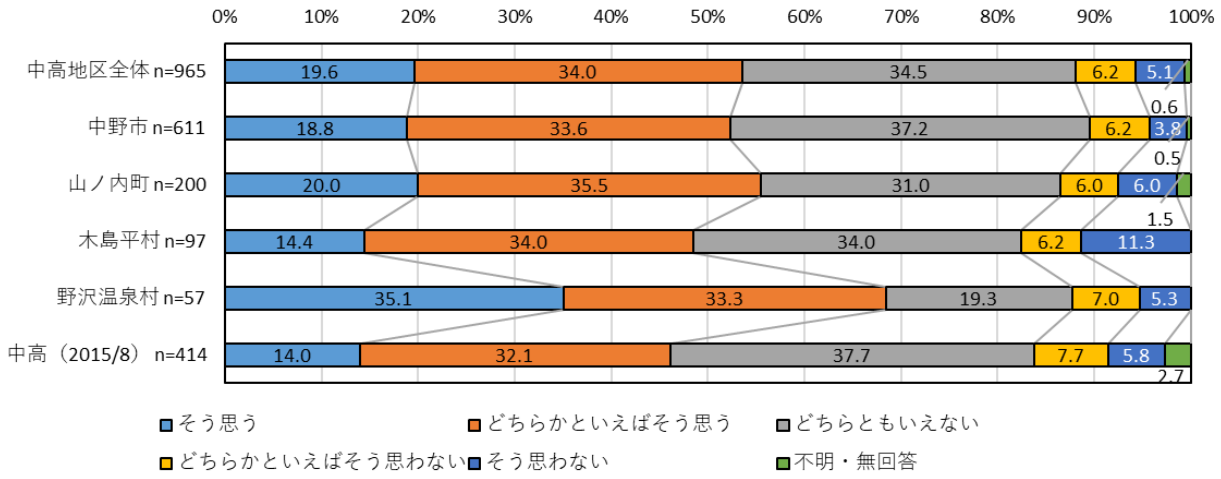
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点

・どちらともいえない…… ０点

問 10　あなたは、外国人の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	1	2	3	4	5
(2) 外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がない	1	2	3	4	5
(3) 外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない	1	2	3	4	5
(4) 外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ	1	2	3	4	5

（１）定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ



【中高地区全体】

・定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだについてみると、「どちらともいえない」が 34.5%（333 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.0%（328 人）、「そう思う」が 19.6%（189 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 53.6%（517 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 11.3%（109 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 42.3 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 7.5 ポイント（53.6-46.1）高くなっており、一方“思わない”が 2.2 ポイント（11.3-13.5）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 37.2%（227 人）で最も高く、次いで「どち

らかといえばそう思う」が 33.7%（206 人）、「そう思う」が 18.8%（115 人）の順となっている。

・“思う”が 52.4%（320 人）、“思わない”が 10.0%（61 人）と“思う”が“思わない”に比べ 42.4 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばそう思う」が 35.5%（71 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 31.0%（62 人）、「そう思う」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“思う”が 55.5%（111 人）、“思わない”が 12.0%（24 人）と“思う”が“思わない”に比べ 43.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」が同率で 34.0%（33 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 14.4%（14 人）の順となっている。

・“思う”が 48.5%（47 人）、“思わない”が 17.5%（17 人）と“思う”が“思わない”に比べ 31.0 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

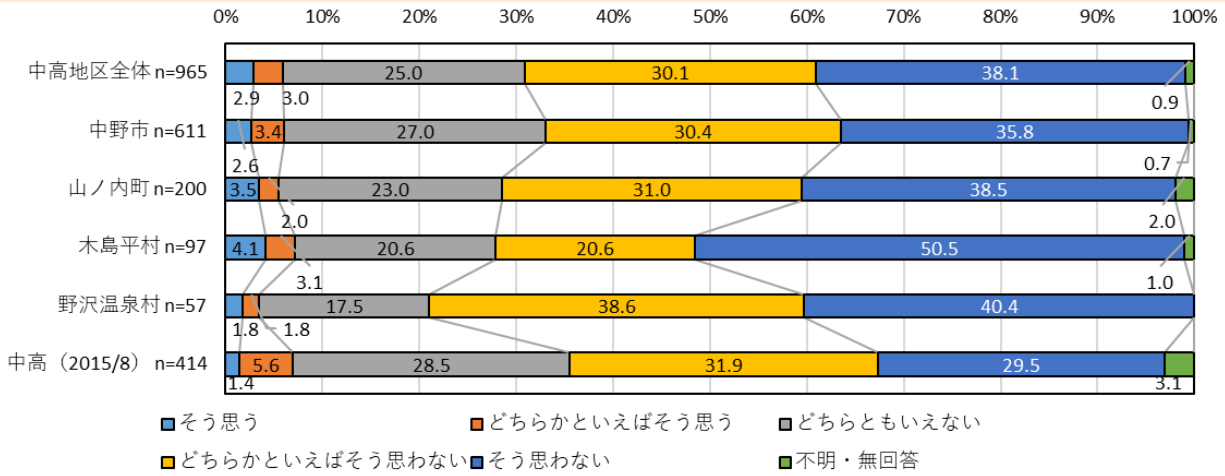
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 35.1%（20 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.3%（19 人）、「どちらともいえない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 68.4%（39 人）、“思わない”が 12.3%（７人）と“思う”が“思わない”に比べ 56.1 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 68.4%（39 人）、次いで『山ノ内町』で 55.5%（111 人）、『中野市』で 52.4%（320 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 17.5%（17 人）、次いで『野沢温泉村』で 12.3%（７人）、『山ノ内町』で 12.0%（24 人）の順となっている。

（２）外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がない



【中高地区全体】

・外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がないについてみると、「そう思わない」が 38.1%（368 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 30.1%（290 人）、「どちらともいえない」が 25.0%（241 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 5.9%（57 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 68.2%（658 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 62.3 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 1.1 ポイント（5.9-7.0）低くなっており、一方“思わない”が 6.8 ポイント（68.2-61.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 35.8%（219 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 30.4%（186 人）、「どちらともいえない」が 27.0%（165 人）の順となっている。

・“思う”が 6.1%（37 人）、“思わない”が 66.3%（405 人）と“思わない”が“思う”に比べ 60.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 38.5%（77 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 31.0%（62 人）、「どちらともいえない」が 23.0%（46 人）の順となっている。

・“思う”が 5.5%（11 人）、“思わない”が 69.5%（139 人）と“思わない”が“思う”に比べ 64.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 50.5%（49 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」が同率で 20.6%（20 人）の順となっている。

・“思う”が 7.2%（７人）、“思わない”が 71.1%（69 人）と“思わない”が“思う”に比べ 63.9 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 40.4%（23 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 38.6%（22 人）、「どちらともいえない」が 17.5%（10 人）の順となっている。

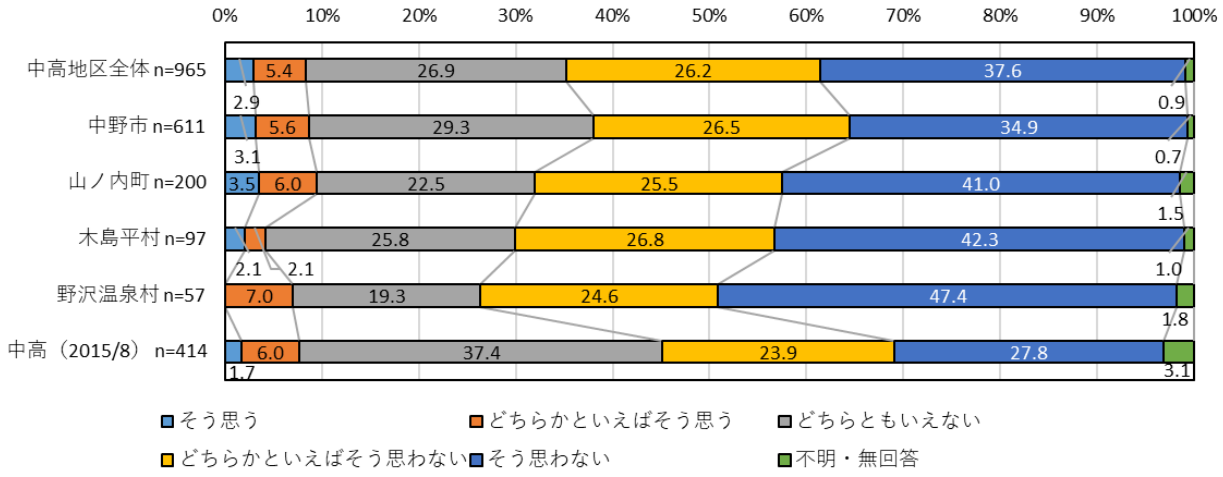
・“思う”が 3.5%（２人）、“思わない”が 78.9%（45 人）と“思わない”が“思う”に比べ 75.4 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 78.9%（45 人）、次いで『木島平村』で 71.1%（69 人）、『山ノ内町』で 69.5%（139 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 7.2%（７人）、次いで『中野市』で 6.1%（37 人）、『山ノ内町』で 5.5%（11 人）

の順となっている。

（３）外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない



【中高地区全体】

・外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できないについてみると、「そう思わない」が 37.6%（363 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 26.9%（260 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 26.2%（253 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 8.3%（80 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 63.8%（616 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 55.5 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.6 ポイント（8.3-7.7）高くなっており、一方“思わない”も 12.1 ポイント（63.8-51.7）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 34.9%（213 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 29.3%（179 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 26.5%（162 人）の順となっている。

・“思う”が 8.7%（53 人）、“思わない”が 61.4%（375 人）と“思わない”が“思う”に比べ 52.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 41.0%（82 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 25.5%（51 人）、「どちらともいえない」が 22.5%（45 人）の順となっている。

・“思う”が 9.5%（19 人）、“思わない”が 66.5%（133 人）と“思わない”が“思う”に比べ 57.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 42.3%（41 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 26.8%（26 人）、「どちらともいえない」が 25.8%（25 人）の

順となっている。

・“思う”が 4.1%（４人）、“思わない”が 69.1%（67 人）と“思わない”が“思う”に比べ 65.0 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

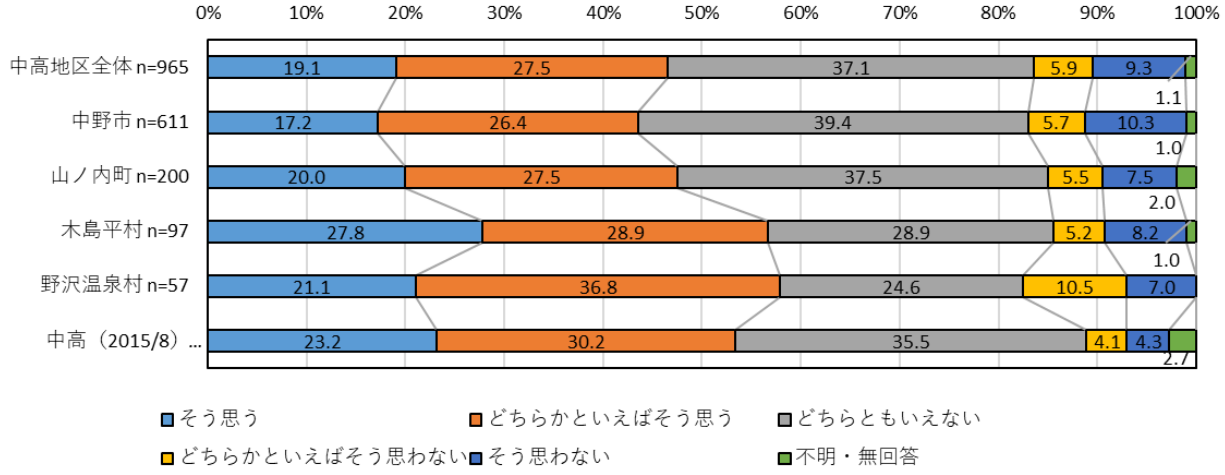
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 47.4%（27 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 24.6%（14 人）、「どちらともいえない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 7.0%（４人）、“思わない”が 71.9%（41 人）と“思わない”が“思う”に比べ 64.9 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 71.9%（41 人）、次いで『木島平村』で 69.1%（67 人）、『山ノ内町』で 66.5%（133 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 9.5%（19 人）、次いで『中野市』で 8.7%（53 人）、『野沢温泉村』で 7.0%（４人）の順となっている。

（４）外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ



【中高地区全体】

・外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだについてみると、「どちらともいえない」が 37.1%（358 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.5%（265 人）、「そう思う」が 19.1%（184 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 46.5%（449 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 15.2%（147 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 31.3 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 6.9 ポイント（46.5-53.4）低くなっており、一方“思わない”が 6.8 ポイント（15.2-8.4）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 39.4%（241 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.4%（161 人）、「そう思う」が 17.2%（105 人）の順となっている。

・“思う”が 43.5%（266 人）、“思わない”が 16.0%（98 人）と“思う”が“思わない”に比べ 27.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 37.5%（75 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.5%（55 人）、「そう思う」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“思う”が 47.5%（95 人）、“思わない”が 13.0%（26 人）と“思う”が“思わない”に比べ 34.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」が同率で 28.9%（28 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 27.8%（27 人）の順となっている。

・“思う”が 56.7%（55 人）、“思わない”が 13.4%（13 人）と“思う”が“思わない”に比べ 43.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

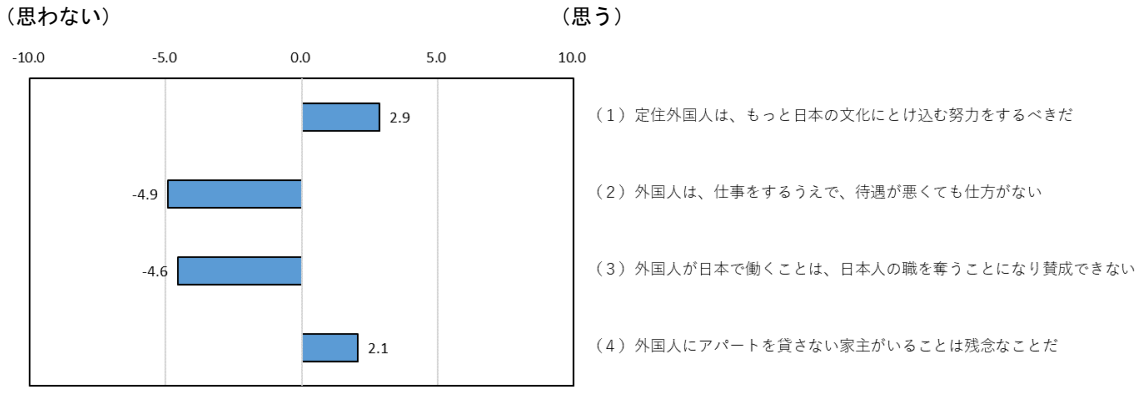
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」が 36.8%（21 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.6%（14 人）、「そう思う」が 21.1%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 57.9%（33 人）、“思わない”が 17.5%（10 人）と“思う”が“思わない”に比べ 40.4 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 57.9%（33 人）、次いで『木島平村』で 56.7%（55 人）、『山ノ内町』で 47.5%（95 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 17.5%（10 人）、次いで『中野市』で 16.0%（98 人）、『木島平村』で 13.4%（13 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がない」でマイナス 4.9、「外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない」でマイナス 4.6 となっている。一方、“思う”について「定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ」で 2.9、「外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ」で 2.1 となっている。

〈比較の方法〉

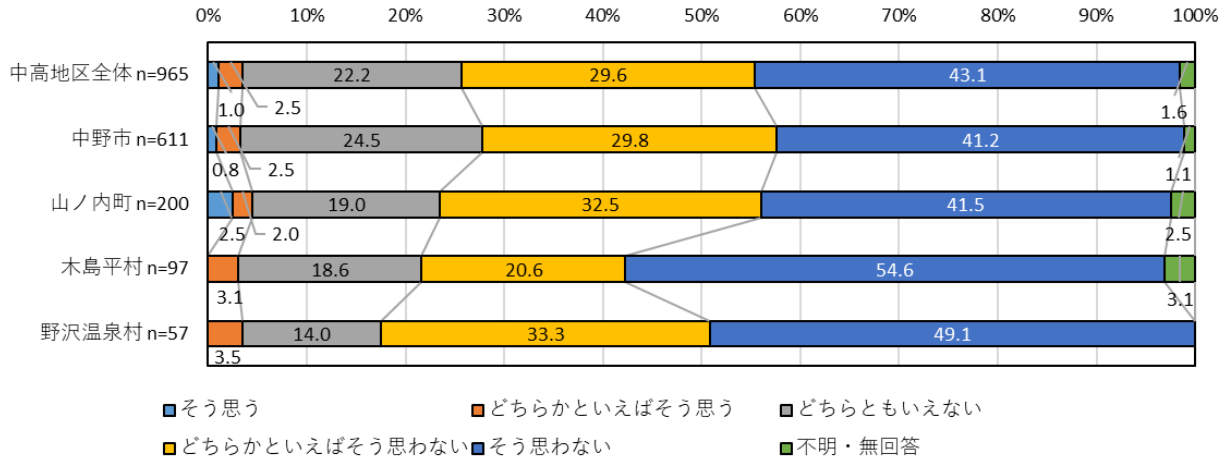
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点
・どちらともいえない…… ０点

問 11　あなたは、ハンセン病や感染症患者等に関する人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がない	1	2	3	4	5
(2) ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない	1	2	3	4	5
(3) 友人がHIVに感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
(4) コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない	1	2	3	4	5

（１）ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がない



【中高地区全体】

・ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がないについてみると、「そう思わない」が43.1%（416 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 29.6%（286 人）、「どちらともいえない」が 22.2%（214 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 3.5%（34 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 72.7%（702 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 69.2 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 41.2%（252 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 29.8%（182 人）、「どちらともいえない」が 24.5%（150 人）の順となっている。

・“思う”が 3.3%（20 人）、“思わない”が 71.0%（434 人）と“思わない”が“思う”に比べ 67.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 41.5%（83 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 32.5%（65 人）、「どちらともいえない」が 19.0%（38 人）の順となっている。

・“思う”が 4.5%（９人）、“思わない”が 74.0%（148 人）と“思わない”が“思う”に比べ 69.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 54.6%（53 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 20.6%（20 人）、「どちらともいえない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

・“思う”が 3.1%（３人）、“思わない”が 75.2%（73 人）と“思わない”が“思う”に比べ 72.1 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

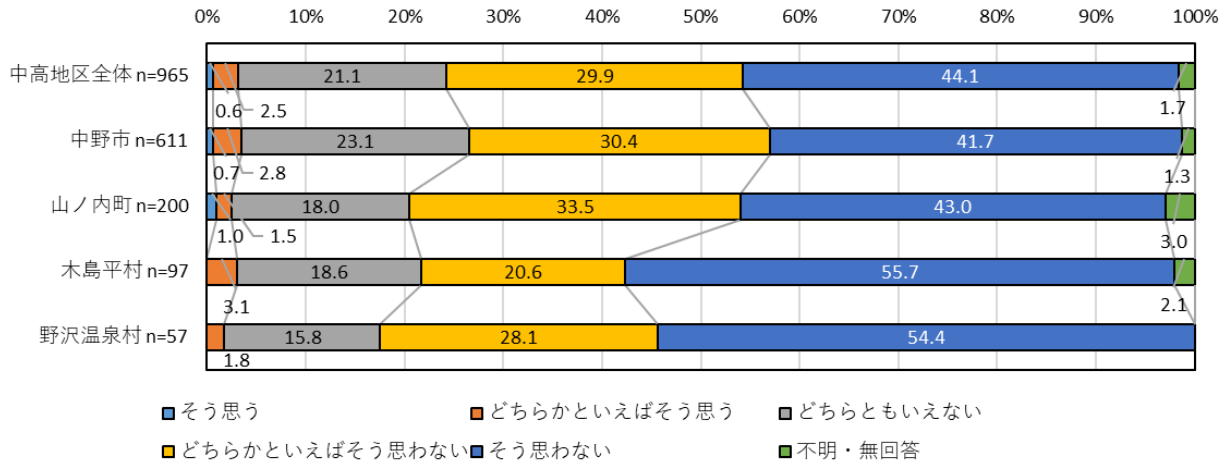
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 49.1%（28 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 33.3%（19 人）、「どちらともいえない」が 14.0%（８人）の順となっている。

・“思う”が 3.5%（２人）、“思わない”が 82.5%（47 人）と“思わない”が“思う”に比べ 79.0 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 82.5%（47 人）、次いで『木島平村』で 75.2%（73 人）、『山ノ内町』で 74.0%（148 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 4.5%（９人）、次いで『野沢温泉村』で 3.5%（２人）、『中野市』で 3.3%（20 人）の順となっている。

（２）ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない



【中高地区全体】

・ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がないについてみると、「そう思わない」が 44.1%（426 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 29.9%（289 人）、「どちらともいえない」が 21.1%（204 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 3.1%（30 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 74.1%（715 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 71.0 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 41.7%（255 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 30.4%（186 人）、「どちらともいえない」が 23.1%（141 人）の順となっている。

・“思う”が 3.4%（21 人）、“思わない”が 72.2%（441 人）と“思わない”が“思う”に比べ 68.8 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 43.0%（86 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 33.5%（67 人）、「どちらともいえない」が 18.0%（36 人）の順となっている。

・“思う”が 2.5%（５人）、“思わない”が 76.5%（153 人）と“思わない”が“思う”に比べ 74.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 55.7%（54 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 20.6%（20 人）、「どちらともいえない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

・“思う”が 3.1%（３人）、“思わない”が 76.3%（74 人）と“思わない”が“思う”に比べ 73.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

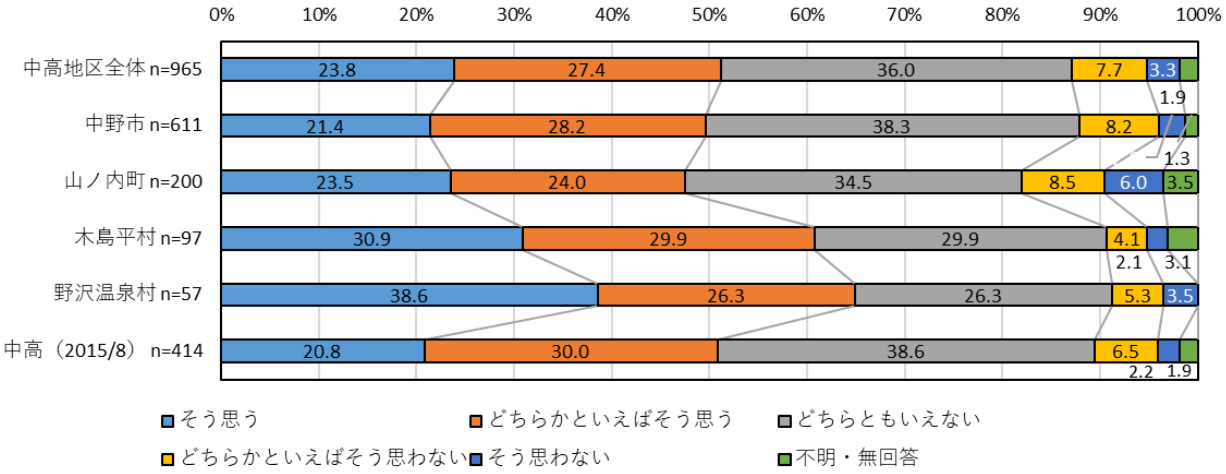
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 54.4%（31 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 28.1%（16 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 1.8%（１人）、“思わない”が 82.5%（47 人）と“思わない”が“思う”に比べ 80.7 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 82.5%（47 人）、次いで『山ノ内町』で 76.5%（153 人）、『木島平村』で 76.3%（74 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『中野市』で 3.4%（21 人）、次いで『木島平村』で 3.1%（３人）、『山ノ内町』で 2.5%（５人）の順となっている。

（３）友人が HIV に感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける



【中高地区全体】

・友人が HIV に感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていけるについてみると、「どちらともいえない」が 36.0%（347 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.4%（264 人）、「そう思う」が 23.8%（230 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 51.2%（494 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 11.0%（106 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 40.2 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、“思う”が 0.4 ポイント（51.2-50.8）高くなっており、一方“思わない”も 2.3 ポイント（11.0-8.7）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 38.3%（234 人）で最も高く、次いで「どち

らかといえばそう思う」が 28.2%（172 人）、「そう思う」が 21.4%（131 人）の順となっている。

・“思う”が 49.6%（303 人）、“思わない”が 10.8%（66 人）と“思う”が“思わない”に比べ 38.8 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 34.5%（69 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.0%（48 人）、「そう思う」が 23.5%（47 人）の順となっている。

・“思う”が 47.5%（95 人）、“思わない”が 14.5%（29 人）と“思う”が“思わない”に比べ 33.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 30.9%（30 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」が同率で 29.9%（29 人）の順となっている。

・“思う”が 60.8%（59 人）、“思わない”が 6.2%（６人）と“思う”が“思わない”に比べ 54.6 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

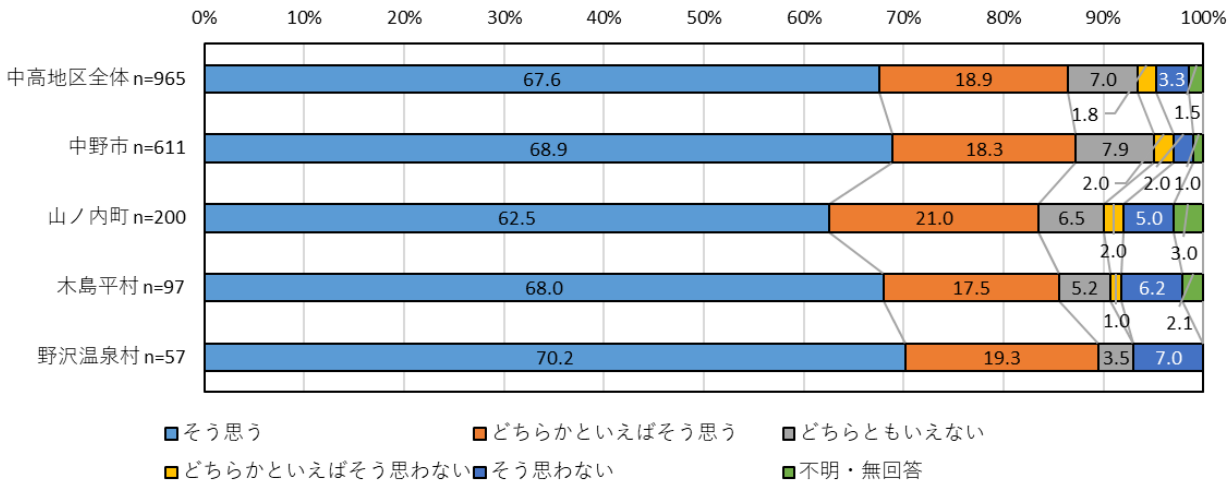
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 38.6%（22 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」が同率で 26.3%（15 人）の順となっている。

・“思う”が 64.9%（37 人）、“思わない”が 8.8%（５人）と“思う”が“思わない”に比べ 56.1 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 64.9%（37 人）、次いで『木島平村』で 60.8%（59 人）、『中野市』で 49.6%（303 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 14.5%（29 人）、次いで『中野市』で 10.8%（66 人）、『野沢温泉村』で 8.8%（５人）の順となっている。

（４）コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない



【中高地区全体】

・コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されないについてみると、「そう思う」が 67.6%（652 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 18.9%（182 人）、「どちらともいえない」が 7.0%（68 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 86.4%（834 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 5.1%（49 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 81.3 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 68.9%（421 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 18.3%（112 人）、「どちらともいえない」が 7.9%（48 人）の順となっている。

・“思う”が 87.2%（533 人）、“思わない”が 3.9%（24 人）と“思う”が“思わない”に比べ 83.3 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 62.5%（125 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 21.0%（42 人）、「どちらともいえない」が 6.5%（13 人）の順となっている。

・“思う”が 83.5%（167 人）、“思わない”が 7.0%（14 人）と“思う”が“思わない”に比べ 76.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 68.0%（66 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（17 人）、「どちらともいえない」が 5.2%（５人）の順となっている。

・“思う”が 85.6%（83 人）、“思わない”が 7.2%（７人）と“思う”が“思わない”に比べ 78.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

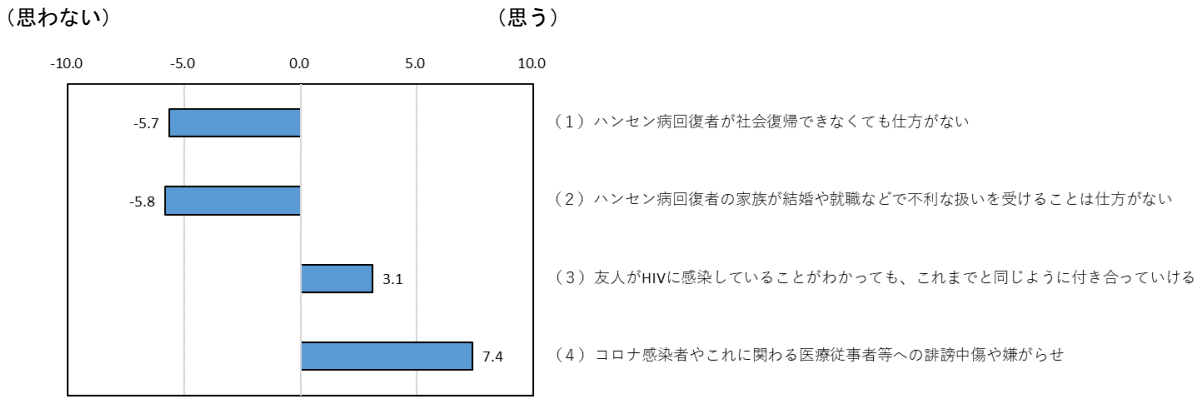
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 70.2%（40 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.3%（11 人）、「どちらともいえない」が 3.5%（２人）の順となっている。

・“思う”が 89.5%（51 人）、“思わない”が 7.0%（４人）と“思う”が“思わない”に比べ 82.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 89.5%（51 人）、次いで『中野市』で 87.2%（533 人）、『木島平村』で 85.6%（83 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 7.2%（７人）、次いで『山ノ内町』『野沢温泉村』でそれぞれ 7.0%（14 人）（４人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない」でマイナス 5.8、「ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がない」でマイナス 5.7 となっている。一方、“思う”について「コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない」で 7.4、「友人がＨＩＶに感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける」で 3.1 となっている

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

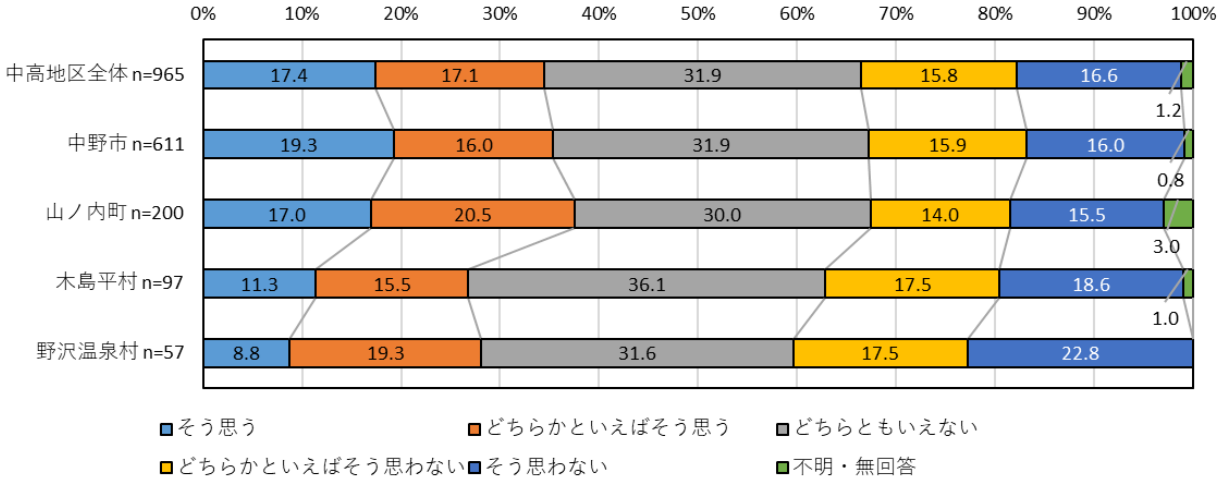
・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点
・どちらともいえない…… ０点

問 12　あなたは、ＬＧＢＴＱ※等の性的少数者の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) LGBTQ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である	1	2	3	4	5
(2) 友人がLGBTQ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
(3) LGBTQ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がない	1	2	3	4	5
(4) 同性の婚姻を法的に認めるべきである	1	2	3	4	5

※　ＬＧＢＴＱ：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、異性も同性も好きになる人（バイセクシャル）、生物学的な性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）、性自認や性的指向が明確でない人（クエスチョニング）の略

（１）ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である



【中高地区全体】

・ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由であるについてみると、「どちらともいえない」が 31.9%（308 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 17.4%（168 人）、「どちらかといえばそう思う」が 17.1%（165 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 34.5%（333 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 32.3%（312 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 2.2 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 31.9%（195 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 19.3%（118 人）、「どちらかといえばそう思う」「そう思わない」が同率で 16.0%（98 人）の順となっている。

・“思う”が 35.4%（216 人）、“思わない”が 31.9%（195 人）と“思う”が“思わない”に比べ 3.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 30.0%（60 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 20.5%（41 人）、「そう思う」が 17.0%（34 人）の順となっている。

・“思う”が 37.5%（75 人）、“思わない”が 29.5%（59 人）と“思う”が“思わない”に比べ 8.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 36.1%（35 人）で最も高く、次いで「そ

う思わない」が 18.6%（18 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 26.8%（26 人）、“思わない”が 36.1%（35 人）と“思わない”が“思う”に比べ 9.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

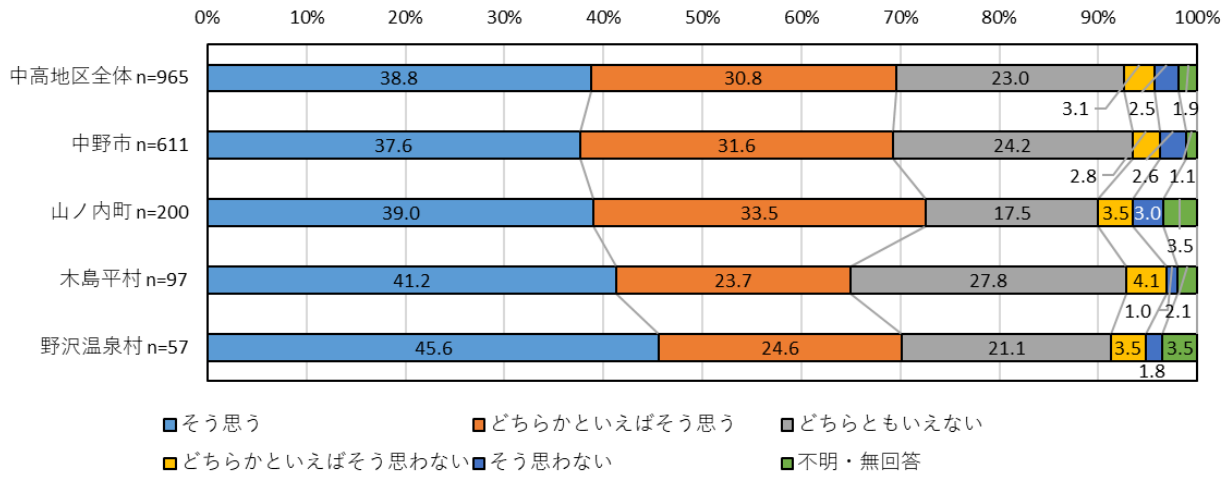
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 31.6%（18 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 22.8%（13 人）、「どちらかといえばそう思う」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 28.1%（16 人）、“思わない”が 40.4%（23 人）と“思わない”が“思う”に比べ 12.3 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』で“思う”、『木島平村』『野沢温泉村』で“思わない”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 37.5%（75 人）、次いで『中野市』で 35.4%（216 人）、『野沢温泉村』で 28.1%（16 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 40.4%（23 人）、次いで『木島平村』で 36.1%（35 人）、『中野市』で 31.9%（195 人）の順となっている。

（２）友人がＬＧＢＴＱ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていける



【中高地区全体】

・友人がＬＧＢＴＱ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていけるについてみると、「そう思う」が 38.8%（374 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 30.8%（297 人）、「どちらともいえない」が 23.0%（222 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 69.5%（671 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 5.6%（54 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 63.9 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 37.6%（230 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 31.6%（193 人）、「どちらともいえない」が 24.2%（148 人）の順となっている。

・“思う”が 69.2%（423 人）、“思わない”が 5.4%（33 人）と“思う”が“思わない”に比べ 63.8 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 39.0%（78 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.5%（67 人）、「どちらともいえない」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 72.5%（145 人）、“思わない”が 6.5%（13 人）と“思う”が“思わない”に比べ 66.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 41.2%（40 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 27.8%（27 人）、「どちらかといえばそう思う」が 23.7%（23 人）の順となっている。

・“思う”が 64.9%（63 人）、“思わない”が 5.2%（５人）と“思う”が“思わない”に比べ 59.7 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

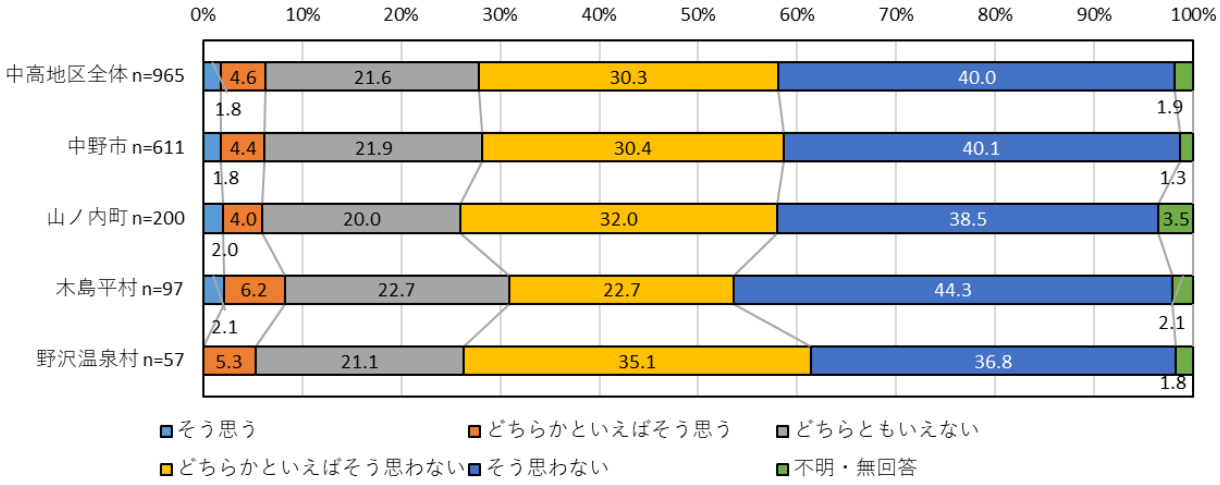
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.6%（14 人）、「どちらともいえない」が 21.1%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 70.2%（40 人）、“思わない”が 5.3%（３人）と“思う”が“思わない”に比べ 64.9 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 72.5%（145 人）、次いで『野沢温泉村』で 70.2%（40 人）、『中野市』で 69.2%（423 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 6.5%（13 人）、次いで『中野市』で 5.4%（33 人）、『野沢温泉村』で 5.3%（３人）の順となっている。

（３）ＬＧＢＴＱ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がない



【中高地区全体】

・ＬＧＢＴＱ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がないについてみると、「そう思わない」が 40.0%（386 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 30.3%（292 人）、「どちらともいえない」が 21.6%（208 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 6.3%（61 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 70.3%（678 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 64.0 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 40.1%（245 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 30.4%（186 人）、「どちらともいえない」が 21.9%（134 人）の順となっている。

・“思う”が 6.2%（38 人）、“思わない”が 70.5%（431 人）と“思わない”が“思う”に比べ 64.3 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思わない」が 38.5%（77 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 32.0%（64 人）、「どちらともいえない」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“思う”が 6.0%（12 人）、“思わない”が 70.5%（141 人）と“思わない”が“思う”に比べ 64.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思わない」が 44.3%（43 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」が同率で 22.7%（22 人）の順となっている。

・“思う”が 8.2%（８人）、“思わない”が 67.0%（65 人）と“思わない”が“思う”に比べ 58.8 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

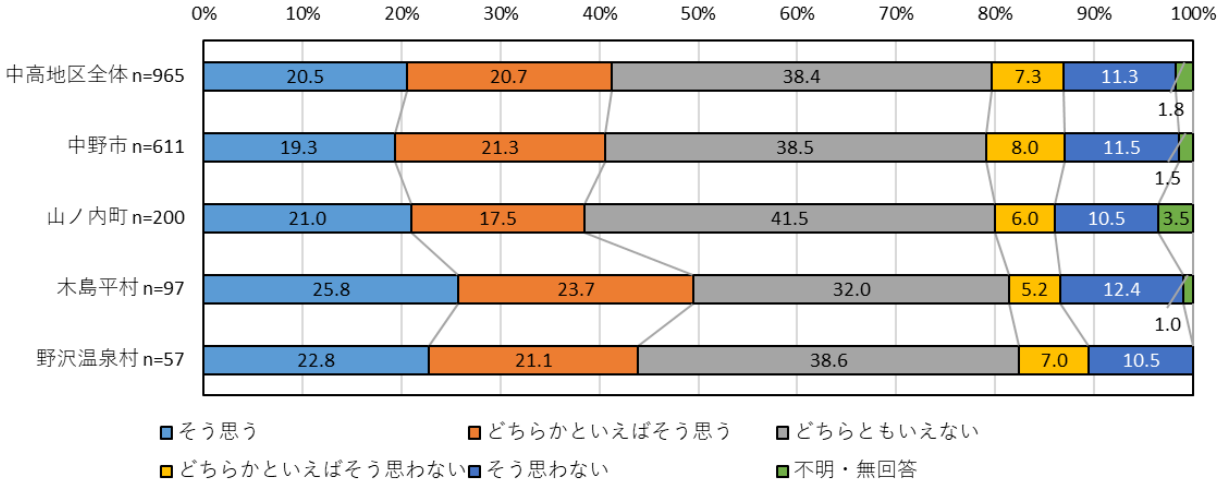
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 36.8%（21 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 35.1%（20 人）、「どちらともいえない」が 21.1%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 5.3%（３人）、“思わない”が 71.9%（41 人）と“思わない”が“思う”に比べ 66.6 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 71.9%（41 人）、次いで『中野市』『山ノ内町』でそれぞれ 70.5%（431 人）（141 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 8.2%（８人）、次いで『中野市』で 6.2%（38 人）、『山ノ内町』で 6.0%（12 人）の順となっている。

（４）同性の婚姻を法的に認めるべきである



【中高地区全体】

・同性の婚姻を法的に認めるべきであるについてみると、「どちらともいえない」が 38.4%（371 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 20.7%（200 人）、「そう思う」が 20.5%（198 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 41.2%（398 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 18.5%（179 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 22.7 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない」が 38.5%（235 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 21.3%（130 人）、「そう思う」が 19.3%（118 人）の順となっている。

・“思う”が 40.6%（248 人）、“思わない”が 19.5%（119 人）と“思う”が“思わない”に比べ 21.1 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 41.5%（83 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 21.0%（42 人）、「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（35 人）の順となっている。

・“思う”が 38.5%（77 人）、“思わない”が 16.5%（33 人）と“思う”が“思わない”に比べ 22.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 32.0%（31 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 25.8%（25 人）、「どちらかといえばそう思う」が 23.7%（23 人）の順となっている。

・“思う”が 49.5%（48 人）、“思わない”が 17.5%（17 人）と“思う”が“思わない”に比べ 32.0 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

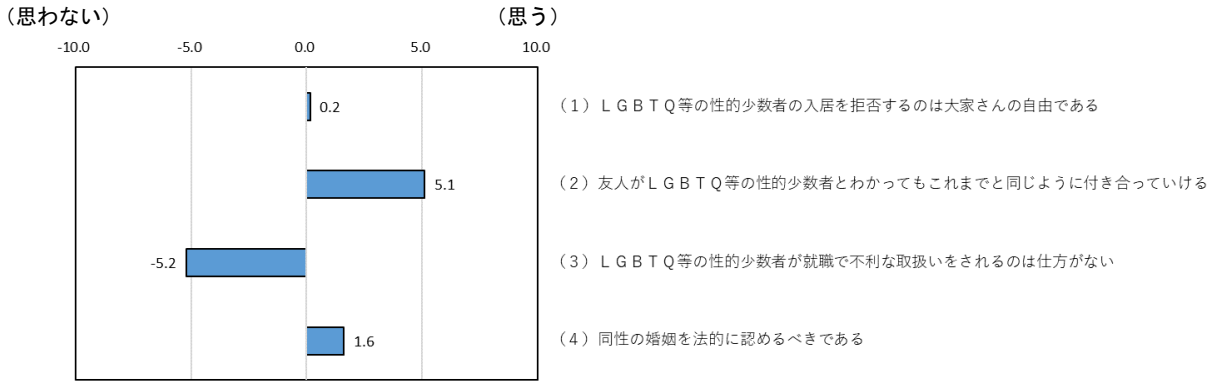
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 38.6%（22 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 22.8%（13 人）、「どちらかといえばそう思う」が 21.1%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 43.9%（25 人）、“思わない”が 17.5%（10 人）と“思う”が“思わない”に比べ 26.4 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 49.5%（48 人）、次いで『野沢温泉村』で 43.9%（25 人）、『中野市』で 40.6%（248 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『中野市』で 19.5%（119 人）、次いで『山ノ内町』で 16.5%（33 人）、『木島平村』『野沢温泉村』が同率で 17.5%（17 人）（10 人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「ＬＧＢＴＱ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がない」でマイナス 5.2 となっている。一方、“思う”について「友人がＬＧＢＴＱ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていける」で 5.1、「同性の婚姻を法

的に認めるべきである」で1.6となっている。

〈比較の方法〉

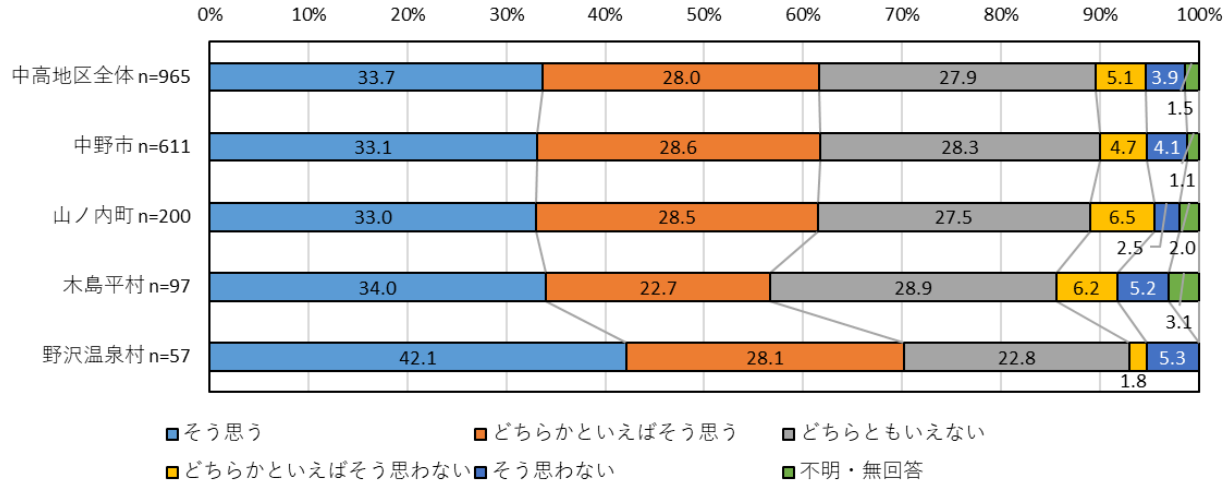
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

- そう思う…… 10点
- どちらかといえばそう思う… ５点
- どちらともいえない…… ０点
- そう思わない…… －10点
- どちらかといえばそう思わない… －５点

問13　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきである	1	2	3	4	5
(2) 事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ない	1	2	3	4	5
(3) 刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである	1	2	3	4	5
(4) 報道、取材や一般人のSNS等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない	1	2	3	4	5

（１）犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきである



【中高地区全体】

・犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきであるについてみると、「そう思う」が 33.7%（325 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.0%（270 人）、「どちらともいえない」が 27.9%（269 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 61.7%（595 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 9.0%（87 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 52.7 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 33.1%（202 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.6%（175 人）、「どちらともいえない」が 28.3%（173 人）の順となっている。

・“思う”が 61.7%（377 人）、“思わない”が 8.8%（54 人）と“思う”が“思わない”に比べ 52.9 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 33.0%（66 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.5%（57 人）、「どちらともいえない」が 27.5%（55 人）の順となっている。

・“思う”が 61.5%（123 人）、“思わない”が 9.0%（18 人）と“思う”が“思わない”に比べ 52.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 34.0%（33 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.9%（28 人）、「どちらかといえばそう思う」が 22.7%（22 人）の順となっている。

・“思う”が 56.7%（55 人）、“思わない”が 11.3%（11 人）と“思う”が“思わない”に比べ 45.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

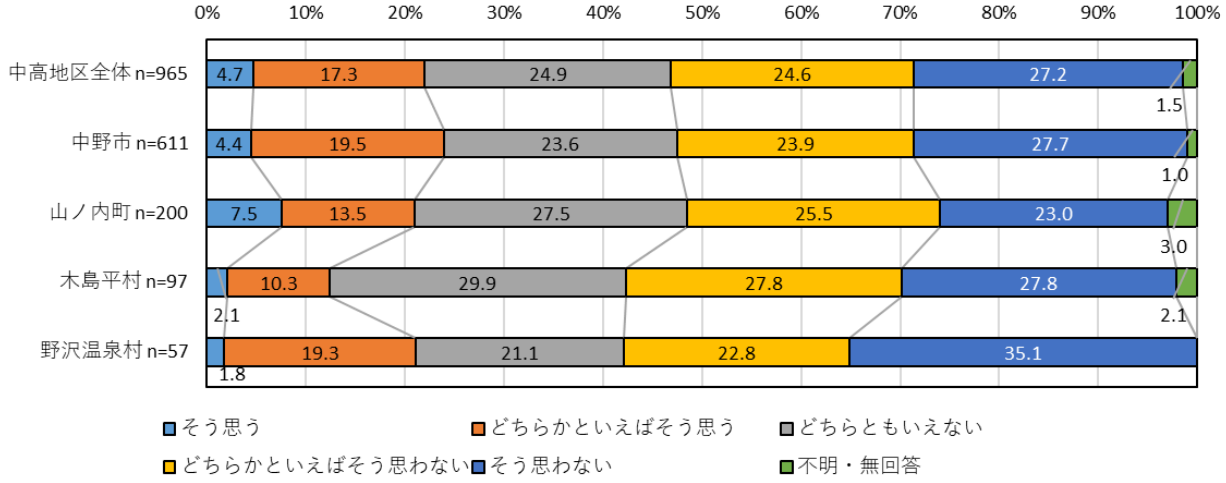
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 42.1%（24 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.1%（16 人）、「どちらともいえない」が 22.8%（13 人）の順となっている。

・“思う”が 70.2%（40 人）、“思わない”が 7.0%（４人）と“思う”が“思わない”に比べ 63.2 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 70.2%（40 人）、次いで『中野市』で 61.7%（377 人）、『山ノ内町』で 61.5%（123 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 11.3%（11 人）、次いで『山ノ内町』で 9.0%（18 人）、『中野市』で 8.8%（54 人）の順となっている。

（２）事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ない



【中高地区全体】

・事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ないについてみると、「そう思わない」が 27.2%（262 人）で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 24.9%（240 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 24.6%（237 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 22.0%（212 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 51.7%（499 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 29.7 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思わない」が 27.7%（169 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 23.9%（146 人）、「どちらともいえない」が 23.6%（144 人）の順となっている。

・“思う”が 23.9%（146 人）、“思わない”が 51.6%（315 人）と“思わない”が“思う”に比べ 27.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 27.5%（55 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 25.5%（51 人）、「そう思わない」が 23.0%（46 人）の順となっている。

・“思う”が 21.0%（42 人）、“思わない”が 48.5%（97 人）と“思わない”が“思う”に比べ 27.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない」が 29.9%（29 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が同率で 27.8%（27 人）の順となっている。

・“思う”が 12.4%（12 人）、“思わない”が 55.7%（54 人）と“思わない”が“思う”に比べ 43.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

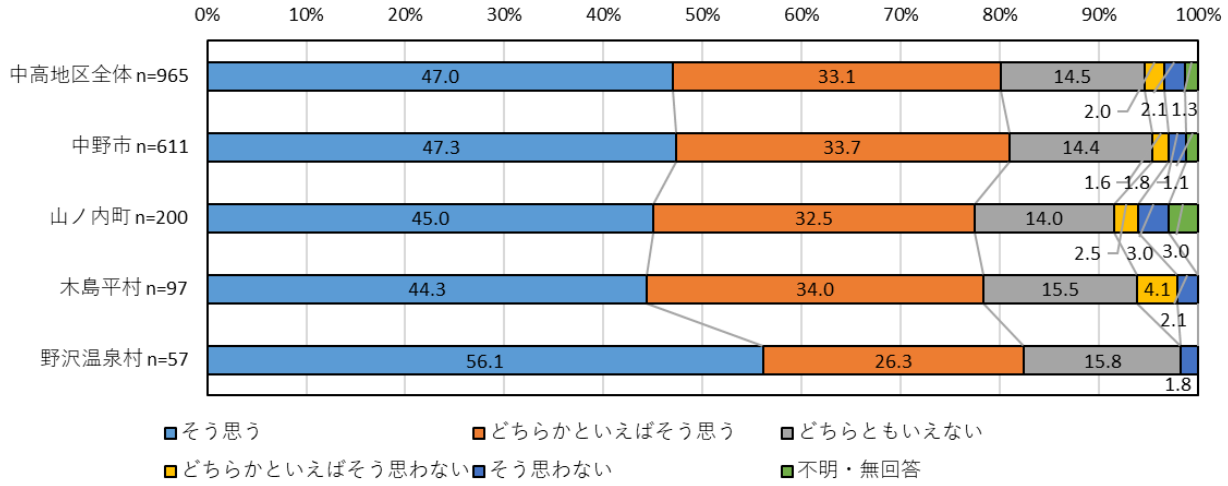
・野沢温泉村においては、「そう思わない」が 35.1%（20 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 22.8%（13 人）、「どちらともいえない」が 21.1%（12 人）の順となっている。

・“思う”が 21.1%（12 人）、“思わない”が 57.9%（33 人）と“思わない”が“思う”に比べ 36.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 57.9%（33 人）、次いで『木島平村』で 55.7%（54 人）、『中野市』で 51.6%（315 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『中野市』で 23.9%（146 人）、次いで『野沢温泉村』で 21.1%（12 人）、『山ノ内町』で 21.0%（42 人）の順となっている。

（３）刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである



【中高地区全体】

・刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきであるについてみると、「そう思う」が 47.0%（454 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.1%（319 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（140 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 80.1%（773 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 4.0%（39 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 76.1 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 47.3%（289 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 33.7%（206 人）、「どちらともいえない」が 14.4%（88 人）の順となっている。

・“思う”が 81.0%（495 人）、“思わない”が 3.4%（21 人）と“思う”が“思わない”に比べ 77.6 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 45.0%（90 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 32.5%（65 人）、「どちらともいえない」が 14.0%（28 人）の順となっている。

・“思う”が 77.5%（155 人）、“思わない”が 5.5%（11 人）と“思う”が“思わない”に比べ 72.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 44.3%（43 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.0%（33 人）、「どちらともいえない」が 15.5%（15 人）の順となっている。

・“思う”が 78.4%（76 人）、“思わない”が 6.2%（６人）と“思う”が“思わない”に比べ 72.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

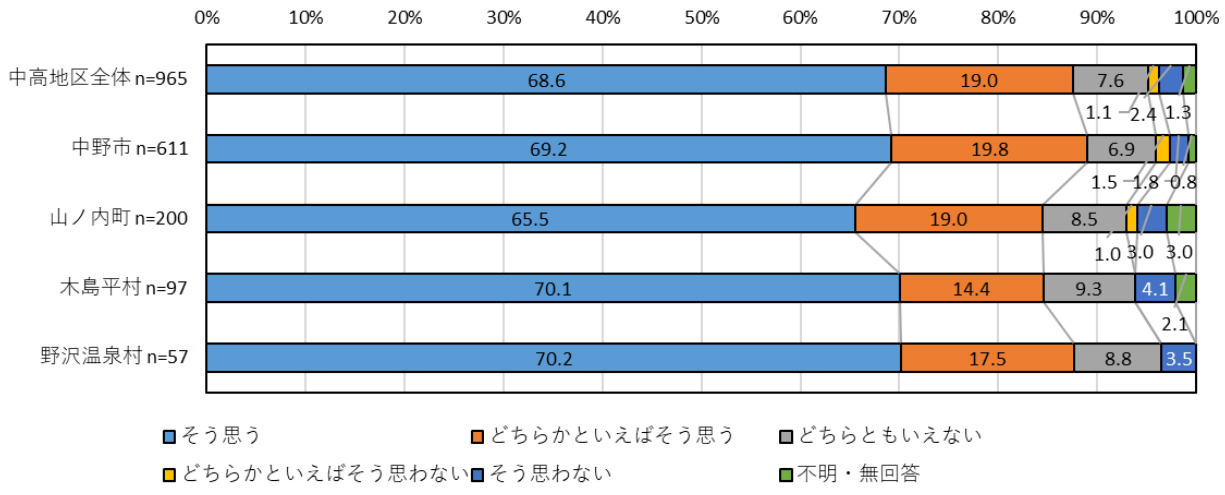
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 56.1%（32 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.3%（15 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 82.5%（47 人）、“思わない” が 1.8%（１人）と“思う”が“思わない”に比べ 80.7 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 82.5%（47 人）、次いで『中野市』で 81.0%（495 人）、『木島平村』で 78.4%（76 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 6.2%（６人）、次いで『山ノ内町』で 5.5%（11 人）、『中野市』で 3.4%（21 人）の順となっている。

（４）報道、取材や一般人のＳＮＳ等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない



【中高地区全体】

・報道、取材や一般人のＳＮＳ等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならないについてみると、「そう思う」が 68.6%（662 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.0%（183 人）、「どちらともいえない」が 7.6%（73 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 87.6%（845 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 3.5%（34 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 84.1 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 69.2%（423 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.8%（121 人）、「どちらともいえない」が 6.9%（42 人）の順となっている。

・“思う”が 89.0%（544 人）、“思わない”が 3.3%（20 人）と“思う”が“思わない”に比べ 85.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 65.5%（131 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.0%（38 人）、「どちらともいえない」が 8.5%（17 人）の順となっている。

・“思う”が 84.5%（169 人）、“思わない”が 4.0%（８人）と“思う”が“思わない”に比べ 80.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 70.1%（68 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 14.4%（14 人）、「どちらともいえない」が 9.3%（９人）の順となっている。

・“思う”が 84.5%（82 人）、“思わない”が 4.1%（４人）と“思う”が“思わない”に比べ 80.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

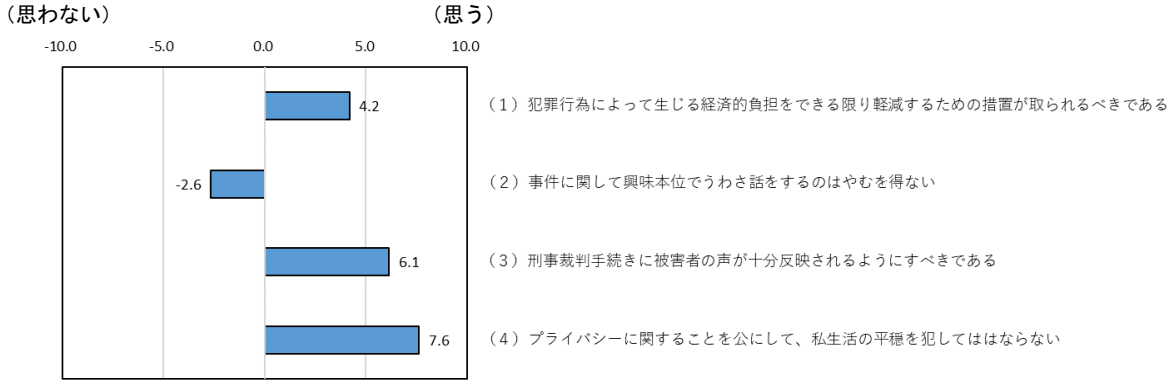
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 70.2%（40 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（10 人）、「どちらともいえない」が 8.8%（５人）の順となっている。

・“思う”が 87.7%（50 人）、“思わない”が 3.5%（２人）と“思う”が“思わない”に比べ 84.2 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 87.7%（50 人）、次いで『山ノ内町』『木島平村』でそれぞれ 84.5%（169 人）（82 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『木島平村』で 4.1%（４人）、次いで『山ノ内町』で 4.0%（８人）、『野沢温泉村』で 3.5%（２人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ない」でマイナス 2.6 となっている。一方、“思う”について「報道、取材や一般人のＳＮＳ等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない」で 7.6、「刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである」で 6.1、「犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきである」で 4.2 となっている。

〈比較の方法〉

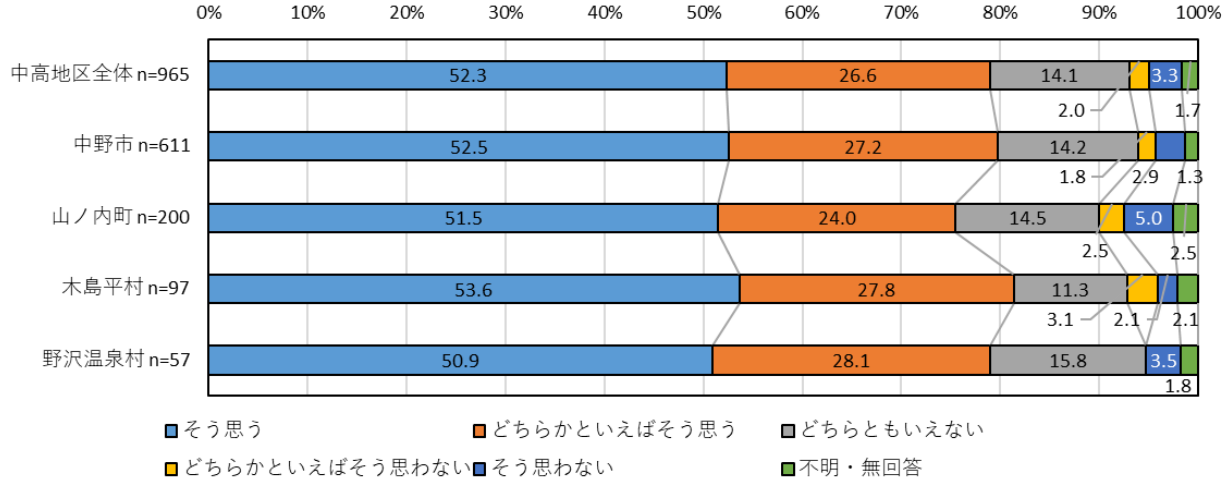
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点
・どちらともいえない…… ０点

問 14　あなたは、インターネット上の人権問題について、どのように思いますか。次の（１）～（４）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ	1	2	3	4	5
(2) ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である	1	2	3	4	5
(3) 表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	1	2	3	4	5
(4) 差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ	1	2	3	4	5

（1）インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ



【中高地区全体】

・インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだについてみると、「そう思う」が 52.3%（505 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.6%（257 人）、「どちらともいえない」が 14.1%（136 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 79.0%（762 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 5.3%（51 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 73.7 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 52.5%（321 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.2%（166 人）、「どちらともいえない」が 14.2%（87 人）の順となっている。

・“思う”が 79.7%（487 人）、“思わない”が 4.7%（29 人）と“思う”が“思わない”に比べ 75.0 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 51.5%（103 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 24.0%（48 人）、「どちらともいえない」が 14.5%（29 人）の順となっている。

・“思う”が 75.5%（151 人）、“思わない”が 7.5%（15 人）と“思う”が“思わない”に比べ 68.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 53.6%（52 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 27.8%（27 人）、「どちらともいえない」が 11.3%（11 人）の順となっている。

・“思う”が 81.4%（79 人）、“思わない”が 5.2%（５人）と“思う”が“思わない”に比べ

76.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

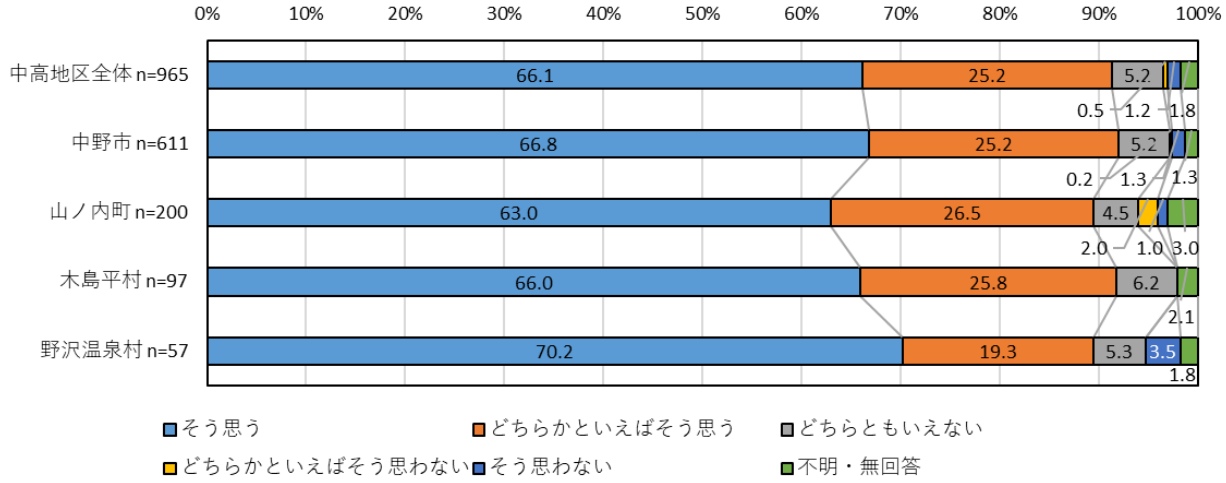
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 50.9%（29 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 28.1%（16 人）、「どちらともいえない」が 15.8%（９人）の順となっている。

・“思う”が 78.9%（45 人）、“思わない”が 3.5%（２人）と“思う”が“思わない”に比べ 75.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 81.4%（79 人）、次いで『中野市』で 79.7%（487 人）、『野沢温泉村』で 78.9%（45 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『山ノ内町』で 7.5%（15 人）、次いで『木島平村』で 5.2%（５人）、『中野市』で 4.7%（29 人）の順となっている。

（２）ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である



【中高地区全体】

・ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要であるについてみると、「そう思う」が 66.1%（638 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.2%（243 人）、「どちらともいえない」が 5.2%（50 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 91.3%（881 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 1.8%（17 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 89.5 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 66.8%（408 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.2%（154 人）、「どちらともいえない」が 5.2%（32 人）の順となって

いる。

・“思う”が 92.0%（562 人）、“思わない”が 1.5%（９人）と“思う”が“思わない”に比べ 90.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 63.0%（126 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 26.5%（53 人）、「どちらともいえない」が 4.5%（９人）の順となっている。

・“思う”が 89.5%（179 人）、“思わない”が 3.0%（６人）と“思う”が“思わない”に比べ 86.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 66.0%（64 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.8%（25 人）、「どちらともいえない」が 6.2%（６人）の順となっている。

・“思う”が 91.8%（89 人）、“思わない”が 0.0%（０人）と“思う”が“思わない”に比べ 91.8 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

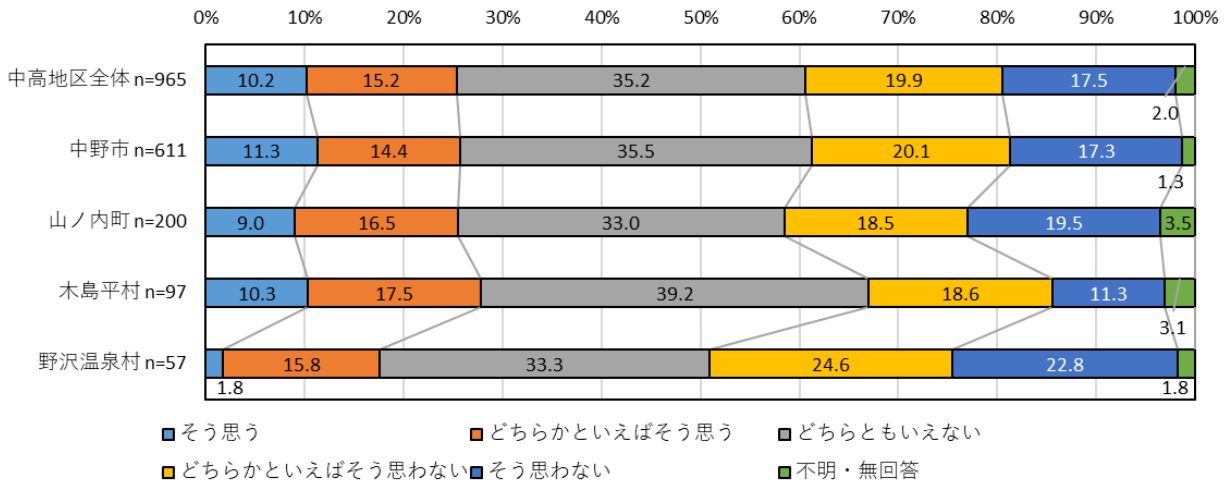
・野沢温泉村においては、「そう思う」が 70.2%（40 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 19.3%（11 人）、「どちらともいえない」が 5.3%（３人）の順となっている。

・“思う”が 89.5%（51 人）、“思わない”が 3.5%（２人）と“思う”が“思わない”に比べ 86.0 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

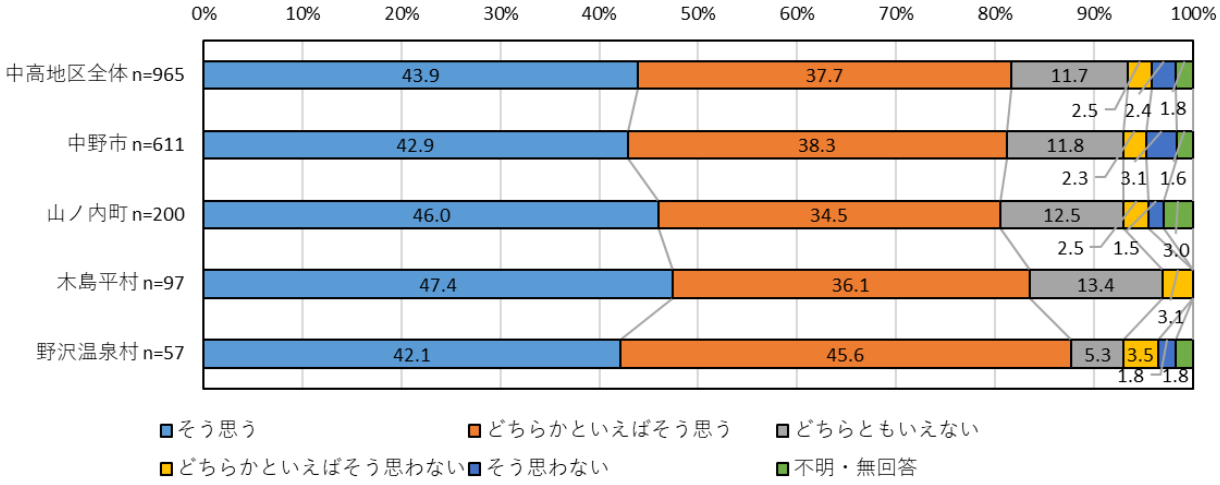
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『中野市』で 92.0%（562 人）、次いで『木島平村』で 91.8%（89 人）、『山ノ内町』『野沢温泉村』でそれぞれ 89.5%（179 人）（51 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 3.5%（２人）、次いで『山ノ内町』で 3.0%（６人）、『中野市』で 1.5%（９人）の順となっている。

（３）表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない



【中高地区全体】
・表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではないについてみると、「どちらともいえない」が 35.2%（340 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 19.9%（192 人）、「そう思わない」が 17.5%（169 人）の順となっている。
・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 25.4%（245 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 37.4%（361 人）となっており、“思わない”が“思う”に比べ 12.0 ポイント高くなっている。
【中野市】
・中野市においては、「どちらともいえない」が 35.5%（217 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 20.1%（123 人）、「そう思わない」が 17.3%（106 人）の順となっている。
・“思う”が 25.7%（157 人）、“思わない”が 37.5%（229 人）と“思わない”が“思う”に比べ 11.8 ポイント高くなっている。
【山ノ内町】
・山ノ内町においては、「どちらともいえない」が 33.0%（66 人）で最も高く、次いで「そう思わない」が 19.5%（39 人）、「どちらかといえばそう思わない」が 18.5%（37 人）の順となっている。
・“思う”が 25.5%（51 人）、“思わない”が 38.0%（76 人）と“思わない”が“思う”に比べ 12.5 ポイント高くなっている。
【木島平村】
・木島平村においては、「どちらともいえない」が 39.2%（38 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 18.6%（18 人）、「どちらかといえばそう思う」が 17.5%（17 人）の順となっている。
・“思う”が 27.8%（27 人）、“思わない”が 29.9%（29 人）と“思わない”が“思う”に比べ 2.1 ポイント高くなっている。
【野沢温泉村】
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない」が 33.3%（19 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 24.6%（14 人）、「そう思わない」が 22.8%（13 人）の順となっている。
・“思う”が 17.5%（10 人）、“思わない”が 47.4%（27 人）と“思わない”が“思う”に比べ 29.9 ポイント高くなっている。
【市町村比較】
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思わない”が高くなっており、“思わない”が最も高いのは『野沢温泉村』で 47.4%（27 人）、次いで『山ノ内町』で 38.0%（76 人）、『中野市』で 37.5%（229 人）の順となっている。一方、“思う”が最も高いのは『木島平村』で 27.8%（27 人）、次いで『中野市』で 25.7%（157 人）、『山ノ内町』で 25.5%（51 人）の順となっている。

（４）差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ



【中高地区全体】

・差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだについてみると、「そう思う」が 43.9%（424 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 37.7%（364 人）、「どちらともいえない」が 11.7%（113 人）の順となっている。

・“思う”（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が 81.7%（788 人）、“思わない”（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）が 4.9%（47 人）となっており、“思う”が“思わない”に比べ 76.8 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そう思う」が 42.9%（262 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 38.3%（234 人）、「どちらともいえない」が 11.8%（72 人）の順となっている。

・“思う”が 81.2%（496 人）、“思わない”が 5.4%（33 人）と“思う”が“思わない”に比べ 75.8 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そう思う」が 46.0%（92 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 34.5%（69 人）、「どちらともいえない」が 12.5%（25 人）の順となっている。

・“思う”が 80.5%（161 人）、“思わない”が 4.0%（８人）と“思う”が“思わない”に比べ 76.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そう思う」が 47.4%（46 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 36.1%（35 人）、「どちらともいえない」が 13.4%（13 人）の順となっている。

・“思う”が 83.5%（81 人）、“思わない”が 3.1%（３人）と“思う”が“思わない”に比べ 80.4 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

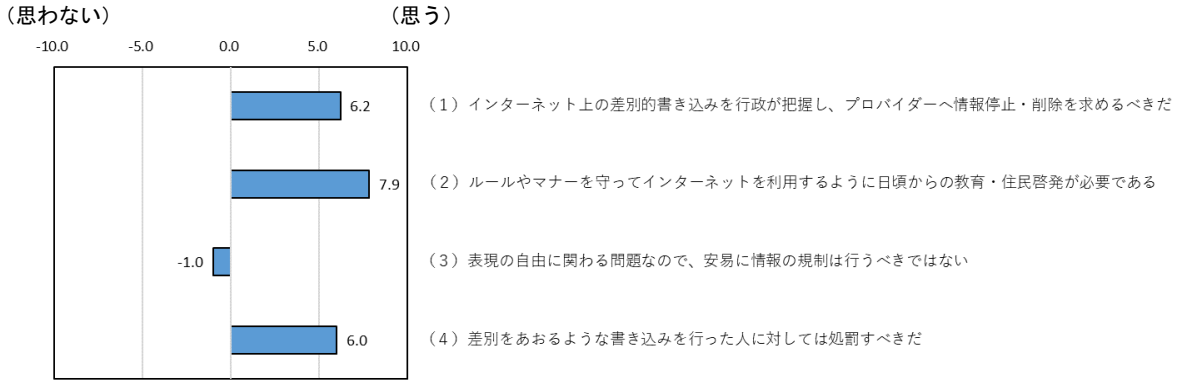
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばそう思う」が 45.6%（26 人）で最も高く、次いで「そう思う」が 42.1%（24 人）、「どちらともいえない」が 5.3%（３人）の順となっている。

・“思う”が 87.7%（50 人）、“思わない”が 5.3%（３人）と“思う”が“思わない”に比べ 82.4 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“思う”が高くなっており、“思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 87.7%（50 人）、次いで『木島平村』で 83.5%（81 人）、『中野市』で 81.2%（496 人）の順となっている。一方、“思わない”が最も高いのは『中野市』で 5.4%（33 人）、次いで『野沢温泉村』で 5.3%（３人）、『山ノ内町』で 4.0%（８人）の順となっている。

【設問間比較】



・“思わない”について「表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない」でマイナス 1.0 となっている。一方、“思う”について「ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である」で 7.9、「インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ」で 6.2、「差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ」で 6.0 となっている。

〈比較の方法〉

設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した

・そう思う…… 10点　　・そう思わない…… －10点

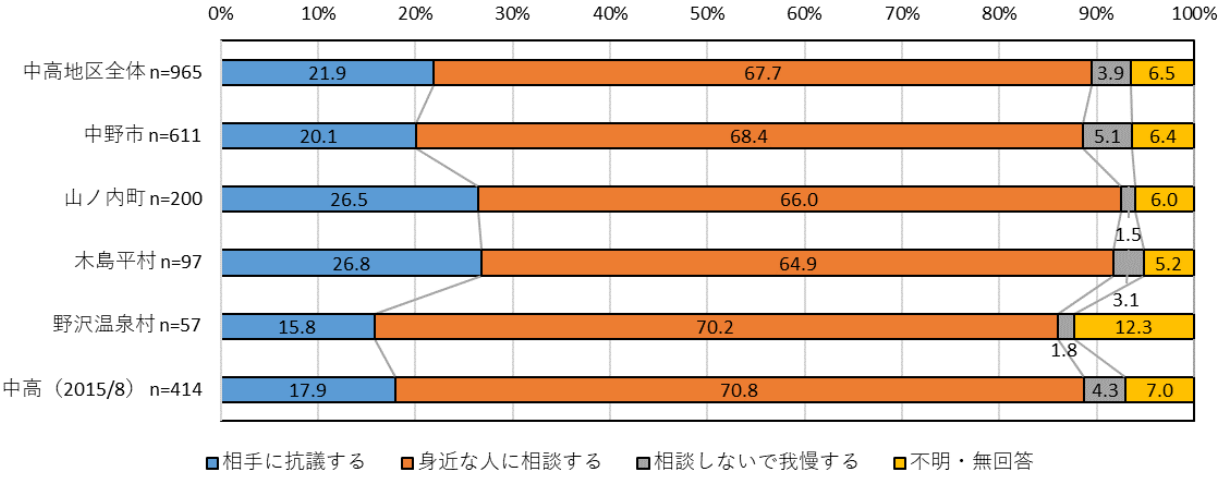
・どちらかといえばそう思う… ５点　　・どちらかといえばそう思わない… －５点

・どちらともいえない…… ０点

C　人権問題や差別への対応について

問 15　もし、あなた自身やあなたの家族が人権を侵害されることがあったとき、あなたはまずどのような対応をしますか。（○は１つ）

1　相手に抗議する	→	問16へお進みください
2　身近な人に相談する	→	問15-1へお進みください
3　相談しないで我慢する	→	問16へお進みください



【中高地区全体】

・人権が侵害されることがあったときの対応についてみると、「身近な人に相談する」が 67.7%（653 人）で最も高く、次いで「相手に抗議する」が 21.9%（211 人）、「相談しないで我慢する」が 3.9%（38 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、「相手に抗議する」が 4.0 ポイント（21.9-17.9）高く、「身近な人に相談する」が 3.1 ポイント（67.7-70.8）低く、「相談しないで我慢する」が 0.4 ポイント（3.9-4.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「身近な人に相談する」が 68.4%（418 人）で最も高く、次いで「相手に抗議する」が 20.1%（123 人）、「相談しないで我慢する」が 5.1%（31 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「身近な人に相談する」が 66.0%（132 人）で最も高く、次いで「相手に抗議する」が 26.5%（53 人）、「相談しないで我慢する」が 1.5%（３人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「身近な人に相談する」が 64.9%（63 人）で最も高く、次いで「相手に抗議する」が 26.8%（26 人）、「相談しないで我慢する」が 3.1%（３人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「身近な人に相談する」が 70.2%（40 人）で最も高く、次いで「相手に抗議する」が 15.8%（９人）、「相談しないで我慢する」が 1.8%（１人）の順となっている。

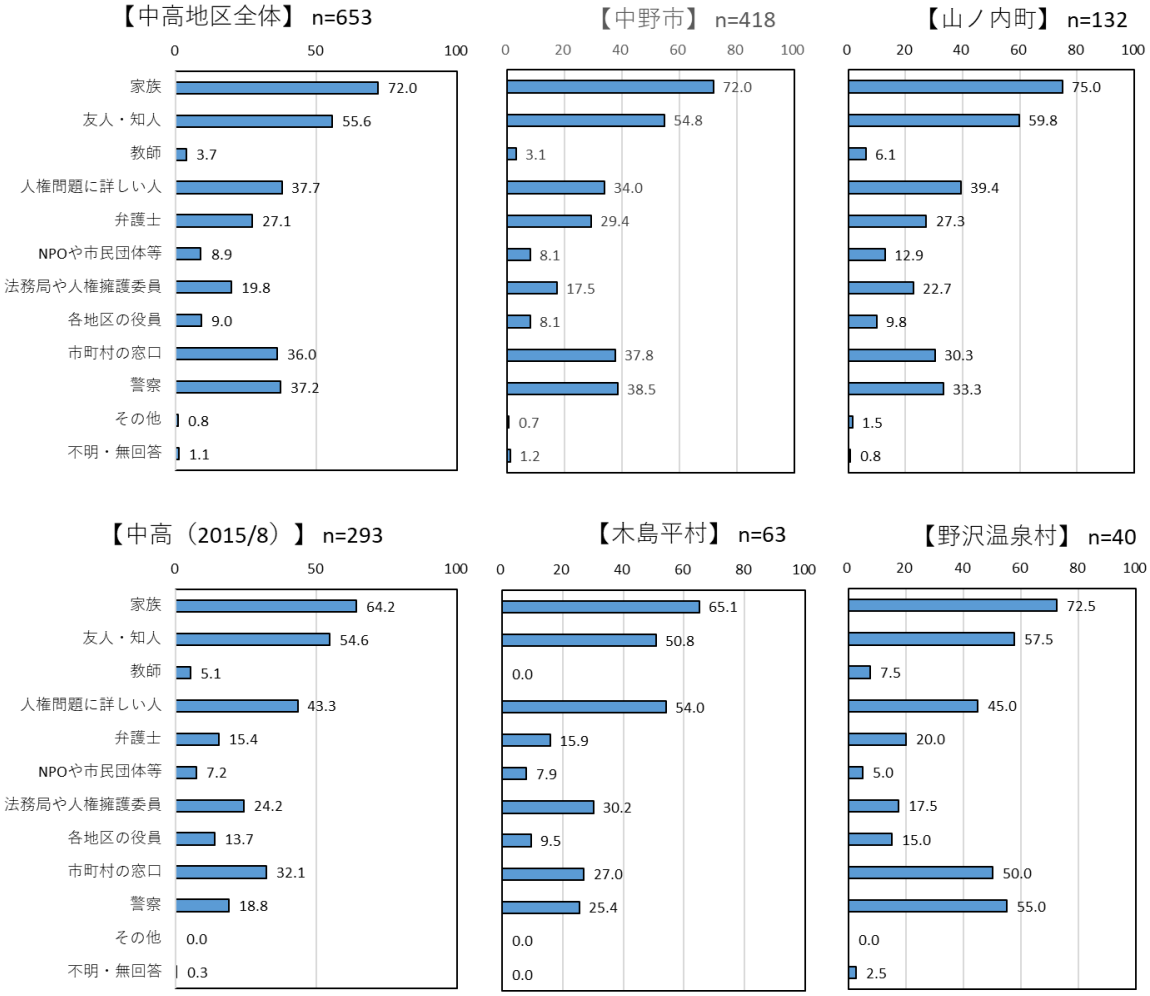
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「身近な人に相談する」が高くなっており、「身近な人に相談する」が最も高いのは『野沢温泉村』で 70.2%（40 人）、次いで『中野市』で 68.4%（418 人）、『山ノ内町』で 66.0%（132 人）の順となっている。一方、「相談しないで我慢する」が最も高いのは『中野市』で 5.1%（31 人）、次いで『木島平村』で 3.1%（３人）、『野沢温泉村』で 1.8%（１人）の順となっている。

問 15 で「２ 身近な人に相談する」を選ばれた方にお尋ねします。

問 15-1　どのような人に相談しますか。（○はいくつでも）

1　家族	7　法務局や人権擁護委員
2　友人・知人	8　各地区の役員（区長・民生委員など）
3　教師	9　市町村の窓口
4　人権問題に詳しい人	10　警察
5　弁護士	11　その他（具体的に:　　）
6　NPOや市民団体等	



【中高地区全体】

・相談する相手についてみると、「家族」が 72.0%（470 人）で最も高く、次いで「友人・知人」が 55.6%（363 人）、「人権問題に詳しい人」が 37.7%（246 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、増加幅が最も大きいのは「警察」で 18.4 ポイント（37.2-18.8）高くなっており、一方減少幅が最も大きいのは「人権問題に詳しい人」で 5.6 ポイント（37.7-43.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「家族」が 72.0%（301 人）で最も高く、次いで「友人・知人」が 54.8%（229 人）、「警察」が 38.5%（161 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「家族」が 75.0%（99 人）で最も高く、次いで「友人・知人」が 59.8%（79 人）、「人権問題に詳しい人」が 39.4%（52 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「家族」が 65.1%（41 人）で最も高く、次いで「人権問題に詳しい人」が 54.0%（34 人）、「友人・知人」が 50.8%（32 人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「家族」が 72.5%（29 人）で最も高く、次いで「友人・知人」が 57.5%（23 人）、「警察」が 55.0%（22 人）の順となっている。

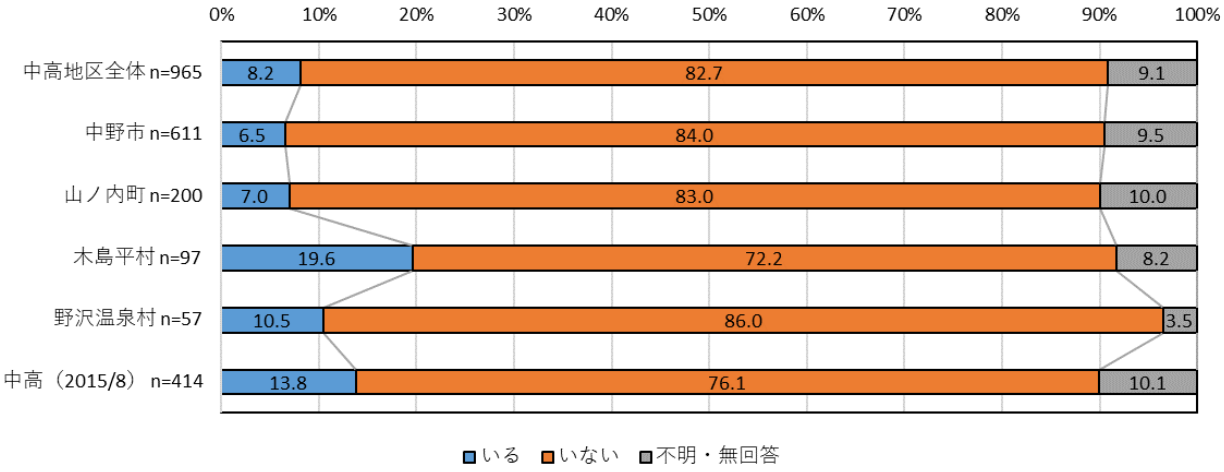
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「家族」が高くなっており、「家族」が最も高いのは『山ノ内町』で 75.0%（99 人）、次いで『野沢温泉村』で 72.5%（29 人）、『中野市』で 72.0%（301 人）の順となっている。また、「友人・知人」が最も高いのは『山ノ内町』で 59.8%（79 人）、次いで『野沢温泉村』で 57.5%（23 人）、『中野市』で 54.8%（229 人）、「人権問題に詳しい人」が最も高いのは『木島平村』で 54.0%（34 人）、次いで『野沢温泉村』で 45.0%（18 人）、『山ノ内町』で 39.4%（52 人）の順となっている。

すべての方にお尋ねします。

問 16　あなたの知り合いの中で、差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人はいますか。（○は１つ）

１　いる　→　**問16-1へ**お進みください　　２　いない　→　**問17へ**お進みください



【中高地区全体】

・知り合いで差別問題解消や人権擁護の取組を行っている人の有無についてみると、「いない」が 82.7%（798 人）、「いる」が 8.2%（79 人）となっており、「いない」が８割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「いる」が 5.6 ポイント（8.2-13.8）低くなっており、一方「いない」が 6.6 ポイント（82.7-76.1）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「いない」が 84.0%（513 人）、「いる」が 6.5%（40 人）となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「いない」が 83.0%（166 人）、「いる」が 7.0%（14 人）となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「いない」が 72.2%（70 人）、「いる」が 19.6%（19 人）となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「いない」が 86.0%（49 人）、「いる」が 10.5%（６人）となっている。

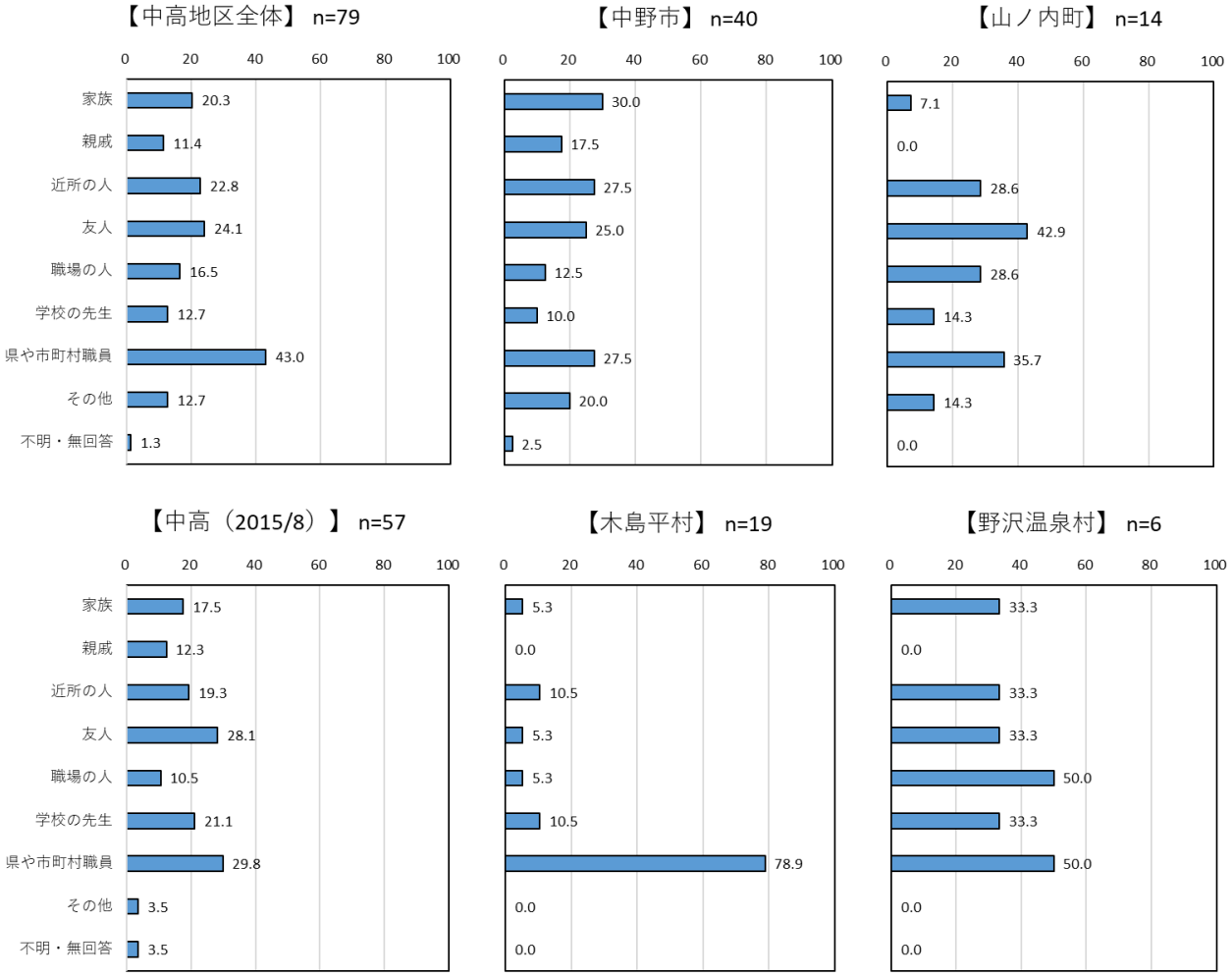
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「いない」が高くなっており、「いない」が最も高いのは『野沢温泉村』で 86.0%（49 人）、次いで『中野市』で 84.0%（513 人）、『山ノ内町』で 83.0%（166 人）の順となっている。一方「いる」が最も高いのは『木島平村』で 19.6%（19 人）、次いで『野沢温泉村』で 10.5%（６人）、『山ノ内町』で 7.0%（14 人）の順となっている。

問 16 で「いる」を選ばれた方にお尋ねします。

問 16-1　その差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人は誰ですか。
（○はいくつでも）

1　家族	5　職場の人
2　親戚	6　学校の先生
3　近所の人	7　県や市町村の職員
4　友人	8　その他（具体的に:　　）



【中高地区全体】

・取組を行っている人の属性についてみると、「県や市町村の職員」が 43.0%（34 人）で最も高く、次いで「友人」が 24.1%（19 人）、「近所の人」が 22.8%（18 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、増加幅が最も大きいのは「県や市町村の職員」で 13.2 ポイント（43.0-29.8）高くなっており、一方減少幅が最も大きいのは「学校の先生」で 8.4 ポイント（12.7-21.1）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「家族」が 30.0%（12 人）で最も高く、次いで「近所の人」「県や市町

村の職員」が同率で 27.5%（11 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「友人」が 42.9%（６人）で最も高く、次いで「県や市町村の職員」が 35.7%（５人）、「近所の人」「職場の人」が同率で 28.6%（４人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「県や市町村の職員」が 78.9%（15 人）で最も高く、次いで「近所の人」「学校の先生」が同率で 10.5%（２人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「職場の人」「県や市町村の職員」が同率で 50.0%（３人）で最も高く、次いで「家族」「近所の人」「友人」「学校の先生」が同率で 33.3%（２人）の順となっている。

【市町村比較】

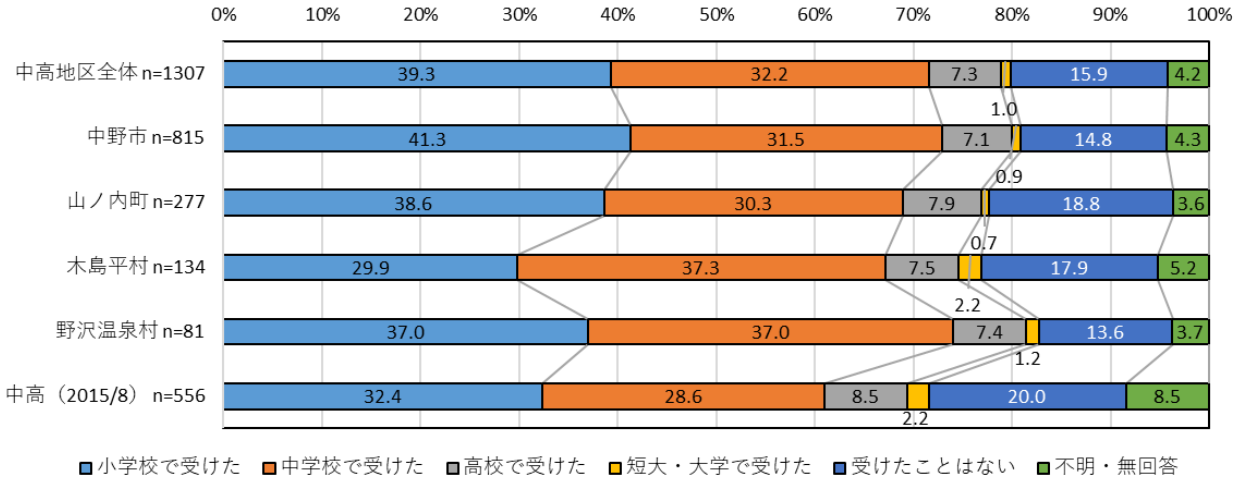
・４市町村を比較すると、『中野市』で「家族」、『山ノ内町』で「友人」、『木島平村』で「県や市町村の職員」、『野沢温泉村』で「職場の人」「県や市町村の職員」が高くなっており、「県や市町村の職員」が最も高いのは『木島平村』で 78.9%（15 人）、次いで『野沢温泉村』で 50.0%（３人）、『山ノ内町』で 35.7%（５人）の順となっている。また、「友人」が最も高いのは『山ノ内町』で 42.9%（６人）、次いで『野沢温泉村』で 33.3%（２人）、『中野市』で 25.0%（10 人）の順となっている。

D　同和問題（部落問題）に関する学習経験について

すべての方にお尋ねします。

問 17　あなたは、学校で同和問題（部落問題）についての学習を受けましたか。（○はいくつでも）

1　小学校で受けた
2　中学校で受けた
3　高校で受けた
4　短大・大学で受けた　→ 問17-1へお進みください
5　受けたことはない　→ 問18へお進みください



【中高地区全体】

・学校での同和問題についての学習経験についてみると、「小学校で受けた」が 39.3%（514 人）で最も高く、次いで「中学校で受けた」が 32.2%（421 人）、「受けたことはない」が 15.9%（208 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、「小学校で受けた」が 6.9 ポイント（39.3-32.4）、「中学校で受けた」が 3.6 ポイント（32.2-28.6）高くなっており、一方「高校で受けた」が 1.2 ポイント（7.3-8.5）、「短大・大学で受けた」が 1.2 ポイント（1.0-2.2）、「受けたことがない」が 4.3 ポイント（4.2-8.5）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「小学校で受けた」が 41.3%（337 人）で最も高く、次いで「中学校で受けた」が 31.5%（257 人）、「受けたことがない」が 14.8%（121 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「小学校で受けた」が 38.6%（107 人）で最も高く、次いで「中学校で受けた」が 30.3%（84 人）、「受けたことがない」が 18.8%（52 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「中学校で受けた」が 37.3%（50 人）で最も高く、次いで「小学校で受けた」が 29.9%（40 人）、「受けたことがない」が 17.9%（24 人）の順となっている。

【野沢温泉村】

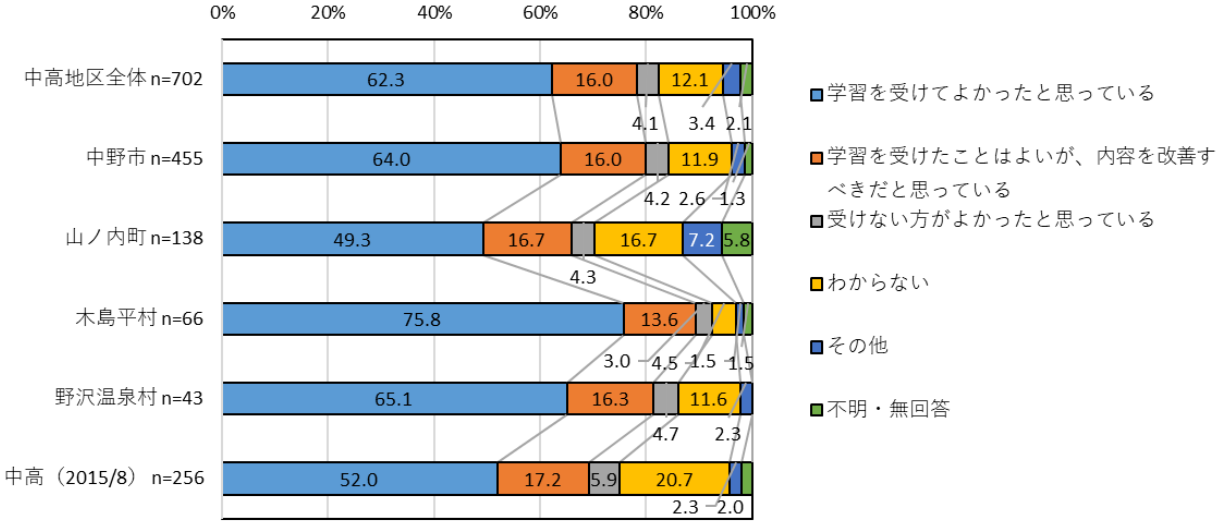
・野沢温泉村においては、「小学校で受けた」「中学校で受けた」が同率で 37.0%（30 人）で最も高く、次いで「受けたことがない」が 13.6%（11 人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』が「小学校で受けた」、『木島平村』が「中学校で受けた」、『野沢温泉村』が同率で「小学校で受けた」「中学校で受けた」が高くなっており、一方「受けたことがない」が最も高いのは『山ノ内町』で 18.8%（52 人）、次いで『木島平村』で 17.9%（24 人）、『中野市』で 14.8%（121 人）の順となっている。

問 17-1　そうした学習を受けたことについて、どう感じていますか。（○は１つ）

1　学習を受けてよかったと思っている
2　学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている
3　受けない方がよかったと思っている
4　わからない
5　その他（具体的に:　　）



【中高地区全体】

・学習を受けたことへの感想についてみると、「学習を受けてよかった」が 62.3%（437 人）で最も高く、次いで「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」が 16.0%（112 人）、「わからない」が 12.1%（85 人）の順となっている。

【中野市】

・中野市においては、「学習を受けてよかった」が 64.0%（291 人）で最も高く、次いで「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」が 16.0%（73 人）、「わからない」が 11.9%（54 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「学習を受けてよかった」が 49.3%（68 人）で最も高く、次いで「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」「わからない」が同率で 16.7%

（23 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「学習を受けてよかった」が 75.8%（50 人）で最も高く、次いで「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」が 13.6%（９人）、「わからない」が 4.5%（３人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「学習を受けてよかった」が 65.1%（28 人）で最も高く、次いで「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」が 16.3%（７人）、「わからない」が 11.6%（５人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「学習を受けてよかった」が高くなっており、「学習を受けてよかった」が最も高いのは『木島平村』で 75.8%（50 人）、次いで『野沢温泉村』で 65.1%（28 人）、『中野市』で 64.0%（291 人）の順となっている。また、「学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている」が最も高いのは『山ノ内町』で 16.7%（23 人）、次いで『野沢温泉村』で 16.3%（７人）、『中野市』で 16.0%（73 人）の順となっている。

すべての方にお尋ねします

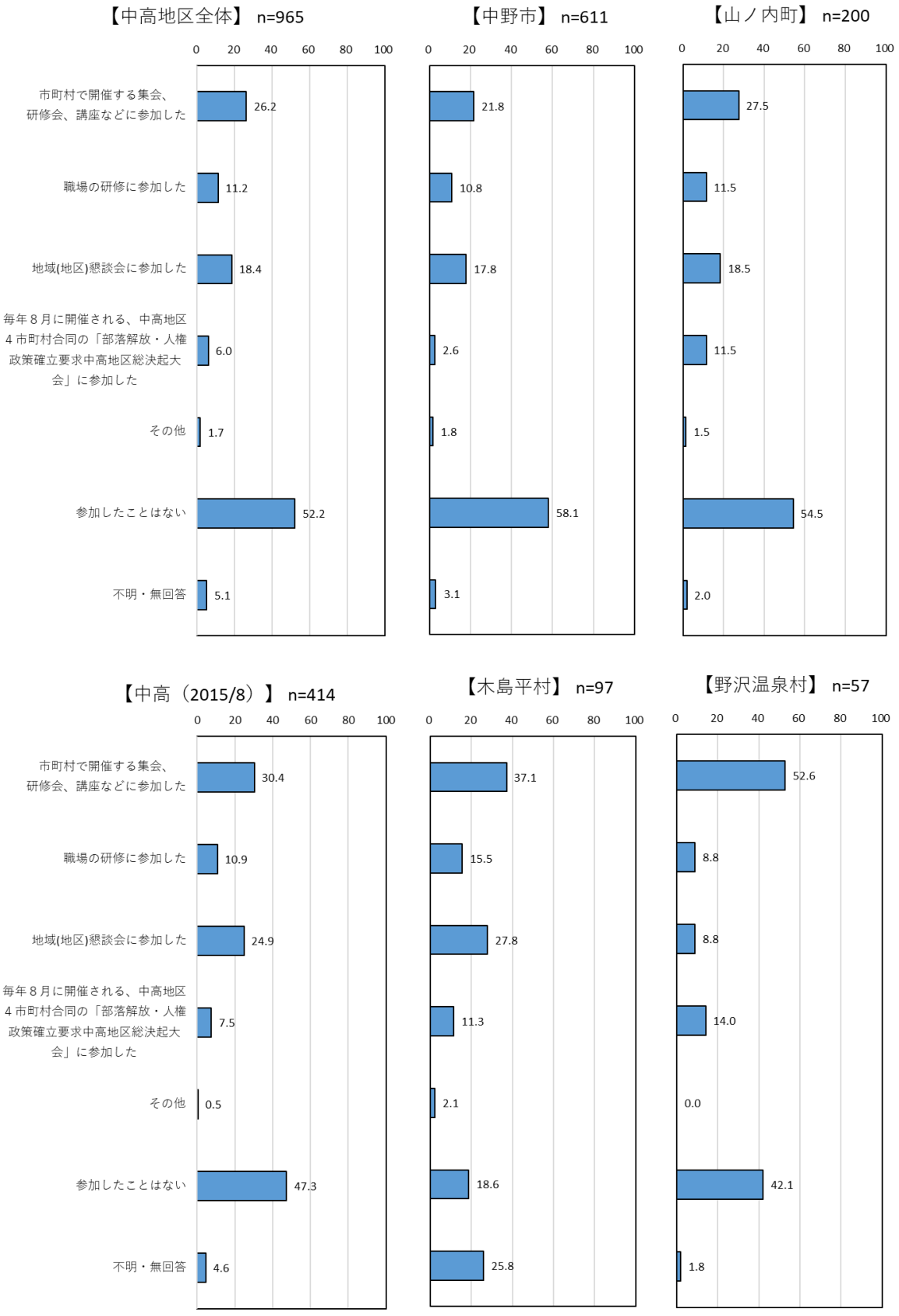
問 18　あなたは、地域や職場での同和問題についての学習や研修に参加したことはありますか。（○はいくつでも）

1　市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した
2　職場の研修に参加した
3　地域（地区）懇談会に参加した
4　毎年8月に開催される、中高地区4市町村合同の「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」に参加した
5　その他（　　）

→ 問18-1へお進みください

6　参加したことはない

→ 問18-2へお進みください


【中高地区全体】 n=965
【中野市】 n=611
【山ノ内町】 n=200
【中高（2015/8）】 n=414
【木島平村】 n=97
【野沢温泉村】 n=57
0
20
40
60
80
100
市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した
職場の研修に参加した
地域(地区)懇談会に参加した
毎年８月に開催される、中高地区４市町村合同の「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」に参加した
その他
参加したことはない
不明・無回答
26.2
11.2
18.4
6.0
1.7
52.2
5.1
21.8
10.8
17.8
2.6
1.8
58.1
3.1
27.5
11.5
18.5
11.5
1.5
54.5
2.0
30.4
10.9
24.9
7.5
0.5
47.3
4.6
37.1
15.5
27.8
11.3
2.1
18.6
25.8
52.6
8.8
8.8
14.0
0.0
42.1
1.8

【中高地区全体】

・地域や職場での同和問題についての学習や研修への参加についてみると、「参加したことはない」が 52.4%（506 人）で最も高く、次いで「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 26.3%（254 人）、「地域（地区）懇談会に参加した」が 18.4%（178 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、「参加したことはない」が 4.9 ポイント（52.2-47.3）、「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 4.2 ポイント（26.2-30.4）、「地域（地区）懇談会に参加した」が 6.5 ポイント（18.4-24.9）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「参加したことはない」が 58.1%（355 人）で最も高く、次いで「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 21.8%（133 人）、「地域（地区）懇談会に参加した」が 17.8%（109 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「参加したことはない」が 54.5%（109 人）で最も高く、次いで「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 27.5%（55 人）、「地域（地区）懇談会に参加した」が 18.5%（37 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 37.1%（36 人）で最も高く、次いで「地域（地区）懇談会に参加した」が 27.8%（27 人）、「参加したことはない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が 52.6%（30 人）で最も高く、次いで「参加したことはない」が 42.1%（24 人）、「毎年８月に開催される、中高地区４市町村合同の「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」に参加した」が 14.0%（８人）の順となっている。

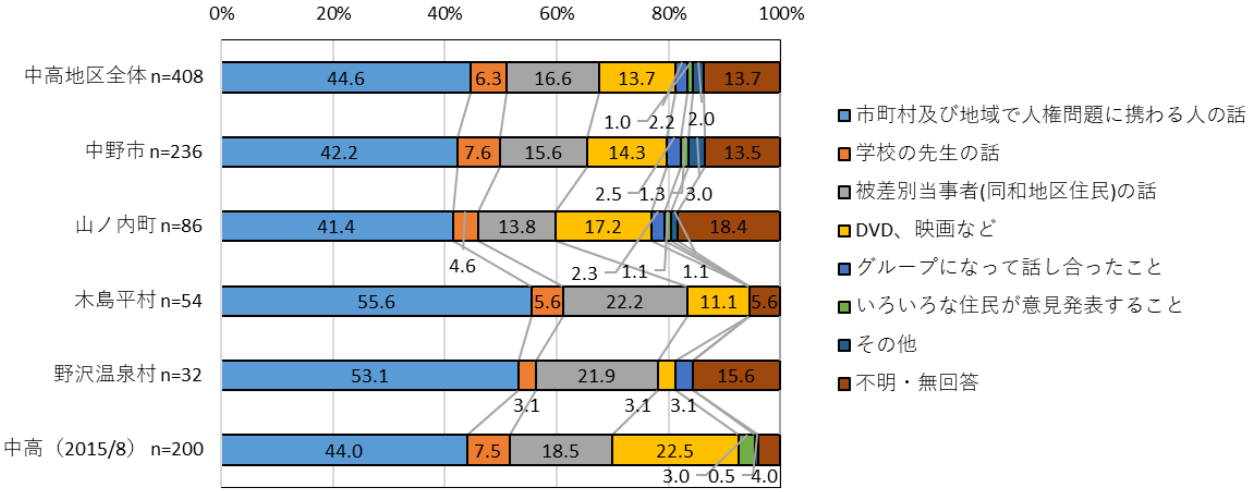
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』で「参加したことはない」、『木島平村』『野沢温泉村』で「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が高くなっており、「参加したことはない」が最も高いのは『中野市』で 58.1%（355 人）、次いで『山ノ内町』で 54.5%（109 人）、『野沢温泉村』で 42.1%（24 人）の順となっている。また、「市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した」が最も高いのは『野沢温泉村』で 52.6%（30 人）、次いで『木島平村』で 37.1%（36 人）、『山ノ内町』で 27.5%（55 人）の順となっている。

問 18 で「１」から「５」を選ばれた方にお尋ねします。

問 18-1　参加して最も印象に残っている研修会はどのような内容でしたか。（○は１つ）

1　市町村及び地域で人権問題に携わる人の話
2　学校の先生の話
3　被差別当事者（同和地区住民）の話
4　DVD、映画など
5　グループになって話し合ったこと
6　いろいろな住民が意見発表すること
7　その他（具体的に:　　）



【中高地区全体】

・最も印象に残っている研修会の内容についてみると、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 44.9%（183 人）で最も高く、次いで「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 16.7%（68 人）、「ＤＶＤ、映画など」が 13.7%（56 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 0.6 ポイント（44.6-44.0）高く、「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 1.9 ポイント（16.6-18.5）低く、「ＤＶＤ、映画など」が 8.8 ポイント（13.7-22.5）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 42.4%（100 人）で最も高く、次いで「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 15.7%（37 人）、「ＤＶＤ、映画など」が 14.4%（34 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 41.9%（36 人）で最も高く、次いで「ＤＶＤ、映画など」が 17.4%（15 人）、「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 14.0%（12 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 55.6%（30 人）で

最も高く、次いで「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 22.2%（12 人）、「ＤＶＤ、映画など」が 11.1%（６人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が 53.1%（17 人）で最も高く、次いで「被差別当事者（同和地区住民）の話」が 21.9%（７人）、「学校の先生の話」「ＤＶＤ、映画など」「」グループになって話し合ったこと」が同率で 3.1%（１人）の順となっている。

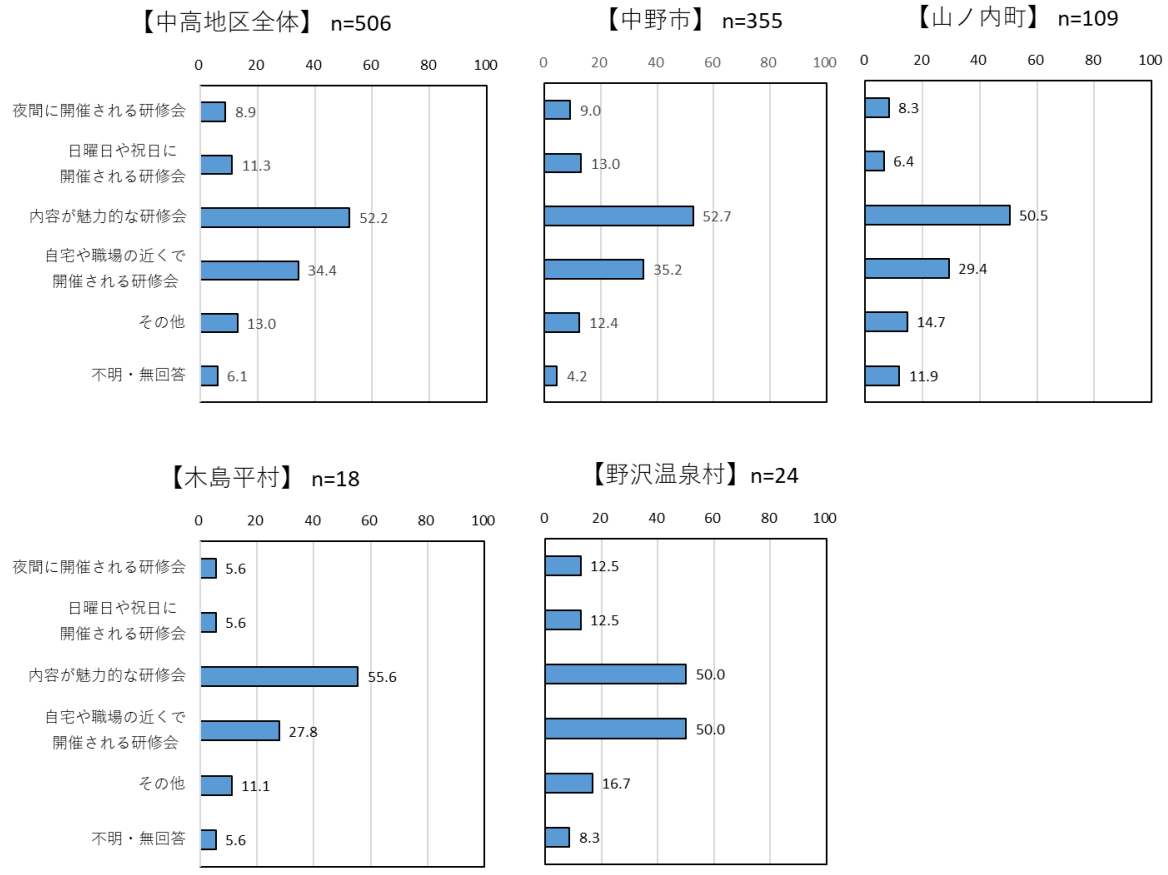
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が高くなっており、「市町村及び地域で人権問題に携わる人の話」が最も高いのは『木島平村』で 55.6%（30 人）、次いで『野沢温泉村』で 53.1%（17 人）、『中野市』で 42.4%（100 人）の順となっている。

問 18 で「６　参加したことはない」を選ばれた方にお尋ねします。

問 18-2　どのような研修会であれば参加できますか。（○はいくつでも）

１　夜間に開催される研修会
２　日曜日や祝日に開催される研修会
３　内容が魅力的な研修会
４　自宅や職場の近くで開催される研修会
５　その他（具体的に:　　）



【中高地区全体】

・どのような研修会であれば参加できるかについてみると、「内容が魅力的な研修会」が 52.2%（264 人）で最も高く、次いで「自宅や職場の近くで開催される研修会」が 34.4%（174 人）、「その他」が 13.0%（66 人）の順となっている。

【中野市】

・中野市においては、「内容が魅力的な研修会」が 52.7%（187 人）で最も高く、次いで「自宅や職場の近くで開催される研修会」が 35.2%（125 人）、「日曜日や祝日に開催される研修会」が 13.0%（46 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「内容が魅力的な研修会」が 50.5%（55 人）で最も高く、次いで「自宅や職場の近くで開催される研修会」が 29.4%（32 人）、「その他」が 14.7%（16 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「内容が魅力的な研修会」が 55.6%（10 人）で最も高く、次いで「自宅や職場の近くで開催される研修会」が 27.8%（５人）「その他」が 11.1%（２人）、の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「内容が魅力的な研修会」「自宅や職場の近くで開催される研修会」が同率で 50.0%（12 人）で最も高く、次いで「その他」が 16.7%（４人）の順となっている。

【市町村比較】

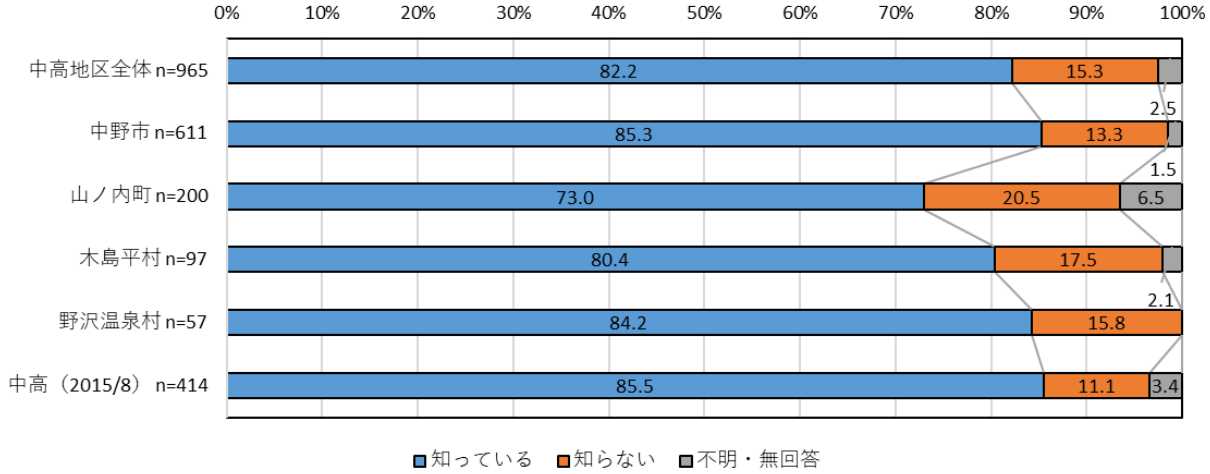
・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で「内容が魅力的な研修会」、『野沢温泉村』で「内容が魅力的な研修会」「自宅や職場の近くで開催される研修会」が同率で高くなっており、「内容が魅力的な研修会」が最も高いのは『木島平村』で 55.6%（10 人）、次いで『中野市』で 52.7%（187 人）、『山ノ内町』で 50.5%（55 人）の順となっている。また、「自宅や職場の近くで開催される研修会」が最も高いのは『野沢温泉村』で 50.0%（12 人）、次いで『中野市』で 35.2%（125 人）、『山ノ内町』で 29.4%（32 人）の順となっている。

E　同和問題（部落問題）の認知や意識について

すべての方にお尋ねします。

問 19　あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれ、差別を受けている地区があることや差別を受けている住民がいることを知っていますか。（○は１つ）

1　知っている　→　<u>問19-1へ</u>お進みください　　2　知らない　→　<u>問20へ</u>お進みください



【中高地区全体】

・差別を受けている地区や住民があることの認知度についてみると、「知っている」が 82.2%（793 人）、「知らない」が 15.3%（148 人）となっており、「知っている」が８割以上となっている。

・前回調査と比較すると、「知っている」が 3.2 ポイント（82.3-85.5）低くなっており、一方「知らない」が 4.2 ポイント（15.3-11.1）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「知っている」が 85.3%（521 人）、「知らない」が 13.3%（81 人）となっており、「知っている」が８割以上となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「知っている」が 73.0%（146 人）、「知らない」が 20.5%（41 人）となっており、「知っている」が７割以上となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「知っている」が 80.4%（78 人）、「知らない」が 17.5%（17 人）となっており、「知っている」が８割以上となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「知っている」が 84.2%（48 人）、「知らない」が 15.8%（９人）となっており、「知っている」が８割以上となっている。

【市町村比較】

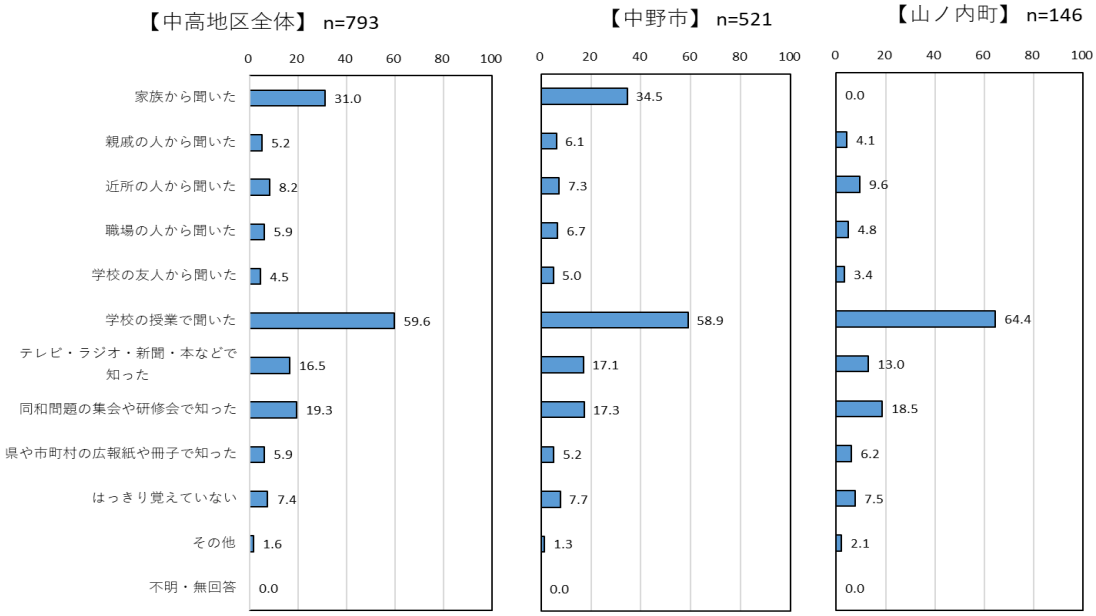
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も７割以上で「知っている」が高くなっており、「知っている」が最も高いのは『中野市』で 85.3%（521 人）、次いで『野沢温泉村』で 84.2%

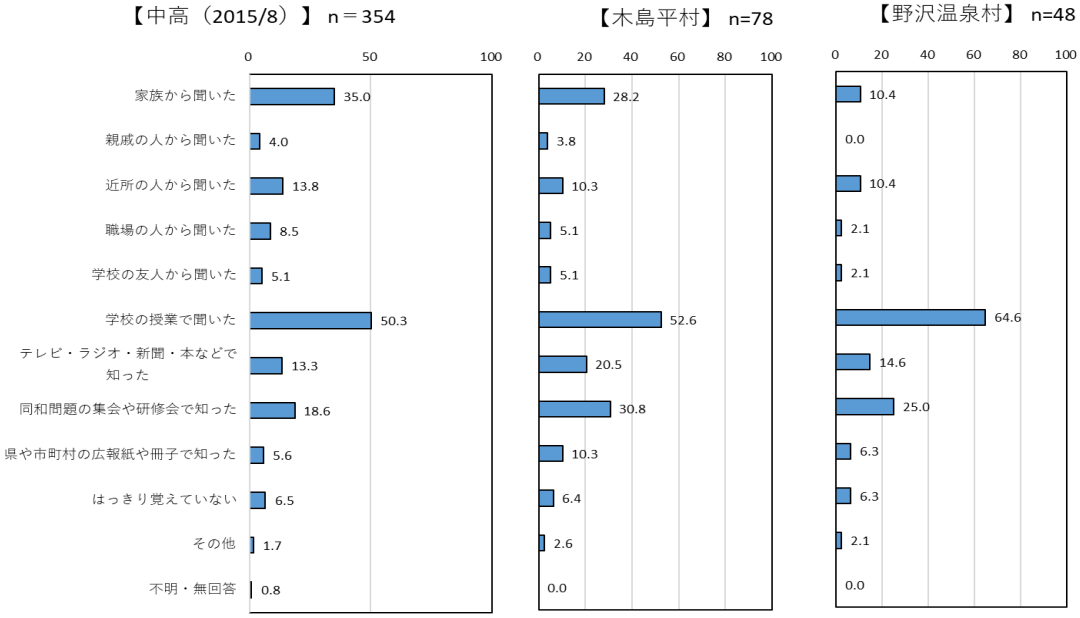
（48 人）、『木島平村』で 80.4％（78 人）の順となっている。一方、「知らない」が最も高いのは『山ノ内町』で 20.5％（41 人）、次いで『木島平村』で 17.5％（17 人）、『野沢温泉村』で 15.8％（９人）の順となっている。

問 19 で「１　知っている」を選ばれた方にお尋ねします。

問 19-1　あなたが同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（○はいくつでも）

1　家族から聞いた	7　テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
2　親戚の人から聞いた	8　同和問題の集会や研修会で知った
3　近所の人から聞いた	9　県や市町村の広報紙や冊子で知った
4　職場の人から聞いた	10　はっきり覚えていない
5　学校の友人から聞いた	11　その他（具体的に:　　）
6　学校の授業で聞いた	





【中高地区全体】

・初めて知ったきっかけについてみると、「学校の授業で聞いた」が 59.6%（473 人）、「家族から聞いた」が 31.0%（246 人）、「同和問題の集会や研修会で知った」が 19.3%（153 人）となっている。

・前回調査と比較すると、「学校の授業で聞いた」が 9.3 ポイント（59.6-50.3）、「はっきり覚えていない」が 0.9 ポイント（7.4-6.5）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「学校の授業で聞いた」が 58.9%（307 人）、次いで「家族から聞いた」が 34.5%（180 人）、「同和問題の集会や研修会で知った」が 17.3%（90 人）となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「学校の授業で聞いた」が 64.4%（94 人）、次いで「同和問題の集会や研修会で知った」が 18.5%（27 人）、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」が 13.0%（19 人）となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「学校の授業で聞いた」が 52.6%（41 人）、次いで「同和問題の集会や研修会で知った」が 30.8%（24 人）、「家族から聞いた」が 28.2%（22 人）となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「学校の授業で聞いた」が 64.6%（31 人）、次いで「同和問題の集会や研修会で知った」が 25.0%（12 人）、「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」が 14.6%（７人）となっている。

【市町村比較】

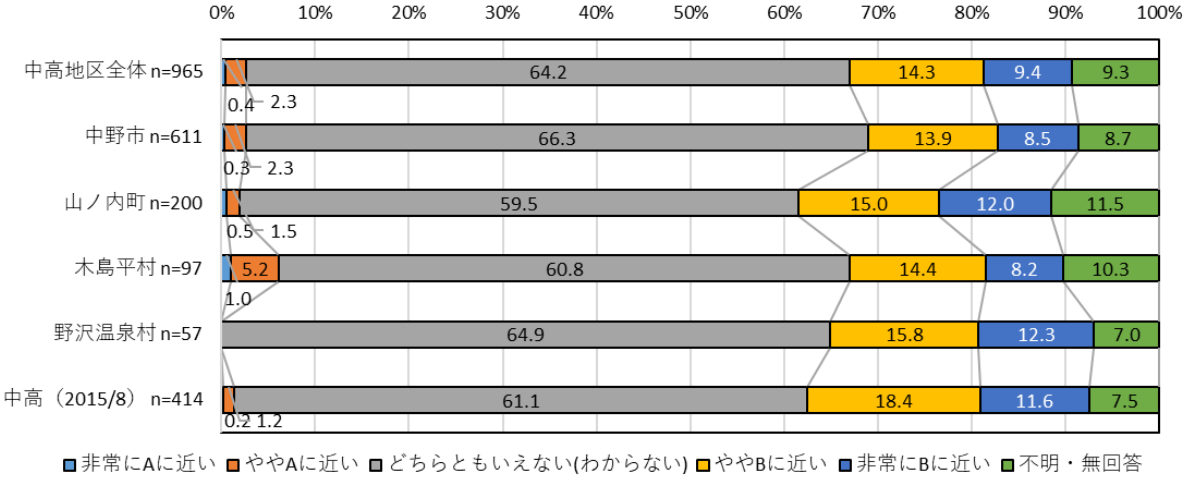
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も５割以上で「学校の授業で聞いた」が高くなっており、「学校の授業で聞い」が最も高いのは『野沢温泉村』で 64.6%（31 人）、次いで『山ノ内町』で 64.4%（94 人）、『中野市』で 58.9%（307 人）の順となっている。一方、「はっきり覚えていない」が最も高いのは『中野市』で 7.7%（40 人）、次いで『山ノ内町』で 7.5%（11 人）、『木島平村』で 6.4%（５人）の順となっている。

すべての方にお尋ねします。

問 20　あなたは、「被差別部落」という言葉を聞いたとき、どのような感情を持ちますか。次の（１）～（５）について、あなたの感情に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

＜A＞	1 非常に Aに近い	2 ややAに 近い	3 どちらとも いえない (わからない)	4 ややBに 近い	5 非常にB に近い	＜B＞
(1) 上品な	1	2	3	4	5	下品な
(2) やさしい	1	2	3	4	5	こわい
(3) 清潔な	1	2	3	4	5	不潔な
(4) 豊か	1	2	3	4	5	貧しい
(5) 働き者	1	2	3	4	5	なまけもの

問 20（１）上品な―下品な



【中高地区全体】

・「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ（A. 上品なーB. 下品な）についてみると、「どちらともいえない（わからない）」が 64.2%（620 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 14.3%（138 人）、「非常にＢに近い」が 9.4%（91 人）となっている。

・“Ａに近い”（「非常にＡに近い」+「ややＡに近い」）が 2.7%（26 人）、“Ｂに近い”（「非常にＢに近い」+「ややＢに近い」が 23.7%（229 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“Ａに近い”が 1.3 ポイント（2.7-1.4）高くなっており、一方“Ｂに近い”が 6.3 ポイント（23.7-30.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない（わからない）」が 66.3%（405 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 13.9%（85 人）、「非常にＢに近い」が 8.5%（52 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 2.6%（16 人）、“Ｂに近い”が 22.4%（137 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない（わからない）」が 59.5%（119 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 15.0%（30 人）、「非常にＢに近い」が 12.0%（24 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 2.0%（４人）、“Ｂに近い”が 27.0%（54 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 60.8%（59 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 14.4%（14 人）、「非常にＢに近い」が 8.2%（８人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 6.2%（６人）、“Ｂに近い”が 22.7%（22 人）となっており、“Ａに近い”

が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【野沢温泉村】

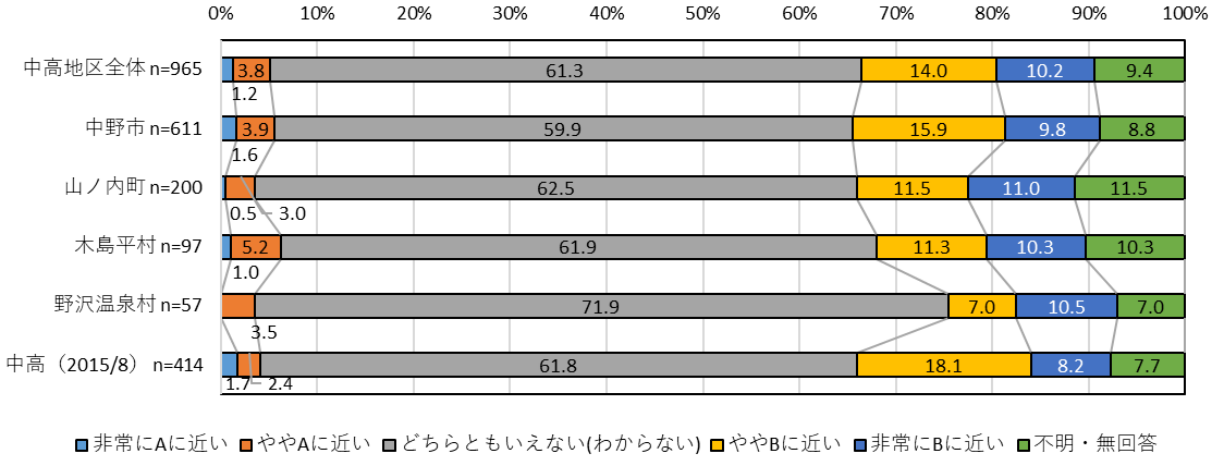
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 64.9%（37 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 15.8%（９人）、「非常にＢに近い」が 12.3%（７人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 0.0%（０人）、“Ｂに近い”が 28.1%（16 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も２割以上で“Ｂに近い”が高くなっており、“Ｂに近い”が最も高いのは『野沢温泉村』で 28.1%（16 人）、次いで『山ノ内町』で 27.0%（54 人）、『木島平村』で 22.7%（22 人）の順となっている。一方、いずれの市町村も“Ａに近い”が１割にも満たない。

問 20（２）やさしい―こわい



【中高地区全体】

・「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ（A.やさしい―B.こわい）についてみると、「どちらともいえない（わからない）」が 61.3%（592 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 14.0%（135 人）、「非常にＢに近い」が 10.2%（98 人）となっている。

・“Ａに近い”（「非常にＡに近い」+「ややＡに近い」）が 5.1%（49 人）、“Ｂに近い”（「非常にＢに近い」+「ややＢに近い」が 24.1%（233 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“Ａに近い”が 1.0 ポイント（5.1-4.1）高くなっており、一方“Ｂに近い”が 2.2 ポイント（24.1-26.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない（わからない）」が 59.9%（366 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 15.9%（97 人）、「非常にＢに近い」が 9.8%（60 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 5.6%（34 人）、“Ｂに近い”が 25.7%（157 人）となっており、“Ａに近い”

が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない（わからない）」が 62.5%（125 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 11.5%（23 人）、「非常にＢに近い」が 11.0%（22 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 3.5%（７人）、“Ｂに近い”が 22.5%（45 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 61.9%（60 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 11.3%（11 人）、「非常にＢに近い」が 10.3%（10 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 6.2%（６人）、“Ｂに近い”が 21.6%（21 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【野沢温泉村】

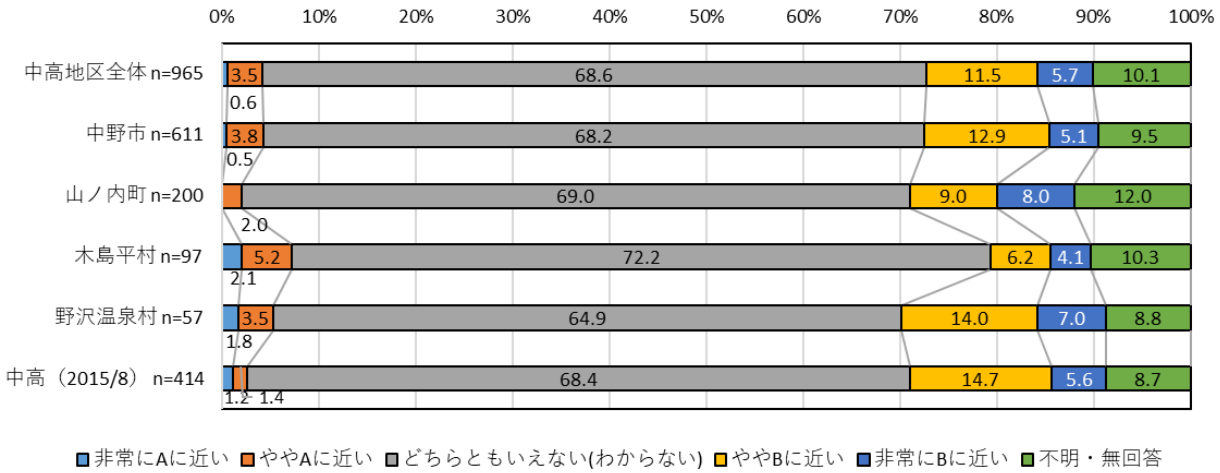
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 71.9%（41 人）で最も高く、次いで「非常にＢに近い」が 10.5%（６人）、「ややＢに近い」が 7.0%（４人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 3.5%（２人）、“Ｂに近い”が 17.5%（10 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が１割以上となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も１割以上で“Ｂに近い”が高くなっており、“Ｂに近い”が最も高いのは『中野市』で 25.7%（157 人）、次いで『山ノ内町』で 22.5%（45 人）、『木島平村』で 21.6%（21 人）の順となっている。一方、いずれの市町村も“Ａに近い”が１割にも満たない。

問 20（３）清潔な―不潔な



【中高地区全体】

・「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ（A.清潔な―B.不潔な）についてみると、「どちらともいえない（わからない）」が 68.6%（662 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 11.5%（111 人）、「非常にＢに近い」が 5.7%（55 人）となっている。

・“Ａに近い”（「非常にＡに近い」+「ややＡに近い」）が 4.1%（40 人）、“Ｂに近い”（「非常にＢに近い」+「ややＢに近い」が 17.2%（166 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が１割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“Ａに近い”が 1.5 ポイント（4.1-2.6）高くなっており、一方“Ｂに近い”が 3.1 ポイント（17.2-20.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない（わからない）」が 68.2%（417 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 12.9%（79 人）、「非常にＢに近い」が 5.1%（31 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 4.3%（26 人）、“Ｂに近い”が 18.0%（110 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が１割以上となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない（わからない）」が 69.0%（138 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 9.0%（18 人）、「非常にＢに近い」が 8.0%（16 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 2.0%（４人）、“Ｂに近い”が 17.0%（34 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が１割以上となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 72.2%（70 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 6.2%（６人）、「ややＡに近い」が 5.2%（５人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 7.2%（７人）、“Ｂに近い”が 10.3%（10 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が約１割となっている。

【野沢温泉村】

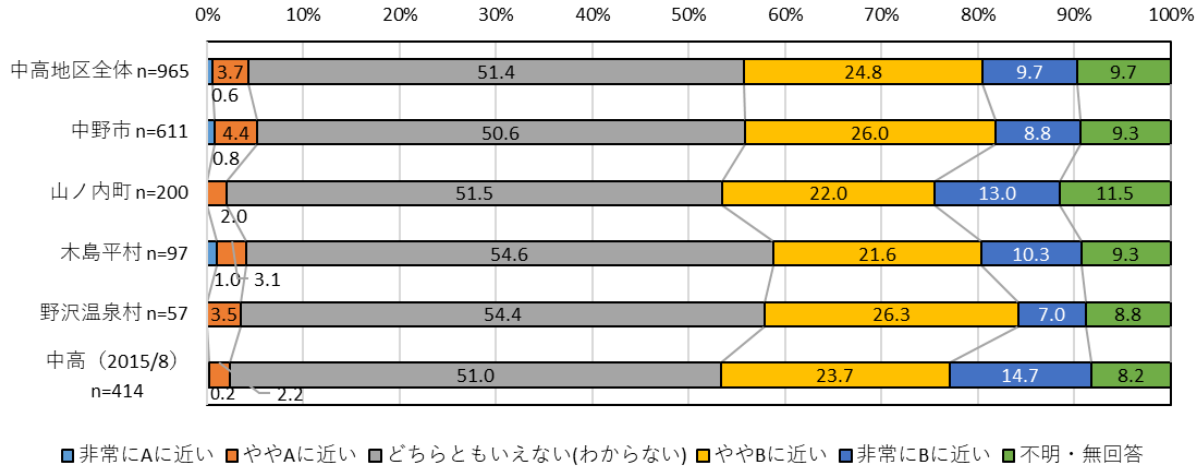
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 64.9%（37 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 14.0%（８人）、「非常にＢに近い」が 7.0%（４人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 5.3%（３人）、“Ｂに近い”が 21.1%（12 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が２割以上となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も１割以上で“Ｂに近い”が高くなっており、“Ｂに近い”が最も高いのは『野沢温泉村』で 21.1%（12 人）、次いで『中野市』で 18.0%（110 人）、『山ノ内町』で 17.0%（34 人）の順となっている。一方、いずれの市町村も“Ａに近い”が１割にも満たない。

問 20（４）豊か―貧しい



【中高地区全体】

・「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ（A.豊か―B.貧しい）についてみると、「どちらともいえない（わからない）」が 51.4%（496 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 24.8%（239 人）、「非常にＢに近い」が 9.7%（94 人）となっている。

・“Ａに近い”（「非常にＡに近い」+「ややＡに近い」）が 4.4%（42 人）、“Ｂに近い”（「非常にＢに近い」+「ややＢに近い」が 34.5%（333 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が３割以上となっている。

・前回調査と比較すると、“Ａに近い”が 2.0 ポイント（4.4-2.4）高くなっており、一方“Ｂに近い”が 3.9 ポイント（34.5-38.4）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない（わからない）」が 50.6%（309 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 26.0%（159 人）、「非常にＢに近い」が 8.8%（54 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 5.2%（32 人）、“Ｂに近い”が 34.9%（213 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が３割以上となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない（わからない）」が 51.5%（103 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 22.0%（44 人）、「非常にＢに近い」が 13.0%（26 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 2.0%（４人）、“Ｂに近い”が 35.0%（70 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が３割以上となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 54.6%（53 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 21.6%（21 人）、「非常にＢに近い」が 10.3%（10 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 4.1%（４人）、“Ｂに近い”が 32.0%（31 人）となっており、“Ａに近い”

が１割にも満たず、“Ｂに近い”が３割以上となっている。

【野沢温泉村】

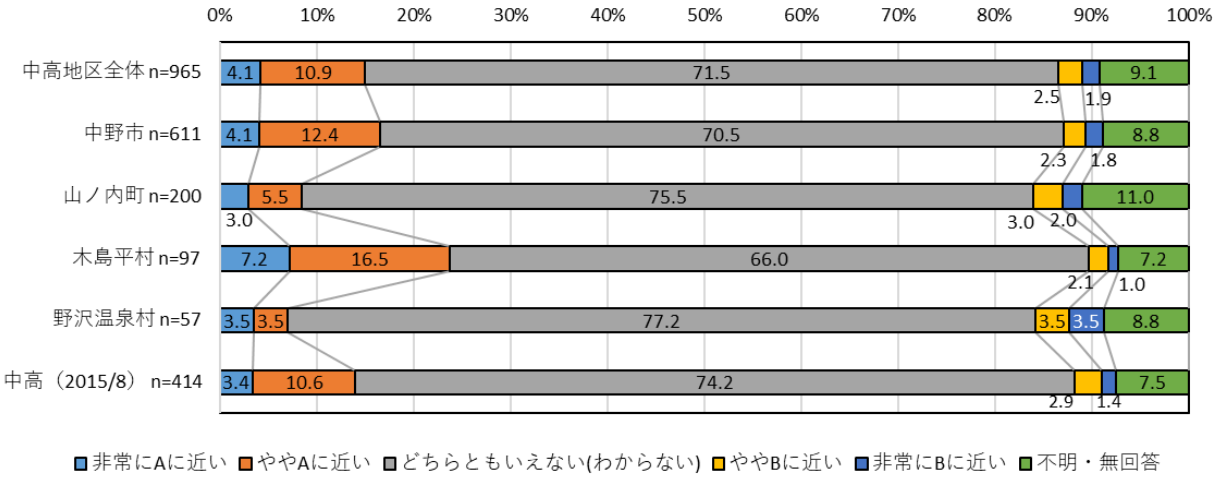
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 54.4%（31 人）で最も高く、次いで「ややＢに近い」が 26.3%（15 人）、「非常にＢに近い」が 7.0%（４人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 3.5%（２人）、“Ｂに近い”が 33.3%（19 人）となっており、“Ａに近い”が１割にも満たず、“Ｂに近い”が３割以上となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も３割以上で“Ｂに近い”が高くなっており、“Ｂに近い”が最も高いのは『山ノ内町』で 35.0%（70 人）、次いで『中野市』で 34.9%（213 人）、『野沢温泉村』で 33.3%（19 人）の順となっている。一方、いずれの市町村も“Ａに近い”が１割にも満たない。

問 20（５）働き者―なまけもの



【中高地区全体】

・「被差別部落」という言葉の感じ・イメージ（A.働き者―B.なまけもの）についてみると、「どちらともいえない（わからない）」が 71.5%（690 人）で最も高く、次いで「ややＡに近い」が 10.9%（105 人）、「非常にＡに近い」が 4.1%（40 人）となっている。

・“Ａに近い”（「非常にＡに近い」+「ややＡに近い」）が 15.0%（145 人）、“Ｂに近い”（「非常にＢに近い」+「ややＢに近い」が 4.4%（42 人）となっており、“Ａに近い”が１割以上、“Ｂに近い”が１割にも満たない。

・前回調査と比較すると、“Ａに近い”が 1.0 ポイント（15.0-14.0）高くなっており、一方“Ｂに近い”も 0.1 ポイント（4.4-4.3）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらともいえない（わからない）」が 70.5%（431 人）で最も高く、次いで「ややＡに近い」が 12.4%（76 人）、「非常にＡに近い」が 4.1%（25 人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 16.5%（101 人）、“Ｂに近い”が 4.1%（25 人）となっており、“Ａに近い”が１割以上、“Ｂに近い”が１割にも満たない。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらともいえない（わからない）」が 75.5%（151 人）で最も高く、次いで「ややＡに近い」が 5.5%（11 人）、「非常にＡに近い」「ややＢに近い」が同率で 3.0%（６人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 8.5%（17 人）、“Ｂに近い”が 5.0%（10 人）となっており、いずれも１割にも満たない。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 66.0%（64 人）で最も高く、次いで「ややＡに近い」が 16.5%（16 人）、「非常にＡに近い」が 7.2%（７人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 23.7%（23 人）、“Ｂに近い”が 3.1%（３人）となっており、“Ａに近い”が２割以上、“Ｂに近い”が１割にも満たない。

【野沢温泉村】

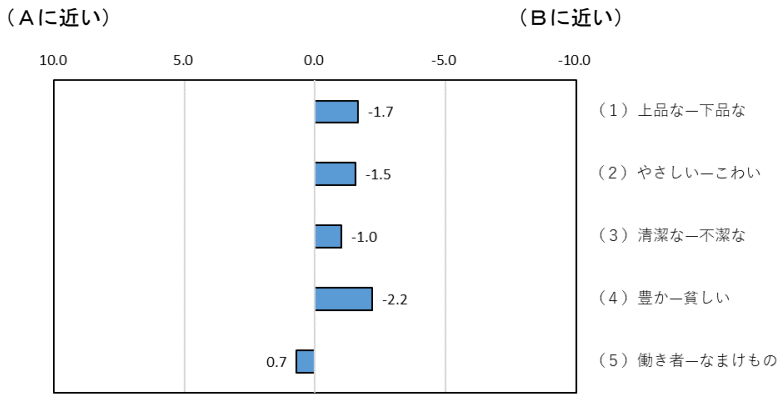
・野沢温泉村においては、「どちらともいえない（わからない）」が 77.2%（44 人）で最も高く、次いで「非常にＡに近い」「ややＡに近い」「ややＢに近い」「非常にＢに近い」が同率で 3.5%（２人）の順となっている。

・“Ａに近い”が 7.0%（４人）、“Ｂに近い”が 7.0%（４人）となっており、いずれも１割に満たない。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』で“Ａに近い”、『野沢温泉村』で“Ａに近い”“Ｂに近い”が同率で高くなっており、“Ａに近い”が最も高いのは『木島平村』で 23.7%（23 人）、次いで『中野市』で 16.5%（101 人）、『山ノ内町』で 8.5%（17 人）の順となっている。一方、いずれの市町村も“Ｂに近い”が１割にも満たない。

【設問間比較】



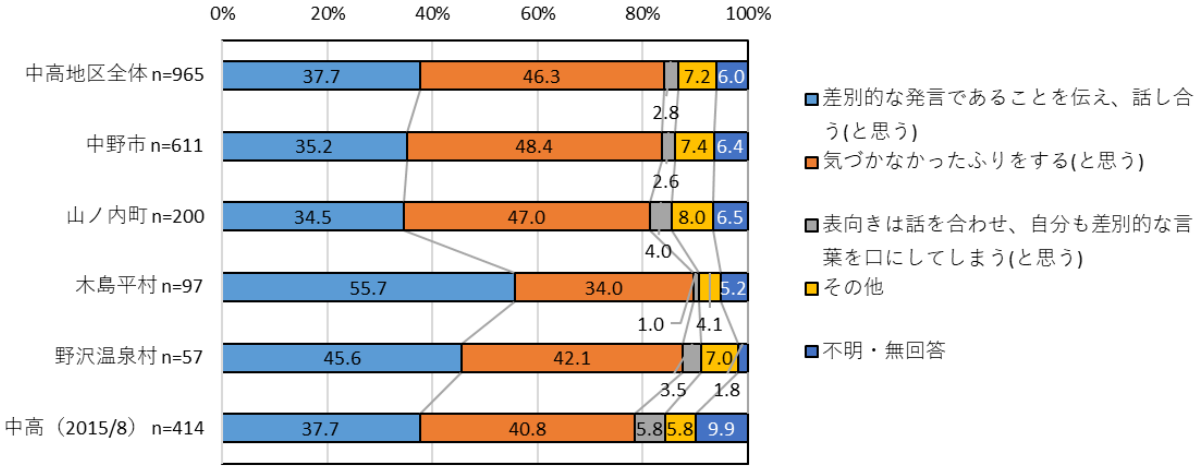
・“Ａに近い”について「働き者―なまけもの」で 0.7 となっている。一方、“Ｂに近い”について「豊か―貧しい」でマイナス 2.2 と最も高く、次いで「上品な―下品なでがマイナ

ス 1.7、「やさしい―こわい」でマイナス 1.5 の順となっている。

〈比較の方法〉
設問間比較はそれぞれの選択肢に下記のような重みを与えて回答数との加重平均値を出し比較した
・非常にＡに近い…… 10点　　・非常にＢに近い……－10点
・ややＡに近い…… ５点　　・ややＢに近い……－５点
・どちらともいえない（わからない）…… ０点

問 21　学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどのような対応をとりますか。またはとると思いますか。（○は１つ）

1　差別的な発言であることを伝え、話し合う(と思う)
2　気づかなかったふりをする(と思う)
3　表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう(と思う)
4　その他(具体的に:　　)



【中高地区全体】
・「同和地区」の人に対する差別的な発言があったときの対応についてみると、「気づかなかったふりをする（と思う）」が 46.3%（447 人）、次いで「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が 37.7%（364 人）、「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 2.8%（27 人）の順となっている。
・前回調査と比較すると、「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が前回と同率（37.7-37.7）となっており、一方「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 3.0 ポイント（2.8-5.8）低くなっている。
【中野市】
・中野市においては、「気づかなかったふりをする（と思う）」が 48.4%（296 人）、次いで「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が 35.2%（215 人）、「表向きは話を合

わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 2.6%（16 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「気づかなかったふりをする（と思う）」が 47.0%（94 人）、次いで「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が 34.5%（69 人）、「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 4.0%（８人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が 55.7%（54 人）、次いで「気づかなかったふりをする（と思う）」が 34.0%（33 人）、「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 1.0%（１人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が 45.6%（26 人）、次いで「気づかなかったふりをする（と思う）」が 42.1%（24 人）、「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」が 3.5%（２人）の順となっている。

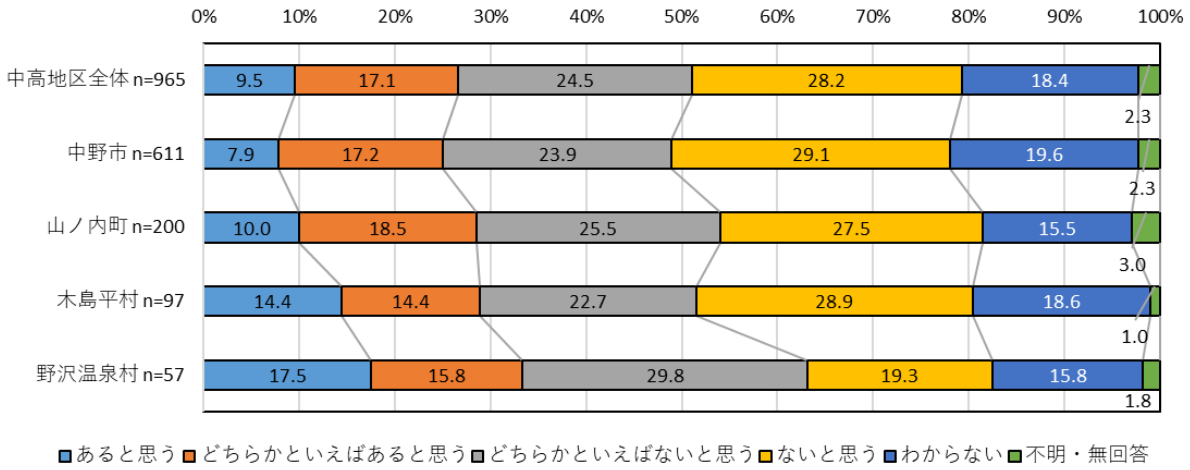
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』が「気づかなかったふりをする（と思う）」、『木島平村』『野沢温泉村』が「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」が高くなっており、「気づかなかったふりをする（と思う）」が最も高いのは『中野市』で 48.4%（296 人）、次いで『山ノ内町』で 47.0%（94 人）、『野沢温泉村』で 42.1%（24 人）の順となっている。一方、「表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）」がいずれの市町村も１割にも満たない。

問 22　あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次にみられるような人権侵害や問題などがあると思いますか。次の（１）～（６）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 あると思う	2 どちらかといえばあると思う	3 どちらかといえばないと思う	4 ないと思う	5 わからない
（1）就職のときや職場で不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
（2）地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること	1	2	3	4	5
（3）身元調査をされること	1	2	3	4	5
（4）行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること	1	2	3	4	5
（5）インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	1	2	3	4	5
（6）インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	1	2	3	4	5

（１）就職のときや職場で不利な扱いを受けること



【中高地区全体】

・就職のときや職場で不利な扱いを受けることについてみると、「ないと思う」が 28.2%（272 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 24.5%（236 人）、「わからな

い」が 18.4%（178 人）の順となっている。
・“あると思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 26.6%（257 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 52.6%（508 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 26.0 ポイント高くなっている。

【中野市】
・中野市においては、「ないと思う」が 29.1%（178 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 23.9%（146 人）、「わからない」が 19.6%（120 人）の順となっている。
・“あると思う”が 25.0%（153 人）、“ないと思う”が 53.0%（324 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 28.0 ポイント高くなっている。

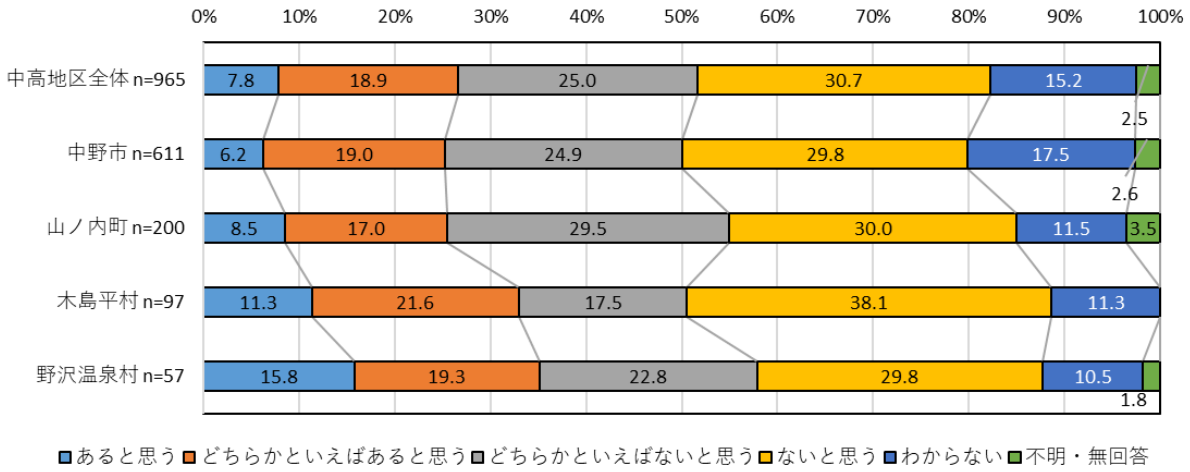
【山ノ内町】
・山ノ内町においては、「ないと思う」が 27.5%（55 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 25.5%（51 人）、「どちらかといえばあると思う」が 18.5%（37 人）の順となっている。
・“あると思う”が 28.5%（57 人）、“ないと思う”が 53.0%（106 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 24.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】
・木島平村においては、「ないと思う」が 28.9%（28 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 22.7%（22 人）、「わからない」が 18.6%（18 人）の順となっている。
・“あると思う”が 28.9%（28 人）、“ないと思う”が 51.5%（50 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 22.6 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばないと思う」が 29.8%（17 人）で最も高く、次いで「ないと思う」が 19.3%（11 人）、「あると思う」が 17.5%（10 人）の順となっている。
・“あると思う”が 33.3%（19 人）、“ないと思う”が 49.1%（28 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 15.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】
・4 市町村を比較すると、いずれの市町村も“ないと思う”が高くなっており、“ないと思う”が最も高いのは『中野市』『山ノ内町』が同率で 53.0%（324 人）（106 人）、次いで『木島平村』で 51.5%（50 人）の順となっている。一方、“あると思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 33.3%（19 人）、次いで『木島平村』で 28.9%（28 人）、『山ノ内町』で 28.5%（57 人）の順となっている。

（２）地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること



【中高地区全体】

・地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けることについてみると、「ないと思う」が 30.7%（296 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 25.0%（241 人）、「どちらかといえばあると思う」が 18.9%（182 人）の順となっている。

・“ある思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 26.6%（257 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 55.6%（537 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 29.0 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「ないと思う」が 29.8%（182 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 24.9%（152 人）、「どちらかといえばあると思う」が 19.0%（116 人）の順となっている。

・“あると思う”が 25.2%（154 人）、“ないと思う”が 54.7%（334 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 29.5 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「ないと思う」が 30.0%（60 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 29.5%（59 人）、「どちらかといえばあると思う」が 17.0%（34 人）の順となっている。

・“あると思う”が 25.5%（51 人）、“ないと思う”が 59.5%（119 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 34.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「ないと思う」が 38.1%（37 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 21.6%（21 人）、「どちらかといえばないと思う」が 17.5%（17 人）の順となっている。

・“あると思う”が 33.0%（32 人）、“ないと思う”が 55.7%（54 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 22.7 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

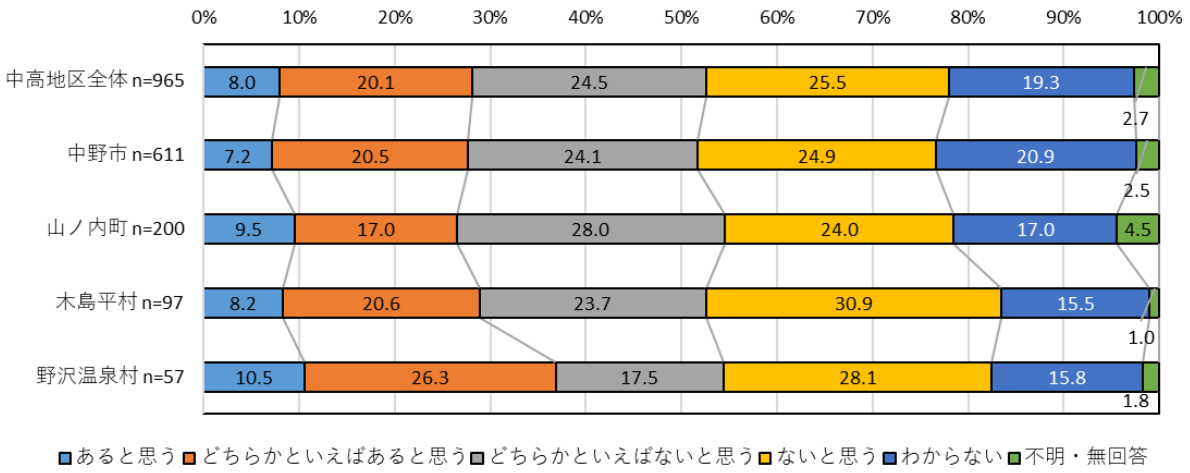
・野沢温泉村においては、「ないと思う」が 29.8%（17 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 22.8%（13 人）、「どちらかといえばあると思う」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“あると思う”が 35.1%（20 人）、“ないと思う”が 52.6%（30 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 17.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・4 市町村を比較すると、いずれの市町村も“ないと思う”が高くなっており、“ないと思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 59.5%（119 人）、次いで『木島平村』で 55.7%（54 人）、『中野市』で 54.7%（334 人）の順となっている。一方、“あると思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 35.1%（20 人）、次いで『木島平村』で 33.0%（32 人）、『山ノ内町』で 25.5%（51 人）の順となっている。

（3）身元調査をされること



【中高地区全体】

・身元調査をされることについてみると、「ないと思う」が 25.5%（246 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 24.5%（236 人）、「どちらかといえばあると思う」が 20.1%（194 人）の順となっている。

・“あると思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 28.1%（271 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 49.9%（482 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 21.8 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「ないと思う」が 24.9%（152 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 24.1%（147 人）、「わからない」が 20.9%（128 人）の順となっている。

・“あると思う”が 27.7%（169 人）、“ないと思う”が 48.9%（299 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 21.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばないと思う」が 28.0%（56 人）で最も高く、次いで「ないと思う」が 24.0%（48 人）、「どちらかといえばあると思う」「わからない」が同率で 17.0%（34 人）の順となっている。

・“あると思う”が 26.5%（53 人）、“ないと思う”が 52.0%（104 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 25.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「ないと思う」が 30.9%（30 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 23.7%（23 人）、「どちらかといえばあると思う」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“あると思う”が 28.9%（28 人）、“ないと思う”が 54.6%（53 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 25.7 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

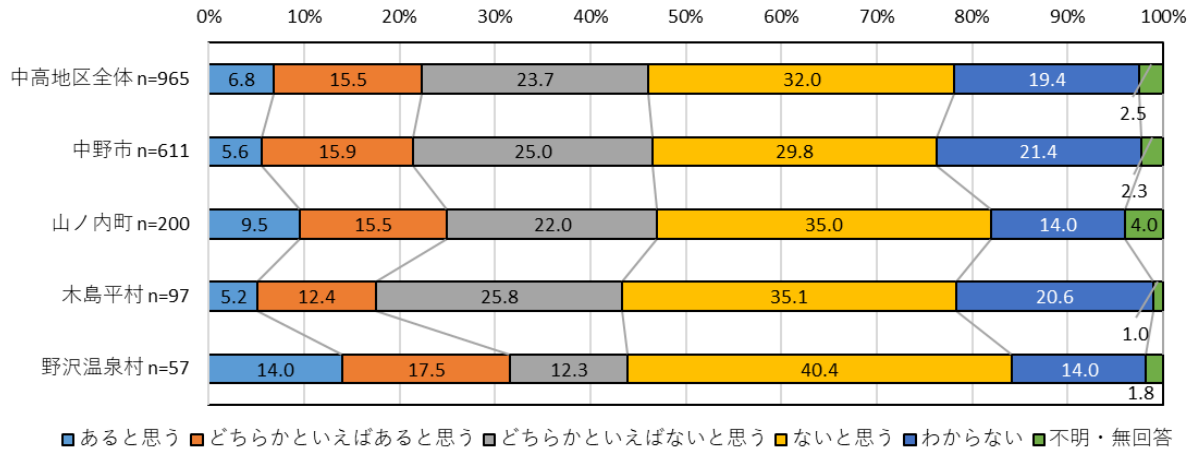
・野沢温泉村においては、「ないと思う」が 28.1%（16 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 26.3%（15 人）、「どちらかといえばないと思う」が 17.5%（10 人）の順となっている。

・“あると思う”が 36.8%（21 人）、“ないと思う”が 45.6%（26 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 8.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・4 市町村を比較すると、いずれの市町村も“ないと思う”が高くなっており、“ないと思う”が最も高いのは『木島平村』で 54.6%（53 人）、次いで『山ノ内町』で 52.0%（104 人）、『中野市』で 48.9%（299 人）の順となっている。一方、“あると思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 36.8%（21 人）、次いで『木島平村』で 28.9%（28 人）、『中野市』で 27.7%（169 人）の順となっている。

（4）行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること



【中高地区全体】

・行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせることについてみると、「ないと思う」が 32.0%（309 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 23.7%（229 人）、「わからない」が 19.4%（187 人）の順となっている。

・“あると思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 22.4%（216 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 55.8%（538 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 33.4 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「ないと思う」が 29.8%（182 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 25.0%（153 人）、「わからない」が 21.4%（131 人）の順となっている。

・“あると思う”が 21.4%（131 人）、“ないと思う”が 54.8%（335 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 33.4 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「ないと思う」が 35.0%（70 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 22.0%（44 人）、「どちらかといえばあると思う」が 15.5%（31 人）の順となっている。

・“あると思う”が 25.0%（50 人）、“ないと思う”が 57.0%（114 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 32.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「ないと思う」が 35.1%（34 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 25.8%（25 人）、「わからない」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“あると思う”が 17.5%（17 人）、“ないと思う”が 60.8%（59 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 43.3 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

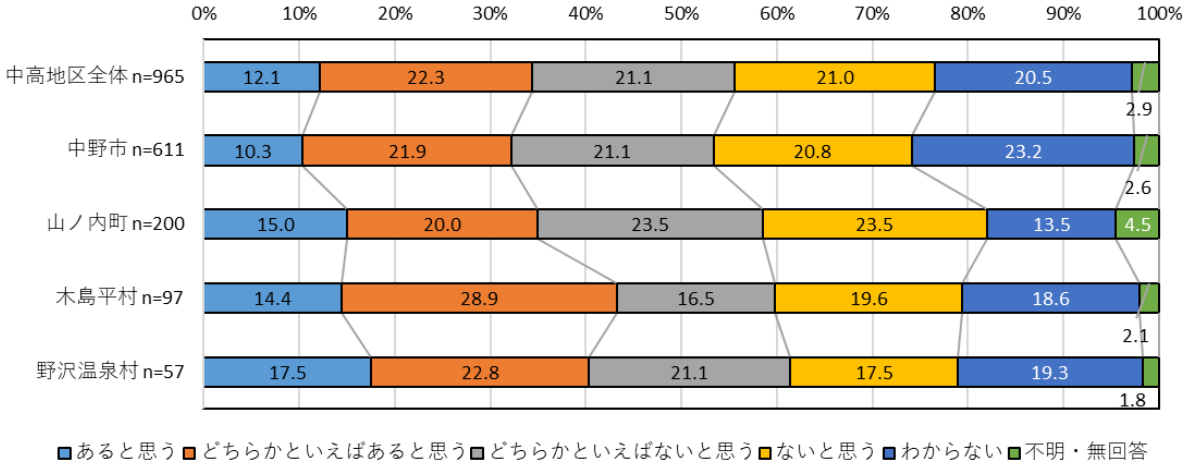
・野沢温泉村においては、「ないと思う」が 40.4%（23 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 17.5%（10 人）、「あると思う」「わからない」が同率で 14.0%（８人）の順となっている。

・“あると思う”が 31.6%（18 人）、“ないと思う”が 52.6%（30 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 21.0 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“ないと思う”が高くなっており、“ないと思う”が最も高いのは『木島平村』で 60.8%（59 人）、次いで『山ノ内町』で 57.0%（114 人）、『中野市』で 54.8%（335 人）の順となっている。一方、“あると思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 31.6%（18 人）、次いで『山ノ内町』で 25.0%（50 人）、『中野市』で 21.4%（131 人）の順となっている。

（５）インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること



【中高地区全体】

・インターネット上に誹謗中傷等が掲載されることについてみると、「どちらかといえばあると思う」が 22.3%（215 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 21.1%（204 人）、「ないと思う」が 21.0%（203 人）の順となっている。

・“あると思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 34.4%（332 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 42.2%（407 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 7.8 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「どちらかといえばあると思う」が 21.9%（134 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 21.1%（129 人）、「ないと思う」が 20.8%（127 人）の順となっている。

・“あると思う”が 32.2%（197 人）、“ないと思う”が 41.9%（256 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 9.7 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「どちらかといえばないと思う」「ないと思う」が同率で 23.5%（47 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 20.0%（40 人）の順となっている。

・“あると思う”が 35.0%（70 人）、“ないと思う”47.0%（94 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 12.0 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばあると思う」が 28.9%（28 人）で最も高く、次いで「ないと思う」が 19.6%（19 人）、「わからない」が 18.6%（18 人）の順となっている。

・“あると思う”が 43.3%（42 人）、“ないと思う”が 36.1%（35 人）と“あると思う”が“ないと思う”に比べ 7.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

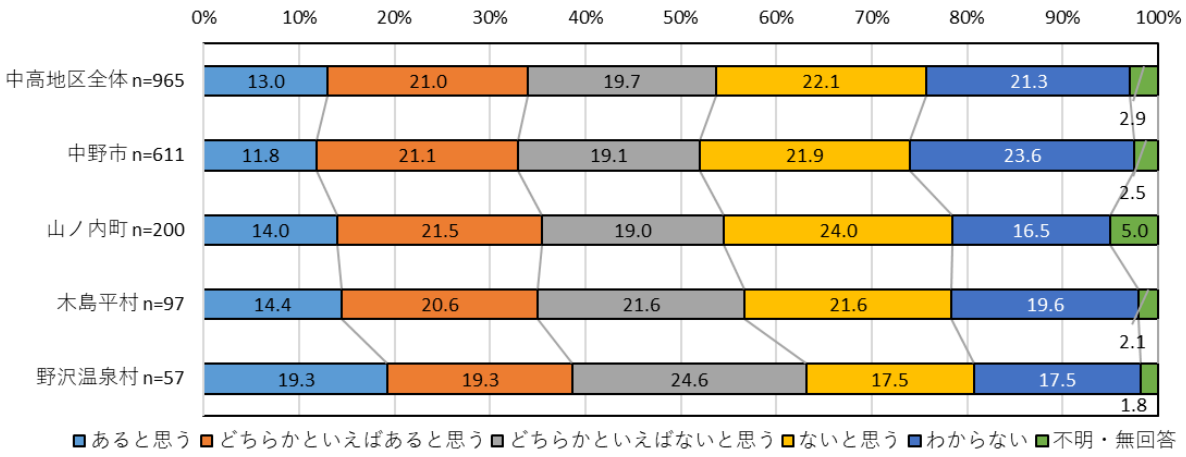
・野沢温泉村においては、「どちらかといえばあると思う」が 22.8%（13 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばないと思う」が 21.1%（12 人）、「わからない」が 19.3%（11 人）の順となっている。

・“あると思う”が 40.4%（23 人）、“ないと思う”が 38.6%（22 人）と“あると思う”が“ないと思う”に比べ 1.8 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・4 市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』が“ないと思う”、『木島平村』『野沢温泉村』が“あると思う”が高くなっており、“あると思う”が最も高いのは『木島平村』で 43.3%（42 人）、次いで『野沢温泉村』で 40.4%（23 人）、『山ノ内町』で 35.0%（70 人）の順となっている。一方、“ないと思う”が最も高いのは『山ノ内町』で 47.0%（94 人）、次いで『中野市』で 41.9%（256 人）、『野沢温泉村』で 38.6%（22 人）の順となっている。

（6）インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること



【中高地区全体】

・インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されることについてみると、「ないと思う」が 22.1%（213 人）で最も高く、次いで「わからない」が 21.3%（206 人）、「どちらかといえばあると思う」が 21.0%（203 人）の順となっている。

・“あると思う”（「あると思う」+「どちらかといえばあると思う」）が 34.0%（328 人）、“ないと思う”（「どちらかといえばないと思う」+「ないと思う」）が 41.8%（403 人）となっており、“ないと思う”が“あると思う”に比べ 7.8 ポイント高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「わからない」が 23.6%（144 人）で最も高く、次いで「ないと思う」が 21.9%（134 人）、「どちらかといえばあると思う」が 21.1%（129 人）の順となっている。

・“あると思う”が 32.9%（201 人）、“ないと思う”が 41.1%（251 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 8.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「ないと思う」が 24.0%（48 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 21.5%（43 人）、「どちらかといえばないと思う」が 19.0%（38 人）の順となっている。

・“あると思う”が 35.5%（71 人）、“ないと思う”が 43.0%（86 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 7.5 ポイント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「どちらかといえばないと思う」「ないと思う」が同率で 21.6%（21 人）で最も高く、次いで「どちらかといえばあると思う」が 20.6%（20 人）の順となっている。

・“あると思う”が 35.1%（34 人）、“ないと思う”が 43.3%（42 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 8.2 ポイント高くなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「どちらかといえばないと思う」が 24.6%（14 人）で最も高く、次いで「あると思う」「どちらかといえばあると思う」が同率で 19.3%（11 人）の順となっている。

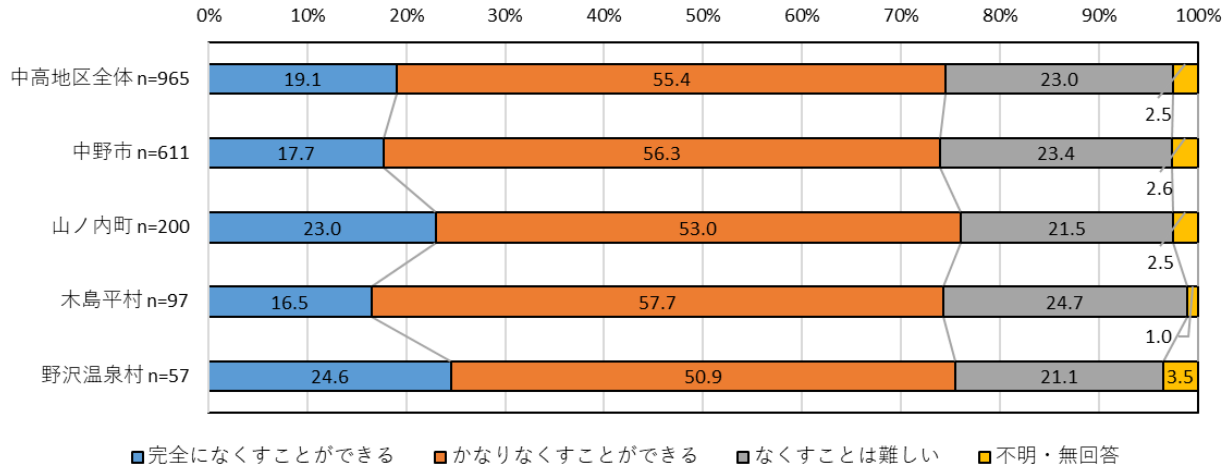
・“あると思う”が 38.6%（22 人）、“ないと思う”が 42.1%（24 人）と“ないと思う”が“あると思う”に比べ 3.5 ポイント高くなっている。

【市町村比較】

・4 市町村を比較すると、いずれの市町村も“ないと思う”が高くなっており、“ないと思う”が最も高いのは『木島平村』で 43.3%（42 人）、次いで『山ノ内町』で 43.0%（86 人）、『野沢温泉村』で 42.1%（24 人）の順となっている。一方、“あると思う”が最も高いのは『野沢温泉村』で 38.6%（22 人）、次いで『山ノ内町』で 35.5%（71 人）、『木島平村』で 35.1%（34 人）の順となっている。

問 23　部落差別は将来なくすことができると思いますか。（○は１つ）

1　完全になくすことができる
2　かなりなくすことができる
3　なくすことは難しい



【中高地区全体】

・部落差別は将来なくすことができるかについてみると、「かなりなくすことができる」が 55.4%（535 人）で最も高く、次いで「なくすことは難しい」が 23.0%（222 人）、「完全になくすことができる」が 19.1%（184 人）の順となっている。

・“なくすことができる”（「完全になくすことができる」+「かなりなくすことができる」）が 74.5%（719 人）となっており、“なくすことができる”が「なくすことは難しい」に比べ約 3.2 倍で、その差は 51.5 ポイントとなっている。

【中野市】

・中野市においては、「かなりなくすことができる」が 56.3%（344 人）で最も高く、次いで「なくすことは難しい」が 23.4%（143 人）、「完全になくすことができる」が 17.7%（108 人）の順となっている。

・“なくすことができる”が 74.0%（452 人）となっており、“なくすことができる”が「なくすことは難しい」に比べ約 3.2 倍で、その差は 50.6 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「かなりなくすことができる」が 53.0%（106 人）で最も高く、次いで「完全になくすことができる」が 23.0%（46 人）、「なくすことは難しい」が 21.5%（43 人）の順となっている。

・“なくすことができる”が 76.0%（152 人）となっており、“なくすことができる”が「なくすことは難しい」に比べ約 3.5 倍で、その差は 54.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「かなりなくすことができる」が 57.7%（56 人）で最も高く、次いで「なくすことは難しい」が 24.7%（24 人）、「完全になくすことができる」が 16.5%（16 人）の順となっている。

・“なくすことができる”が 74.2%（72 人）となっており、“なくすことができる”が「なくすことは難しい」に比べ３倍で、その差は 49.5 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「かなりなくすことができる」が 50.9%（29 人）で最も高く、次

いで「完全になくすことができる」が 24.6%（14 人）、「なくすことは難しい」が 21.1%（12 人）の順となっている。

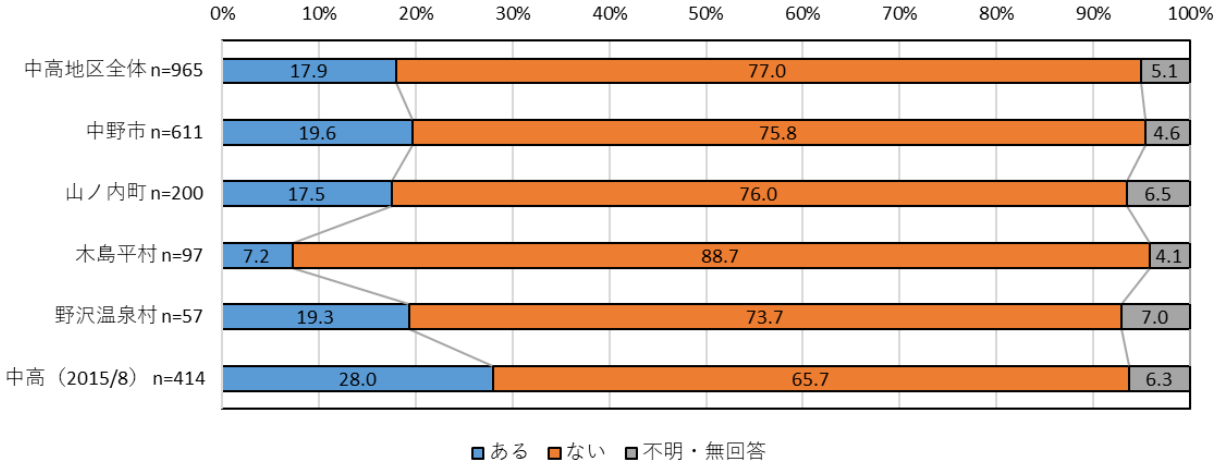
・“なくすことができる”が 75.5%（43 人）となっており、“なくすことができる”が「なくすことは難しい」に比べ約 3.6 倍で、その差は 54.4 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“なくすことができる”が高くなっており、“なくすことができる”が最も高いのは『山ノ内町』で 76.0%（152 人）、次いで『野沢温泉村』で 75.5%（43 人）、『木島平村』で 74.2%（72 人）の順となっている。一方、「なくすことは難しい」が最も高いのは『木島平村』で 24.7%（24 人）、次いで『中野市』で 23.4%（143 人）、『山ノ内町』で 21.5%（43 人）の順となっている。

問 24　あなたは、「同和地区はこわい」というような話を聞いたことがありますか。（○は１つ）

1　ある　→　問24-1、24-2、24-3へお進みください	2　ない　→　問25へお進みください



【中高地区全体】

・「同和地区はこわい」という話を聞いたことの有無についてみると、「ない」が 77.0%（743 人）、「ある」が 17.9%（173 人）となっている。

・前回調査と比較すると、「ない」が 11.3 ポイント（77.0-65.7）高くなっており、一方「ある」が 10.1 ポイント（17.9-28.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「ない」が 75.8%（463 人）、「ある」が 19.6%（120 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 3.9 倍で、その差は 56.2 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「ない」が 76.0%（152 人）、「ある」が 17.5%（35 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 4.3 倍で、その差は 58.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「ない」が 88.7%（86 人）、「ある」が 7.2%（７人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 12.3 倍で、その差 81.5 はポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「ない」が 73.7%（42 人）、「ある」が 19.3%（11 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 3.8 倍で、その差は 54.4 ポイントとなっている。

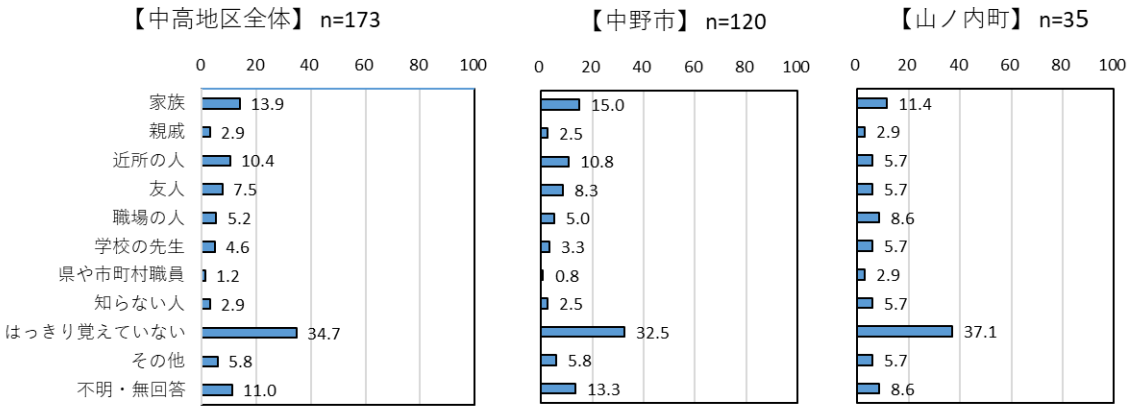
【市町村比較】

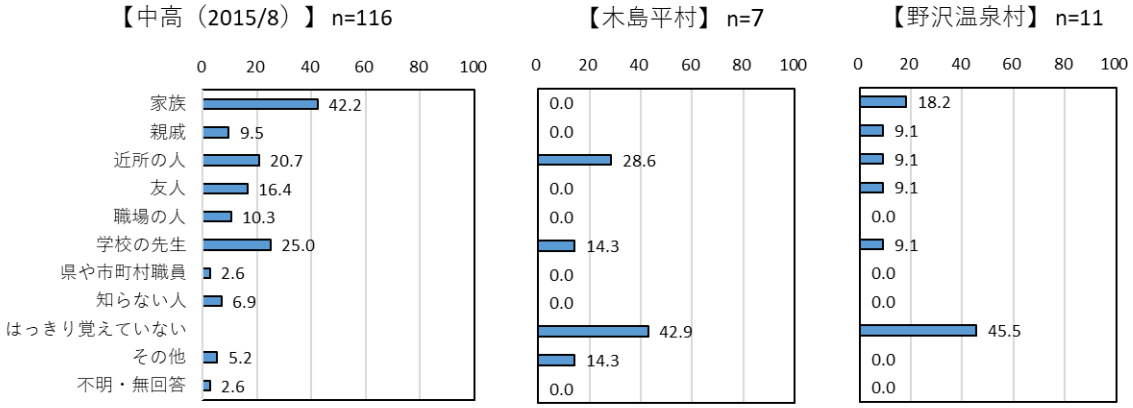
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「ない」が高くなっており、「ない」が最も高いのは『木島平村』で 88.7%（86 人）、次いで『山ノ内町』で 76.0%（152 人）、『中野市』で 75.8%（463 人）の順となっている。一方、「ある」が最も高いのは『中野市』で 19.6%（120 人）、次いで『野沢温泉村』で 19.3%（11 人）、『山ノ内町』で 17.5%（35 人）の順となっている。

問 24 で「１　ある」を選ばれた方にお尋ねします。

問 24-１　こわいという話を誰から聞きましたか。（○は１つ）

１　家族	６　学校の先生
２　親戚	７　県や市町村の職員
３　近所の人	８　知らない人
４　友人	９　はっきり覚えていない
５　職場の人	10　その他（具体的に:　　）





【中高地区全体】

・こわいという話を誰から聞いたかについてみると、「はっきり覚えていない」が 34.7%（60 人）、次いで「家族」が 13.9%（24 人）、「近所の人」が 10.4%（18 人）の順となっている。

【中野市】

・中野市においては、「はっきり覚えていない」が 32.5%（39 人）、次いで「家族」が 15.0%（18 人）、「近所の人」が 10.8%（13 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「はっきり覚えていない」が 37.1%（13 人）、次いで「家族」が 11.4%（４人）、「職場の人」が 8.6%（３人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「はっきり覚えていない」が 42.9%（３人）、次いで「近所の人」が 28.6%（２人）、「学校の先生」が 14.3%（１人）の順となっている。

【野沢温泉村】

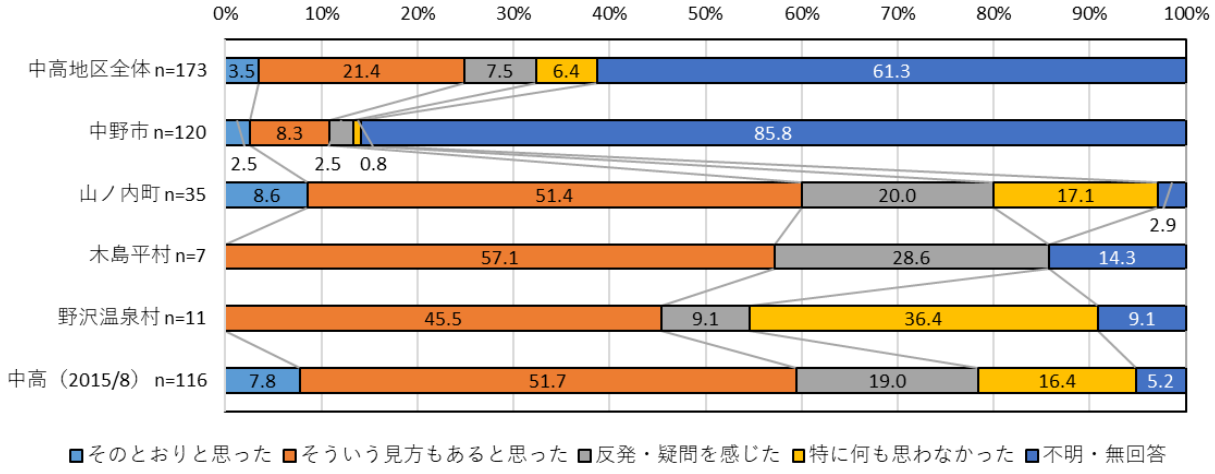
・野沢温泉村においては、「はっきり覚えていない」が 45.5%（５人）、次いで「家族」が 18.2%（２人）、「親戚」「近所の人」「友人」「学校の先生」が同率で 9.1%（１人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「はっきり覚えていない」が高くなっており、「はっきり覚えていない」が最も高いのは『野沢温泉村』で 45.5%（５人）、次いで『木島平村』で 42.9%（３人）、『山ノ内町』で 37.1%（13 人）の順となっている。また、「家族」が最も高いのは『野沢温泉村』で 18.2%（２人）、次いで『中野市』で 15.0%（18 人）、『山ノ内町』で 11.4%（４人）、「近所の人」が最も高いのは『木島平村』で 28.6%（２人）、次いで『中野市』で 10.8%（13 人）、『野沢温泉村』で 9.1%（１人）の順となっている。

問 24-２　その話を聞いたときどう感じましたか。（○は１つ）

1　そのとおりだと思った
2　そういう見方もあると思った
3　反発・疑問を感じた
4　特に何も思わなかった



【中高地区全体】

・話を聞いたときの感想についてみると、「そういう見方もあると思った」が 21.4%（37 人）で最も高く、次いで「反発・疑問を感じた」が 7.5%（13 人）、「特に何も思わなかった」が 6.4%（11 人）の順となっている。

・“そのとおりである”（「そのとおりだと思った」+「そういう見方もあると思った」）が 24.9%（43 人）となっており、“そのとおりである”が「反発・疑問を感じた」に比べ約 3.3 倍で、その差は 17.4 ポイントとなっている。

・前回調査と比較すると、“そのとおりである”が 34.6 ポイント（24.9-59.5）低くなっており、一方「反発・疑問を感じた」が 11.5 ポイント（7.5-19.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「そういう見方もあると思った」が 8.3%（10 人）で最も高く、次いで「そのとおりだと思った」「反発・疑問を感じた」が同率で 2.5%（３人）の順となっている。

・“そのとおりである”が 10.8%（13 人）となっており、“そのとおりである”が「反発・疑問を感じた」に比べ約 4.3 倍で、その差は 8.3 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「そういう見方もあると思った」が 51.4%（18 人）で最も高く、次いで「反発・疑問を感じた」が 20.0%（７人）、「特に何も思わなかった」が 17.1%（６人）の順となっている。

・“そのとおりである”が 60.0%（21 人）となっており、“そのとおりである”が「反発・疑問を感じた」に比べ３倍で、その差は 40.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「そういう見方もあると思った」が 57.1%（４人）で最も高く、次いで「反発・疑問を感じた」が 28.6%（２人）の順となっている。

・“そのとおりである”が 57.1%（４人）となっており、“そのとおりである”が「反発・疑問を感じた」に比べ２倍で、その差は 28.5 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「そういう見方もあると思った」が 45.5%（５人）で最も高く、次いで「特に何も思わなかった」が 36.4%（４人）、「反発・疑問を感じた」が 9.1%（１人）の順となっている。

・“そのとおりである”が 45.5%（５人）となっており、“そのとおりである”が「反発・疑問を感じた」に比べ５倍で、その差は 36.4 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も“そのとおりである”が高くなっており、“そのとおりである”が最も高いのは『山ノ内町』で 60.0%（21 人）、次いで『木島平村』で 57.1%（４人）、『野沢温泉村』で 45.5%（５人）の順となっている。一方、「反発・疑問を感じた」が最も高いのは『木島平村』で 28.6%（２人）、次いで『山ノ内町』で 20.0%（７人）、『野沢温泉村』で 9.1%（１人）の順となっている。

問 24-３　それは、どんな内容でしたか。（自由記載）

「同和地区はこわい」というような話を「聞いたことがある」とした 173 人のうち、自由記載への記入は 70 人であった。

「なぜこわいといったのかわからなかった」「親は仲よくしてはいけないと言っていましたが、私は関係なくお友達でいました。現在も仲良くしています」など、「同和地区はこわい」という話を否定する記載は自由記載回答者の 7.5%（13 人）とわずかである。

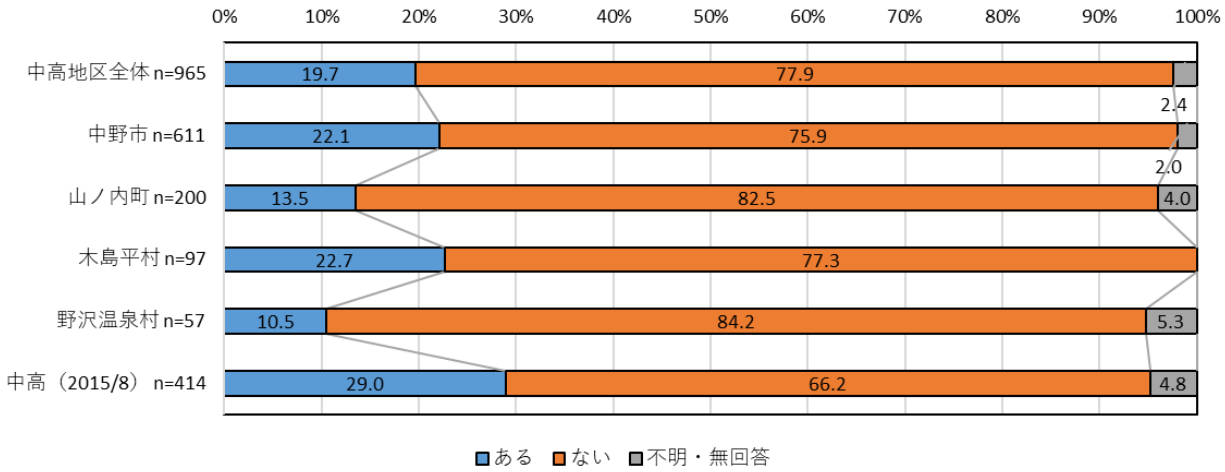
一方、職業や歴史に関する間違った理解や認識不足、「同和地区」に対する強いマイナスイメージや固定観念、差別的な思い込みや偏見、回答者自身の意見や感想としての記述が多くみられた。

問 24-3 の自由記載回答者数は調査回答者全体の 7.3%であるが、根強い差別意識が残されていることに留意しなければならない。

すべての方にお尋ねします。

問 25　あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがありますか。（○は１つ）

1　ある　　2　ない



【中高地区全体】

・同和地区の人との結婚でもめたり、反対されたことについてみると、「ない」が 77.9%（752 人）、「ある」が 19.7%（190 人）となっている。

・前回調査と比較すると、「ない」で 11.7 ポイント（77.9-66.2）高くなっており、一方「ない」が 9.3 ポイント（19.7-29.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「ない」が 75.9%（464 人）、「ある」が 22.1%（135 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 3.4 倍で、その差は 53.8 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「ない」が 82.5%（165 人）、「ある」が 13.5%（27 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 6.1 倍で、その差は 69.0 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「ない」が 77.3%（75 人）、「ある」が 22.7%（22 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 3.4 倍で、その差は 54.6 ポイントとなっている。

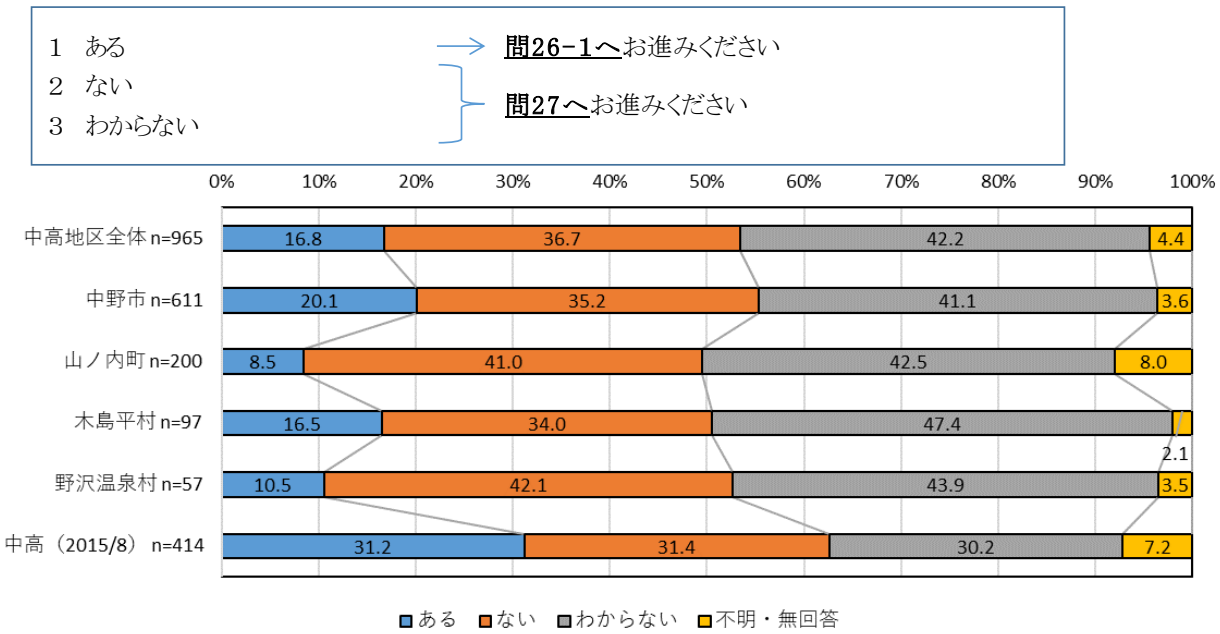
【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「ない」が 84.2%（48 人）、「ある」が 10.5%（６人）となっており、「ない」が「ある」に比べ８倍で、その差は 73.7 ポイントとなっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「ない」が高くなっており、「ない」が最も高いのは『野沢温泉村』で 84.2%（48 人）、次いで『山ノ内町』で 82.5%（165 人）、『木島平村』で 77.3%（75 人）の順となっている。一方、「ある」が最も高いのは『木島平村』で 22.7%（22 人）、次いで『中野市』で 22.1%（135 人）、『山ノ内町』で 13.5%（27 人）の順となっている。

問 26　あなたは、同和地区の人との付き合いはありますか。（○は１つ）



【中高地区全体】

・同和地区居住者との付き合いの有無についてみると、「わからない」が 42.2%（407 人）と最も高く、次いで「ない」が 36.7%（354 人）、「ある」が 16.8%（162 人）、の順となっている。

・前回調査と比較すると、「ない」で 5.3 ポイント（36.7-31.4）高くなっており、一方「ある」が 14.4 ポイント（16.8-31.2）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「わからない」が 41.1%（251 人）と最も高く、次いで「ない」が 35.2%（215 人）、「ある」が 20.1%（123 人）となっており、「ない」が「ある」に比べ約 1.7 倍で、その差は 15.1 ポイントとなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「わからない」が 42.5%（85 人）、次いで「ない」が 41.0%（82 人）、「ある」が 8.5%（17 人）の順となっており、「ない」が「ある」に比べ約 4.8 倍で、その差は 32.5 ポイントとなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「わからない」が 47.4%（46 人）、次いで「ない」が 34.0%（33 人）、「ある」が 16.5%（16 人）の順となっており、「ない」が「ある」に比べ約 2.1 倍で、その差は 17.5 ポイントとなっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「わからない」が 43.9%（25 人）、次いで「ない」が 42.1%（24 人）、「ある」が 10.5%（６人）の順となっており、「ない」が「ある」に比べ４倍で、その差は 31.6 ポイントとなっている。

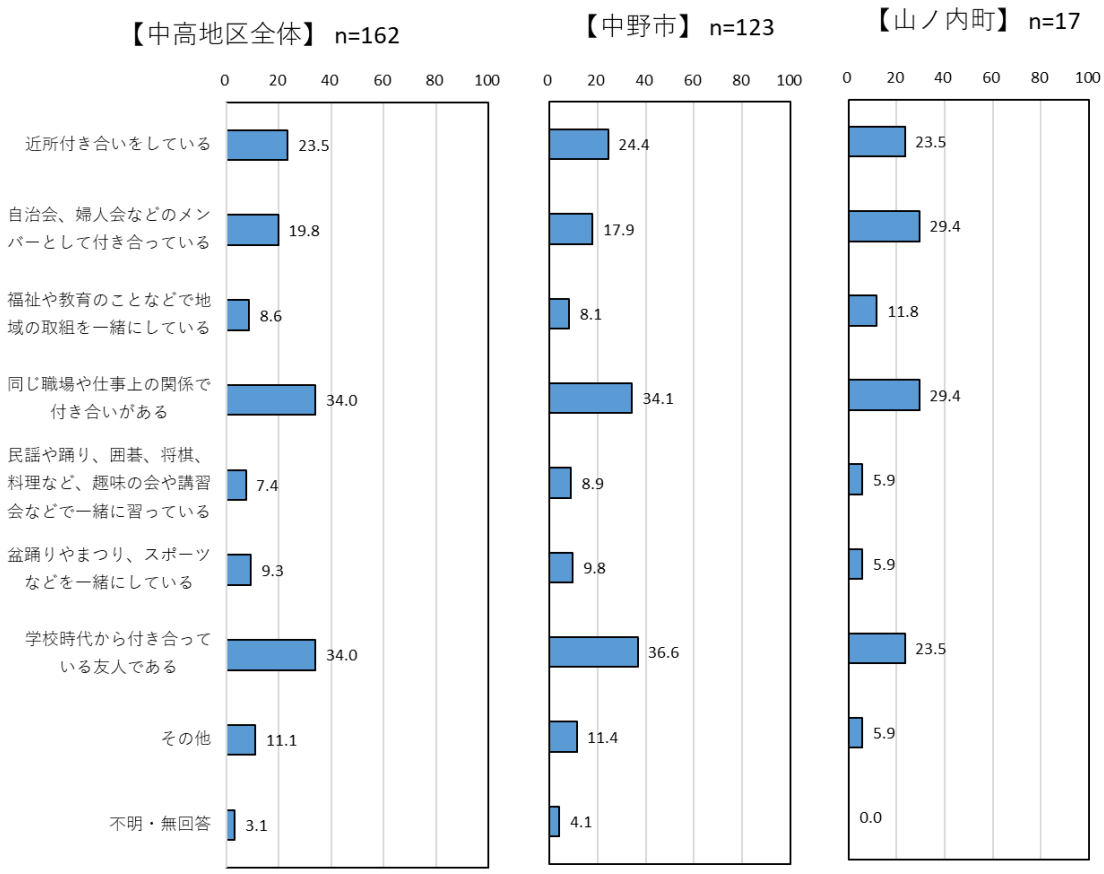
【市町村比較】

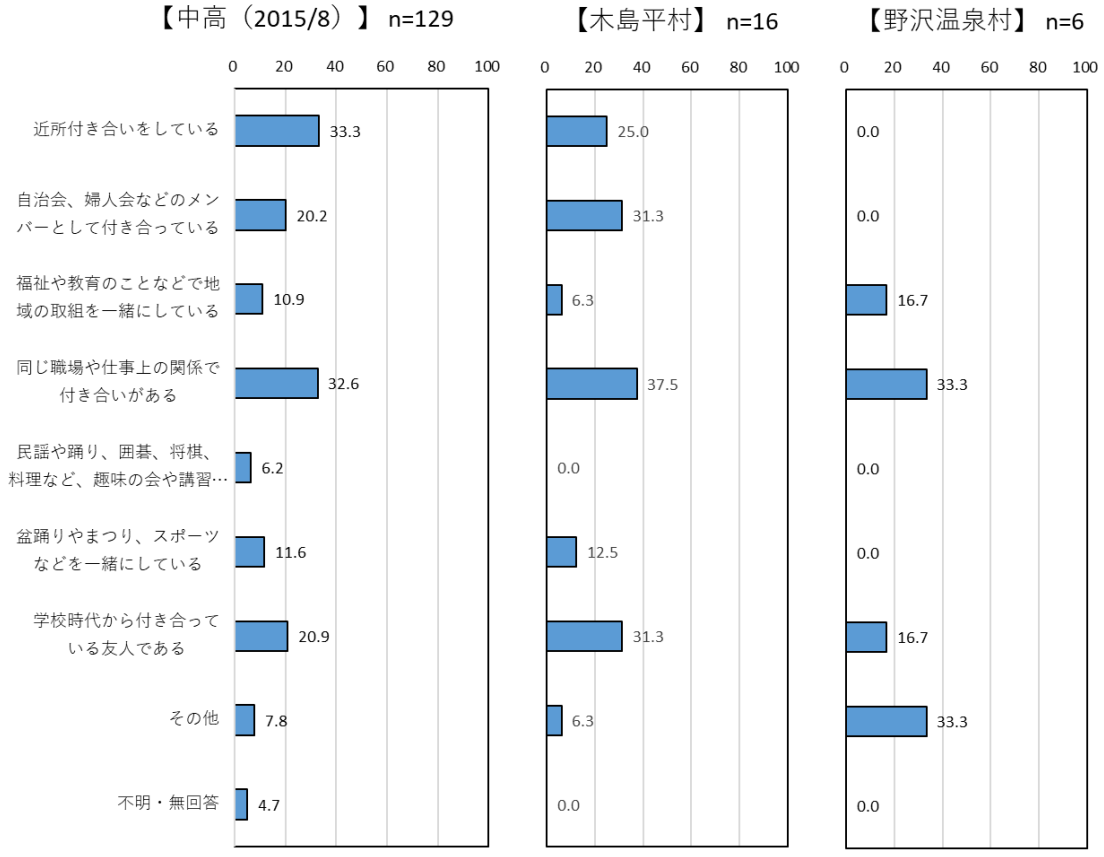
・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「わからない」が高くなっており、「わからない」が最も高いのは『木島平村』で 47.4%（46 人）、次いで『野沢温泉村』で 43.9%（25 人）、『山ノ内町』で 42.5%（85 人）の順となっている。一方、「ある」が最も高いのは『中野市』で 20.1%（123 人）、次いで『木島平村』で 16.5%（16 人）、『野沢温泉村』で 10.5%（６人）の順となっている。

問 26 で「１　ある」を選ばれた方にお尋ねします。

問 26-1　それは、どの程度のお付き合いでしょうか。（○はいくつでも）

１　近所付き合いをしている
２　自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている
３　福祉や教育のことなどでの地域の取組を一緒にしている
４　同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある
５　民謡や踊り、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている
６　盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている
７　学校時代から付き合っている友人である
８　その他（具体的に:　　）


【中高地区全体】 n=162
【中野市】 n=123
【山ノ内町】 n=17
0 20 40 60 80 100
近所付き合いをしている
自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている
福祉や教育のことなどで地域の取組を一緒にしている
同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある
民謡や踊り、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている
盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている
学校時代から付き合っている友人である
その他
不明・無回答
23.5
19.8
8.6
34.0
7.4
9.3
34.0
11.1
3.1
24.4
17.9
8.1
34.1
8.9
9.8
36.6
11.4
4.1
23.5
29.4
11.8
29.4
5.9
5.9
23.5
5.9
0.0


【中高（2015/8）】 n=129
【木島平村】 n=16
【野沢温泉村】 n=6
0 20 40 60 80 100
近所付き合いをしている
自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている
福祉や教育のことなどで地域の取組を一緒にしている
同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある
民謡や踊り、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習…
盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている
学校時代から付き合っている友人である
その他
不明・無回答
33.3
20.2
10.9
32.6
6.2
11.6
20.9
7.8
4.7
25.0
31.3
6.3
37.5
0.0
12.5
31.3
6.3
0.0
0.0
0.0
16.7
33.3
0.0
0.0
16.7
33.3
0.0

【中高地区全体】

・付き合いの具体的内容についてみると、「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」「学生時代から付き合っている友人である」が同率で 34.0%（55 人）、次いで「近所付き合いをしている」が 23.5%（38 人）の順となっている。

・前回調査と比較すると、増加幅が最も大きいのは「学生時代から付き合っている友人である」で 13.1 ポイント（34.0-20.9）高くなっており、一方減少幅が最も大きいのは「近所付き合いをしている」で 9.8 ポイント（23.5-33.3）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「学生時代から付き合っている友人である」が 36.6%（45 人）、次いで「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」が 34.1%（42 人）、「近所付き合いをしている」が 24.4%（30 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている」「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」が同率で 29.4%（５人）、次いで「近所付き合いをしている」「学生時代から付き合っている友人である」が同率で 23.5%（４人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」が 37.5%（６人）、次いで「自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている」「学生時代から付き合っている友人である」が同率で 31.3%（５人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」「その他」が同率で 33.3%（２人）、次いで「福祉や教育のことなどでの地域の取組を一緒にしている」「学生時代から付き合っている友人である」が同率で 16.7%（１人）の順となっている。

【市町村比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』が「学生時代から付き合っている友人である」、『山ノ内町』が「自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている」「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」、『木島平村』『野沢温泉村』が「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」が高くなっており、「学生時代から付き合っている友人である」が最も高いのは『中野市』で 36.6%（12 人）、次いで『木島平村』で 31.3%（５人）、『山ノ内町』で 23.5%（４人）の順となっている。また「同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある」が最も高いのは『木島平村』で 37.5%（６人）、次いで『中野市』で 34.1%（42 人）、『野沢温泉村』で 33.3%（２人）の順となっている。

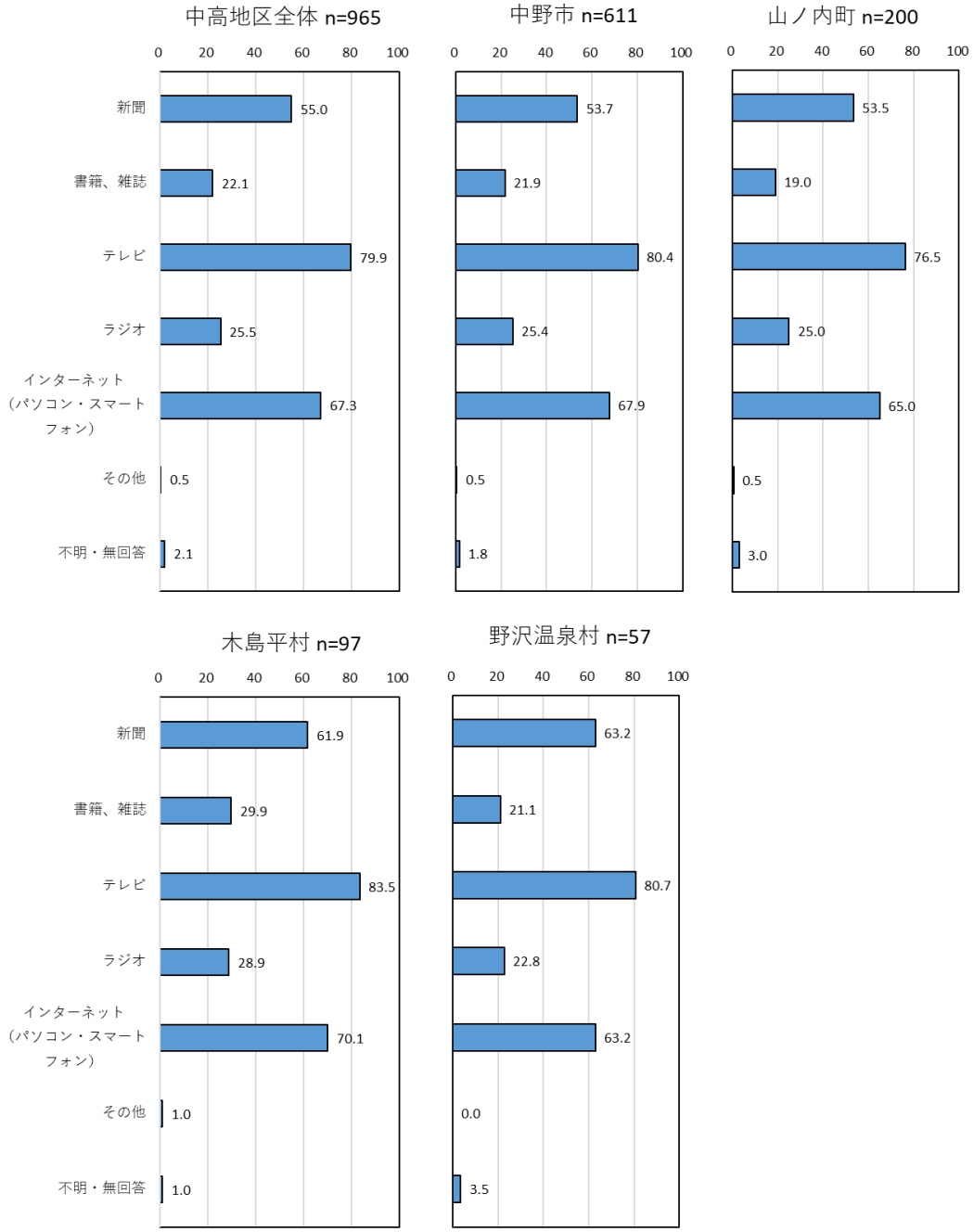
F　あなた自身のことについて

すべての方にお尋ねします。

問 27　あなた自身のことについて、次の（1）～（5）のすべてにお答えください。

（1）あなたが日常に利用する主なメディアはどれですか。（○はいくつでも）

1　新聞　　2　書籍、雑誌　　3　テレビ　　4　ラジオ
5　インターネット（パソコン・スマートフォン）　　6　その他（　　）



【中高地区全体】

・日常に利用する主なメディアについてみると、「テレビ」が 79.9%（771 人）、次いで「インターネット」が 67.3%（649 人）、「新聞」が 55.0%（531 人）の順となっている。

【中野市】

・中野市においては、「テレビ」が 80.4%（491 人）、次いで「インターネット」が 67.9%（415 人）、「新聞」が 53.7%（328 人）の順となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「テレビ」が 76.5%（153 人）、次いで「インターネット」が 65.0%（130 人）、「新聞」が 53.5%（107 人）の順となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「テレビ」が 83.5%（81 人）、次いで「インターネット」が 70.1%（68 人）、「新聞」が 61.9%（60 人）の順となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「テレビ」が 80.7%（46 人）、次いで「新聞」「インターネット」が同率で 63.2%（36 人）の順となっている。

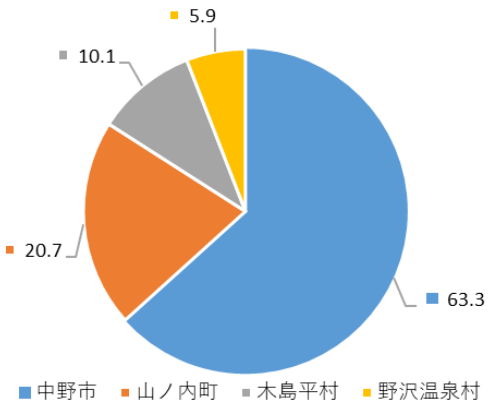
【市町村比較】

・４市町村を比較すると、いずれの市町村も「テレビ」が高くなっており、「テレビ」が最も高いのは『木島平村』で 83.5%（81 人）、次いで『野沢温泉村』で 80.7%（46 人）、『中野市』で 80.4%（491 人）の順となっている。また「インターネット」が最も高いのは『木島平村』で 70.1%（68 人）、次いで『中野市』で 67.9%（415 人）、『山ノ内町』で 65.0%（130 人）の順となっている。

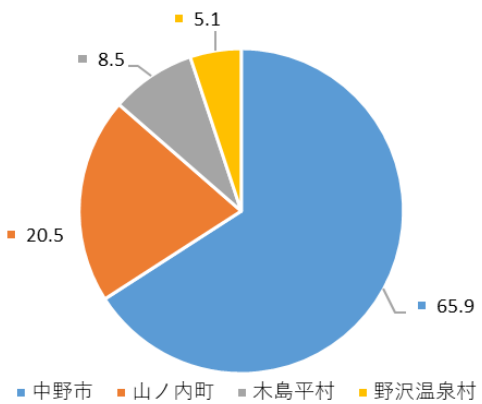
（２）あなたがお住まいの市町村はどれですか。（○は１つ）

1　中野市	2　山ノ内町	3　木島平村	4　野沢温泉村

中高地区全体 n=611



中高（2015/8）n=414



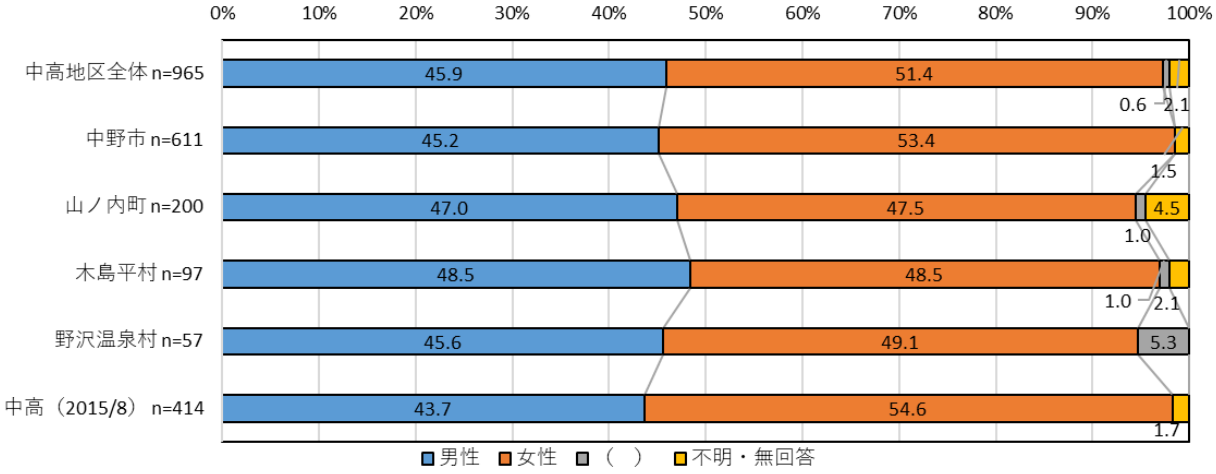
【中高地区全体】

・住所についてみると、「中野市」が 63.3%（611 人）次いで「山ノ内町」が 20.7%（200 人）、「木島平村」が 10.1%（97 人）、「野沢温泉村」が 5.9%（57 人）の構成となっている。

・前回調査と比較すると、いずれの市町村もほぼ同じ割合となっている。

（３）あなたの性別についてお答えください。（○は１つ）

１　男性	２　女性	３　（　　）



【中高地区全体】

・性別についてみると、「女性」が 51.4%（496 人）、「男性」が 45.9%（443 人）となっており、「女性」が「男性」に比べ 5.5 ポイント高くなっている。

・前回調査と比較すると、「女性」が 3.2 ポイント（51.4-54.6）低くなっており、「男性」が 2.2 ポイント（45.9-43.7）高くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「女性」が 53.4%（326 人）、「男性」が 45.2%（276 人）となっており、「女性」が「男性」に比べ 8.2 ポイント高くなっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「女性」が 47.5%（95 人）、「男性」が 47.0%（94 人）となっており、「女性」が「男性」に比べポ 0.5 イント高くなっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「女性」が 48.5%（47 人）、「男性」が 48.5%（47 人）となっており、「女性」と「男性」が同率となっている。

【野沢温泉村】

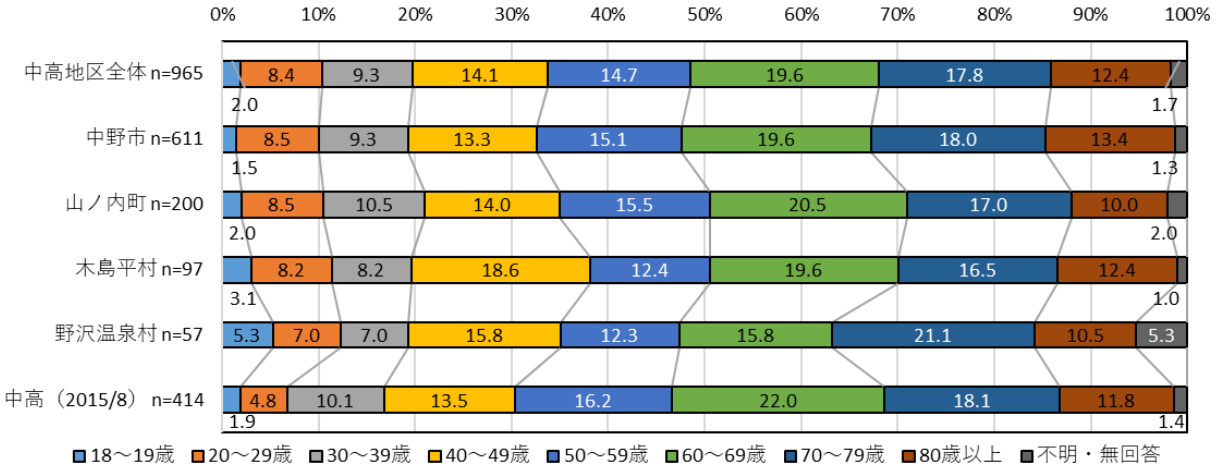
・野沢温泉村においては、「女性」が 49.1%（28 人）、「男性」が 45.6%（26 人）となっており、「女性」が「男性」に比べ 3.5 ポイント高くなっている。

【中高地区比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『野沢温泉村』が「女性」が高く、『木島平村』が「男性」「女性」同率となっており、「女性」が最も多いのは『中野市』で 53.4%（326 人）、次いで『野沢温泉村』で 49.1%（28 人）、『木島平村』で 48.5%（47 人）の順となっている。一方、「男性」が最も高いのは『木島平村』で 48.5%（47 人）、次いで『山ノ内町』で 47.0%（94 人）、『野沢温泉村』で 45.6%（26 人）の順となっている。

（４）あなたの年代についてお答えください。（〇は１つ）令和７年８月１日現在

1	18～19歳	5	50～59歳
2	20～29歳	6	60～69歳
3	30～39歳	7	70～79歳
4	40～49歳	8	80歳以上



【中高地区全体】

・年齢についてみると、「60～69 歳」が 19.6%（189 人）で最も高く、次いで「70～79 歳」が 17.8%（172 人）、「50～59 歳」が 14.7%（142 人）となっている。

・前回調査と比較すると、増加幅が最も大きいのは「20～29 歳」で 3.6 ポイント（8.4-4.8）高くなっており、一方減少幅が最も大きいのは「60～69 歳」で 2.4 ポイント（19.6-22.0）低くなっている。

【中野市】

・中野市においては、「60～69 歳」が 19.6%（120 人）で最も高く、次いで「70～79 歳」が 18.0%（110 人）、「50～59 歳」が 15.1%（92 人）となっている。

【山ノ内町】

・山ノ内町においては、「60～69 歳」が 20.5%（41 人）で最も高く、次いで「70～79 歳」が 17.0%（34 人）、「50～59 歳」が 15.5%（31 人）となっている。

【木島平村】

・木島平村においては、「60～69 歳」が 19.6%（19 人）で最も高く、次いで「40～49 歳」が 18.6%（18 人）、「70～79 歳」が 16.5%（16 人）となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「70～79 歳」が 21.1%（12 人）で最も高く、次いで「40～49 歳」「60～69 歳」が同率で 15.8%（９人）となっている。

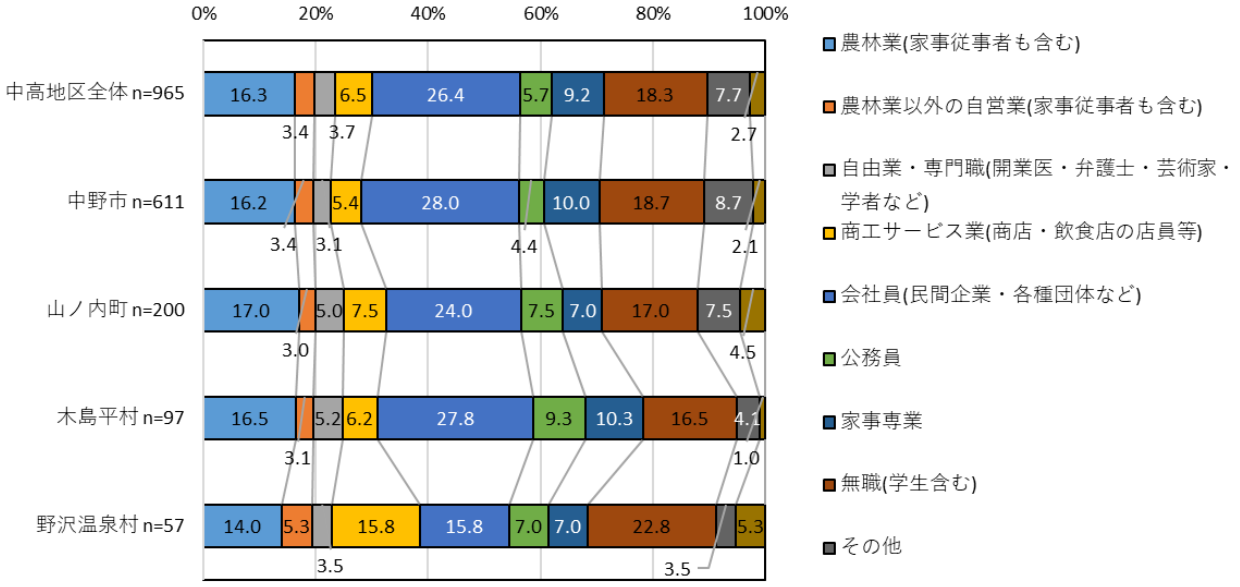
【中高地区比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』が「60～69 歳」が、『野沢温泉村』が「70～79 歳」が高くなっており、「60～69 歳」が最も多いのは『山ノ内町』で 20.5%（41 人）、次いで『中野市』『木島平村』が同率で 19.6%（120 人）（19 人）の順となって

いる。また、「20～29 歳」が最も高いのは『中野市』『山ノ内町』が同率で 8.5%（52 人）（17 人）、次いで『木島平村』で 8.2%（８人）の順となっている。

（５）現在、あなたはどのような仕事（主なもの）に就いていますか。（〇は１つ）

1　農林業（家事従事者も含む）
2　農林業以外の自営業（家事従事者も含む）
3　自由業・専門職（開業医・弁護士・芸術家・学者など）
4　商工サービス業（商店・飲食店の店員等）
5　会社員（民間企業、各種団体など）
6　公務員
7　家事専業
8　無職（学生含む）
9　その他（具体的に:　　）



【中高地区全体】
・職業についてみると、「会社員（民間企業、各種団体など）」が 26.4%（255 人）で最も高く、次いで「無職（学生含む）」が 18.3%（177 人）、「農林業（家族従事者も含む）」が 16.3%（157 人）となっている。

【中野市】
・中野市においては、「会社員（民間企業、各種団体など）」が 28.0%（171 人）で最も高く、次いで「無職（学生含む）」が 18.7%（114 人）、「農林業（家族従事者も含む）」が 16.2%（99 人）となっている。

【山ノ内町】
・山ノ内町においては、「会社員（民間企業、各種団体など）」が 24.0%（48 人）で最も高く、次いで「農林業（家族従事者も含む）」「無職（学生含む）」が同率で 17.0%（34 人）となっ

ている。

【木島平村】

・木島平村においては、「会社員（民間企業、各種団体など）」が 27.8%（27 人）で最も高く、次いで「農林業（家族従事者も含む）」「無職（学生含む）」が同率で 16.5%（16 人）となっている。

【野沢温泉村】

・野沢温泉村においては、「無職（学生含む）」が 22.8%（13 人）で最も高く、次いで「商工サービス業（商店・飲食店の店員等）」「会社員（民間企業、各種団体など）」が同率で 15.8%（９人）となっている。

【中高地区比較】

・４市町村を比較すると、『中野市』『山ノ内町』『木島平村』が「会社員（民間企業、各種団体など）」、『野沢温泉村』が「無職（学生含む）」が高くなっており、「会社員（民間企業、各種団体など）」が最も高いのは『中野市』で 28.0%（171 人）、次いで『木島平村』で 27.8%（27 人）、『山ノ内町』で 24.0%（48 人）の順となっている。また「無職（学生含む）」が最も高いのは『野沢温泉村』で 22.8%（13 人）、次いで『中野市』で 18.7%（114 人）、『山ノ内町』で 17.0%（34 人）の順となっている。

Ｇ　自由意見

問 28　人権問題や差別に関して、何でも結構ですのでお聞かせください。

人権問題や差別に関しての自由意見は、265 人、27.5%が記入している。

以下では、全体の意見の中から主要なものを項目別に抽出する。

（１）子どもの人権問題

［主な意見］

・人権侵害や一種の差別的な言動は社会に出てからというよりも、高校までの狭いコミュニティの中で行われていることの方が圧倒的に多いのではないかと現在は感じています。非常に難しいことであることは承知していますが、子どもの世界で起きていることを把握して対策していくためには、大人の力が不可欠だと思っているので、市町村として、子どものいじめや人権に対する対策や、今よりも言いやすい環境づくりに力をいれるための取り組みのよびかけを学校の方にしていくことが良いのではないかと思います。（男性 10 代）

・私は、小、中、高、専門学校、そして職場で、常にいじめられてきました。現在、統合失調症の治療中です。いじめの最終的な結末が今の私の状態のような気がします。教師も生徒もみんな見て見ぬふりだった。私のようになる前にもっと何とかしないと、統合失調症やうつ病の人も増えるばかりだと思う。（女性 50 代）

・新聞などでの子どものいじめ問題が最近の悲しい出来事だと思う。現に社会現象にとらえているメディアもあるが、解決の糸口が見いだせないのは悲しいことである。（男性 80 代以上）

（２）女性の人権問題

［主な意見］

・田舎の会社なので、男女で給料に差があるし、女だからこれくらいで良いだろうと、雇い主側が思っている。昔からあたりまえの感覚が現在も変わらずある。会社の掃除は女性社員の仕事。（女性 30 代）

・夫婦別姓、性別に対する役割などに拘る人が日本には多いと感じる。（女性 40 代）

（３）高齢者の人権問題

［主な意見］

・忘れられがちな、高齢者、障害者に対する差別。立派な施設があってもエレベーター等がなければそこへ到着できません。（男性 80 代以上）

（４）障がい者の人権問題

［主な意見］

・障害者差別は今でも日本には多く残っていると思う。生まれながらにして障がいのある人もいるが、事故などで心や体に障がいを持つこともあると思う。だからこそ障がいを持っている人を見て差別的な態度をとってはいけないと思う。自分の身に家族にもし障がい者

がいたら絶対差別的行動はとらないと思う。もう少し自分事として考えてほしいと思う。（男性 20 代）

・私の息子は障がいがあります。息子を産むまで、障がいについての知識は全くなかったのですが、私自身は差別をしたことはありませんでした。息子を産んでから、障がいについて、色々な方から色々な意見を言われて、悲しい思いをしたことがあります。当事者である息子は何とも思っていないと思いますが、そういった差別と感じられる意見は、たくさんの方々に悲しい思いをさせているということを感じていただきたいと思います。（女性 30 代）

・聴覚障害です。仕事で、役職についています。コミュニケーションが上手くできず、孤立してしまい、話し方も聞き方も分からず、さらに孤立しています。（女性 40 代）

（５）外国人の人権問題

［主な意見］

・外国人の待遇については、実際に見聞きする中で不当のない範囲で合理的な区別が必要ではないかと思う部分もある。（男性 20 代）

・外国人によって快適な生活を害されていると日本人が感じなくなれば、差別はなくなると思う。（20 代男性）

・職場にはたくさん外国人実習生の方がいます。皆さん懸命に働いていて、文化にも慣れようと努力してくれています。現在の日本は、排外主義的な風潮が強くなってきていると感じます。その風潮には強く反対すると同時に、自分の中に差別心があることは人間の認知の仕組み上、仕方のないことだとも思っています。それを理解したうえで、皆んながどうしたらやさしい気持ちで生きていけるか、日々考えていくことが大切だろうと考えています。（女性 30 代）

（６）ハンセン病や感染症患者等に関する人権問題

［主な意見］

・コロナが流行した頃に、コロナに感染した人や医療の現場で働く人、県外ナンバーの車などに差別的な発言をする人や態度に表す姿を見て、とても怖くなりました。私の前の職場でもワクチンを打っていない人に嫌な態度をとったり、ワクチンを強制的に打たせようと上司が圧力をかけてくることがありました。本来は任意であるはずで、受けるか受けないかは他人に関係ないのに。同調圧力というのか、人間は非常時など大変なときにも差別的な感情が生まれてしまうことがあるのだなと悲しくなりました。（女性 30 代）

・コロナ禍でひどい差別に遭い、引っ越しを余儀なくされた方がいると聞いて非常に胸が痛んだ。田舎ほど、そのような悪い噂やあからさまな差別意識が牙をむくことがあるように思う。（50 代女性）

（７）ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の人権問題

［主な意見］

・ＬＧＢＴに該当することを抵抗なく自由に公言している友人がいますが、それを自然と受け入れる環境ができやすくなっていることを嬉しく思います。（女性 20 代）

・性的マイノリティについては当事者が自由な判断を下せるように同性婚等を取り計らうべきである。異性の婚約のみ認めたところで出生率やその他の人の日常に変化はないと思う。（男性 20 代）

・トイレや風呂などの施設でＬＧＢＴだからと言い犯罪行為を起こす方が少数ではありますがいるので、生物学的に男女は区別するべきです。そもそも本当のＬＧＢＴの方々はそこの区別はしっかりできているはずです。（20 代女性）

（８）インターネット上の人権問題

［主な意見］

・人それぞれの思うことや考えることをインターネット上に書き込むことについて、私はすべて自由だと思いません。思ったり考えたりすることは自由だが、それを口に出したり文字にしてネットに掲げることは自由ではないと思っています。もしその法律があったら、みんな法律を守るために発言を控えるかもしれないと思います。ですが、法律を守るためではなく自分以外の人のことを考えて発言すべきだと思っています。結局ひとりひとりが考え方を改める必要があると感じています。（女性 20 代）

・SNS への書き込み、動画、誹謗中傷簡単に、発信されることが良くない。簡単にはなくならないだろうと思う。（女性 50 代）

・SNS での誹謗中傷により、人は死んでしまうことが切ないです。言葉は狂気になることを行政の方に周知して頂ければと思います。（男性 60 代）

（９）部落差別に関する人権問題

［主な意見］

・気にしているのは昔の人達だけだと思う。今の若い人達はどこが被差別部落だとか出身だとか知らないし興味も無い。（女性 30 代）

・同和問題は聞いたことがないのであることすら知りません。（男性 30 代）

・多様化している現在において、若者の認識の中に差別があるかどうかもわからないし、同和問題については聞いたことがない。（男性 40 代）

・年齢が高い人ほど部落差別の発言が多い気がします。「特別扱いされて待遇が良すぎる」など。本当にそうなのか、どこまで本当なのか、話をした高齢者は研修会に参加されたかわかりませんが、聞かされた私は気分が良くなかったです。（女性 40 代）

・生まれたところで差別をされるのは悲しいことだと思います。（女性 60 代）

・部落差別は、差別の中でも特に人間として最低な差別だと感じる。（男性 60 代）

・部落差別の問題がいまだにあることにびっくりしています。（女性 80 代以上）

（10）話題にしなければなくなっていくという「寝た子を起こすな論」の意見

［主な意見］

・昔から言われている部落差別などを今でも気にしているのは年がかなり上の世代。現代人は今を生きている人が多いと思うので、これから時がたてば言う人が減って気にしない人の方が多くなっていくと思います。（女性 30 代）

・部落差別については、小学校の授業で知りました。授業がなければ部落差別、同和地区がどんなものか知らないので、授業を行わないほうが良いのではないかと思っている。あえてやる必要があるのか疑問に思っています。（男性 40 代）

・人権問題にしろ差別にしろ人間が持っている自己防衛本能つまり、集団的心理や相手とのダウンワード比較などで起こることもある。問題について勉強する事も大事だが逆に同和問題については勉強することにより、そういう地域がある事を知ってしまうことでかえっていつまでもなくならないような気がする。（男性 40 代）

・部落差別について、若い人たちはそこまで詳しく知らないし、古い人間が騒ぎ立てている気がする。現代なんて、部落出身だとしても、特別何も変わらない。（女性 40 代）

・日本全国で、今はなき「部落」の存在をあからさまにし、「部落」を強調することこそが「差別」をなくすことができない最大の要因ではないでしょうか。（女性 60 代）

・今は昔と違って人権差別等については、あまり耳にしなくなった様な気がします。寝た子を起こすような集会等をしなければ自然消滅すると思います。（男性 80 代以上）

（11）多様性を理解しようという意見

［主な意見］

・公正な社会とは、多様性を尊重し、すべての人の尊厳を大切にし、誰一人としてそのアイデンティティによって差別されない社会です。私たち一人ひとりに、不正に立ち向かい、平等を守る責任があります。（男性 20 代）

・さまざまな特性個性を持った方達が増え、自分自身が理解を深めなければいけないなと感じたり、生きづらい世の中になってきたと感じることがある。親世代が正しい知識、理解、を持っていなければ子どもたちはもっと生きづらい世の中で生きていくことになると思うので、少しずつでも差別や人権について新しい心で考えていく必要があると感じます。（女性 20 代）

・小学生で教えてもらう人権問題は、大人になって教えてもらうと小学生の時とは違う感覚になる。多様性の時代になってきているので、柔軟な考え方でものごとを考えたい。今の自分はいろいろ知識不足だなと感じる。（男性 30 代）

・一人一人の違い受け入れて、認め合っていければと思います。でも、自分は他人より勝っているという思いがあると差別はどんなところでも生まれてしまうのではないかと思います。（女性 70 代）

（12）差別・人権問題に対する意見

［主な意見］

・差別は誰かが努力して消える簡単な問題ではありません。ただ、だからと言って、問題解決を進めないと言うのも違います。差別問題を消すではなく、減らす方向で色々なことをしてもらいたいです。（男性 10 代）
・人権問題や差別はなくしたいと思っているが、完全になくすことは本当に難しいことだと思う。それでもいつかはなくなってほしいなと考えることがよくある。（女性 10 代）
・どんな差別も絶対になくならないものだと思います。差別が良いものとは考えませんが明確な線引きは大事な事だと思います。差別ではなく区別です。今日は､区別ですら曖昧になってきている社会のように感じます。（20 代女性）
・差別行為はするべきではないし、なくすべきだと思います。しかし、価値観や多様性が多くの人々に認識されてきたこの社会において、お互い共生していくうえで最低限の区別は必要だと思います。（女性 20 代）
・人権問題や差別そのものは今後もなくならないと思っている。対策を検討すること、考えを改める取り組みをすること。続けることが大切と考える。それは時代に応じ変化し続けるものとも思う。（男性 30 代）
・自分が受ける側になったり、身近に生じてからはじめてちゃんと考えることのように感じます。自分から誰かに相談することにも勇気がいることだと思うので、普段から関わりかたに目を向けることが大切だと思う。障がいを持っている人との関わりが普段からある人にとってはそれが普通のことであるから、差別等の状況にはなりにくいと思う。行動に起こすことには勇気がいることだと思う。（男性 30 代）
・人権思想は時代が進むにつれて内容が高度化していくと思われる。いずれは諸問題が解決に近づいていくことを願う。逆を言えば、いま残っている問題はすぐに解決することはないのだと思う。過渡期と捉えるかどうかはわからないが、大事なことは努力を続けることだ。（男性 40 代）
・完全になくすことは難しいと思います。やはり小さい頃から差別についてよく学んでいくことがいいと思います。（40 代女性）
・「みんなと仲良くしなさい」というのは絶対に無理だと思うが、他人の人権を脅かすような発言、行動は許されるべきでは絶対にない。自分以外のこと（過去のこと）たとえば部落のことなどの差別はとても恥ずべきこと。個人個人がひかれ合うのであればそれが正しいことだと思う。逆に合わない相手がいたとしてその人を陥れる言葉、行動はするべきではなく離れることも方法であり、自分自身が発する言葉は自分自身を作っていくことを知ることも大事なのではないでしょうか。（女性 40 代）
・行政（法律）は常に差別される人間の立場に立って、差別に対して厳しく規制すべきです。自分の言動が差別だと気づいていない人間も大勢いると思う。（男性 70 代）
・差別は差別を言いたてて利益を得る人が少数でもいる限りなくならない。（女性 70 代）

（13）差別や人権問題について正しく教え、または学習していくことの必要性を述べる意見

［主な意見］

・差別等はきちんと理解してないことが原因の大半かなと思うので、正しい知識をつけた上で、考えることが重要だと感じた。（女性 20 代）
・私自身は学校教育でしか差別のことは学ばなかったが、我が子には家庭でも教育していきたいと思う。（女性 20 代）
・差別や人権についての知識を今の若い世代にも浸透させるためにも小・中学生の時に義務教育として学ばせること、地域や自治体、勤務先でもそうした講習会を義務化させることで、将来差別がなくなると感じた。知識が身に付くことで差別が広がるかもしれないといったリスクはあるが、そうした時に周囲や社会が差別に対する厳しい目を持つことが重要になると感じるため、社会全体が差別や人権問題について知識を持ち理解することが必要になってくると思う。（男性 20 代）
・学校で部落差別について教えるべき。今後、なくなったとしても戦争と同じで悲惨な歴史は繰り返してはならない。人間である以上、差別（自分より下の人間がいることの優越感）はなくならないので教育に勝る武器は無し！可哀想なことは伝えないと言う大人がいるが、未来の子どものために、良いことも悪いことも伝えていく必要があるのではないか。（男性 40 代）
・大人も時代に合わせ学びつづけることが必要かと思います。（女性 60 代）
・社会や家庭での教育が重要であると考えます。（男性 70 代）

（14）アンケートの実施そのものに対しての意見

［主な意見］

・特定のジャンルをピックアップして調査しているのかもしれないが、今回の同和問題のように手厚く聞いてくること自体が、「あぁ、マイナスイメージを持っている人が多いのだな」ということを匂わすことになってしまうと思うので、折角アンケートを取るのなら、どのジャンルも同じようなボリュームにすべきではと思う。それこそ同和問題への差別につながる気もするし、それ以外の差別の問題をないがしろにしているように感じてしまいました。（女性 30 代）
・普段生活しているなかで差別、人権問題などなかなか身近では無いことなので、正直考えたことも気にして生きたこともなかったです。しかし今回このような人権や差別などの意識調査を受け、わからないながらも人権問題、差別問題について考える時間をいただいたのはとても貴重でした。（男性 30 代）
・今回の調査で、自分が何に対して差別的な意識が強いのか気付くことができた。また、理解できていない差別があることも知った。無知が一番良くないと思う。知るためにも勉強会や研修会に参加することは大切だと思った。（女性 40 代）
・質問が多い。（男性 50 代）
・難しいアンケートでした。普段から意識する事が大事なことだと思います。（男性 50 代）

2025 年「中高地区人権に係る住民意識調査」結果の考察

近畿大学名誉教授　奥田　均

2025 年「中高地区人権に係る住民意識調査」結果の考察

奥田　均

■調査結果の考察にあたって

2025 年８月に「中高地区人権に係る住民意識調査」が実施された。中高地区においては 2005 年、2015 年にあっても同様の調査が実施されている。10 年間隔で実施されているこうした計画的で継続した人権に係る住民の意識の把握の意義は大きい。得られたデータからはその時点その時点における意識実態の把握にとどまらず、過去の調査データと比較することによって「変化」や「傾向」を捉えることができる。そこにはこれまでの施策、活動の評価や社会の変化、さらには今後の取り組みへの貴重なヒントが示されている。人権部局の行政職員が入れ替わっても、「人権に係る住民意識調査」が堅実に受け継がれている中高地区関係者の努力に敬意を表したい。

ここでの考察にあっても、「変化」や「傾向」を見ておきたい項目においては 2005 年、2015 年のデータを併記することに努めた。「2005 年調査」「2015 年調査」と表記しているのがそれであり、それぞれの調査報告書におけるデータを用いている。

また本調査は 28 の問から構成されている。そのすべての問において得られたデータは別に取り上げられており、まずは全質問に対するこうした調査結果をご覧いただきたい。そのうえで、ここでは次の６項目からなる考察を提示している。

■［考察１］様々な人権課題に関する住民の意識の現状及び経年変化から見えること
■［考察２］住民の意識から見えてくる部落差別の現実
■［考察３］住民は部落差別の現実を正しく認識しているだろうか
■［考察４］差別解消への態度や行動を育むものの仮説検証
■［考察５］「寝た子を起こすな」論の検証
■［考察６］年齢階層別人権意識・公務員の人権法令認知・デジタルディバイド問題への警戒

これらはあくまでも本調査結果に関わる限定された考察テーマであることをあらかじめおことわりしておく。また考察の中にあっては変数間のクロス集計を用いているがいずれも有意検定を済ませている。また［考察４］においては相関係数を算出しているがその有意検定に関しては解説とともに表記している。

なお調査結果のデータではないが、回収率に関して付言しておく。本調査の回収率は 32.17%であった。２００５年調査の回収率が 55.4%、２０１５年のそれは 54.2%であったことに比べると２０ポイント余り低くなっている。近年、社会調査の回収率は低くなる傾向にあるとはいえ同種の調査におけるこの低下は大きい。次に向けた総括が求められている。

■［考察１］様々な人権課題に関する住民の意識の現状及び経年変化から見えること

問６～問 14 は、それぞれの人権問題に関する住民の意識状況を把握する設問である。それぞれの設問はその課題に関わる４つの「意見」を提示して、回答者の考えがどれに当てはまるかを問うている。ここでは、回答において、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせてその「意見」に対する「肯定的グループ」とし、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせてその「意見」に対する「否定的グループ」とした。

なおここでの考察はそれぞれの設問における４つの「意見」の中から１つあるいは２つを取り上げている。また、2005 年調査および 2015 年調査においても同じ「意見」がある場合は、そのデータもグラフにおいて併記している。

さらに「障がい者」「外国人」「ハンセン病回復者の家族」「HIV 陽性者」「LGBTQ 等の性的少数者」の課題については、問５の「あなたのお子さんが恋愛をし、結婚を考えている相手またはパートナーとして考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか（お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください）」の回答結果も合わせて紹介している。

こうしたデータから、それぞれの人権課題に関する住民の意識の実態及び経年変化から見えることをさぐりたい。なお同和問題（部落問題）に関しては［考察 2］［考察 3］で取り上げている。

（１）子どもの人権

図１は、問６（１）「子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である」という考えに対する意見である。いわゆる子どもを一人の人権の主体と見なさずに「意見表明権」を否定する考え方である。これを否定する住民の割合は 42.2%であり、10 年前の 34.3%、20 年前の 23.6%に比べて大きく増加している。

図２は、問６（３）「学校での教育的な体罰は、やむを得ない」という考えに対する意見である。体罰は重大な人権侵害でありいかなる理由があろうと許されるものではない。こうした体罰を否定できている住民の割合は 67.6%であり、10 年前の 42.5%、20 年前の 33.0%に比べて飛躍的に増加している。

図１　「子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である」という考えに対する意見

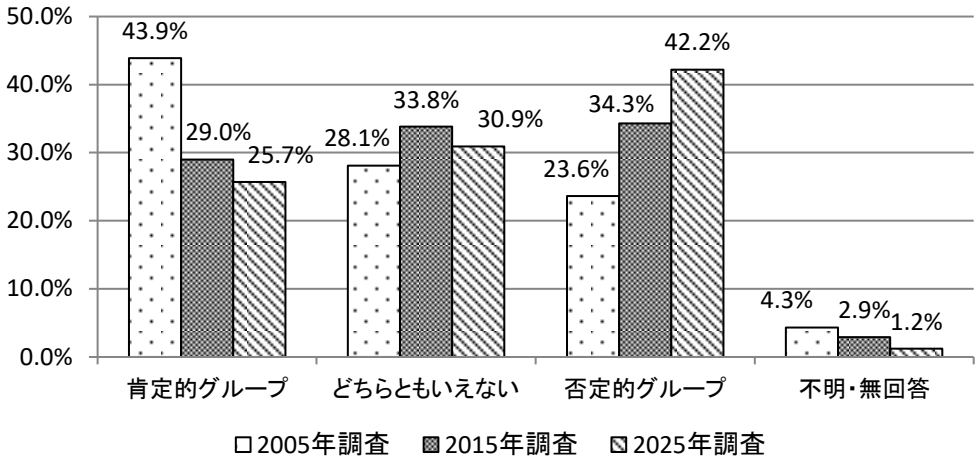
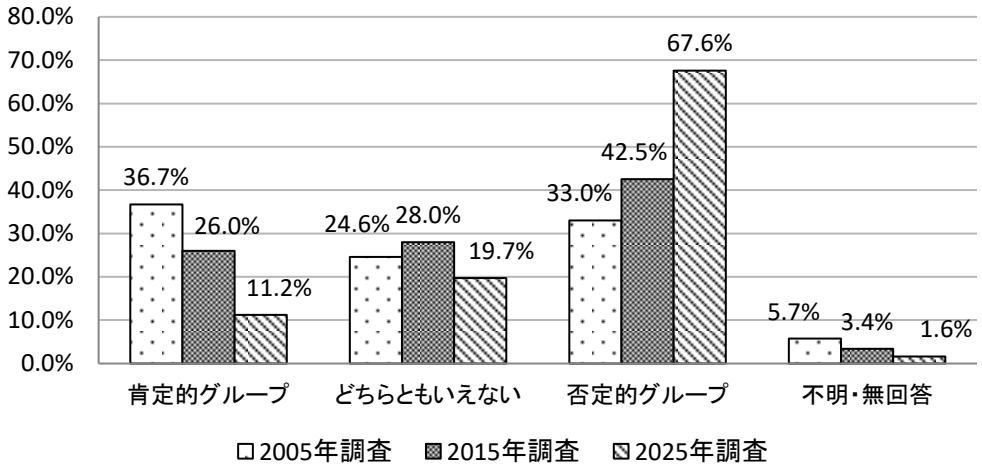


図２　「学校での教育的な体罰は、やむを得ない」という考えに対する意見



（２）女性の人権

図３は、問７（３）「地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい」という考えに対する意見である。これを肯定する意見が 25.3%と前回より激減し 16.5 ポイント低くなっている。逆にこれを否定する意見が 39.8%と急増し、３回の調査で初めて否定する意見が逆転した。いわゆる性別による役割分担論が否定される状況が進行している。

図４は、問７（４）「女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある」という考えに対する意見である。男女共同参画社会の実現が強く求められているなかで、こうした意見を否定する住民が調査のたびごとに増加し 81.0%にまで高まっている。

図３　「地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい」という考えに対する意見

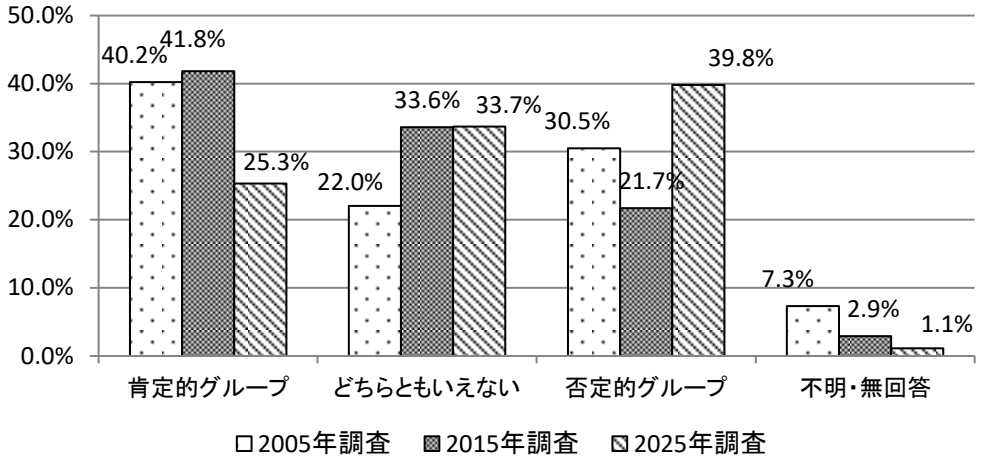
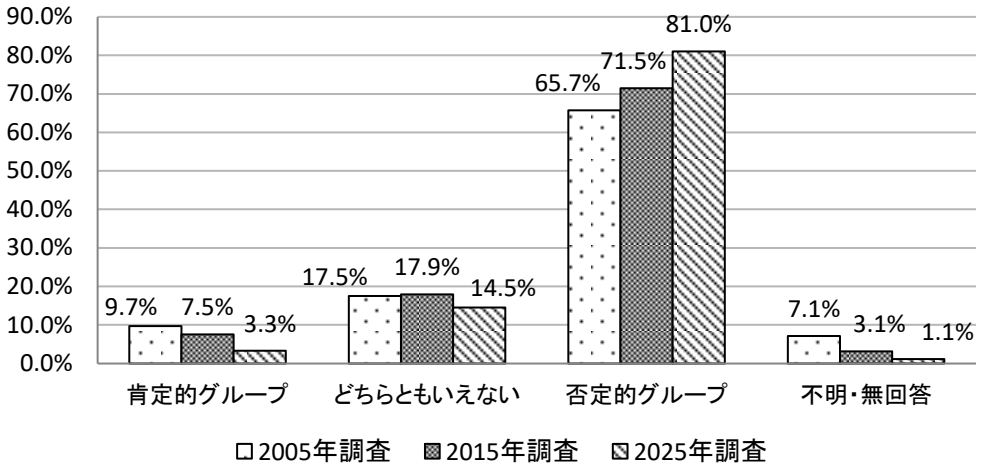


図４　「女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある」という考えに対する意見



（３）高齢者の人権

図５は、問８（1）「年老いたら、子どもに従う方がよい」という考えに対する意見である。この意見は高齢者の人権を軽視したものである。これを肯定する人はこの 20 年間で減少傾向にあるもののなお 34.5%存在している。

図６は、問８（３）「一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである（2005 年調査では、年金や医療などの無料給付を行うのは当然である）」という考えに対する意見である。10 年前に比べて明確な変化は認められないが、この意見を肯定する住民は 77.2%と否定する住民の 7.4%を圧倒している。高齢者に対する対策を「高齢者の人権保障」の観点からとらえることが求められている。

図５　「年老いたら、子どもに従う方がよい」という考えに対する意見

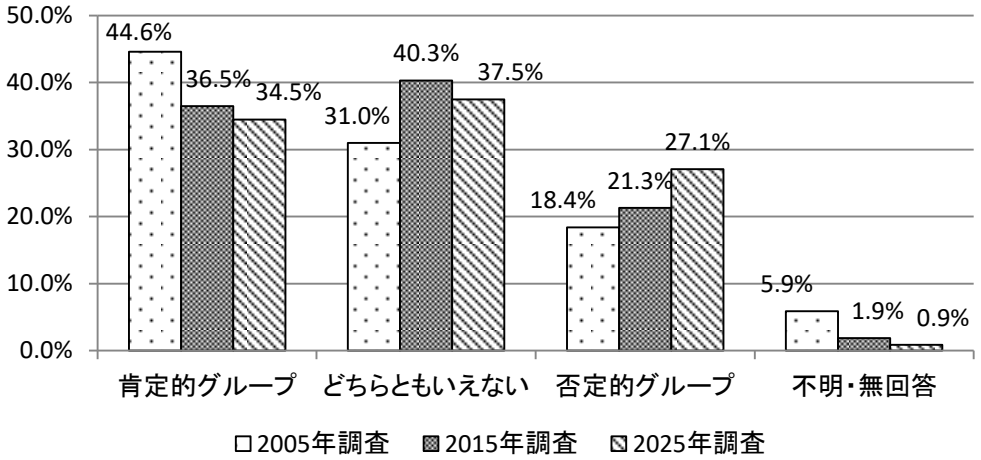
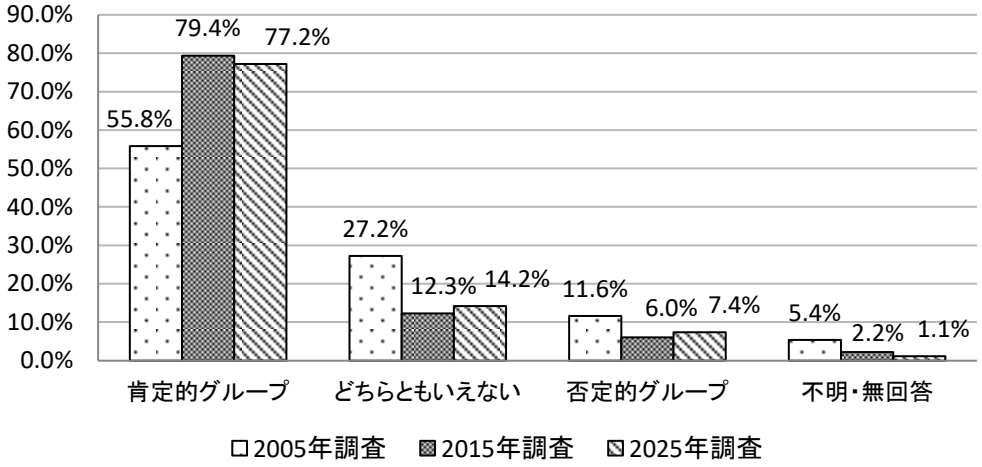


図６　「一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである（2005 年調査では、一定年齢の高齢者に年金や医療などの無料給付を行うのは当然である）」という考えに対する意見



（４）障がい者の人権

図７は、問５（１）子どもが障がい者と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。「まったく問題にしない」が 11.1%、「迷いながらも結局は問題にしない」が 51.1%と子どもの意志を尊重するとした住民が合わせて 62.2%であった。これは 2015 年調査の 54.3%より 7.9 ポイント高い。しかし「考え直すように言う」が 8.9%、「迷いながらも結局は考え直すように言う」が 26.6%と、反対する考えの住民が 35.5%を占めている。改善の傾向がみられるとはいえ、障がい者に対する結婚での排除はなお厳しい。

図８は、問９（3）「障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい」という考えに対する意見である。被差別当事者の困りごとや悩みごとは実は住民に広く残されている人権課題の凝縮されたものである。それを「被差別当事者だけの問題」として切り取るのではなく、そこに「だれもが暮らしやすい」地域作りの課題が発信されていると受け止めることは人権問題の理解において重要なポイントである。問９（3）は障がい者問題を通してこのことの理解を尋ねたものである。

この意見を肯定する住民は 65.7%となお高いが減少傾向が見られる。逆にこの意見を否定する住民の割合が 11.1%と、2005 年調査の 2.6 倍、2015 年調査の 1.7 倍へと増加している。差別の解消と市民の人権保障との関わりについての一層の理解推進が提起されている。

図７　子どもが障がい者と結婚することになった場合の態度

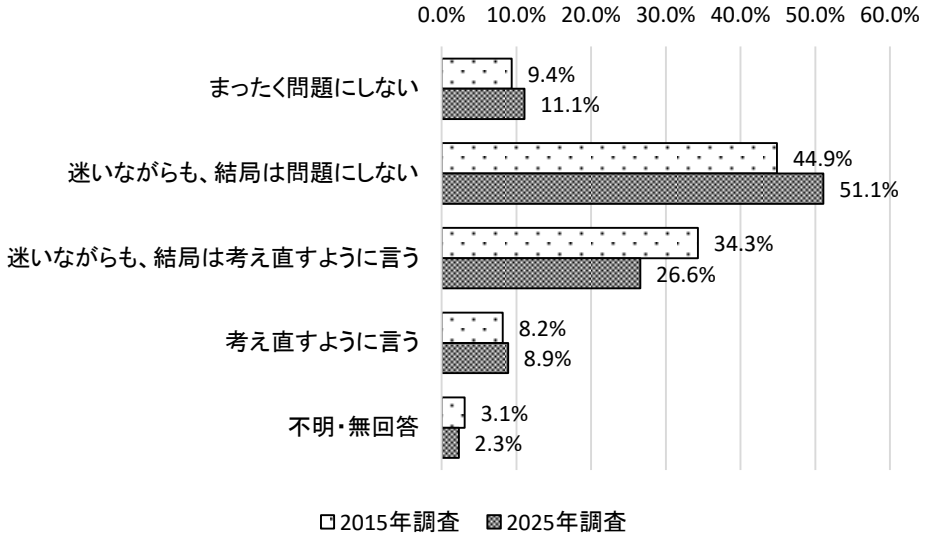
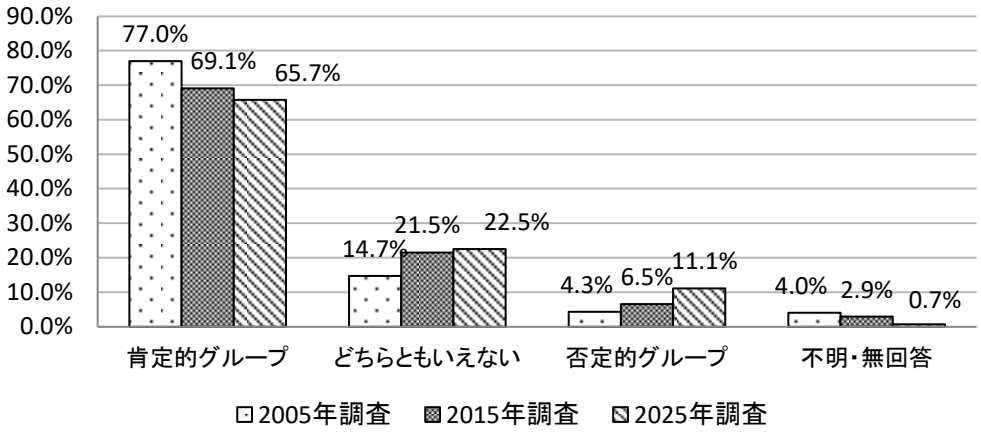


図８　「障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい」という考えに対する意見



（５）外国人の人権

図９は、問５（２）子どもが外国人と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。「まったく問題にしない」が 33.1%、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 46.5%と子どもの意志を尊重するとした住民が 79.6%であった。これは 2015 年調査での 67.2%を 12.4 ポイント上回っている。国際化が進む中で外国人に対する結婚での排除は減少してきている。

図 10 は、問 10（３）「外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない」という考えに対する意見である。この意見を否定する住民は 63.8%にのぼり、この 20 年間で大きく増加している。外国人労働力が不可欠な状況が進行していることが住民の意識に反映されていると言えよう。国籍に関わりなく雇用における平等の推進がますます大切になっている。

図９　子どもが外国人と結婚することになった場合の態度

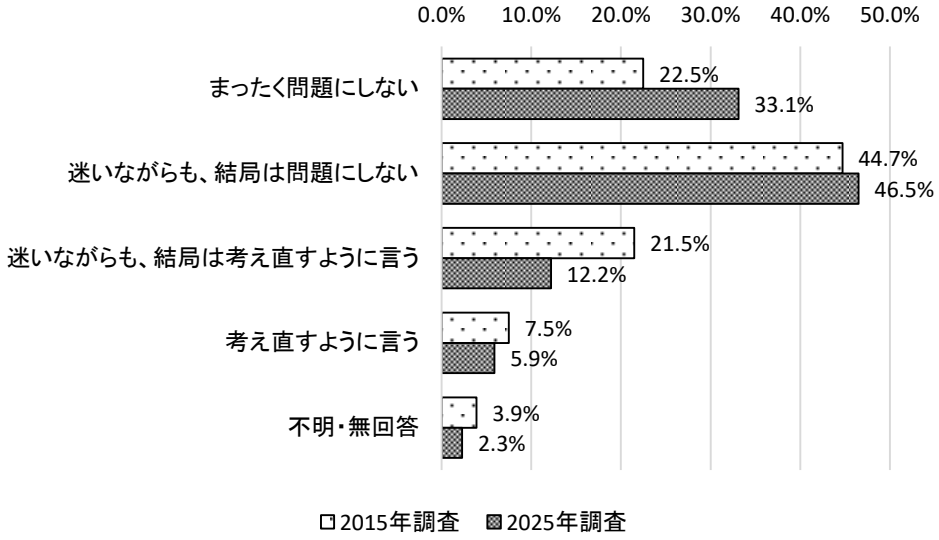
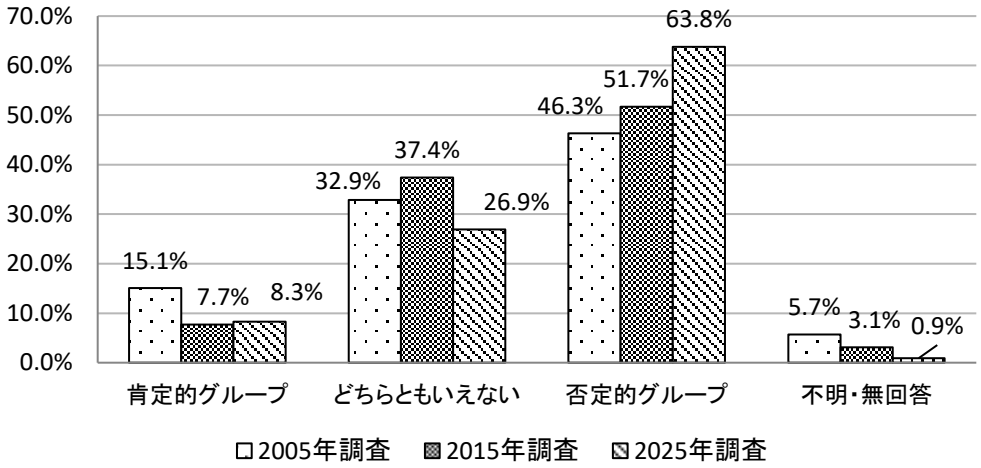


図 10 「外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない」という考えに対する意見



（６）ハンセン病回復者やハンセン病感染症患者等の人権

図 11 は、問５（４）子どもがハンセン病回復者の家族と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。「まったく問題にしない」が 28.5%、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 39.8%でハンセン病回復者の家族との結婚を認めるとした人の合計は 68.3%であった。2015 年調査では同じ質問においてこれが 51.4%あったことを踏まえると改善されている。しかしなお 28.3%の人がハンセン病回復者の家族と結婚を反対する状況が示されている。

図 12 は、問 11（2）「ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない」という考えに対する意見である。「そう思わない」が 44.1%、「どちらかといえばそう思わない」が 29.9%とこうした考え方を否定する住民の合計は 74.0%に上っている。しかしこの意見を肯定したり、どちらともいえないとしている人の合計がなお 24.1%ある。これは約４人に１人でありハンセン病回復者の家族に対する偏見・差別はなお根強いと言える。

図 11　子どもがハンセン病回復者の家族と結婚することになった場合の態度

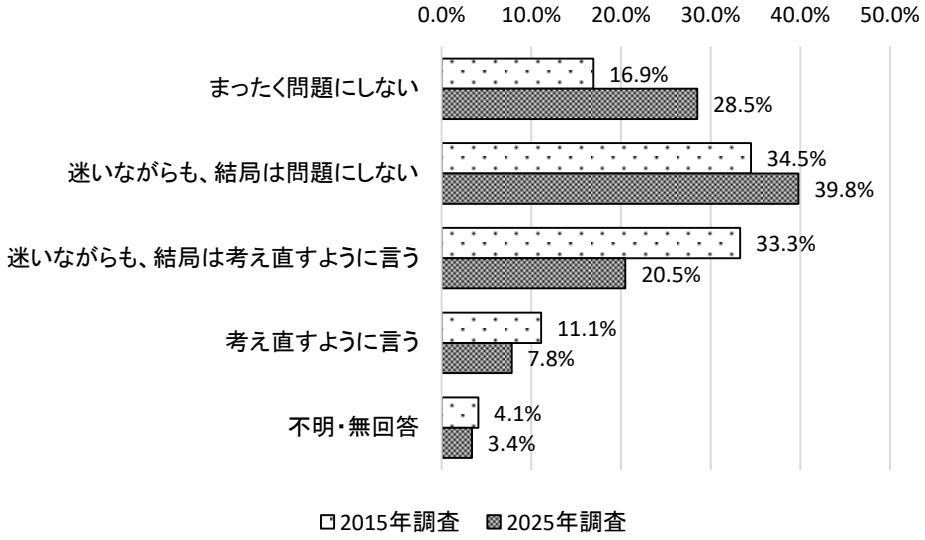
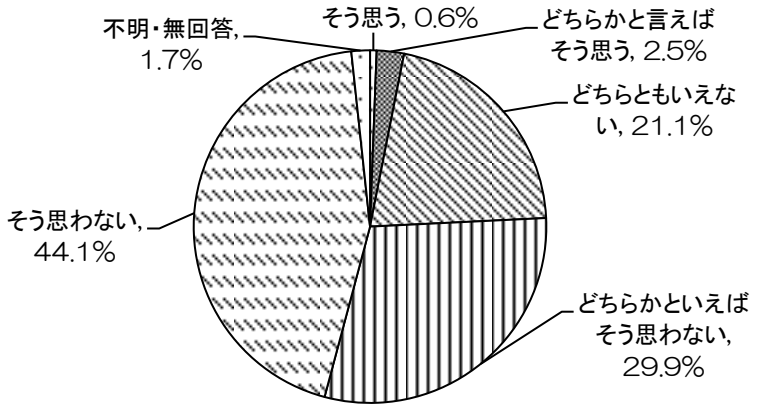


図 12　「ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない」という考えに対する意見



（7）HIV 陽性者の人権

図 13 は、問 5（5）子どもが HIV 陽性者と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。「考え直すように言う」が 27.7%、「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 33.9%と反対の意向を示した住民の合計は 61.6%であった。2015 年調査では同じ質問においてこれが 74.4%あったことを踏まえると改善されている。しかしなおこの問題に関する正しい認識が稀薄であり、HIV 陽性者に対する排除は厳しく存在していると言わざるを得ない。

図 14 は、問 11（3）「友人が HIV に感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける」という考えに対する意見である。「そう思う」が 23.8%、「どちらかといえばそう思う」が 27.4%でその合計は 51.2%と約半数にとどまっている。

問 13　子どもが HIV 陽性者と結婚することになった場合の態度

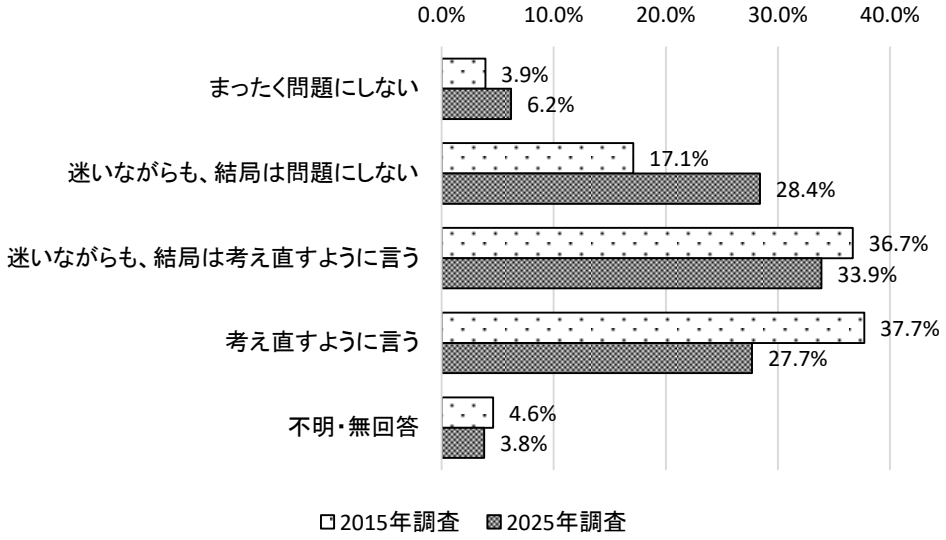
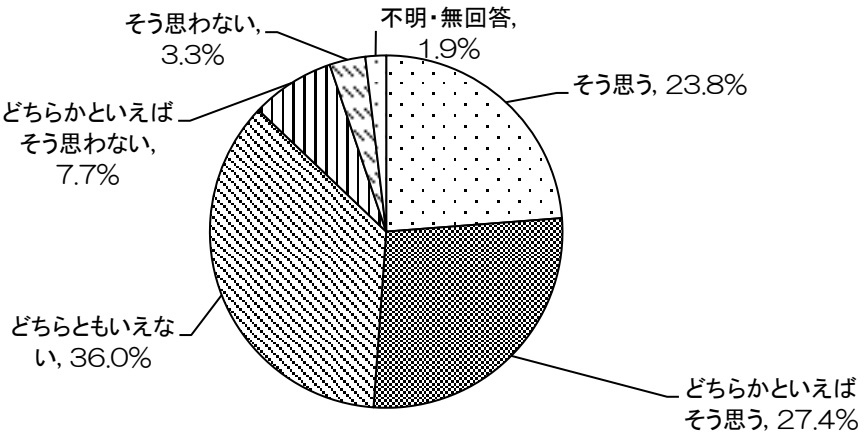


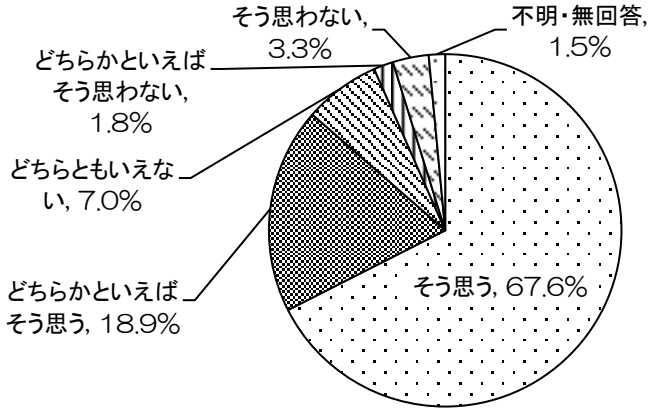
図 14　「友人が HIV に感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける」という考えに対する意見



（8）コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等の人権

図 15 は、問 11（4）「コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない」という考えに対する意見である。「そう思う」が 67.6%、「どちらかといえばそう思う」が 18.9%でその合計は 86.5%と多数を占めている。しかし「そう思わない」と「どちらかといえばそうそう思わない」と「どちらともいえない」の合計が 12.1%と約 8 人に 1 人存在する。コロナパニックは収まったとはいえ、人権の視点からの教訓を改めて共有することが提起されている。

図 15　「コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない」という考えに対する意見



（9）LGBTQ 等の性的少数者の人権

図 16 は、問 5（6）子どもが LGBTQ 等の性的少数者と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。「まったく問題にしない」が 16.0%、「迷いながらも、結局は問題にしない」が 37.1%でその結婚を認める人の合計は 53.1%で半数少々にとどまっている。

図 17 は、問 12（1）「ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である」という考えに対する意見である。「そう思う」が 17.4%、「どちらかといえばそう思う」が 17.1%で、こうした意見を肯定する住民はあわせて 34.5%に及んでいる。

「婚姻の自由」や「居住権」は全ての人に例外なく保障されなければならない基本的人権である。不十分だとの批判があるものの、2023 年 6 月からは「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」も施行されているが、この問題に関する住民の理解はまだまだ課題が多いことが示された。

図 16　子どもが LGBTQ 等の性的少数者と結婚することになった場合の態度

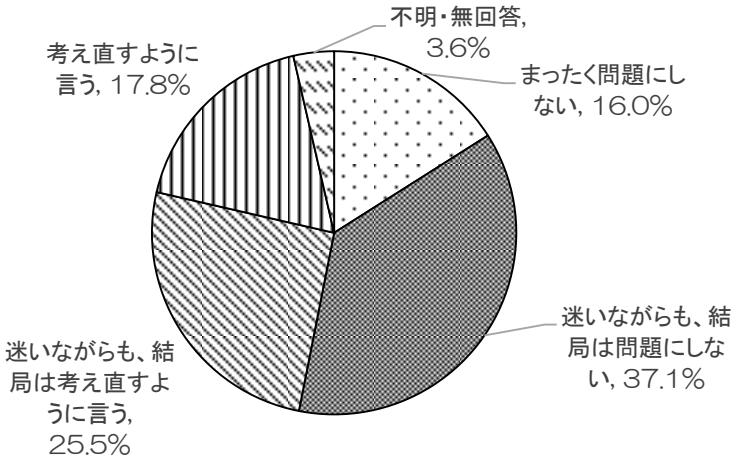
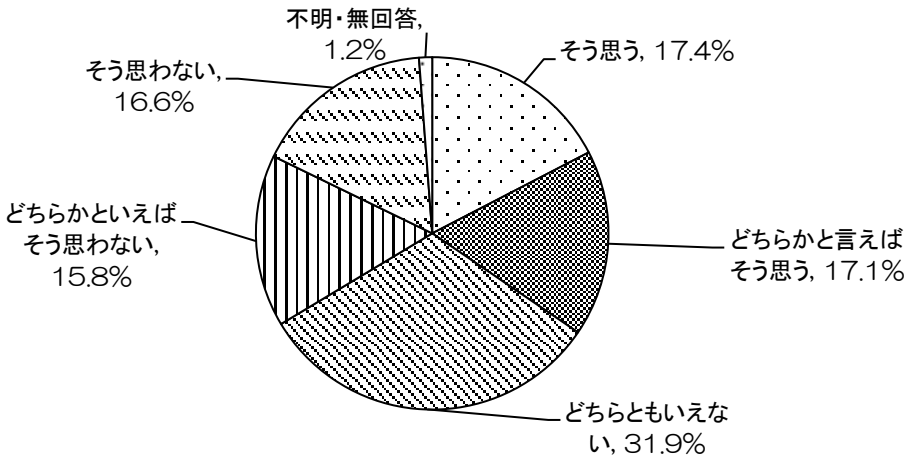


図 17　「ＬＧＢＴＱ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である」という考えに対する意見



（10）犯罪被害者やその家族の人権

図 18 は、犯罪被害者やその家族の人権に関する問 13（3）「刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである」という考えに対する意見である。「そう思う」が 47.0%、「どちらかといえばそう思う」が 33.1%で、こうした意見を肯定する住民は８割を超えている。

図 19 は、問 13（4）「報道、取材や一般人のＳＮＳ等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない」という考えに対する意見である。「そう思う」が 68.6%、「どちらかといえばそう思う」が 19.0%で、こうした意見を肯定する住民は 87.6%に達している。犯罪被害者やその家族の人権に関する理解は高いといえる。

図 18　「刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである」という考えに対する意見

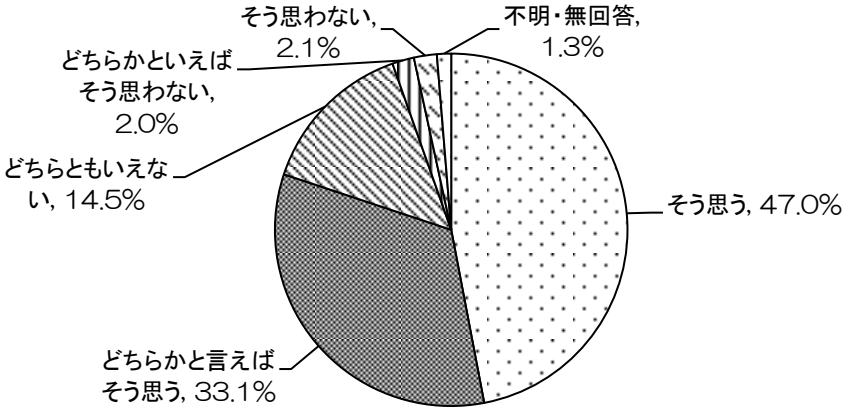
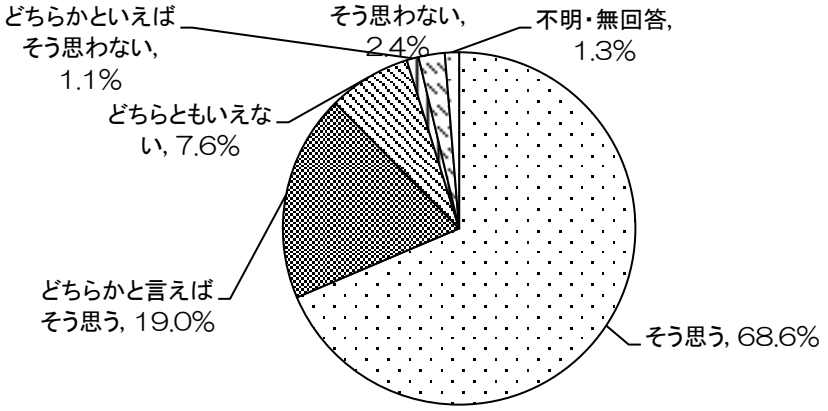


図 19　「報道、取材や一般人のＳＮＳ等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない」という考えに対する意見



（11）インターネット上の人権

表１は、問１４でのインターネット上の人権に関する４つの考えに対する意見を尋ねた結果である。それぞれの意見に対する、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせ肯定的グループの割合は次の通りであった。

「（１）インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ」では 78.9%、「（２）ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である」では 91.3%、「（４）差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ」では 81.6%といずれも圧倒的にこうした意見が支持されている。

行政に対して、インターネット上の人権課題を解決するために、プロバイダーへの削除要請や教育・住民啓発活動の推進、さらには法（条例）規制に関する取り組みが提起されている。なおその際、「（３）表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない」という意見を肯定するグループの割合が 25.4%あることにも留意する必要がある。

表１　「インターネット上の人権課題について、どう思いますか」の回答結果

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	不明・無回答
インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ	52.3%	26.6%	14.1%	2.0%	3.3%	1.7%
ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である	66.1%	25.2%	5.2%	0.5%	1.2%	1.8%
表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	10.2%	15.2%	35.2%	19.9%	17.5%	2.0%
差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ	43.9%	37.7%	11.7%	2.5%	2.4%	1.8%

（12）小活

子どもの人権や女性の人権に象徴されているように、20 年前、１０年前と比較して、住民の人権問題に関する意識が全般的に高まっていることが示されている。人権意識の高まりは可視化されにくいものであるが、調査の継続が不可逆的なその変化を明らかにしてくれた。この間の社会の変化が反映されているとともに、地道な教育・啓発の取り組みの結果と言えよう。

しかし、これで十分ではないこともまた調査から提起されている。子どもへの体罰を条件付とはいえ肯定している人が 11.2%存在し、「年老いたら子どもに従う方がよい」という意見もなお 34.5%存在している。障がい者、外国人、ハンセン病回復者の家族との結婚における反対意見はなお根強い。とりわけ HIV 陽性者や LGBTQ 等の人との結婚における反対意見は大変厳しい結果となった。コロナ禍での人権侵害の教訓化の徹底や、インターネット上の人権課題の理解増進も重要である。

調査が明らかにしたこの間の成果と課題を踏まえて、一層の取り組みの推進が求められている。

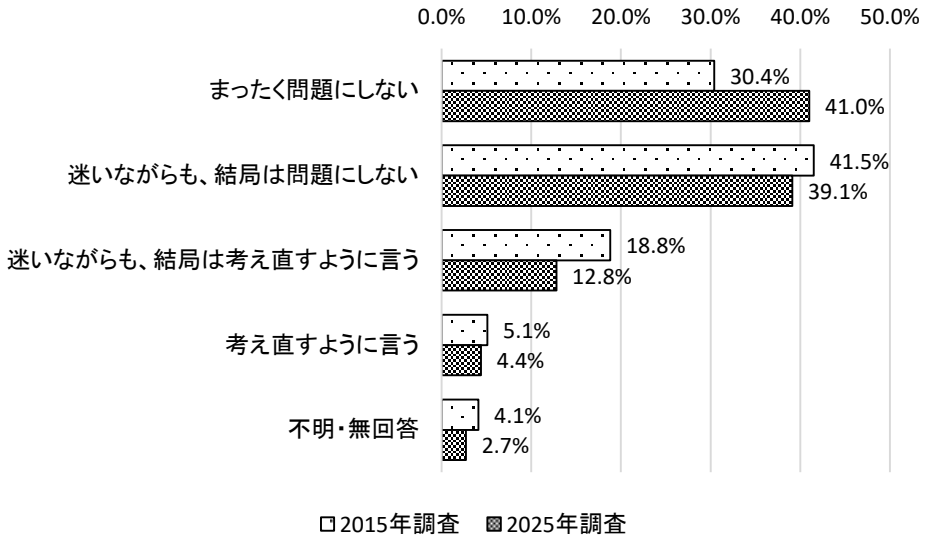
■［考察２］住民の意識から見えてくる部落差別の現実

今日の部落差別の現実について、住民の意識状況からこれを検証する。取り上げるのは（１）結婚差別問題（問５）、（２）部落に対する感情（問 20）、（３）「同和地区はこわい」とのうわさの流布（問 24）、（４）結婚差別の見聞経験（問 25）である。これらの調査結果を通じて今日の部落差別の現実をさぐる。なお必要に応じて過去の調査との比較も行うこととした。

（１）子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度

図 20 は、問５（３）子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度を尋ねている質問への回答結果である。2015 年調査に比べて「まったく問題にしない」が 30.4%から 41.0%へと 10 ポイント余り伸びている。勇気づけられる結果である。しかしなお「迷いながらも、結局は考え直すように言う」が 12.8%、「考え直すように言う」が 4.4%と同和地区出身者との結婚を反対する住民の割合が合わせて 17.2%となっている。この数値はゼロにならなければならないものであることを考えるとき、更なる取り組みの前進が求められている。

図 20　子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度



（２）「被差別部落」という言葉を聞いたときの感情

問 20 は「あなたは、「被差別部落」という言葉を聞いたとき、どのような感情を持ちますか」と尋ね、「上品な」「やさしい」「清潔な」「豊か」「働き者」という肯定的な感情を＜A＞群とし、これらと対をなす否定的感情である「下品な」「こわい」「不潔な」「貧しい」「なまけもの」を＜B＞群として提示している。調査結果は表２の通りであった。なお表２では回答結果を「A に近いグループ」と「B に近いグループ」に統合してその割合を示している。また「不明・無回答」は割愛している。

本来はこれらの項目における回答は「どちらともいえない」となるべきであるが、その割合は５割～7 割程度にとどまっており、「上品なー下品な」「やさしいーこわい」「清潔なー不潔な」「豊かー貧しい」では、強く「B に近いグループ」に偏っていることがわかる。これらの項目における「A に近いグループ」に対する「B に近いグループ」の倍率は、「上品なー下品な」で 8.8 倍、「やさしいーこわい」で 4.8 倍、「清潔なー不潔な」で 4.2 倍、「豊かー貧しい」で 8.0 倍に達している。強烈なマイナスイメージが部落に注がれている。明確な偏見の存在である。なお「働き者ーなまけもの」の項目だけは例外で、逆に「A に近いグループ」が「B に近いグループ」の 3.4 倍となっていることにも注目したい。

表２　「あなたは、「被差別部落」という言葉を聞いたとき、どのような感情を持ちますか」への回答結果（「不明・無回答」は割愛している）

＜A＞	1 非常にAに近い	2 ややAに近い	3 どちらともいえない(わからない)	4 ややBに近い	5 非常にBに近い	＜B＞
上品な	2.7%		64.2%	23.7%		下品な
やさしい	5.0%		61.3%	24.2%		こわい
清潔な	4.1%		68.6%	17.2%		不潔な
豊か	4.3%		51.4%	34.5%		貧しい
働き者	15.0%		71.5%	4.4%		なまけもの

（３）「同和地区はこわい」とのうわさの流布

図 21 は、問 24「あなたは、「同和地区はこわい」というような話を聞いたことがありますか」への回答結果を 2005 調査、2015 年調査と比較したものである。こうしたうわさを聞いたことがあるとしたものは 17.9%で調査ごとにその割合は減少している。しかし減少しているとはいえ、こうしたうわさがなおちまたで流れていることは確かであり、５～６人に１人が聞いている状況は決して楽観できるものではない。この状況が、表２の「やさしいーこわい」のイメージ形成に影響していることが推測される。

表３は、こうした「同和地区はこわい」という話を聞いたことがあると回答した人に、それは誰から聞いたのかを尋ねた結果である。「はっきり覚えていない」の 34.7%を除くと、最も多かったのは「家族」の 14.5%、次いで「近所の人」10.4%、「友人」7.5%、「職場の人」5.2%と続く。「学校の先生」という回答も 4.6%あり、「県や市町村の職員」との回答も 1.2%あった。

図 22 は、「同和地区はこわい」という話を聞いたときどう感じたかを尋ねた結果である。「そのとおりだと思った」が 3.5%、「そういう見方もあると思った」が 21.4%で合わせて 24.9%の人がそれを肯定的に受け入れている。「反発・疑問を感じた」はわずか 7.5%であった。例えばこれが「大阪府民はこわい」との話を聞いたときではこのような結果にはならないはずである。そこに部落に対する偏見の存在が垣間見える。同和地区に対する偏見が生活現場で継承・再生産されていることがうかがえる。

図 21　「あなたは、「同和地区はこわい」というような話を聞いたことがありますか」への回答結果

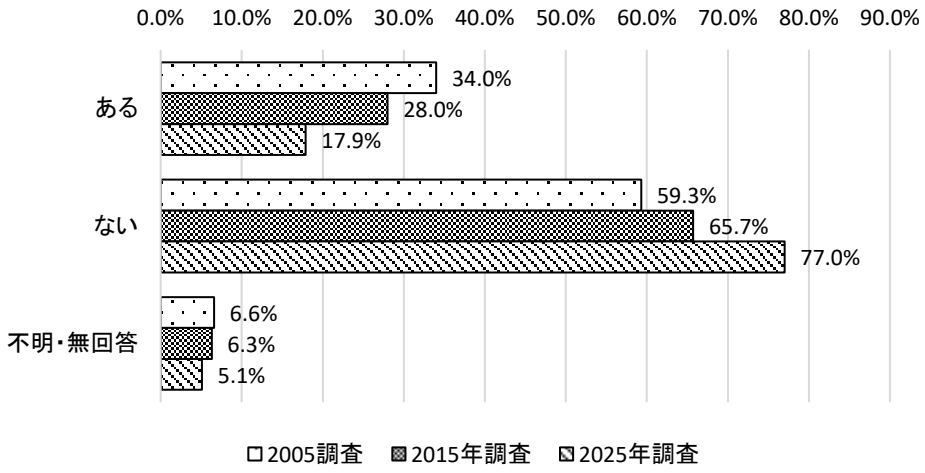
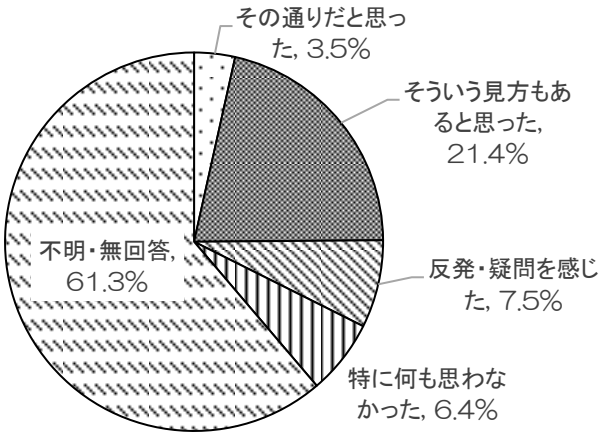


表 3　「同和地区はこわい」というような話を誰から聞いたのか

家族	親戚	近所の人	友人	職場の人	学校の先生	県や市町村の職員	知らない人	はっきり覚えていない	その他	不明・無回答
14.5%	4.6%	10.4%	7.5%	5.2%	4.6%	1.2%	2.9%	34.7%	5.8%	11.0%

図 22　「同和地区はこわい」というような話を聞いたときどう感じたか



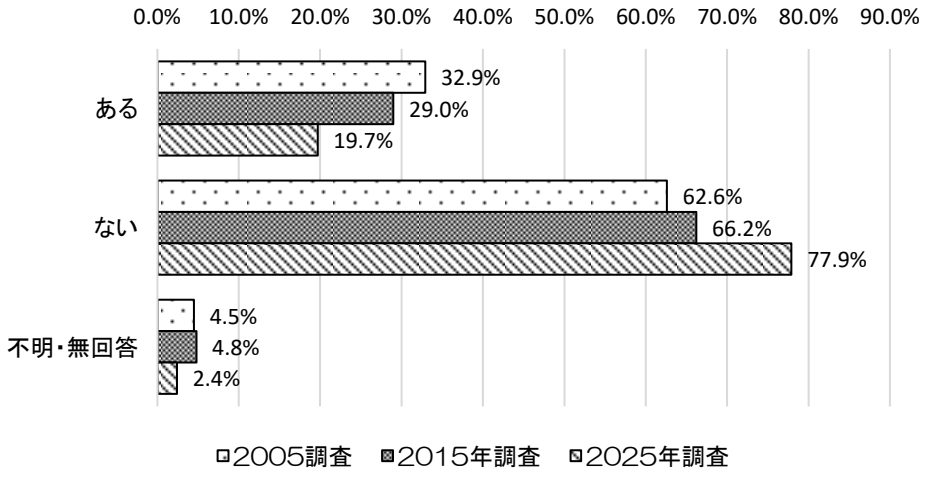
（4）同和地区の人との結婚でもめたり、反対にあったりしたことの見聞経験

図 23 は、問 25「あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがありますか」の回答結果である。「ある」は 19.7%で 2005 調査、2015 年調査に比べてあきからに減少している。

しかし 19.7%という数値は決して小さなものではない。5 人に 1 人が同和地区の人に対する結

婚差別を身近に見聞している。結婚差別がなお日常的になされていることがうかがえるとともに、そうしたことが身近で生じていることの周囲への影響が危惧される。

図 23　同和地区の人との結婚でもめたり、反対にあったりしたことの見聞経験



（5）小活

10 年、20 年のスパンから見ると住民の意識から見えてくる部落差別の現実は改善されてきている。まずはこの間の取り組みの成果を確認したい。しかし目標は部落差別の解消であることから見れば、まだまだ差別の実態は厳しいと言わざるを得ない。

子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合に「考え直すように言う」住民が減少したとはいえ 17.2%存在し、同和地区の人との結婚差別に関する見聞も 19.7%の人があるとしている。部落に対するマイナス感情も明らかに強い。「同和地区はこわい」とのうわさも生活のそこかしこで未だに流布しており、それを明確に否定できている状況には程遠い現状がある。

部落差別解消への歩みが進んでいることは確かである。しかし道半ばである。粘り強い取り組みでさらなる前進を期待したい。

■［考察３］住民は部落差別の現実を正しく認識しているだろうか

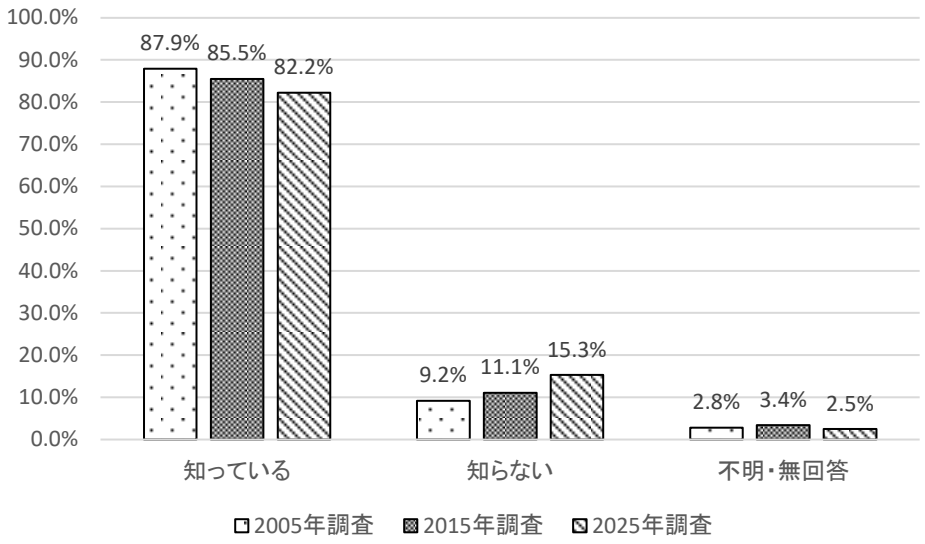
部落差別の正しい現実認識は、部落差別解消を目指す取り組みの前提でありスタートラインである。ここでは部落差別の現実がはたして住民に正しく認識されているのかどうかを検証する。

（1）部落差別の存在認知

図 24 は、問 19「あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれ、差別を受けている地区があることや差別を受けている住民がいることを知っていますか」への回答結果を 2005 年調査、2015 年調査と比較したものである。

「知っている」とした人が 82.2%と圧倒的に多いが、経年変化を見ると少しずつ減少していることがわかる。逆に「知らない」と答えた人が 15.3%となっている。

図 24　「あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれ、差別を受けている地区があることや差別を受けている住民がいることを知っていますか」への回答結果



（２）住民の部落差別の現実認識

表４は、問 22「あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次にみられるような人権侵害や問題などがあると思いますか」の回答結果である。設問に例示されている（１）～（６）に提示されている部落および部落出身者に対する人権侵害の問題はいずれも現に存在している部落差別の現実である。にもかかわらず、こうした現実が「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」を合計しても２割から３割台にとどまっている。逆に「無いと思う」と「どちらかといえば無いと思う」の合計は（１）～（４）で過半数を超えている。（５）と（６）でも４割を超えている。愕然とする結果であった。

（６）の「インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること」に至っては裁判にまでなっており、こうした「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」（部落差別解消推進法第一条）が 2016 年 12 月の部落差別解消推進法の制定にも深く関わっている重大な事態である。この問題ですら「あると思う」の合計は 34.0%にすぎず、「ないと思う」の合計の方が 41.8%と上回っている。

部落差別の現実が厳然と存在しているにもかかわらず、住民に正しく認識されていない状況を調査の結果は示している。重く受け止めなければならない。

表４　「あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次にみられるような人権侵害や問題などがあると思いますか」への回答結果

	1 あると思う	2 どちらかといえばあると思う	あると思うの合計	3 どちらかといえばないと思う	4 ないと思う	ないと思うの合計	5 わからない	6 不明・無回答
（1） 就職のときや職場で不利な扱いを受けること	9.5%	17.1%	26.6%	24.5%	28.2%	52.7%	18.4%	2.3%
（2） 地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること	7.8%	18.9%	26.7%	25.0%	30.7%	55.7%	15.2%	2.5%
（3） 身元調査をされること	8.0%	20.1%	28.1%	24.5%	25.5%	50.0%	19.3%	2.7%
（4） 行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること	6.8%	15.5%	22.3%	23.7%	32.0%	55.7%	19.4%	2.5%
（5） インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	12.1%	22.3%	34.4%	21.1%	21.0%	42.1%	20.5%	2.9%
（6） インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	13.0%	21.0%	34.0%	19.7%	22.1%	41.8%	21.2%	2.9%

（３）小活

部落差別の現実が存在するにもかかわらず、それが住民に正しく認識されていなければ差別はあたかもないことのように扱われる。そこからは取り組みの必要性などは語られない。それどころか「いつまでやっているのか」「そろそろ取り組みを終了してもいいのではないか」といった意見さえ出かねない。

差別の現実認識は取り組みの一切の前提であることを考えるとき、今回の調査結果で示された住民の「部落差別の現実認識」の誤りは放置できないものである。

■［考察４］差別解消への態度や行動を育むものの仮説検証

（１）仮説の設定

差別は人間が創り出したものである。人間が創り出した差別は、人間の取り組みによって必ず解消することができる。1965 年に出された同和対策審議会答申にあっても「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない」「いかなる時代が来ようとどのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない」と記されている。

では差別解消に向かう人間の取り組みはどのような事柄に影響を受けて形成されているのであろうか。本調査のデータを用いてこの問に迫っていきたい。

本調査において、部落差別解消への態度や行動を確かめているものとしてあるのが、問５（３）

の「子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度」に関する質問と、問 21「学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどのような対応をとりますか。またはとると思いますか」である。ではこれら質問への回答結果は何によって異なった結果が導かれているのだろうか。ここでは差別解消への態度や行動を育むものの探索として、次のような 2 つの仮説を設定してその検証を行う。

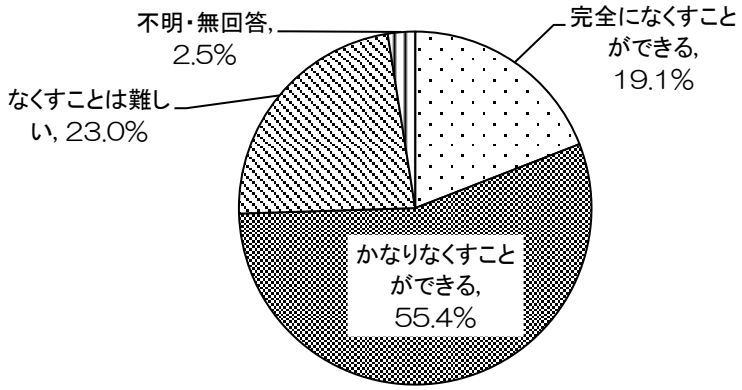
（2）[仮説１]の検証

[仮説１]「部落差別は解消される」との展望があってこそ初めて部落差別解消の取り組みへの建設的は姿勢や態度が生まれる。努力して取り組んでも部落差別を無くすことは難しいという認識からは「どうせ取り組んでも仕方がない」との消極的な姿勢や態度になりかねない。

本調査では、「部落差別は解消される」との展望については問 23「部落差別は将来なくすことができると思いますか」としてたずねている。これと部落差別解消への態度や行動を図るものとして取り上げた問５（３）および問 21 の回答結果との関わりを見る。

まずは、問 23「部落差別は将来なくすことができると思いますか」の回答結果を見ておきたい。図 25 がそれで、「完全になくすことができる」が 19.1%、「かなりなくすことができる」が 55.4%、「なくすことは難しい」が 23.0%であった。

図 25　「部落差別は将来なくすことができると思いますか」の回答結果



では、この部落差別解消への展望の違いが「部落差別解消の取り組みへの姿勢や態度」にどのような違いを生じさせているのか、問５（３）「子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度」の回答結果とのクロス集計が表５である。「まったく問題にしない」と明確に結婚差別を否定する態度を見ると、部落差別を「完全になくすことができる」人の場合は 65.3%に達している。「かなりなくすことができる」とした人の場合でも 41.0%であるが、「なくすことは難しい」人にあっては 27.4%にとどまっている。

次に部落差別解消への展望の違い別に見た問 21「学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどのような対応をとりますか。またはとると思いますか」の回答結果とのクロス集計が表６である。差別を黙認したり同調することなく、

「差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）」と差別解消への態度をとるとした人は、部落差別を「完全になくすことができる」人の場合は 49.4%、「かなりなくすことができる」とした人の場合は 40.9%であったが、「なくすことは難しい」人においては 30.4%と明らかに少ない。

「部落差別は解消される」との展望を獲得することが、部落差別解消への姿勢や態度に結びついていることがわかる。

表５　部落差別解消への展望別にみた「子どもが同和地区出身者と結婚することになった場合の態度」

	まったく問題にしない	迷いながらも、結局は問題にしない	迷いながらも、結局は考え直すように言う	考え直すように言う
完全になくすことができる	65.3%	26.1%	6.8%	1.7%
かなりなくすことができる	41.0%	42.7%	12.5%	3.8%
なくすことは難しい	27.4%	45.1%	20.0%	7.4%

表６　部落差別解消への展望別にみた「誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき」の態度

	差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）	気づかなかったふりをする（と思う）	表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）	その他
完全になくすことができる	49.4%	37.5%	1.2%	11.9%
かなりなくすことができる	40.9%	49.8%	2.7%	6.6%
なくすことは難しい	30.4%	58.9%	5.1%	5.6%

（３）［仮設２］の検証

［仮説２］「部落差別は解消される」との展望は、現代社会が差別をなくそうとする方向に進んでいるのか、逆にこうした方向には進んでいないと受け止めるのかという「人権に関する社会動向認識」が影響を与えている。現代社会が差別をなくし人権尊重を重視する方向に進んでいると受け止めている人ほど部落差別解消の展望は強く、逆に社会は差別解消、人権尊重に逆行していると感じている人にあっては部落差別解消の展望は弱い。

本調査において「人権に関する社会動向認識」を確かめているのは問４である。ここではＡ、Ｂ二人の意見を提示し、どちらに近いを問う中で回答者の「人権に関する社会動向認識」を確かめている。

問４　差別について、A、B二人の意見が次のように分かれました。あなたは次のAとBのどちらの意見に近いですか。

Aの意見：今日では差別は許されない状況にあり、差別をする人がやがて孤立してしまう。

Bの意見：世間ではまだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

［仮説２］は、「A の意見」の人ほど「部落差別は解消される」との展望は強く、「B の意見」の人ほどその展望は弱いということになる。そこで問４の回答結果の違い別に見た部落差別解消への展望を確かめた。それが表７である。

「A の意見に賛成」である場合、部落差別を「完全になくすことができる」人の場合は 34.5%で明らかに高い。「B の意見に賛成」や「どちらかといえばそう B の意見に賛成」「わからない」の場合は、「なくすことは難しい」人の割合がいずれも 25%を超えている。「人権に関する社会動向認識」が「部落差別は解消される」との展望に影響を与えていることがわかる。

なおここでは両変数の相関係数を提示しておく。用いているのはスピアマンの順位相関係数である。その結果は 1%水準で有意であり相関係数は 0.120 であった。明確に「人権に関する社会動向認識」が「部落差別は解消される」との展望に関わっていることが確認された。なおスピアマンの順位相関係数については別に記している通りである。

表７　A の意見、B の意見に対する考え別に見た部落差別解消への展望

	完全になくすことができる	かなりなくすことができる	なくすことは難しい
Aの意見に賛成である	34.5%	50.0%	15.5%
どちらかといえばAの意見に賛成である	19.8%	62.5%	17.7%
わからない	18.7%	55.9%	25.4%
どちらかといえばBの意見に賛成である	16.8%	57.0%	26.2%
Bの意見に賛成である	18.8%	53.6%	27.5%

相関

			nq4（問４）	q23q23（問23）
Spearmanのロー	nq4	相関係数	1.000	.120**
		有意確率（両側）		0.003
		度数	612	605
	q23q23	相関係数	.120**	1.000
		有意確率（両側）	0.003	
		度数	605	941

**. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

ところでこの「人権に関する社会動向認識」であるが、表８のとおり 2005 年調査および 2015 年調査の結果と比較すると「A の意見に賛成である」としている人の割合が低下している。今回の調査では、「今日では差別は許されない状況にあり、差別をする人がやがて孤立してしまう」という A の意見に「賛成」が 6.1%にとどまり、「どちらかといえば賛成」を合わせた合計においても 26.3%にとどまっている。近年の外国人に対する差別的・排外主義的な出来事やこれを煽る動き、インターネット上での部落差別の助長、SNS を通じた個人攻撃や差別的デマの拡散などが深刻化している。にもかかわらず、これに毅然と対抗し、有効な対処を講じきれていない国や自治体の状況を肌身に感じていることの結果でないかと推測される。こうした中で「わからない」とした人の割合が増加し、B の意見に「賛成」が 7.2%と初めて A の意見を上回った。留意する必要がある。

表８　人権に関する社会動向認識の経年変化

	Aの意見に賛成である	どちらかといえばAの意見に賛成である	わからない	どちらかといえばBの意見に賛成である	Bの意見に賛成である	不明・無回答
2005年調査	12.1%	20.6%	25.8%	26.7%	9.0%	5.9%
2015年調査	10.1%	19.6%	28.7%	28.0%	10.1%	3.4%
2025年調査	6.1%	20.2%	33.9%	29.9%	7.2%	2.7%

＜スピアマンの順位相関係数＞

相関係数とは、2 つの変数の関わりを検証するものである。数字の符号（プラス・マイナス）は関わりの方向を示しており、一方の変数の番号が大きくなる（小さくなる）ほど、他も大きくなる（小さくなる）場合、符号はプラスとなり正の相関と呼ぶ。逆に、一方が大きくなるほど他方が小さくなる場合、符号はマイナスになり府の相関と呼ぶ。

例えば、自動車の走行距離とタイヤの回転数は、走行距離が増えるほど回転数も増えるからプラスの相関がある。逆に、走行距離とガソリンの残量は、走行距離が増えるほど残量は経るからマイナスの相関がある。

相関係数の数字の絶対値の大きさは、相関の強さを示している。数字の右に書かれた「＊」や「＊＊」は、この相関係数が統計的な意味を持つものであるかどうかを示している。「＊＊」の場合は 1%水準で有意である（100 回同じ調査を行えば 99 回が同じ結果になる）ことを、また「＊」の場合は 5%水準で有意である（100 回同じ調査を行えば 95 回が同じ結果になる）ことを示している。これが付いていない場合は、統計的な意味は持つとは言い難いと判断される。

なおここで用いている相関係数はスピアマンの順位相関係数である。スピアマンの相関係数とは、数量そのものではなく、内容のレベルに順位を与えてそれに番号を付けることによって両変数の相関関係を見るものである。

（4）小活

「部落差別は解消される」との展望が部落差別解消の取り組みへの建設的な姿勢や態度に関わっている。そしてこの「部落差別は解消される」との展望は、「人権に関する社会動向認識」に影響を受けている。

人権に関する社会の取り組みは着実に前進している。これまでは人権の課題だとして社会の共通認識にされていなかった問題（例えばセクシャルマイノリティの問題や様々なハラスメントの問題など）が今日では重要な人権課題として捉えられている。また差別解消三法をはじめとする人権擁護に関する法令の整備も進んできた。こうした「人権に関する社会動向」を正しく伝えることの重要性を再確認したい。同時に「差別は解消される」という展望の共有をはかる取り組みの課題についてさらに探求することが求められている。

■［考察５］「寝た子を起こすな」論の検証

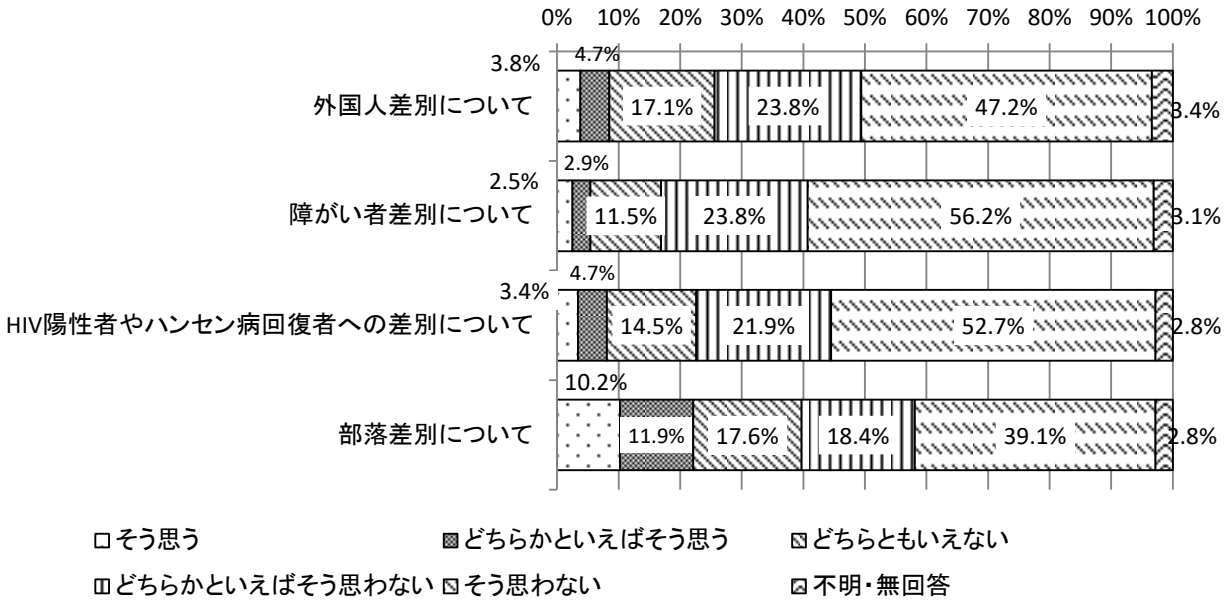
「寝た子を起こすな論」の克服は今日なお大きな課題である。同和対策審議会答申（1965 年）においても、「『寝た子を起こすな』式の考えで、同和問題はこのまま放置しておけば社会進歩にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」（第１部同和問題の認識）とこれをきっぱりと否定した。「そっとしておけば差別は自然になくなっていく」というこの主張は取り組みの展開を否定し、差別解消の前に立ちはだかる壁となる。たとえそれが「部落問題を解決しよう」という善意に立脚した誤解であってとしても、結果として差別の温存につながるものである。改めて本調査の結果から「寝た子を起こすな」論の実態を検証したい。

（1）「寝た子を起こすな」論に関する住民の実態

図 26 は、問１で質問している人権課題別に見た「寝た子を起こすな」論への考えである。「外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる」については「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 8.5%、障がい者差別については合計が 5.4%、HIV 陽性者やハンセン病回復者に対する差別については合計が 8.1%、部落差別については合計が 22.1%であった。いずれの人権課題においてもなお「寝た子を起こすな」論を支持している人が一定割合存在しているが、部落問題にあっては２割以上の住民が支持しており突出している。

外国人差別、障がい者差別、HIV 陽性者やハンセン病回復者差別は他者との明確な「属人的区別」が存在する。それによって差別の対象とすることはもちろん許されるものではない。一方部落差別については他者との明確な「属人的区別」は存在しない。こうした部落差別の特異性が「寝た子を起こすな」論の支持率を高めている背景に存在していることが推測される。

図 26　人権課題別の「寝た子を起こすな」論への考え



（2）「寝た子」は起こされている、しかも間違って起こされている

表９は、問 19-１で尋ねている同和問題を知ったきっかけ（認知経路）である。最も多かったのが「学校の授業で」の 59.6%であったが、次が「家族から」の 31.0%であった。こうした認知経路を私的な情報源と公的な情報源に分類すると、「家族から」以外にも「近所の人から」が 8.2%、「職場の人から」が 5.9%など、私的な情報源が大きな割合を占めていることがわかる。

つまり「寝た子を起こすな」論の主張通り、学校の授業や行政による啓発活動などを止めたところで、部落問題に関する情報が社会から無くなっていくわけではないことがわかる。「寝た子」は日常の市民生活の中で起こされているのである。

しかも私的な情報源にあっては、図 21 で見たとおり「同和地区の人はこわい」などというううわさがまだまだ残されており、表２で示したとおり、強いマイナスイメージが支配的である。インターネットの世界で差別的な情報があふれていることも周知のとおりである。だとすれば、学校での教育や住民啓発を行わずにそっとしておくということは、正しい部落問題に関する情報の蛇口が閉まるだけで、結果として、世間に漂う間違った部落問題情報に染まってしまうことを調査の結果は教えている。

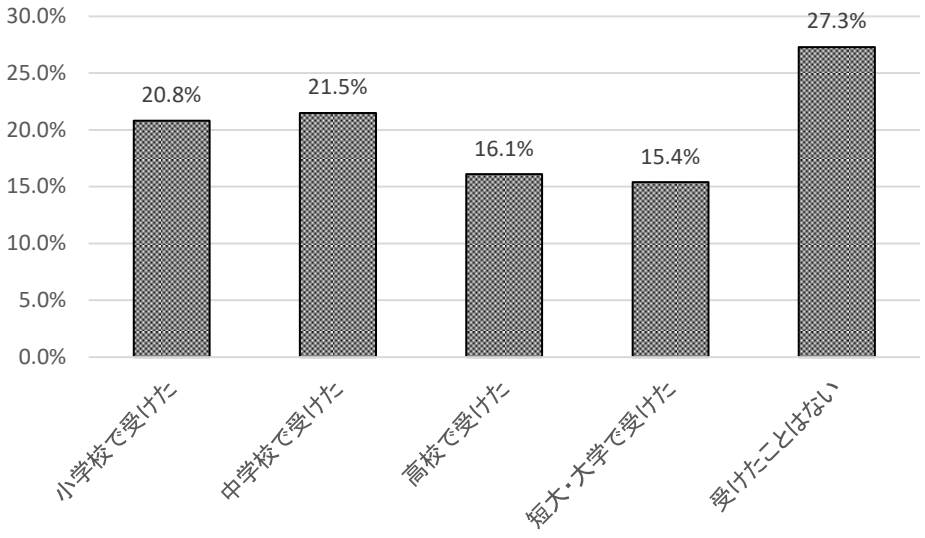
表９　同和問題を知ったきっかけ（複数回答可）

私的な情報源					公的な情報源				その他	
家族から	親戚の人から	近所の人から	職場の人から	学校の友人から	学校の授業で	テレビ・ラジオ・新聞・本などで	同和問題の集会や研修会で	県や市町村の広報紙や冊子で	はっきり覚えていない	その他
31.0%	5.2%	8.2%	5.9%	4.5%	59.6%	16.5%	19.3%	5.9%	7.4%	1.6%

（３）同和問題（部落問題）の学習経験と「寝た子を起こすな」論に対する考え

図 27 は、問 17 で尋ねている同和問題（部落問題）の学習経験の有無と「寝た子を起こすな」論への支持（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合を見たものである。「小学校で受けた」場合の支持率は 20.8%、中学校の場合は 21.5%、高校の場合は 16.1%、短大・大学の場合は 15.4%であったのに対して、「受けたことはない」人の場合は 27.3%と明らかに高い。学習経験のない人ほど「寝た子を起こすな」論への支持率が高いことがわかる。

図 27　同和問題（部落問題）の学習経験の有無と「寝た子を起こすな」論への支持の割合

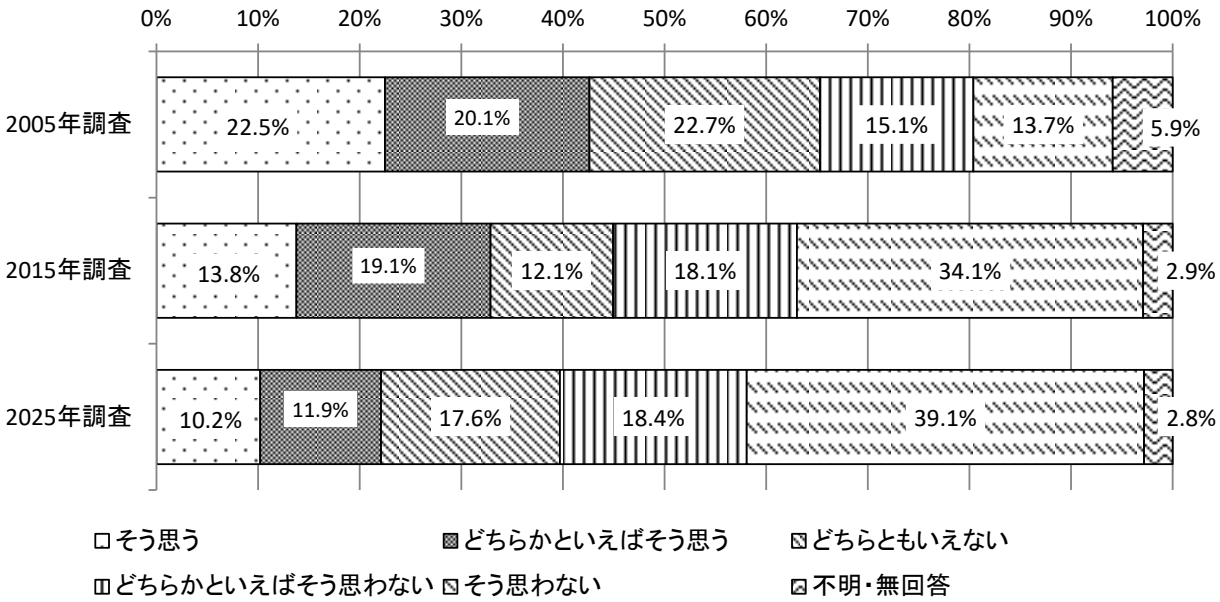


（４）「寝た子を起こすな」論への支持率の変化

図 28 は、「寝た子を起こすな」論への考え方の経年変化を示したものである。2005 年調査での部落問題に関する「寝た子を起こすな」論への支持（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は 42.6%、2015 年調査では 32.9%であったの対して、今回の調査では 22.1%と明らかに減少している。なお 5 人に 1 人以上がこの考え方に賛成している状況は看過できないとはいえ、この変化は高く評価したい。同和問題（部落問題）学習の蓄積を見る思いがする。

なお正確を期すために記しておくと、2005 年調査での「寝た子を起こすな」論に関する設問は、「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」という意見に対して、「非常に重要」「やや重要」「わからない」「あまり重要でない」「重要でない」の選択肢が提示されている。また 2015 年調査での「寝た子を起こすな」論に関する設問は、2025 年調査と同じ質問文であるが、選択肢が「この意見に賛成である」「どちらかと言えば賛成である」「わからない」「どちらかと言えば反対である」「この意見に反対である」となっている。データに大きな影響を及ぼすほどの差異ではないと判断して経年変化を見ている。

図 28　「寝た子を起こすな」論への考え方の経年変化



（4）小活

「寝た子」は起こされている、しかも取り組まなければ間違って起こされるという「寝た子を起こすな」論の誤りが改めて明らかになった。ただし部落問題における「寝た子を起こすな」論への支持は明確に減少してきている。この間の取り組みの成果である。しかしこの考え方の間違いや取り組みに与える悪影響を考えるとき、なお５人に１人以上がこの考え方に賛成している状況を放置してはならない。なお外国人差別、障がい者差別、HIV 陽性者やハンセン病回復者差別においても「寝た子を起こすな」論が存在していることに留意する必要がある。

■［考察６］年齢階層別人権意識・公務員の人権法令認知・デジタルディバイド問題への警戒

考察の最後に、年齢階層別人権意識・公務員の人権法令認知・デジタルディバイド問題に関わる調査結果を分析したい。

（1）年齢階層によって人権意識のレベルは異なっているだろうか

若い人ほど人権意識は高く高齢者は低いと言われてきた。それとは逆に、近年は若年層の人権意識の低下が指摘されている。果たして中高地区住民における人権意識は年齢階層によって影響を受けているのだろうか。

表 10 は、年齢階層別に見た人権意識レベルの分布である。これを見る限り人権意識が年齢階層によって異なっているとは言い難い。念のため、年齢階層と人権意識レベルとのスピアマンの順位相関係数をとってみたが、そこには有意な関係は認められなかった。つまり両者は相関していないことが示された。中高地区住民の実態を見る限り「若い人ほど人権意識は高く高齢者は低い」あるいは「近年は若年層の人権意識が低下している」との言説は当てはまらない。人権意識の高低は年

齢という自然の差異とは関係がないと言える。

表 10　年齢階層別に見た人権意識得点の分布

	人権意識得点高い	人権意識得点中位	人権意識得点低い
18～19歳	44.4%	33.3%	22.2%
20～29歳	33.8%	30.0%	36.3%
30～39歳	28.9%	28.9%	42.2%
40～49歳	32.8%	27.6%	39.6%
50～59歳	29.1%	31.9%	39.0%
60～69歳	36.1%	32.8%	31.1%
70～79歳	32.3%	31.1%	36.6%
80歳以上	29.6%	31.5%	38.9%

なおここでの人権意識レベルは、問２「あなたは、「差別」というものについて、どのようなお考えをお持ちですか。次の（１）～（10）のすべてについて、あなたのお考えに一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）」の回答結果を用いている。

このうち（１）（３）（５）（７）（９）（10）は正しい人権意識を述べているものなので、「そう思う」に５点、「どちらかといえばそう思う」に４点、「どちらともいえない」に３点、「どちらかといえばそう思わない」に２点、「そう思わない」に１点を配点した。逆に（２）（４）（６）（８）は人権意識として評価できないものであるため、「そう思う」に１点～「そう思わない」に５点を配点した。これらの人権意識得点を合計し、その合計得点人数をほぼ３等分して、「19 点～34 点」を「人権意識得点低い」、「35 点～38 点」を「人権意識得点中位」、「39 点～50 点」を「人権意識得点高い」としている。ちなみに（１）～（１０）の提示されている考え方は次の通りである。

（１）差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである
（２）差別は世の中に必要なこともある
（３）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある
（４）差別の原因は、差別される人の側に問題がある
（５）差別は法律で禁止する必要がある
（６）どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理である
（７）差別される人の話をきちんと聴く必要がある
（８）思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できる
（９）差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である
（10）差別の原因は、差別をする人の側に問題がある

（2）公務員の人権法令認知をチェックする

表 11 は、問 27（5）において仕事を「公務員」とした人を対象に、問 3 で尋ねている各種人権に関する法令のうち、「（1）あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例」、「（10）障害者差別解消法」、「（11）ヘイトスピーチ解消法」「（12）部落差別解消推進法」の認知状況を取り上げたものである。またそれぞれにおいて、住民全体の認知状況を表示している。

「あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例」においては、「どんな内容か知っている・内容を見たことがある」の割合は公務員が 12.7%に対して住民全体では 6.2%であった。公務員の認知率は住民全体の 2.0 倍高い。また「障害者差別解消法」にあっても公務員の認知率は 25.5%と住民全体の 11.9%の 2.1 倍高くなっている。とはいえ公務員のこの認知状況は低すぎるといわざるを得ない。さらに「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」にあっては住民全体の認知状況と変わらないことが示されている。

逆に公務員における「知らなかった」の割合が、「あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例」で 40.0%、「障害者差別解消法」で 23.6%、「ヘイトスピーチ解消法」で 30.9%、「部落差別解消推進法」で 20.0%もあった。「知らなかった」の割合がいずれにおいても住民全体より低いとはいえ、自分の地元の人権擁護条例や差別解消三法を「知らない」公務員がこれほど存在することは看過できない実態と言えよう。

言うまでもなく公務員は住民の人権を擁護する責務を負う者であり、差別解消の先頭に立って取り組むとともに、市民の人権意識の高揚に努めることが求められている。それは決して人権関係部局だけの課題ではなく、行政のすべての部局・分野において求められるものである。こうした状況の速やかな改善が求められる。

なお参考までに中高地区各市町村の人権擁護条例における行政の責務の条文を掲載しておく。

●中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

（市の責務）

第２条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

●山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例

（町の責務）

第２条　町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めなければならない。

●木島平村人権擁護に関する条例

（村の責務）

第２条　村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めなければならない。

●野沢温泉村差別撤廃・人権擁護に関する条例

（村の責務）

第２条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

表 11　公務員の人の地元の人権擁護条例及び「差別解消三法」の認知状況

		どんな内容か知っている・内容を見たことがある	内容は知らないが、名称は聞いたことがある	知らなかった
あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例	住民全体	6.2%	40.3%	52.1%
	公務員	12.7%	47.3%	40.0%
障害者差別解消法	住民全体	11.9%	45.7%	40.5%
	公務員	25.5%	50.9%	23.6%
ヘイトスピーチ解消法	住民全体	7.7%	40.5%	49.7%
	公務員	7.3%	61.8%	30.9%
部落差別解消推進法	住民全体	14.1%	53.5%	30.8%
	公務員	14.5%	65.5%	20.0%

（3）デジタルディバイド問題への警戒

デジタルディバイド問題が提起されて久しい。デジタルディバイド問題とは、高度情報化社会が進む中でインターネットやパソコンなどの情報通信手段を利用できる人とできない人、使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる情報格差問題である。これによって経済的、社会的な格差が導かれるが、とりわけ年齢の高い人、学歴の低い人、所得の低い人、障がい者などの階層がより多くの社会的不利益を被る状況が生じていることが指摘されている。

部落問題では、差別の結果教育を受ける権利が十分には保障されないもとで、多くの地区住民に非識字の状況を生じさせてきた。こうした結果が、文字情報化社会においては生活や人生の全ての分野における不利益を強いてきたことは周知のとおりである。それが今、高度情報化社会において同質の人権課題がネット社会の下で広く進行していることが危惧される。

本調査ではデジタルディバイド問題をストレートに把握するデータは収集されていないが、表 12 に示した年齢階層別の「問 27（1）あなたが日常に利用する主なメディアはどれですか」の調査結果は、この問題の存在を強く類推させている。

日常に利用する主なメディアが「インターネット（パソコン・スマートフォン）」とした人は 60 歳代以降大きく低下しており、70 歳代では 38.4%、80 歳以上では 17.5%であった。中高地区のいずれの市町村においても 65 歳以上の老年人口が 4 割前後の高い状況が生まれていることを踏まえれば、デジタルディバイド問題を人権の視点からしっかりとらえた対応が求められている。

なお、逆に「新聞」「書籍、雑誌」といった紙媒体の利用が年齢階層が若くなるほど低下傾向にある。啓発の取り組みにおいてこうした状況を踏まえた対応が必要と言えよう。

表 12　年齢階層別にみた「問 27（1）あなたが日常に利用する主なメディアはどれですか」（複数回答可）の調査結果

	新聞	書籍、雑誌	テレビ	ラジオ	インターネット（パソコン・スマートフォン）	その他
18～19歳	5.3%	10.5%	57.9%	15.8%	89.5%	5.3%
20～29歳	18.5%	8.6%	58.0%	12.3%	93.8%	0.0%
30～39歳	13.3%	15.6%	71.1%	16.7%	97.8%	0.0%
40～49歳	32.4%	21.3%	75.0%	19.1%	94.9%	0.0%
50～59歳	50.7%	21.8%	83.1%	29.6%	83.8%	0.7%
60～69歳	74.1%	24.9%	87.8%	35.4%	69.8%	0.0%
70～79歳	82.0%	26.7%	91.3%	27.3%	38.4%	0.7%
80歳以上	86.7%	30.0%	86.7%	30.0%	17.5%	1.7%

調査票

中高地区人権に係る住民意識調査

2025 年　8月
中野市
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村

■調査へのご協力のお願い

1　この調査は、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえで基礎資料として活用するため、人権問題についての意識やお考えをお聞きするもので、**中高地区４市町村が協力して実施**するものです。

2　この調査票は、４市町村の住民の中から、**無作為に約 3,000 名の方々（18 歳以上）を選び**、送付させていただいておりますことから、ご病気等によりご回答いただけない方にも届いてしまう場合がございますので、その際はご容赦くださいますようお願いします。

3　**無記名**でお答えいただきますので、どなたのお答えかは、わからないようになっています。あなた自身にご迷惑をかけることは一切ありません。また、**上記目的以外に使用することはありません。**

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願いします。

■ご記入上の注意

1　**あて名のご本人**が、お答えになってください（ただし、外国人の方等で日本語の読み書きが困難な場合、ご家族等の協力で本人がお答えください）。

2　ご回答は、黒のボールペンか鉛筆で、**設問の指示（「○は１つ」、「それぞれに○は１つ」、「○はいくつでも」、「問○へお進みください」など）**にしたがって、選択回答もしくは記述回答してください。

※ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）にお入れになり、**2025 年９月 22 日(月)必着で返送してください。**

☆インターネットによる回答も可能です。詳しくは裏表紙をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞

この調査票に関するご質問などは、下記までご連絡ください。

○中野市	人権・男女共同参画課	担当　西野	TEL　0269-26-2287（直）
○山ノ内町	人権政策室	担当　堀内	TEL　0269-38-0373（直）
○木島平村	人権推進室	担当　宮﨑	TEL　0269-82-2041（直）
○野沢温泉村	人権対策室	担当　片桐	TEL　0269-85-3112（直）

A　人権や差別についての考え方・知識についてお尋ねします。

問1　次のような意見があります。あなたはどう思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に、例にならって○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
例：法律で禁止すれば、自然に差別はなくなる	1	2	(3)	4	5
(1) 外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
(2) 障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
(3) HIV陽性者やハンセン病回復者(及びその家族)に対する差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
(4) 部落差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5

問2　あなたは、「差別」というものについて、どのようなお考えをお持ちですか。次の(1)～(10)のすべてについて、あなたのお考えに一番近い番号に○をしてください。
(それぞれに○は１つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
(2) 差別は世の中に必要なこともある	1	2	3	4	5
(3) あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因は、差別される人の側に問題がある	1	2	3	4	5
(5) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理である	1	2	3	4	5
(7) 差別される人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
(8) 思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できる	1	2	3	4	5
(9) 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(10) 差別の原因は、差別をする人の側に問題がある	1	2	3	4	5

問3　あなたは、次の人権に関する法令や宣言等があることをどの程度ご存知ですか。次の(1)～(14)のすべてについて、該当する番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 どんな内容か知っている・内容を見たことがある	2 内容は知らないが、名称は聞いたことがある	3 知らなかった
(1) あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例	1	2	3
(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	1	2	3
(3) 個人情報保護法	1	2	3
(4) 同和対策審議会答申	1	2	3
(5) 世界人権宣言	1	2	3
(6) いじめ防止対策推進法	1	2	3
(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
(8) LGBT理解増進法	1	2	3
(9) アイヌ施策推進法	1	2	3
(10) 障害者差別解消法	1	2	3
(11) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(12) 部落差別解消推進法	1	2	3
(13) 高齢者の虐待防止法	1	2	3
(14) ハンセン病問題基本法	1	2	3

問4　差別について、A、B二人の意見が次のように分かれました。

Aの意見:今日では差別は許されない状況にあり、差別をする人がやがて孤立してしまう。
Bの意見:世間ではまだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

あなたは次のAとBのどちらの意見に近いですか。(○は1つ)

1　Aの意見に賛成である
2　どちらかといえばAの意見に賛成である
3　わからない
4　どちらかといえばBの意見に賛成である
5　Bの意見に賛成である

B　人権問題に対する様々な課題についてお尋ねします。

問5　あなたのお子さんが恋愛をし、結婚を考えている相手またはパートナーとして考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか。次の(1)～(6)のすべてについて、あてはまる番号に○をしてください(お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください)。(それぞれに○は1つ)

	1 まったく問題にしない	2 迷いながらも、結局は問題にしない	3 迷いながらも、結局は考え直すように言う	4 考え直すように言う
(1) 障がい者	1	2	3	4
(2) 外国人	1	2	3	4
(3) 同和地区出身者	1	2	3	4
(4) ハンセン病回復者の家族	1	2	3	4
(5) HIV陽性者	1	2	3	4
(6) LGBTQ等の性的少数者	1	2	3	4

問6　あなたは、子どもの人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である	1	2	3	4	5
(2) 親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ない	1	2	3	4	5
(3) 学校での教育的な体罰は、やむを得ない	1	2	3	4	5
(4) 犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ	1	2	3	4	5

問7　あなたは女性の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよい	1	2	3	4	5
(2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は今もある	1	2	3	4	5
(3) 地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい	1	2	3	4	5
(4) 女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある	1	2	3	4	5

問8　あなたは、高齢者の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 年老いたら、子どもに従う方がよい	1	2	3	4	5
(2) 高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題である	1	2	3	4	5
(3) 一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである	1	2	3	4	5
(4) 特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪い	1	2	3	4	5

問9　あなたは、障がい者の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだ	1	2	3	4	5
(2) 障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ	1	2	3	4	5
(3) 障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい	1	2	3	4	5
(4) 自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だ	1	2	3	4	5

問 10　あなたは、外国人の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	1	2	3	4	5
(2) 外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がない	1	2	3	4	5
(3) 外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない	1	2	3	4	5
(4) 外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ	1	2	3	4	5

問 11　あなたは、ハンセン病や感染症患者等に関する人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がない	1	2	3	4	5
(2) ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない	1	2	3	4	5
(3) 友人がHIVに感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
(4) コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない	1	2	3	4	5

問 12　あなたは、LGBTQ※等の性的少数者の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。
(それぞれに○は1つ)

		1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1)	LGBTQ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である	1	2	3	4	5
(2)	友人がLGBTQ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
(3)	LGBTQ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がない	1	2	3	4	5
(4)	同性の婚姻を法的に認めるべきである	1	2	3	4	5

※ LGBTQ：女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、異性も同性も好きになる人(バイセクシャル)、生物学的な性と性自認が異なる人(トランスジェンダー)、性自認や性的指向が明確でない人(クエスチョニング)の略

問 13　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。
(それぞれに○は1つ)

		1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1)	犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきである	1	2	3	4	5
(2)	事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ない	1	2	3	4	5
(3)	刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである	1	2	3	4	5
(4)	報道、取材や一般人のSNS等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない	1	2	3	4	5

問 14　あなたは、インターネット上の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ	1	2	3	4	5
(2) ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である	1	2	3	4	5
(3) 表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	1	2	3	4	5
(4) 差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ	1	2	3	4	5

C　人権問題や差別への対応についてお尋ねします。

問 15　もし、あなた自身やあなたの家族が人権を侵害されることがあったとき、あなたはまずどのような対応をしますか。(○は1つ)

1　相手に抗議する　→　問16へお進みください
2　身近な人に相談する　→　問15-1へお進みください
3　相談しないで我慢する　→　問16へお進みください

問 15 で「2　身近な人に相談する」を選ばれた方にお尋ねします。

問 15-1　どのような人に相談しますか。(○はいくつでも)

1　家族
2　友人・知人
3　教師
4　人権問題に詳しい人
5　弁護士
6　NPOや市民団体等
7　法務局や人権擁護委員
8　各地区の役員(区長・民生委員など)
9　市町村の窓口
10　警察
11　その他(具体的に:　　)

すべての方にお尋ねします。

問 16　あなたの知り合いの中で、差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人はいますか。(○は1つ)

1　いる　→　問16-1へお進みください　　2　いない　→　問17へお進みください

問 16 で「1　いる」を選ばれた方にお尋ねします。

問 16-1　その差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人は誰ですか。
（○はいくつでも）

1　家族	5　職場の人
2　親戚	6　学校の先生
3　近所の人	7　県や市町村の職員
4　友人	8　その他（具体的に:　　）

D　同和問題（部落問題）に関する学習経験についてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問 17　あなたは、学校で同和問題（部落問題）についての学習を受けましたか。（○はいくつでも）

1　小学校で受けた
2　中学校で受けた
3　高校で受けた
4　短大・大学で受けた
　→ 問17-1へお進みください

5　受けたことはない
　→ 問18へお進みください

問 17-1　そうした学習を受けたことについて、どう感じていますか。（○は1つ）

1　学習を受けてよかったと思っている
2　学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている
3　受けない方がよかったと思っている
4　わからない
5　その他（具体的に:　　）

すべての方にお尋ねします。

問 18　あなたは、地域や職場での同和問題についての学習や研修に参加したことはありますか。
（○はいくつでも）

1　市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した
2　職場の研修に参加した
3　地域（地区）懇談会に参加した
4　毎年8月に開催される、中高地区4市町村合同の「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」に参加した
5　その他（　　）
　→ 問18-1へお進みください

6　参加したことはない
　→ 問18-2へお進みください

問 18 で「1」から「5」を選ばれた方にお尋ねします。

問 18-1　参加して最も印象に残っている研修会はどのような内容でしたか。（○は1つ）

1　市町村及び地域で人権問題に携わる人の話
2　学校の先生の話
3　被差別当事者（同和地区住民）の話
4　DVD、映画など
5　グループになって話し合ったこと
6　いろいろな住民が意見発表すること
7　その他（具体的に:　　）

問 18 で「6　参加したことはない」を選ばれた方にお尋ねします。

問 18-2　どのような研修会であれば参加できますか。（○はいくつでも）

1　夜間に開催される研修会
2　日曜日や祝日に開催される研修会
3　内容が魅力的な研修会
4　自宅や職場の近くで開催される研修会
5　その他（具体的に:　　）

E　同和問題（部落問題）の認知や意識についてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問 19　あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれ、差別を受けている地区があることや差別を受けている住民がいることを知っていますか。（○は1つ）

1　知っている　→　問19-1へお進みください　　2　知らない　→　問20へお進みください

問 19 で「1　知っている」を選ばれた方にお尋ねします。

問 19-1　あなたが同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（○はいくつでも）

1　家族から聞いた
2　親戚の人から聞いた
3　近所の人から聞いた
4　職場の人から聞いた
5　学校の友人から聞いた
6　学校の授業で聞いた
7　テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8　同和問題の集会や研修会で知った
9　県や市町村の広報紙や冊子で知った
10　はっきり覚えていない
11　その他（具体的に:　　）

すべての方にお尋ねします。

問 20　あなたは、「被差別部落」という言葉を聞いたとき、どのような感情を持ちますか。次の（1）～（5）について、あなたの感情に一番近い番号に○をしてください。
（それぞれに○は1つ）

＜A＞	1 非常にAに近い	2 ややAに近い	3 どちらともいえない（わからない）	4 ややBに近い	5 非常にBに近い	＜B＞
（1）　上品な	1	2	3	4	5	下品な
（2）　やさしい	1	2	3	4	5	こわい
（3）　清潔な	1	2	3	4	5	不潔な
（4）　豊か	1	2	3	4	5	貧しい
（5）　働き者	1	2	3	4	5	なまけもの

問 21　学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどのような対応をとりますか。またはとると思いますか。（○は 1 つ）

1　差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）
2　気づかなかったふりをする（と思う）
3　表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）
4　その他（具体的に:　　）

問 22　あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次にみられるような人権侵害や問題などがあると思いますか。次の（1）～（6）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は1つ）

	1 あると思う	2 どちらかといえばあると思う	3 どちらかといえばないと思う	4 ないと思う	5 わからない
（1）　就職のときや職場で不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
（2）　地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること	1	2	3	4	5
（3）　身元調査をされること	1	2	3	4	5
（4）　行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること	1	2	3	4	5
（5）　インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	1	2	3	4	5
（6）　インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	1	2	3	4	5

問 23　部落差別は将来なくすことができると思いますか。（○は1つ）

1　完全になくすことができる
2　かなりなくすことができる
3　なくすことは難しい

問 24　あなたは、「同和地区はこわい」というような話を聞いたことがありますか。（○は1つ）

1　ある　→　問24-1、24-2、24-3へお進みください　　2　ない　→　問25へお進みください

問 24 で「1　ある」を選ばれた方にお尋ねします。

問 24-1　こわいという話を誰から聞きましたか。（○は1つ）

1　家族
2　親戚
3　近所の人
4　友人
5　職場の人
6　学校の先生
7　県や市町村の職員
8　知らない人
9　はっきり覚えていない
10　その他（具体的に:　　）

問 24-2　その話を聞いたときどう感じましたか。（○は1つ）

1　そのとおりだと思った
2　そういう見方もあると思った
3　反発・疑問を感じた
4　特に何も思わなかった

問 24-3　それは、どんな内容でしたか。（自由記載）

すべての方にお尋ねします。

問 25　あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがありますか。（○は1つ）

1　ある　　2　ない

問 26　あなたは、同和地区の人との付き合いはありますか。（○は1つ）

1　ある　→　問26-1へお進みください
2　ない　　問27へお進みください
3　わからない

問 26 で「1　ある」を選ばれた方にお尋ねします。

問 26-1　それは、どの程度のお付き合いでしょうか。（○はいくつでも）

1　近所付き合いをしている
2　自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている
3　福祉や教育のことなどでの地域の取組を一緒にしている
4　同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある
5　民謡や踊り、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている
6　盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている
7　学校時代から付き合っている友人である
8　その他（具体的に:　　）

F　あなた自身のことについてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問 27　あなた自身のことについて、次の（1）～（5）のすべてにお答えください。

（1）　あなたが日常に利用する主なメディアはどれですか。（○はいくつでも）

1　新聞　　2　書籍、雑誌　　3　テレビ　　4　ラジオ
5　インターネット（パソコン・スマートフォン）　　6　その他（　　）

（2）　あなたがお住まいの市町村はどれですか。（○は1つ）

1　中野市　　2　山ノ内町　　3　木島平村　　4　野沢温泉村

（3）　あなたの性別についてお答えください。（○は1つ）

1　男性　　2　女性　　3　（　　）

（4）　あなたの年代についてお答えください。（○は1つ）　令和7年8月1日現在

1　18～19歳　　5　50～59歳
2　20～29歳　　6　60～69歳
3　30～39歳　　7　70～79歳
4　40～49歳　　8　80歳以上

（5）　現在、あなたはどのような仕事（主なもの）に就いていますか。（○は1つ）

1　農林業（家事従事者も含む）
2　農林業以外の自営業（家事従事者も含む）
3　自由業・専門職（開業医・弁護士・芸術家・学者など）
4　商工サービス業（商店・飲食店の店員等）
5　会社員（民間企業、各種団体など）
6　公務員
7　家事専業
8　無職（学生含む）
9　その他（具体的に:　　）

G 自由意見

問 28 人権問題や差別に関して、何でも結構ですのでお聞かせください。

以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。